

CONTENTS

Opening essay:
"Origami" as a Medium of Information Transmission in Medieval Japan
[*Motoo Endo*]—— i

Faculty Papers

Art, Technology, and STS: A Theoretical Reflection on
Technology-driven Contemporary Art [Masato Fukushima]—— 1

Progress and Impacts of the Farm-to-School Project:
The Case of Yamae Village, Kumamoto Prefecture
[Shino Namiki, Noboru Koshizuka]—— 17

The Regulation of Hate Speech and Inherent Limitations (2):
On the Nature of Illocutionary Norm-Enactment and Defeasibility
[Naoya Nagaisbi]—— 35

Photography & Copyright, 1950-1970:
The Legislative Process and Photographers' Activities regarding the
Term of Copyright Protection for Photographic Works in the
Comprehensive Reform of the Japanese Copyright Law
[Yumi Aota, Machiko Sakai]—— 57

A Study of the Current Status and Challenges of Policies to
Support Female Researchers in Academic, Scientific, and
Technological Fields in Japan [Mariko Ogawa]—— 91

Refereed Papers

Burn the "Bad" Organization:
The Logic of Networked Misogyny in Harassment Against Colabo
[Junxiao Leng, Azusa Karai]—— 113

Beauty Practice and Phases of Masculinity among South Korean Men:
Communication in the Military [Saki Kobira]—— 135

Field Review

An Approach to Understanding Climate Change from the
Northern Limit of the Japanese Eel [Mari Kuroki]—— 155



情 報 学 研 究
JOURNAL OF INFORMATION STUDIES

学環

思考の環

中世日本の情報伝達媒体としての「折紙」

〔遠藤 基郎〕—— i

教員研究論文

アート、テクノロジー、STS

－新規テクノロジー型現代アートに関する理論的試論

〔福島 真人〕—— 1

学校給食における地産地消の発展策と影響

－熊本県山江村の事例から

〔並木 志乃、越塚 登〕—— 17

オンライン・ヘイトスピーチ規制の法内在的制約(2)

－発語内的な規範設定の特質とその阻却可能性

〔永石 尚也〕—— 35

写真の著作権保護期間をめぐる議論

－戦後の著作権法全面改正と写真家の活動

〔粟生田 弓、酒井 麻千子〕—— 57

学術・科学技術分野における女性研究者支援政策の現状と課題

〔小川 真理子〕—— 91

査読研究論文

「悪」の団体を燃やす

－Colaboに対するハラスメントにはたらくネットワーク・ミソジニーの論理

〔冷 君暁、唐井 梓〕——113

韓国男性にみる美容実践と男性性の位相

－軍隊におけるコミュニケーションに注目して

〔小平 沙紀〕——135

フィールド・レビュー

北限のニホンウナギから気候変動を捉える

〔黒木 真理〕——155



思考の環

OPENING ESSAY

中世日本の情報伝達媒体としての「折紙」

この場でいうのも憚られるが「メディア」＝「情報を記録・伝達・保管する媒体」である。もっとも今日ただちに想起されるのは、新聞・雑誌・ラジオ・テレビの「マスメディア」や、ネット上のSNSや動画サイトその他諸々の媒体であって、つまるところ近代以降の不特定多数を対象とした情報発信で、受信者はもちろん、ネット上では発信者ですら匿名であることがひとつの特徴のように思われる。

ところで政府・地方自治体、あるいは裁判所が、その権能にもとづき様々な書面（官報や召喚状など）を作成し、通知行為を行ったり、逆に人々が申請・提訴のための書面を関係機関に提出したりする。これらの書面も、情報伝達媒体という点では「メディア」であろうが、これらを「メディア研究の素材である」と言えば、おそらく大方は首をかしげるであろう。

そういった訳で、前近代の日本史領域において「メディア論」というのは盛り上がりにくい。というのは、通常の「メディア」に合う事象が現れるのは、19世紀以降の江戸時代（大都市江戸の瓦版）、あるいは、都市部でのその需要層の拡がりから浮世絵・文学作品なども含めたとしてもせいぜい18世紀以降に過ぎない。それ以前、私が専門とする中世史（おおむね12～15世紀）についていえば、匿名性が高く不特定多数を対象とするメディアはあろうはずもない。

ただしこの分野でも「情報論」が前世紀最末

期から一時高まったことがある。そこで扱われたものは中世当時の言葉で「風聞」と言われた「うわさ」であったり、戦国大名が書状でやり取りする政情・軍事情報などであったりした。前者はSNSでの真偽不明の匿名性に通じる。後者は「情報戦」、つまり「インテリジェンス」論という別の情報論に通じる。

ただしそれ以降、残念ながら「中世歴史情報論」は後が続かなかった。やはり匿名性の高い媒体がないということが大きく影響しているのだろう。ということで、私もこのあたりで筆を置くべきだが、そういう訳にはいくまい。

文字・数字の発明が人類史の上で大きな画期となる情報伝達手段の変わり目であり、まさに近代の成立にメディアが大きな役割を担ったことなどを踏まえると、人類のひとりである我が中世日本人が文字・数字に対して、どのような使い方・向き合い方をしてきたかを考えることは、情報伝達の人類史の一部を構成するだけの意味はあろう。

ところで「文字」を使って書かれたものを対象とした研究において、明治以来の長い伝統が中世史研究にはある。「古文書学」である。この分野の必修科目である。ところが中世古文書で主要なものは、最初に述べた支配者と被支配者間での告知・保証・請願に関するものである。したがって、現代メディア論とはおよそ趣の異なるものとなるのはやむをえない。

さて古文書学が必修なのは、研究の第一歩と

しての史料を読むための素養・技能習得のためでもあるが、案外、中世社会の息づかいを感じる場合もある。やはり中世人が実際に目にしたものの魅力は大きい。

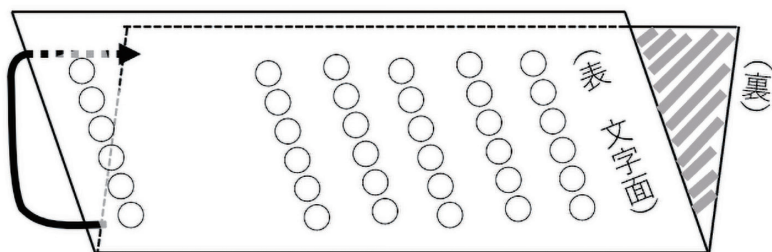
とりわけこうした魅力は、「モノ」としての素材・形態に注目すると実感できるように思われる。たとえば使用される紙の質や形態的な使用方法の違いと、その違いの意味を考えるような場合である。

中世における料紙の大きさは大小様々だが、標準的な使い方は紙漉き直後の形をほぼそのまま使うことで、その場合の縦横比は、おおよそ1:1.3強となり、これを堅紙（たてがみ）という（実際は横長であるのだが）。ところが、これをふたつに折った使用方法があって、これが折紙と呼ばれる（もちろんあの「折り紙」ではない）。図で示したように堅紙を縦方向に半分に折り、山折りを下にして、半面に書く。続きがある場合は、左右180度反転させ反対半面に書く（したがって折を開き直すと折り筋を挟んで文字列が逆さまになる）といった具合である。そして書いた後に半折り状態で、縦方向に何度か折りたたんでコンパクトサイズにする。その残存例は12世紀終わりからで、段階的に増加して、16世紀の戦国時代からあたりから飛躍

的に残存数が増える印象がある。文書は普通、宛先・月日あるいは年月日が書かれるが、訴願の折紙の早い時期の場合にはない場合が目立つという特徴がある。

基本的な理解としては、堅紙との比較から、略式であり、そして差出から受取への敬意が少ない「薄札」として認識されたとも言われる。「薄札」については一旦保留したいが、たとえば將軍が御家人に土地を安堵するような優れて公的な文書でもつばら堅紙であることと比較すれば、折紙使用の文書は相対的に軽微な手続き伝達のものが多く、略式という理解はかなっているように思われる。

ただし折紙から窺えるのはそうしたことだけではなかった。笠松宏至「日付のない訴陳状」考（『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年）という優れた仕事がある。折紙の訴状・陳弁状で年月日・宛先のないことは、それが実際の法廷の場での口頭上申を記録したもの、つまり「音声の代用」だと喝破し、学界に衝撃を与えた。この指摘の新鮮さは、書き残されたものそのものにしか向き合ってこなかった現代人の盲点を鋭く突いた点にある。モノそのものと私たちは向き合っていたが、それを使用した中世人には向き合っていなかったという訳である。



この論文は、折紙が実際に使われた時の中世人のいた具体的な生きた「場」としての訴願の場に迫ったのであり、この点に読み手は揺さぶられたのであった。

ちなみに「音声の代用」＝「音声の記録」という発想は、簡便な音声記憶媒体、具体的にはカセットテープレコーダーがまさに1970年代に普及したことと無関係でないだろう。それはまさに発声された情報の記録である。

それはさておき、この笠松の指摘に問題がないわけではない。「音声の記録であるならばむしろ堅紙で日付があったほうがよいではないか」という疑問が生じるからである（カセットテープの貼られた手書き日付のシールを想起されたい）。「音声の代用」というまとめで、中世人の感性を万全にくみ取り切れたのか、なお検討の余地ありということなのだろう。

そこで立ちもどるべきは折紙という形状である。「なぜわざわざ半分に折ったのか」という問いかけである。これについては、美川圭「折紙と折本」（『古文書研究』65、2008年）がヒントとなる。そこでは、平安時代の貴族が儀式に参加する際、儀式次第をコンパクトまとめた折紙を携帯したことから、携帯性にこそ注目すべき、と強調されている。これを訴願文書に当

てはめるならば、そこでの折紙文書は、口頭でお願いをするために携帯した読み上げ原稿と言える。こだわるべきは、「音声」というより、人間が対面し口頭でやり取りしていることであろう。

ここから元来、対面口頭ですまされた事案を、文字化・文書化する場合に適切な形状として選ばれたのが折紙であった、という仮説がえられる。果たしてこの仮説は正しいだろうか。次なる課題は実際の折紙の内容から、対面行為との親和性を探ることである。

また文書を書く側の社会階層の差への注意も必要である。階層の上下で折紙使用率が違ったとするならば、それをもたらした、たとえば社会的規範の違いを考えることとなろう。

さらに時代によって使用率が変化したとするならばその意味も探究すべきである。実際、同じ武家政権のトップではあるものの、源頼朝（12世紀末期）・足利尊氏（14世紀前期）は折紙使用がないが、織田信長・豊臣秀吉（16世紀末期）は多用する。ここから、人々の感性・価値観が大きく変わる時代の変化に迫ることも可能であると思われるのである。

果たすべき課題は多いが、当座私が考える中世日本メディア研究の着想である。



遠藤 基郎（えんどう・もとお）

【専門】日本中世史・中世東大寺史料論

【主たる著書・論文】

遠藤基郎「中世起請文の成立と関白師通の急逝」（2022）『東京大学史料編纂所研究紀要』32

遠藤基郎（2008）『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会

【所属】東京大学大学院情報学環（文化・人間情報学コース）、教授



教員研究論文

FACULTY PAPERS

アート、テクノロジー、STS

－新規テクノロジー型現代アートに関する理論的試論

Art, Technology, and STS

: A Theoretical Reflection on Technology-driven Contemporary Art

福島 真人*

Masato Fukushima

1. 序

1.1 特殊なテクノロジー体系としてのアート

近年様々なタイプの新規テクノロジーを芸術表現に応用するという試みが各所で行われている。2019年末に開催された森美術館の『未来と芸術展』という展覧会での展示作品がその典型だが、そこではバイオやAIを含む、様々な新規テクノロジーを応用したアート作品が、関係するテクノロジーそのものと併置して展示された⁽¹⁾。後にアール・ブリュットと称される作品群と、それに影響を受けた有名どころの作家（例えばクレー（P.Klee）等）を並列した『パラレル・ビジョン』という展覧会があったが（タックマン・エリエル 1993）、そのテクノロジー版とでも言える試みである。

例えば「シュガーベイブ」という作品は、昨今のバイオ技術を利用し、ゴッホ（V.van Gogh）の子孫の遺伝子から、彼の耳を再現するというコンセプトの作品であった。展覧会の目玉になる予定だったが、他の画廊に先を越さ

れたというエピソードすらある⁽²⁾。とはいえ、これらの作品群が現在、あるいは将来に渡って通りすぎる道筋が、伝統的な手法による作品と同じようなそれになるかは定かではない。古典的技法に比べ、ここで援用される新規テクノロジーの動態が予見しにくく、紆余曲折が予想されるからである。

本論考の目的は、こうした状況を前提に、そこに存在する問題群について、STS（科学技術社会学）的観点から分析枠組みを提供することにある。国際的STSは近年その成果を様々な分野に応用する試みを続けており、アート・デザインといった領域もそれに含まれる（cf Salter et al 2016）。他方、現状でのアプローチには理論的境界もあり、大きな見取り図を提供しているとはとても言えない状況にある。本論文では、STSのテクノロジー研究をベースとし、どういう点でこの枠組みが現代アート問題にも

* 東京大学大学院情報学環

キーワード：科学技術社会学、STS、現代アート、ラボラトリー研究、テクノロジー、インフラ、期待、ハイブ、評価、補修、管理

応用可能かという点を掘り下げる。

とはいえ、現代アートと呼ばれる領域は非常に広大で、そこには様々なバリエーションの作品・活動が存在する。ここで特に注目するのは、冒頭で紹介した、新規テクノロジーを利用しそれをアートと主張するタイプの表現方法である。そうした試みは近年盛んで、上記の展覧会もその延長上にある。他方、話を「アートとテクノロジー」という二項対立で理解することは、言語哲学者ライル (G.Ryle) がいう「カテゴリー・ミステーク」に陥る危険がある。彼は、心という概念を論じるにあたって、それが名詞であることにより、あたかもそうした状態が固定して存在するように見える点をそう呼んだのである (ライル 1987) ⁽³⁾。

アートとテクノロジーを単純に並列することも同様の誤謬に近い。その点は、アートという言葉の起源を考えれば分かることである。原語 (art, ラテン語では ars) は、これ自体がわざ・技術という意味を持ち、その邦訳に関しては、もともとあった芸や美といった用語に術をくっ

1.2 本論文の目的

こうした留意点を前提に、本論では、新規テクノロジーを利用した現代アート作品 (以降テクノアートと略す) という集合を念頭に現代アートを考察する。いうまでもなく、この集合は、現代アート (更にはアート一般) と曖昧に呼ばれる集合のごく一部を構成するに過ぎない。多くの作品は既に開発されてきた手法を用いており、またコンセプチュアルな作品では、媒体の性質にはあまりこだわらず、多様な手法を扱うといったケースも少なくない。他方、

つけて、芸術・美術と呼んできた由来がある。それは一種の技術ではあるが、他の一般的な技術 (crude art) とは異なるという意味で、fine art とも呼ばれてきた。この点から言えば、テクノロジーとアートの関係は、本質的には、テクノロジー間の相互関係と見なすことも可能である。つまりそれは、特定の社会構造における、各種テクノロジーの複雑に入り組んだ相互作用なのである。

更に話がやっかいなのは、近年日本語という文脈で援用される「アート」という言葉である。以前の「芸術」や「美術」に比べて、そこには何か取り止めのない、幽霊的なニュアンスが加わったとも言える。もともとの訳語からカタカナ語の「アート」に変わった背景には、様々な文化社会的力学がありそうだが、ここでは深入りしない。結果として美術家も歌手も等しくアーティストと呼ばれるようになり、言葉のインフレが進んだと同時に、その内容の取りとめなさも強まっている。

STS における科学技術のダイナミズム研究という観点から言えば、こうしたテクノアートという存在は、その理論的枠組みの妥当性を検証するには、もってこいの事例でもある。勿論そのことは、より伝統的な作品も、一種の特殊なエンジニアリングの成果と見做すことも可能だ、という点を否定するものではない。

本論では、最初に昨今の STS 内部における、アート一般へのアプローチを手短に概観し、その問題点を指摘する。近年こうした研究はその

数を増しつつあるが、その総括的なレビューは別稿で行い、ここではあくまでその問題点を指摘するに留める。続いて、STSにおけるテクノロジー研究の主要な流れをベースに、それが上述したテクノアートにどのように適用可能かを、試案の形で示す。本論文の目的は、ある種

の概念枠組みの試みであり、特定の作品あるいは状況の詳細な経験的分析ではない。そうした議論も勿論重要だが、他方、現代アートを構成する極めて多様で遠心的な方向性は、特定のデータからの外挿を難しくする点もある。その点については、別の機会に詳論する。

2. アートへの STS の介入—その特徴と限界

本邦の STS の、どちらかというとも市民参加論や技術倫理論に傾きがちな理解に比べ、国際的 STS の文脈においては、前述したように、議論の蓄積の応用範囲の一部に、デザインやアート領域が含まれつつある。この傾向の背景には、学問的拡張主義という側面以外に、欧州における美術教育機関の再編成問題といったものが絡んでいるが、ここでは詳述しない（福島近刊）。

こうした近年の傾向の先導者の一人として、ラトゥール (B.Latour) とその周辺の名前を挙げるのは必ずしも不適切とはいえない。実際彼は一連の展覧会の企画を通じて、科学と芸術の関係についてそれなりの知見を展開しているからである (Latour & Weibel 2002; 2006)。また来日の際にそれを企画したのが、東京芸大系の教員だったり、更に晩年、環境問題へのめり込みに際し、自らが後年所属したパリ政治学院 (Sciences Po) で立ち上げた「アート政治コース」というプログラムを通じて、政治的関心をもつアーティストの育成に力を入れていたという点も重要である (福島 2023)。

とはいえ、ラトゥールの一連の試みが、STS とアート研究の関係を取り持つ唯一の先駆者と

いう訳ではない。ラトゥールは熱心なカトリック信者である一方で、プロテスタント系のブルトマン (R.Bultman) 神学との関わりが強い。後者はハイデガー (M.Heidegger) との間で交わした書簡集で、芸術や宗教領域が科学領域とは異なる真理性を示すという議論をしているが、これに近いやり方で、この三つの領域の関係を議論している (福島 2023)。彼の議論は、特定のテーマ (例えばイコノクラズムにヒントを得た議論) といったものが科学、政治、そしてアートという諸領域でどのように展開されているかという点についての、比較哲学的研究に近く (Latour & Weibel 2002)、そこには社会学者ベッカー (H.Becker) のような、「アート・ワールド」(ベッカー 2016) の複雑怪奇な構造を経験的に分析するといった方向性はない。その後の試みも、どちらかという特定のテーマに関する議論や主張を展覧会形式に応用したという色彩が強い。

これとは別に、STS とアートの境界領域では、ラボラトリーレベルでのミクロの研究活動と創作活動の並行性に関する、いくつかの議論がある。特にドイツ語圏周辺で重宝される理論家として、ラインバーガー (H.-J.Rheinberger) が

いる。彼はもともと分子生物学者から科学史に転じた研究者で、戦前の分子生物学勃興期以前の生化学において、遺伝関係の諸仮説が生まれては消える過程を詳細に分析した (Rheinberger 1997)。

彼の議論の特徴は、この研究プロセスの分析にデリダ (J.Derrida) の「痕跡」(trace) 概念を利用した点である。この概念は、現在という瞬間が、過去の痕跡に過ぎないという点から、現在の意識状態に基づく現象学的分析に対し切り崩しを計ったものである (デリダ 1970)。同様に、研究はどんどん進むため、ある時点での我々の知識は時間が経てば既に古びて過去のものになる。例えば「遺伝子」といった概念の意味合いは、時を経て変化していく。研究対象が持つこうした流動的、過渡的な性質をラインバーガーは「認識的モノ」(epistemic thing) と呼び、それをデリダの概念で基礎付けたのである。ラインバーガーは、こうしたプロセスを支える体制を「実験システム」(experimental system) と呼んだ。この実験システムが科学実験の最小ユニットと定義されるのである (Rheinberger 1997; 福島 2017)。

この議論がアートにおける創作活動と似ているように見えるため、近年両者の比較をする議論がある。この背後には、ラインバーガー自身が、上記のデリダに加え、美術史家のクブラー (G.Kubler) の、アート作品における形態変化についての議論に影響を受けたという事実がある。クブラーは南米考古学にも詳しい特異な研究履歴をもつ美術史学者だが、その著作は、作品の持続的形態変化の動態について独自の観点から分析している (クブラー 2018)。その議

論をラインバーガーが参照したという背景もあり、ドイツ語圏内では特に、科学／アート間の並行関係を論じる際に後者の議論が援用されることが少なくないのである。

実際、実験システムという過程を、アーティストの創作活動と重ね合わせてみれば、部分的には重なっているように見える (e.g. Schwab 2013)。一方、ラインバーガーは、自分の議論が (科学) 研究の最小単位に関するもの、と明言している。実験過程を論じる際に、もともと科学史で強かった制度派的アプローチに対し、よりミクロな観点から実験過程を再検討したものであるという特殊な文脈がある (Rheinberger 2012; 2013)。

それゆえ、こうしたミクロな議論をそのままアート活動に当てはめると、話がラボ／スタジオ内部で滞留し、そこから外に視点が向かないという問題がある。だがアート作品は、アーティストがそれを完成させて話が終わるということではなく、そこからの長い複雑な航路が作品を待っている。そうした長期的視座はラインバーガーの議論からは演繹出来ないのである。

これらは STS 理論によるアートへのアプローチの一部だが、共通する限界は、こうした議論が、アート業界をめぐる、より複雑な全体構造に関心が乏しく、全体を俯瞰する視点が欠如しているという点である。前述したベッカーの議論 (ベッカー 2016) は、アメリカを中心にアート業界の各種ステークホルダーを出来るだけ幅広く分析したものだが、そこではアーティスト本人に加え、画廊やコレクターに代表されるアート市場関係者、美術館や関係する学芸員／キュレーター、更に学術的議論を支える

アカデミアの面々、加えてメディア、一般の観客といった様々な構成メンバーが蠢いている。

こうした複雑な構造のため、特定作品を論じる際に、この中のどの社会的文脈に話が近いかによって、その議論の内容も大きく変わってくる。画廊で盛んに取引される人気作品に学芸員が殆どタッチしないという話は珍しくない。また逆に彼らが称揚する作品が、一般人が全く見向きもしない場合も多い。その両者が幸運にも合致した場合、オークション等で天文学的な値段がついたりもする⁽⁴⁾。

話を新規テクノロジーと作品の関係に限定しても、それを論じる具体的文脈がどこにあるかという問いは重要である。現代アート作品を積極的に販売する画廊ですら、そこで扱える作品にはそもそも販売可能なもの、という大まかな限定がある。メディア作品はなかなか販売しにくく、またインスタレーションになるとその記

録を売るのも難しい。例えばクリストとジャンヌ＝クロード (Christo & Jeanne-Claude) のように、歴史的建造物を包むというパフォーマンスで有名な作家の場合、そのプロジェクトに関係したカタログや写真、そこで用いた素材の一部を販売して、次のプロジェクトのための資金集めにした⁽⁵⁾。だがこれほど高名な作家ではない場合、似たような戦略は使いにくい。結果として、テクノアートのかかなりの部分は、アート市場そのものが一つの障壁になると言えなくもない。

こうした市場化の困難という側面ゆえに、テクノアート制作に関しては、作家の生計がアート市場に強く依存しない基盤が必要という面もある。結果として、そうした試みは、大学を頂点とした特権的な職場や、様々な助成金、あるいはレジデントという形で一定期間の生計を保証されつつ行なわれる事になる⁽⁶⁾。

3. テクノアートへの STS 的アプローチ

3.1 STS によるテクノロジー分析

こうした複雑な社会経済的背景を前提に、STS におけるテクノロジーへのアプローチ一般から、本稿でのテーマへの新たな接近方法を模索することにする。STS はもともと、急速に展開する科学技術のダイナミックな側面に關心を向けており、その結果、論争研究やアクターネットワーク理論のように、対象が不安定な流動状態にあることを強調する傾向がある (Latour 1987; Nelkin 1984)。こうした図式をテクノロジーの発展過程に応用したのが「技術の社会的構築主義」(SCOT) だが、その代表例

である、初期の自転車開発の研究 (Bijker et al 1987) で明らかのように、關心の中心は、開発初期の多様な技術・ユーザー関係とその収束過程にある。論争が終結し、科学的事実が確立するのと似た形で、初期の技術的多様性が収束し (ロックイン、標準化)、話がそこで終わるのである。

こうした初期段階への注目とそれ以降の過程の等閑視は、様々な分野からの批判を招いてきた (Edgerton 1999; 2006; 福島 2017)。その結果、STS におけるテクノロジー研究は大きく分け

て、開発の初期段階におけるダイナミズムをより精密に分析する方向と、こうしたアプローチに欠けていた、より長期的視点を導入する方向という、二つに分岐してくる。

前者の代表例が、期待社会学系の議論である (van Lente 1993; Borup et al 2006; 福島 2017)。新規テクノロジー一つの特性として、それが開発途上で、そうした暫定的状況下で資金を集め、計画を進める必要があるという点がある。テクノロジー開発に限らず、どんな研究計画にも似たような問題があるが、そうした進行中の過程に対し、それをサポートする仕組みが必要となる。それが「期待」の役割である。

ある研究者はこうした未来志向の言説を「発話行為論」で有名なオースティン (J.Austin) の議論に基づいて議論している。彼の研究したアイスランド版のヒトゲノム計画は、こうした発話行為としての「約束」に満ちていたという (Fortun 2008)。他方、前述した SCOT 派に属するファンレンテ (H.van Lente) は、「期待」の働きに着目する。開発中のテクノロジーが、誇張に近い形でその未来を飾るやり方は、こうした期待を高めるための手段である。この言説は、開発中の現実とは必ずしもそぐわないが、そうした期待をうまく制御し、資金と時間を稼ぐことが、テクノロジー開発の重要なポイントなのである (van Lente 1993)。

だが、期待は暴走することもあり、現実との落差が極端になると、バブル経済の崩壊のように、期待そのものが崩れることもある。この点を簡単な図式にまとめたのが、ガートナー社が図式化した「パイプサイクル」⁽⁷⁾ という話である。この図式によると、初期の熱狂の後には、

急激な幻滅が続き、そこからゆるやかに回復して、落ち着いた状態に収束する筈だという。この図式は分かりやすいが、研究者達はこうした単純なパターンに還元されないケースを複数紹介している (Borup et al 2006)。ここでのポイントは、期待の乱高下という全体的な傾向である。iPS 細胞や、失敗に終わった STAP 細胞への世論を含めた議論の紛糾がその典型例である⁽⁸⁾。期待が集中すれば反動も大きくなるため、そうした乱気流をどう制御し、それを持続可能な形で調整するにはどういう体制が必要か、という点が昨今よく耳にする議論である。

これが前述したテクノロジーの初期研究を精密化した近年の動向とすれば、その反対に、より長期的な視点が必要だという主張も多い。その一つが「イノベーション中のテクノロジー」 (technology-in-innovation) と「使用中のテクノロジー」 (technology-in-use) の弁別である。ここでのポイントは、変化の先端にあるテクノロジーのみに注目するのではなく、広く安定的に使われているそれへの分析も行うべきだという主張である (Edgerton 1999; 2006)。前述した SCOT の代表例である初期自転車の研究は、初期の多様な変種が消え、現在の形に近づいた時点で話は終わってしまう。しかし自転車の歴史がそこで終わった訳ではない。その後の長い履歴についての研究も必要だということである。

テクノロジーの長期利用の議論に関しては、これとは別の文脈での提案もある。それがインフラ研究である。この研究の重要な論点の一つは、インフラが安定している場合、それらはユーザーにとって不可視化するが、それが可視化するのは故障等で基本的な活動に弊害が出る場合

だという点である (Star S & Ruhleder 1996; 福島 2017)。そうした不可視のインフラに対する維持、補修といった活動についても、近年の

3.2 テクノアートの短期的展開

STSによるこうしたテクノロジー研究の流れを仮に短期的、長期的アプローチと分けると、テクノアートにこうしたアプローチがどう関わるかが問題になる。一般的に言えることは、アート一般ではなく、テクノアートに関する議論は、殆ど必然的に短期的アプローチが中心になる傾向があるという点である。実際、テクノアートについての言説は、その技術的新奇性に目を奪われがちだが、リアルタイムに進行する現象を論じることが多いため、長期的にそれらがどういう方向に向かうのか、ある程度時間が経たないとその結果が分からないからである。

ある意味これは、前述したテクノロジーのイノベーション中心的分析に近い面もある。その限界は、前述したラインバーガーやその周辺の議論のように、研究活動の類推として創作活動を捉えるやり方にも似てくる。こうした短期的視点による研究は、そこに巻き込まれる人、モノ、アイデアといったものの組み合わせを細部にわたって分析するというやり方をとるが、それがラボではなく、スタジオに移ったというだけの話である (e.g. Farias & Wilkie 2016)。

同じ短期的アプローチでも、期待、ハイプといった話との関わりは、テクノロジーの初期段階に注目するものの、その視線はより長期的な安定に至るまでの道のりに向けられている。短期から長期的安定に至る、いわば橋渡しの状態

STSでは議論が進んでいる (e.g. Denis et al 2015)。

までをその射程に含んでいるのである。ただし、こうした議論はもともとテクノロジー一般についてで、これをテクノアートに応用すると、適用できる点と、必ずしも一致しない点がある。

適用可能なのは、新規テクノロジーの不安定性に関する部分であり、盛り上がりの後にくる、ハイパサイクル的言えば幻滅期にあたる新規性への関心の低下である。前述したように、こうした関心の上下はそれほど具体的な形をとるわけではないが、それをいかに安定下させるかは、テクノロジー開発者にとって重要な問題である。

この点を芸術的表現そのものに重ね合わせてみると、新規テクノロジーの急速な陳腐化と表現の関係、という問題として捉え直すことが出来る。次から次へと押し寄せてくる新規テクノロジーを利用することは、瞬間風速的にはその新奇性によって芸術表現を刷新したと見做すことも出来、実際それがしばしば話題になる。他方、そうした表現におけるテクノロジー部分の寿命は短く、陳腐化は急速である。結果、新規テクノロジー利用という部分以外で、その作品が持つ個性、独自性とは何かという問題が出てくる。

実際、全ての新規作品は、近い将来古くなる。他方、ものによってはその古さ自体が価値を生むという点は、骨董の世界では当たり前の話で

ある。これは価値判断の基準が、その新奇性から歴史的なそれへと変わることの証左でもある。かつてデュシャン (M.Duchamp) は、作品の鮮度はせいぜい 40 年くらいで、それを超えると博物館での所蔵品という事実だけが残ると主張した (デュシャン・カバヌヌ 1999)。しかし現在そんなに長く鮮度を保てるという印象は少ない。他方デュシャンの主張は、美術館収蔵作品に対して極めて手厳しいが、実際はそこに収蔵されても作品の影響は残る。ただし彼が言うように、観客、社会とのリアルタイムでの相互交渉というよりは、歴史的成果としての(業界で公認された) 作品群の展示という形になりがちであるが。

実際、多くの骨董品は、技術の高さが評価される場合もあれば、歴史的な由来が人々の関心

3.3 テクノアートの長期的展開

ここら辺の事情は、新規テクノロジーへの期待の乱高下という問題を芸術表現に応用した場合に見出されそうな点だが、一般に、成功したテクノロジーは、初期段階の乱高下を超え、既存社会の諸要素と相互作用を持ちつつ、ある程度安定化する。これがテクノロジー研究のもう一つの側面、すなわちインフラ問題である (Star & Ruhleder 1996; 福島 2017)。

こうしたインフラの側面は、芸術表現の様々な部分に姿を現すともいえる。例えば油絵に代表される伝統的な諸技術は、長い歴史を持つテクノロジーでもある。このタイプの伝統的テクノロジーの利点は、そこに派生する様々な問題に関し、知見、技術、対処法のノウハウが相対的に備わっているという点である。それが最も

を集める、更にその両方が融合する場合等、様々なケースがある。アート作品に関して言えば、初期のビデオ作品のように、今から見れば相当旧式のテクノロジーを使っているものの、逆にその古めかしさが、それなりの雰囲気醸成に成功しているというケースもある。テクノロジーの先端部分があつという間に次の波に交代する一方で、旧弊化すること自体が、新規テクノロジー評価とは別の雰囲気を醸成する一例である。他方、当時最先端だったバイオ技術をもじったような作品を 10 年後にみると、その作品の潜在的主張の核そのものが陳腐化したと感じられる場合もある。勿論これらは評価する側の主観に大いに依存するため、こうした評価が絶対であるとまでは主張しないが。

顕著に現れるのが、こうした作品を保存・修復するための諸技術である。近年油画に限らず、古典的な宝物の修復に関するドキュメンタリーをテレビ等で見ることが多いが⁽⁹⁾、まさにここでは修復に係わる多様な技術や知識が披瀝される。

近年の STS におけるインフラ研究でも、インフラの維持管理や補修といった面への関心が強まっている (Denis et al 2015)。他方、新規テクノロジーはそれがまさに新規であるという点で、その保全や修理に関わる技術が完備されているとはいいがたい。例えば、ビッグデータの効用についての議論は相変わらず賑やかだが、それらを長期的に保存するための技術やコストに関する懸念の声は少なくない (福島

2020b; 2024 予定)。過去の多くの新規記憶媒体が、一定時間経つと再生出来なくなるというのはよくある話で、例えばビデオテープ等も再生装置の生産が終了し、テープ自体の寿命にも限界があるという。それゆえ早いうちにデジタル化して保存というが、デジタル記憶技術自体何十年ももつのかは判然としない。

この話を芸術活動に翻訳してみると、その分野によって、長期持続面への対応が大きく異なっているのが分かる。特に音楽や演劇のように、製作（シナリオ、楽譜）と上演（実演）が制度的に分離している分野は、長期持続に関し、独自の対応をしているとも言える。楽譜やシナリオによってその作品の骨格だけを示し、実演は別の専門家に任せるという分業により、上演される環境の時間的変化に対して、ある程度柔軟に対応出来るのである。実際、上演ごとにその内容は微妙に異なるが、その振れ幅を逆に利用し、やり方を柔軟に変化させる余地がある。

この方法は法律の条文解釈に似た面がある。条文のもともとの意図に忠実に解釈するか、時代に合わせて拡大解釈するかといった幅がある点が共通している。芸術作品も、作者の原意図（と考えられるもの）に忠実なのか、それとも時代状況に合わせて新たな解釈をそこに加えるかという幅は、分業型の芸術作品ではおなじみの光景である。観客の側でも、古典に忠実な保守派と新たな解釈を受け入れる革新派といった対立の可能性があるとみえる。

科学哲学者ラカトシュ (ILakatos) が「研究プログラム」という概念によって、研究結果による様々なデータに対応して、変化する周辺部

とあまり動じ開かない核の部分という二分法を主張したが（ラカトシュ 1986）、筆者もまた、研究テーマのある種の持続性を「研究のレジリエンス」（福島 2017）と呼んだ。これもこうした二重構造に近い話である⁽¹⁰⁾。

だがこうした構造的分離がない分野では、時間的変化というのは作品にとって難題となる。伝統的な絵画や彫刻のように、作品の物質的特質に応じて、保存・補修の技術を高めるという方向と、逆に一度きりのパフォーマンスと考え、あとに残さないという選択もある。パフォーマンス系の芸術一般に加え、ハプニングといった疑似政治的アクションや、一定期間展示されると撤収されるインスタレーション系の作品も後者に近い。この場合、残るのは何がしかの記録だが、こうした活動は前述したようにアート市場との折り合いが難しく、また従来の美術館のシステムとの適合性がはっきりしない面がある。

例えば、筆者がかつて評論を書いた作品に、アピチャッポン・ウェラーセタクン／久門剛史の共同作品である「Synchronicity」というインスタレーションがある（福島 2020a）。この作品は、中央にアピチャッポン製作のビデオ投影、背後に久門の電球等を用いたインスタレーションという二つが合体した作品である。この作品の権利は美術館が持っているが、これを再現しようとする、テクノロジー的には当該ビデオや電球の利用可能性、それをシンクロさせる装置の問題、更に空間の設定をどこまで同一にするか等、様々な隘路が予想される。こうした技術的諸問題を乗り越え、再展示したのが、ビデオアート等で有名な、ナンジュンバイク作

品で、使われたブラウン管が既に製造中止になり、修復展示に苦労したという話がある⁽¹¹⁾。

いうまでもなく、こうした作品はある時代の特定テクノロジーを使用しているが、その陳腐化の一つの結果として、保存再現の困難、という副作用があることを示している。実際、この現象は、いくつかの、殆ど哲学的とでも言える問題を引き起こすことになるが、その一つは、こうした作品に使われているテクノロジーがどこまでその作品の「同一性」と係わるかという問いである。もし作家本人が、テクノロジーの製造状況に応じて、他のテクノロジーでも代替化といった指示でも残していれば話は別で、その場合テクノロジーの種類ではなく、もとの観念の方が重要だという話になる。

しかしそうした指示が存在しない場合、使用されたテクノロジーと作品の関係は判然としない。常識的な対応策は、出来るだけ旧来のテクノロジーを使うとなるが、そうすると美術館は不測の事態に備えて、関係テクノロジーの備蓄や保管をする必要がある。問題は、伝統絵画のように、使用される素材の保存、修復技術がそれなりに発達し、長期的に持続、安定している分野とは違い、こうした新規テクノロジーにそれを期待するのは難しいという点である。

更に興味深いのは、伝統的芸術分野においても、経年劣化や後代による加筆修正といった歴史的な変容に対し、作品を修復する際に、その製作初期の状態に還元するのか、それとももうすこしマイルドにするかは、ある種の「修復の哲学」といったものと関係するという点である。クラシック音楽演奏における古楽といった考え方にも通呈する問題だが、絵画修復等も、

創作初期の状態を目指して修復した結果、観客が歴史的になれ親しんできた像とはかなり異なる形に再現されて驚く、といったケースもある。

経年の汚れてくすんだ色だと思われていた国宝が、実は極彩色だったといった話がニュースで流れることがあるが⁽¹²⁾、場合によっては観客の動揺をもたらす時もある。ベルギー絵画の傑作の一つ、ファンエイク (J.van Eyck) の「神秘の小羊」という13世紀の傑作は、修復作業の結果、その中心にいる羊の表情が変わってしまい、一部でまるで人面羊のようで奇妙だという意見も相次いだという⁽¹³⁾。もともとそうだったのだからしょうがない、というのは一つの立場だが、しかしそれに対する異論もある。画家の山口晃は、後代の人々がその作品に行った変更は、それ自体が作品の歴史的な由来を示すもので尊重されるべきだとし、何でも初期条件に還元するという考えに異論を唱えている(山口2012)。

このように既に評価が確立したと見える伝統的絵画等でも、その修復、復元に関しては異なる哲学が存在する(田口2015)。この点はSTSにおけるインフラの形成、保存、修復といった議論とは、共通する面と志向性がずれる面の両方がある。共通するのは、前述した古典的インフラ論にあるように、インフラはそれが正常に機能している場合不可視であるという議論である(Star & Ruhleder 1996)。インフラは、ユーザーにとってある種自明の存在のため、その重要性に対する一般の認識は、機能不全になった場合に表面化する。現代アート分野でも、前述した作品の再現の困難といった状況が出現した

時に初めて、こうした問題が可視化されるという点であろう。またそうした保存、修復という活動が世間の目に触れにくいといった点もインフラ一般にまつわる諸活動がもつ特性と共通する。

他方、顕著な違いもある。インフラはたいてい公共の存在で、その細部にわたる同一性が社会的問題になることはまずない。たいていのインフラは、テクノロジー体系の特徴として、漸進的に改変、改良されるが、そうした変化に対してユーザーが強く反応するのは、インフラの保全に伴う変化が急激で、従来のやり方ではうまく対応できないようなケースだけである。他

4. 結語

ここまでSTSにおける近年のテクノロジー論の動向を中心に、新規テクノロジーを応用した様々な表現形式（テクノアート）の動向について、どのような介入可能性があるかを検討してきた。ベッカーの議論を待つまでもなく、現代アートをめぐる社会的関係図は非常に複雑で、その境界をどこで設定するかといういわゆる「境界設定作業」(boundary work) (Gieryn 1999) は思いの外困難である。実際今まで芸術や美術と訳されてきた art という言葉がカタカナ語化し、誰もがアーティストと言われる時代において、境界設定作業そのものが半ば意図的に曖昧化していると言えなくもないのである。

話をテクノアートに限定すると、現代アートにおける新規テクノロジーの応用について、STSのテクノロジー論が参考になる場面がある。それを短期的、長期的に分けて論じたのが

方、作品は基本一点のものであり、それがもつ特性をどう維持するかという点在前面に出るため、その特性とはそもそも何かという点が議論になる。更に、公共インフラと異なり、特定作品に関しては、修繕哲学以前に、それがそもそも保存を目的にして製作されているか、また保存する側も、それらの価値が今後とも安定的に持続するのか、不確実な点が少なくない。こちら辺の問題は、テクノロジー体系としてのアートの「特殊性」とも関係する。更にその結果が、採用する新規テクノロジーの特性によってどれだけ変化するのか、という新たな問いもそこに生まれるのである。

本論である。いうまでもなく、ごく最近興隆してきたテクノロジーを応用した作品については、短期的問題はリアルタイムで追えても、長期的なそれは時間が経ってみないと分からない面も多い。その意味では、長期的側面は、過去の例から類推するしかない場合も少なくない。絵画に近いと最初は理解された写真について、その保存や修復が注目されるようになってきたのは、それほど昔のことではない。またより一般のアート作品に関して、その対象が保存可能か、保存への意志、あるいは価値があるのか、といった点は、その作品のタイプによっても大きく異なるのも事実である。

そうした留保はあるものの、STSが開拓してきた知識やテクノロジーに関する一連の考察は、拡大の一途を辿るように見える現代アート業界の複雑な構造の一部をより広いパースペク

タイプから考察するための一連の示唆を与えて の理論的入り口の一つを試みたものである。
くれるのも事実である。本論はそうした試みへ

註

- (1) 「未来と芸術展 - AI、ロボット、都市、生命一人は明日どう生きるのか」 https://www.mori.art.museum/jp/exhibitions/future_art/ (2022年3月2日閲覧)。
- (2) 「[2018年のフランケンシュタイン] 展で見るバイオ・アートの現在」 <https://bijutsutecho.com/magazine/news/exhibition/18373> (2022年3月2日閲覧)。
- (3) 例えば複数の college からなる英国の伝統的 university について、訪問者が、では university はどこにあるのか、と尋ねるようなケースである。
- (4) リヒター (G. Richter) の作品がその好例である。「ゲルハルト・リヒターの最も高額な作品とは？」 https://media.and-art.jp/art-market/gerhard_richter_top3/ (2023年9月閲覧)。
- (5) 「クリスト&ジャンヌ＝クロード」 <https://oil.bijutsutecho.com/artist/1073> (2022年3月2日閲覧)。
- (6) ここら辺の事情の詳細な分析は別稿に譲る。
- (7) Gartner Hype Cycle <https://www.gartner.com/en/marketing/research/hype-cycle> (2023年6月4日閲覧)。
- (8) 特に後者は最初にメディア向けに期待を煽ったため、その反動でその後のパッシングも壮絶を極めた。
- (9) 例えば「国宝「鷹見泉石像」修理の記録 2013年10月—2015年9月」 https://www.youtube.com/watch?v=CfC2_j3aK34 (2023年11月16日閲覧)。
- (10) ICT 開発においても似たような二重構造があるという議論もある (Ribes & Polk 2015)。
- (11) 詳しくは「キャナルシティ博多のナムジュン・パイク作品はいかに修繕されたのか。メディア・アートの「魂」を未来へ運ぶために」 <https://bijutsutecho.com/magazine/insight/24792> (2023年1月16日閲覧)。
- (12) 例えば「極彩色再び 日光東照宮 陽明門」、 <https://misuzuphoto9.wixsite.com/tochigisanpo/singlepost/2017/06/20/%E6%A5%B5%E5%BD%A9%E8%89%B2%E5%86%8D%E3%81%B3%E6%97%A5%E5%85%89%E6%9D%B1%E7%85%A7%E5%AE%AE%E9%99%BD%E6%98%8E%E9%96%80> (2023年8月12日閲覧)。
- (13) 「子羊の目が不気味」、復元された15世紀絵画に戸惑いの声 ベルギー」 <https://www.cnn.co.jp/style/arts/35148394.html> (2023年3月2日閲覧)。

参考文献

- ベッカー H (2016) 『アート・ワールド』 慶應義塾大学出版会。
- Bijker W et al (eds) (1987) *The Social Construction of Technological Systems: New Directions in the Sociology and History of Technology*, MIT Press.
- Borup M et al (2006) The sociology of expectations in science and technology, *Technology Analysis & Strategic Management* 18(3-4): 285-298.
- Denis J et al (eds) (2015) Maintenance & repair in science and technology studies, *Tecnoscienza* 6(2).
- デリダ J (1970) 『声と現象 - フッサール現象学における記号の問題への序論』 理想社。
- デュシャン M・カバヌス P (1999) 『デュシャンは語る』 ちくま学芸文庫。
- Edgerton D (1999) From innovation to use: Ten eclectic theses on the historiography of technology, *History and Technology* 16(2):111 -136.
- Edgerton D (2006) *The Shock of the Old: Technology and Global History since 1900*, Profile Books.
- Fortun M (2008) *Promising Genomics: Iceland and deCODE Genetics in a World of Speculation*, University of California Press.
- Fariás I & Wilkie A (eds) (2016) *Studio Studies: Operations, Topologies and Displacements*, Routledge.
- 福島真人 (2017) 『真理の工場 - 科学技術の社会的研究』 東京大学出版会。
- 福島真人 (2020a) 「LABORATORIUM PHANTASMATUM - 亡霊たちの実験室」 (アビチャボン・ウィーラセタクン / 久門剛史) 『シンクロシティ』 MAM 025 森美術館

- 福島真人 (2020b) 「データの多様な相貌—エコシステムの中のデータサイエンス」『現代思想 (統計学/データサイエンス)』48(12): 64-73.
- 福島真人 (2020c) 「言葉とモノ—STSの基礎理論」藤垣裕子他編『科学技術社会論の挑戦』第三巻、東京大学出版会: 214-232.
- 福島真人 (2022) 『学習の生態学—実験、リスク、高信頼性』ちくま学芸文庫.
- 福島真人 (2023) 「ラトゥールとは誰か—総説」『現代思想』51(3): 22-38.
- 福島真人 (2024 予定) 「科学のシャドウワーク」.
- 福島真人 (近刊) 『(仮題) 実験とは何か—科学・社会・芸術』.
- Gieryn T (1999) *Cultural Boundaries of Science: Credibility on the Line*, University of Chicago Press.
- 日比野愛子・鈴木舞・福島真人 (編) (2022) 『科学技術社会学 (STS) ワードマップ』新曜社.
- クブラー G (2018) 『時のかたち—事物の歴史をめぐって』鹿島出版会.
- ラカトシュ I (1986) 『方法の擁護—科学的研究プログラムの方法論』新曜社.
- Latour B (1987) *Science in Action: How to Follow Scientists and Engineers through Society*, Harvard University Press.
- Latour B & Weibel P (eds) (2002) *Iconoclasm: Beyond the Image Wars in Science, Religion, and Art*, MIT Press.
- Latour B & Weibel P (eds) (2005) *Making Things Public: Atmospheres of Democracy*, MIT press.
- Nelkin D (1984) *Controversy: Politics of Technical Decisions*, Sage.
- Rheinberger H-J (1997) *Toward a History of Epistemic Things: Synthesizing Proteins in the Test Tube*, Stanford University Press.
- Rheinberger H-J (2012) Experimental systems: difference, graphematicity, conjuncture, in Dombois et al (eds) *Intellectual Birdhouse: Artistic Practice as Research*, Walther König: 89-100.
- Rheinberger H-J (2013) Forming and being informed, in Schwab M (ed): *Experimental Systems: Future Knowledge in Artistic Research*, Leuven University Press: 198-219.
- Ribes D & Polk J (2015) Organizing for ontological change: The kernel of an AIDS research infrastructure, *Social Studies of Science* 45(2): 214-241.
- ライル G (1987) 『心の概念』みすず書房.
- Salter C et al (2016) Art, design, and performance, in Felt U et al (eds) *The Handbook of Science and Technology Studies*, Fourth Edition, MIT Press: 139-166.
- Star S & Ruhleder K (1996) Steps toward an ecology of infrastructure: borderlands of design and access for large information spaces, *Information Systems Research* 7(1): 111-134.
- タックマン M・エリエル C (編) (1993) 『パラレル・ヴィジョン—20世紀美術とアウトサイダー・アート』淡交社.
- 田口かおり (2015) 『保存修復の技法と思想—古代芸術・ルネサンス絵画から現代アートまで』平凡社.
- van Lente H (1993) Promising Technology: The Dynamics of Expectations in Technological Developments, Doctoral Thesis, University of Twente.
- 山口晃 (2012) 『ヘンな日本美術史』祥伝社.

福島 真人 (ふくしま・まさと)

[専門] 科学技術社会学 (STS)

[主たる著書・論文]

2022 『学習の生態学—実験、リスク、高信頼性』ちくま学芸文庫

2021 (共編) 『科学技術社会学 (STS) ワードマップ』新曜社

2017 『真理の工場—科学技術の社会的研究』東京大学出版会

[所属] 東京大学大学院情報学環 教授

[所属学会] Society for Social Studies of Science(4S); European Association for the Study of Science and Technology(EASST)

Art, Technology, and STS : A Theoretical Reflection on Technology-driven Contemporary Art

Masato Fukushima*

The purpose of this paper is to provide a theoretical framework from the perspective of science and technology studies (STS) to analyze diverse kinds of problems concerning works of contemporary art that are driven by emerging new technologies of various kinds. In recent years, STS has tried to expand its scope from traditional areas of concern to new ones that involve the world of contemporary art. This expansion, however, has been relatively restricted in its approach, which is analogous to existing microscopic laboratory studies and those using the concept of experimental system.

In this paper, I provide an alternative framework based on the idea that art itself is a specific type of technology, where the tradition of technological analysis in STS is more suitable to the issue of technology-driven contemporary art than existing approaches. I will discuss two types of issues—one concerning the short-term aspect in technological development i.e., dynamics of expectation and hype cycle, and the other related to the long-term aspect, i.e., infrastructural dynamics—in relation to both technology at large and art works in particular.

* Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Science and technology studies, STS, Contemporary art, Technology, Infrastructure, Expectation, Hype, Evaluation, Repair, Maintenance

学校給食における地産地消の発展策と影響

－ 熊本県山江村の事例から

Progress and Impacts of the Farm-to-School Project
: The Case of Yamae Village, Kumamoto Prefecture

並木 志乃* 越塚 登**
Shino Namiki*, Noboru Koshizuka**

1. 本研究の背景と目的

地域社会において、地域資源の活用や農林水産物等の地場産の利用促進がより高まっている。農林水産物の地産地消を進めることは、農山漁村の外貨の流出を低減させる手段であり、地域独自の多様な食文化の醸成や伝統の継承、輸送にかかる環境負荷の低減、フードロス削減に繋がるという側面から、地域の経済・文化・環境のすべてのセクターに関わるものである。なかでも学校給食は、年間を通じて継続的に事業が行われるため、日々の食材調達に加え、調理器具、給食調理員の雇用、食育から派生する地産地消の効果など、その外部経済性に改めて注目することができる。近年、学校給食と農業者が連携し、地場産食材の利用に加えて、保存や加工の促進、契約栽培の導入と自治体の買い取りによる地域の農業の安定化支援など、多種多様な取り組みが各地で行われ、学校給食による地場食材の利用拡大や通年利用の活路を見出している。

本研究の目的は、生産者と学校給食を橋渡しすることでもたらされた学校給食の地場産割合の向上策について、熊本県球磨郡山江村での事例から考察する。同村では2015年度から地場産の供給体制づくりにむけた検討会議と取組みを開始し、農林産物をはじめとする地域情報の掘り起こしとその可視化と並行し、学校給食で真空低温調理を活用することで、献立の地場産割合を高めるシステムづくりに寄与している。現在までのところ、令和2年7月豪雨球磨川災害による被害を経て復興の途上ではあるものの、山江村の地産地消事業は定着し、地場産率の向上や食材の通年利用に一定の成果がみられるようになったので報告する。

本研究の研究期間は、2015年～2019年度はアクションリサーチを中心に、2020年度以降は、メールベースでの追跡調査である。筆者は「山江村将来ビジョン～学校給食と地域の地産地消から持続可能な農業の実現へ」（2016）を

* 東京大学大学院情報学環 * 客員研究員、** 教授

キーワード：学校給食、地産地消、山江村、地域情報、公共調達、真空調理

執筆し、地域住民による協働とコミュニケーション (Collaboration and Communication by Community Members) のアプローチから、関

連調査と計画づくりを行い、山江村地域活性化協議会の委員の一人として計画の実行支援に参画してきた。

2. 学校給食における地場産活用をめぐる動き

2.1 地場産活用の背景と先行事例

2005年食育基本法の施行及び2009年学校給食法の改正により、学校給食の目的に食育が加わり、給食を起点として地域社会や農業との結びつきも求められるようになった。食育推進会議が定める第4次食育推進計画ⁱでは、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進の連携」を基本的な方針に、それらの横断的な重点事項として、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進が述べられている。この計画のなかでは、食育の推進に当たって16の目標と24の目標値(令和7年度)が定められている。例えば、目標5「学校給食における地場産を活用した取組を増やす」では、その目標値は⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数を月9.1回から月12回以上とすること、⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合を令和7年度までに90%以上とすること、⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合を令和7年度までに90%以上とすることとしている。目標16「推進計画を作成・実施している市町村を増やす」では、⑭推進計画を作成・実施している市町村の割合を87.5%(令和元年

度)から100%(令和7年度)にすることが目指されている。

こうした推進計画を中心的に担う基礎自治体のなかには、食育や学校給食における地場産割合の向上に関する事例がみられており、学校給食と農家だけではなく、地域住民や食材の調達や流通などを担う地域の構成主体が関わるなど、多様な形態によって行われている。例えば日野市では、1983年から栄養士と生産者の一部の協働によって地場産食材利用が開始され、2005年から契約栽培制度や2008年度からコーディネーター制度を導入している。市税からの関連事業予算は、コーディネーターの person 費、学校給食供給支援事業奨励金の育成事業補助金、契約栽培支援事業奨励金がある。コーディネーター制度の活用により、農家の生産状況を確認しながら、地区を超えた受注調整を行っているⁱⁱ。加えて、栄養士が農家の畑を訪問して旬の野菜や食べられ方を聞き取ったり、学校給食室がソース類製造業の営業許可を取得し地元のC級品トマトからトマトピューレを作り、他校も含めて献立に活用するなど地場産活用に積極的であるⁱⁱⁱ。このような学校給食側の工夫とともに、地場食材の規格・形状、供給価格をはじめ学校給食と農家がコミュニケーションを図っていること、そして行政によって供給農家

を支える安定した支援策があり、長期的な取り組みにつながっていることがうかがえる。

その他の事例では、第7回地産地消学校給食等メニューコンテストで文部科学大臣賞を受賞した秋田県五城目町は、主任学校栄養士が地場産食材の活用に積極的に取り組み、生産者と学校給食が連携を図り、その動きに呼応する形で地域の供給体制が確立している。例えば、給食向けの米や野菜を生産する団体である五城目エコ・ファーマーズの設立につながり、地域で転作作物として栽培されていたものの調理がしにくいという理由で廃棄されていたかぼちゃをJAの缶詰工場と連携して甘煮に加工し、学校給食のみならず保育園の給食でも通年使用を可能にしている。学校給食では、春休み期間にはほうれん草や小松菜などを茹でて冷凍保存したり、玉ねぎを夏休みに大量に炒めて冷凍保存したものを給食の定番メニューに使用し、地元食材を使った福神漬けや切り干し大根、甘酒づくりなどの加工に取り組んできた^{iv}。さらに、地域とPTAの協力により、学校脇に畑を作り、生徒が作付けから収穫、缶詰づくり、調理実習、

2.2 対象地域の概要と地場産給食の推移

山江村は、熊本県南部の球磨郡に位置し、土地面積12,119ha、耕地面積383ha（田耕地面積175ha、畑耕地面積208ha）、林野面積10,487haである。村内は16の集落があり、人口3,221人・世帯数1,193（2023年12月31日現在）である。令和4年度版山江村村勢要覧及び農林業センサス^{vi}によれば、販売農家は234戸、専業農家31戸、第一種兼業農家35戸、第二種兼業農家は168戸である。自営農業に従事した世帯員数

朝市での販売という生産から加工・販売までの一連のプロセスを食育の一環として学んでいる。こうしたことは生徒の食育効果に加えて、地域住民にとって地元食材への気づきや学びを生むものである。学校給食で地元の農産物を活かすことから、農家と学校給食が協働し、そして地域社会全体の取り組みにつながっていることがわかる。

このように、日野市や五城目町の事例からは、地場産活用では地域を構成する多様な組織の連携とともに、食材を通年利用するためのシステムづくりも重要であることがわかる。そして、システムづくりには関係者のコミュニケーションと豊富な地域情報があると考えられる。近年、学校給食を無償化する自治体が増えているが、地産地消に取り組むことは、地域内での自給の強化や外貨の流出規模を縮小させることから、地方自治体にとってメリットがある。その波及効果は、住民と農家の関係性の構築、需要と供給のバランス、購買行動への意味づけ、農業への理解など多義的にもたらされ、農家の所得向上にむけた方策となるといえる^v。

（販売農家）は令和2年556人（男332人、女224人）である。年齢別農業就業人口は、令和2年で計301人であり、その内訳は15～29歳4人、30～39歳12人、40～49歳12人、50～59歳31人、60～69歳122人、70歳以上120人である。村内には八百屋やスーパーはなく、農家の販売先は、村の第三セクターである株式会社やまへの山江村物産館や、NPOが経営する農村レストランの小規模な販売コー

ナー、畑の無人販売などであり、ほとんどが村外に出荷される。

村内は小学校2校と中学校1校があり、生徒数は、山田小学校177人、万江小学校32人、山江中学校125人であり、万江小学校は複式学級である(2023年4月現在)。栄養教諭は村内に一人であり、山田小学校に所属している。小中学校の計3校は共通献立であり、調理は全て自校式による完全給食である。山江村は、2014年10月から、村長の選挙公約の一つである学校給食の無料化が開始されている^{vii}。2023年度4月時点では、学校給食費の一食単価は、山田小学校270円、万江小学校275円、山江中学校300円であり、村が地場産割合の向上策を検討開始した2015年時点の全校一律238円から上昇している。山江村教育委員会によれば、学校給食費増加の主な理由に、消費税の増税、地産地消の推進、原料価格の高騰、民間業者への注文の際の送料の徴収開始をあげている。

山江村では、学校給食の地場産利用はこれまで全く行われていなかったわけではなく、山江村物産館の従業員と学校給食担当者を中心に地場産の供給を行っていた時期があった。しかし、農家と学校給食の連携が解消し、学校給食側は食材のほとんどを村外のスーパーに発注するようになり、同時に、地元農家から構成される出荷協議会の会員も村外のスーパーや新たな取引先を見つけて重点的に出荷するようになり、その余った分を山江村物産館に納品する程度になっていた。そのため役場や物産館が保有する地場産に関するデータや関連資料も破棄されてしまっていた。その後、学校給食の無料化による公会計化にあわせて、村内産の農産物の

積極活用を開始するため、学校給食と農家のコミュニケーション回路の再構築を図り、関係者の議論や相互理解を深める場として地域活性化協議会を創設した(2015年4月～2021年3月)。筆者は、プロジェクトの開始から調理員や生産者、販売者への定期的なヒアリング、食育の授業の視察や生徒と一緒に給食を食べるなどフィールドワークを行ってきた。そして生徒と農家の地場産に対する意向を明らかにするため、山田小学校・万江小学校・山江中学校の全生徒と生産者(環境保全型農業者を対象)にアンケートを実施している。その結果、生徒のほとんどが山江村産の給食の割合を増やしてほしいというものであり、農家の側も給食への納品に前向きな回答が多くみられ、学校給食で村内産食材の活用を後押しするものとなった。^{viii}

本プロジェクトは、産業振興課が事務局となり、農村集落活性化事業(2015年度～2019年度農林水産省)及び地産地消事業(2020年度～現在山江村単独事業)として、地産地消の取り組みを継続している。給食食材の地場産活用の課題設定は、(1)地場産利用とその拡大、(2)農地の見える化、(3)地場産の供給体制の3つであり、以上の課題を解決するための環境整備や人的支援、関係者の議論を重ね、地産地消の情報を豊富にしてきた。

(1) 地場産利用とその拡大

プロジェクトの全体会議である地域活性化協議会の他に、栄養教諭と各校の代表調理員が毎月行っている給食委員会(献立会議)に農家の代表者や産業振興課も参加し、献立の共有と旬の農産物の情報交換を行っている。また、村

内産の農林産物の作付け・収穫状況は生産者側の情報をもとに産業振興課と栄養教諭が認識をすり合わせて調整を図ることで、栄養教諭が農家の畑を訪問する様子を山江村ケーブルテレビで番組に取り上げたり、当日の献立の食材の生産者をゲストにした生徒との共食会の定期的な開催、地場産をテーマとする食育の授業が行われてきた。

特に、生産者と学校給食関係者をつなぐコミュニケーション回路の再構築は課題であった。こうしたこと背景には、他の農家から学校給食側に食材が無償提供されることを理由に、給食側から農家に対して補償なくキャンセルしていたことや、農家が山江村の学校給食の一日の食材使用量を知らなかったため収量の確保が困難であると思ひ込み、納品を躊躇していたことがあげられる。その一方、学校給食側も食材の大きさや量の確保という側面で農家側とニーズが一致し難いことがあることや、調理過程で食材に問題が見つかり交換が必要となる場合に、調理時間に影響が出るおそれがあることから、地場産利用に対する消極的な姿勢が見受けられていた。このように、村内に食材があっても実際に給食で使用するかどうかが合意形成に時間がかかり、食材の発注・調整コストの低減、納品のルールづくりや献立の工夫、地場産割合の公表などを議論し、その積み重ねによって、農家と給食関係者双方の不安の解消と両者の関係構築が目指されてきた。

(2) 農地（特に畑地）の見える化

プロジェクト開始時には、村内農産物のカレンダーはなく、収穫時期、場所、農家名、品目、量に関する情報不足がみられており、アンケー

ト調査の回答内容や農家向けの説明会の開催、畑の現地調査を進めながら産業振興課を中心に農地の情報を収集・蓄積してきた。その結果、村内で学校給食向けの野菜の作付けはほとんど行われておらず、また、小規模な兼業農家が多く、毎年同じ作付けをするとは限らず短いサイクルで別の作物への変更が多くみられていた。そこで、圃場の履歴をもとにした追跡調査や納品依頼が行えるように、産業振興課が圃場・耕作者・作物名などをGISに入力し、現地で撮影した画像とあわせて、学校給食協力農家の農地の可視化を進めてきた。情報収集は、産業振興課の会計年度任用職員と村民のボランティア有志である地産地消推進員を中心に、村内の食材探しや畑での聞き取りが行われてきた。その過程では、農作物の生産は可能であっても、高齢であることや地理的な距離を理由に出荷協議会や学校給食室への納品が難しい農家がいることが分かり、会計年度任用職員や地産地消推進員、山江村物産館の従業員が収穫の手伝いや野菜を引き取りに行き、納品の支援を行うこともあった。

(3) 地場産利用の供給体制

給食室への供給体制は、従来通りの農家からの新鮮野菜の納品分と、長期利用のための真空調理分の二本柱を目標としている。本プロジェクトでは、山江村役場は、農産物の配送や食材の発注の取りまとめを行う学校給食コーディネーターを村内業者に委託した（2016年度～2020年度）。現在は、正式なコーディネーターはいないが、村内農家による出荷協議会が設置されている山江村物産館がその役割の一部を継続している。出荷協議会で対応していない品目

がある場合やそもそも出荷協議会に所属していない農家の場合は、産業振興課の担当職員が可能な限り食材を調査し、納品につなげることもある。

こうしたことと並行し、地場産食材の通年使用を可能にするため、真空調理加工による冷凍保存の仕組みを整えている。当初の計画では地元の食品加工会社が真空加工を試みたが、最終的に山江中学校の給食調理室に真空調理機器を設置し、春休み・夏休みを中心に各学校の調理員が合同で村内農産物の冷凍保存に取り組み、2019年度から現在までその量的及び質的拡充を継続している^{ix}。その際、栄養教諭から給食調理員に対する指導内容は、主に、真空加工時は、給食の調理中と同様、異物の混入や加熱後の食材の取り扱い（二次汚染）に注意することである。そして、食材の切り方や大きさ、皮をむくかむかないかなど、何の料理に使うかを想定して形状を決めることも打ち合わせを行っている。また、給食調理時は、他の冷凍食材と同

様、使う前に異物を確認することと、十分な加熱を行うことも指導している。真空調理の取組みの概要は表1の通りであるが、例えば、2019年度は、まず、調理員がジャガイモ・タマネギ・ニンジン煮物を加工の練習を行い、その後ジャガイモ 30kgを煮物用 25.8kg、タマネギ 150kgをスライス 75.5kgとみじん切り 35.6kgにして給食分に加工した。村内の3校で真空調理分を使用した献立は、ジャガイモは肉じゃが、タマネギは、なすのポロネーゼ・かぼちゃのポタージュ・野菜のクリーム煮・トマトシチュー・チリコンカンである。2020年度以降は、食材の対象をホウレンソウ、ナス、カボチャ、ダイコン、ネギ、サトイモ、サツマイモ、コマツナ、インゲン、トマト、オクラ、ゴーヤ、梨、ブロッコリー、ワラビ（生）、干しゼンマイ、干しワラビ、ユズ、グリーンピースなどに広げ、試作や試食を繰り返し、食感や味を確かめながら、同じ食材でもカット方法や大きさを変えたり、下拵えの工夫をするなど試行錯誤

表1 真空低温調理の取組み概要

年度	加工品目数	重量計 (kg)	実施回数 (1日単位)	食材名 () の数字は加工方法が2種類以上のパターン
2019年度	6	136.9	3	ジャガイモ、タマネギ (3)、ニンジン
2020年度	7	21.60	1	カボチャ、サツマイモ、サトイモ、ダイコン、ナス、ネギ、ホウレンソウ
2021年度	18	112.07	4	コマツナ、ホウレンソウ、インゲン、タマネギ、トマト、ナス、オクラ、カボチャ、ゴーヤ、梨、サツマイモ、サトイモ、シロネギ、ダイコン、ブロッコリー、ワラビ (生)
2022年度	21	149.9	4	オクラ、キュウリ、ゴーヤ、タマネギ、トマト、ナス、ネギ (3)、カボチャ (2)、サトイモ、ホウレンソウ、干しゼンマイ、干しワラビ、ユズ、ダイズ、ホウレンソウ、ワラビ (生)
2023年度 (上半期)	2	29.697	1	グリーンピース、ブロッコリー

(産業振興課の資料提供をもとに筆者作成)

を重ねて改良している。産業振興課による栄養教諭への聞き取り調査からは、2021年度のトマトピューレは生徒だけでなく給食調理員にも大変好評でリピートレシピとなっていること、梨のすりおろしはチャツネの代用品として使用したことが確認されている。2023年5月には、グリーンピース7kgとブロッコリー33.5kgを真空調理し、グリーンピースは野菜のカレー煮・肉じゃが・切り干し大根とじゃが芋のうま煮として、ブロッコリーはレタスのサラダ・野菜いっぱいポテトサラダ・色々野菜のサラダ・ブロッコリーの和え物・鶏肉と野菜のトマト煮・野菜のカレーマヨネーズ和えの献立に使用されている。グリーンピースは6月及び9月、ブロッコリーは5～

6月にかけて全量を使い切り、真空調理と献立が連動したものとなっている。現在までのところ、こうした真空調理分に係る費用のうち、産業振興課は地産地消事業費の材料費と検査機関の菌検査にかかる費用を計上しており、学校使用分は各校の給食食材購入費から支出している。

以上が、3つの課題設定に対する取り組みとその経過である。本プロジェクトでは取組みの効果や課題の分析と、事業全体の継続的な改善や修正につなげるため、月別や年度別に地場産率及びその関連データを集計しており、次章にみていく。

3. 学校給食における地場産活用に関するデータ

3.1 学校給食における地場産割合の関連データ

食料自給率や地場産率に関する計算方法は多様にあるが、山江村では、地場産率の指標として、品目別、重量、納品生産者数、金額を中心にモニタリングしてきた。その理由は、一つの計算方法からでは食材調達の内訳やコストがみえにくく、関係者にとって改善に結び付きにくかったためである。筆者がプロジェクトの開始時に村内でヒアリングを行った際、山江村は農山村なので給食の地場産率も高いという認識を持つ住民や学校関係者が一定数存在していた。しかしながら、プロジェクトの開始時（2016年1月21日）の学校給食の献立をみていくと、全品目数22のうち、山江村産の食材はコメ・ホウレンソウ・ニンジンの3品目であり、食材数で地場産率を計算すると13.64%である。な

お、献立は高菜ごはん、牛乳、あおさの天ぷら、もやしのごまあえ、しめじの清汁である。山江村の学校給食のコメは100%村内産（当時は県の学校給食会を經由）であるが、パンや洋食の日では山江産の割合がより少なくなる傾向にあり、献立によっては地場産食材が0%となることが課題であった。学校給食の献立は必要な栄養カロリー数を満たさなければならないため多様な食材を使用することや、学校給食法に基づき野菜などの生鮮品は当日搬入であることから、学校給食と地元農家の接点や情報がほとんどなく、献立の反映に結びつかなかったことも要因である。また、ヤマメ以外の魚介類、肉類全般や牛乳などの地場産はそもそもなく、給食では村外産のものを購入せざるを得ない。その

ため、農林産物の種類や量の使用を増やすための食材探しと並行して、デザートや調味料など献立の工夫によって村内農産物を活用したり、食材の長期保存により地場産利用の割合を向上・拡大させる必要があった。

本節では、地場産割合について品目、重量、納品生産者数、金額の年度別の推移、そして食品成分表に基づいて分類した山江村の学校給食食材の自給率の月データを取り上げる。そして、次節にてデータに寄与した要因に関し産業振興課と栄養教諭の事業評価から考察する。なお、産業振興課の村内調査や村民からもたらされる情報提供によって、給食用に確保できる食材や量的確保の情報が蓄積したことから、当初は地場産食材の対象範囲を野菜のみとして計算していたが2018年度の途中からすべての食材に変更・拡大している。

まず、品目別のデータ（図1）は、2018年度の11月以降から、全ての食材のなかで山江村の食材の使用について計算し、一年間の各月か

ら平均し、年度別にみたものである。各年度内の月によって、季節や天候による影響はあるものの、2018年度の16.00%から、2019年度19.83%、2020年度21.58%、2021年度25.67%、2022年度27.42%と毎年度増加傾向にある。なお2018年度は地場産物の対象範囲の変更により2018年11月～2019年3月まで、2019年度は新型コロナウイルス感染防止の休校措置により2019年4月～2020年2月までのデータである。

次は、重量ベースでの地場産率である（図2）。本プロジェクトの開始時の参考値をあげておくと、2014年度学校給食の総仕入れ数量のうち村内産仕入れ量は17.87%である。その後、こうした計算は行われてこなかったが、関係者の間で事業改善に向けて一つの評価ではなく多面的に把握することへの共通理解が醸成され、2019年度から再び計算をするようになったという経緯がある。図2のグラフからも明らかなおと、重量からみた村内産割合は、2019年度35.64%、2020年度37.01%、2021年度37.41%、

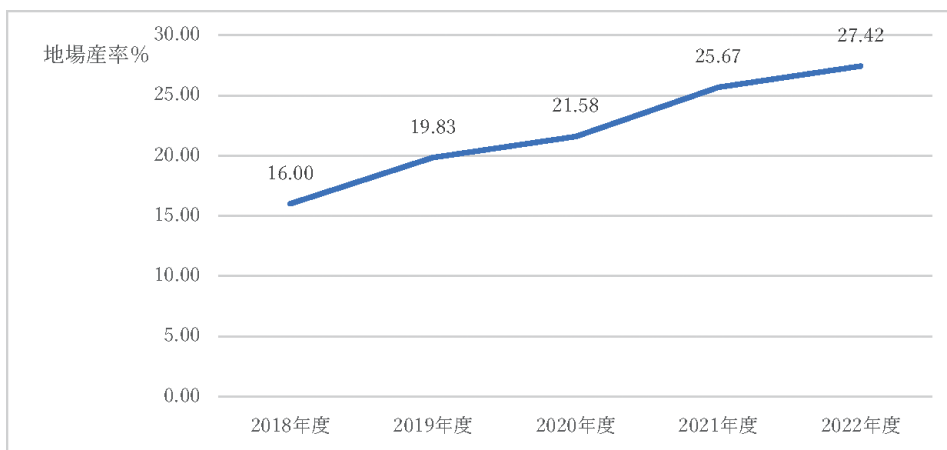


図1. 品目からみた地場産率（出典：産業振興課のデータをもとに筆者作成）

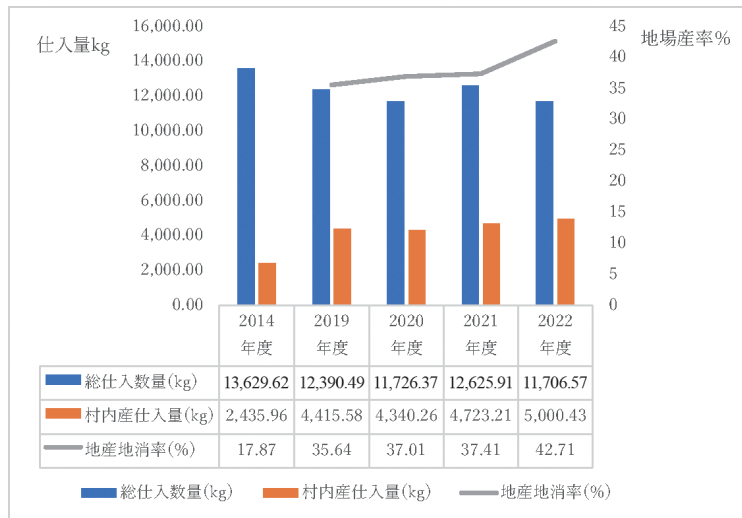


図2. 重量からみた地場産率（出典：産業振興課のデータをもとに筆者作成）

2022年度42.71%と増加傾向にあることがわかる。

次に、学校給食の協力農家数のデータからみていく（図3）。学校給食の納品生産者数は2015年度26人、2016年度25人であったが、2017・2018年度は32人、2019年度47人、

2020・2021年度は52人、2022年度は62人と年々増加傾向にある。こうした背景には、既に述べてきた通り、学校給食コーディネーターや地産地消推進員、産業振興課職員が給食用の翌年の作付けに関する意向調査と納品依頼を年単位で進めてきたことがある。またその過程では、給

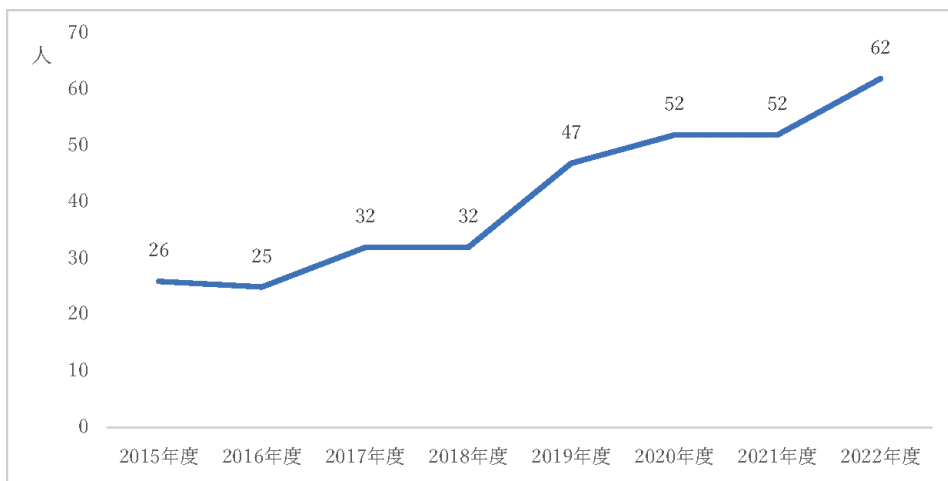


図3. 納品生産者数の動向（出典：産業振興課のデータをもとに筆者作成）

食で使用する量や献立の内容を説明したり、生育不良で収穫が出来ない場合は納品の3日前までに農家が連絡することで、学校給食側が村外のスーパーなどから調達するように対応し、農家の不安が払拭され納品に前向きになったことがあげられる。

次は、金額ベースでの地場産率である(図4)。村内農家から購入した分を単純集計したものであり、現時点で入手できるデータは2020年度までのものである。2016年度2,344,319円、2017年度2,305,906円から、2018年度は2,993,833円、2019年度3,133,569円、2020年度2,962,109円と上昇傾向にあることが分かる。なお、2019年度は、2020年3月の新型コロナウイルス感染防止対策の影響で休校措置がとられたため、給食費全体の金額は他の年度よりも1カ月分少ないものの2018年度分の金額を超えていることから、増加傾向にあるといえる。そして、調味料やジャム用のゆずをはじめとす

る真空調理用の食材の一部には、村民からの申し出により無償提供分が含まれているケースが見受けられており、先にあげた重量ベースでの地場産率には食材の量として含まれるものの、金額ベースでは反映されていないことがある。

こうしたデータ以外には、村内で月1回全戸配布される広報やまへの紙面上で、「地産地消だより—学校給食食材の自給率—」として、給食で使用した食材量や品目を集計し毎月公開している。その目的は、村民に対して、学校給食の無償化による情報公開と、給食の地場産割合から村の自給率を周知するためである。そして、地場産の対象範囲が野菜のみから全ての食材に拡大したため、全体像をより把握しやすい内容に変更し、情報を充実させている。産業振興課が、村内小中学校の給食で使用された全品目を毎月集計し、作物ごとの使用量と品目数でみた地場産率の推移を掲載している。給食で使用した全数量を100とし、食品成分表に基づき

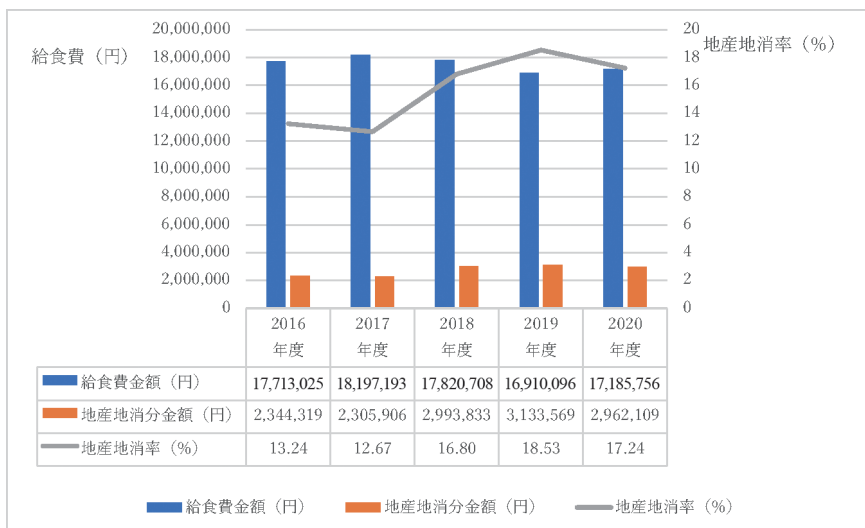


図4. 金額からみた地場産率 (出典：産業振興課のデータをもとに筆者作成)

地産地消推進便り

—学校給食食材の自給率—

給食で使用した全数量を100とし、食品成分表に基づき分類し地場産率を計算しています。
 総使用量……実際給食で食べられた数量
 総仕入数量……給食製造のために仕入れられた数量
 山江産数量……総仕入数量のうち、山江村産農産物の数量
 ※総使用量は可食部だけの数量であるため、総仕入数量とは必ずしも一致しません。

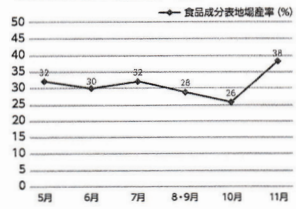
◎11月 作物ごとの使用量(kg) ※村内小中学校の給食で使用された全品目を集計しています

食品群名	総使用量(kg)	食品名	仕入数量(kg)	山江産数量(kg)
1 穀類	606.7	米	460.0	460.0
		モチ米	10.9	10.9
		彩り米	1.3	1.3
		米麦	3.0	0.0
2 いも及びでんぷん類	160.3	モチ麦	21.0	21.0
		サトイモ	46.2	39.2
		ジャガイモ	57.7	39.0
		サツマイモ	44.9	44.9
3 砂糖及び甘味類	18.8	コンニャク	13.7	0.0
4 豆類	132.1	アズキ	1.8	1.4
5 種実類	9.8	むき栗	4.4	4.4
6 野菜類	754.8	キャベツ	22.8	3.5
		タケノコ	44.2	44.2
		キクラゲ	59.3	0.0
		ゴボウ	40.8	0.0
		ダイコン	35.5	30.2
		タマネギ	20.6	20.6
		人参	157.5	0.0
		ネギ	15.4	15.4
		ニンニク	102.7	3.7
		ワラビ	0.4	0.4
		ハクサイ	48.0	48.0
		トマト	13.6	0.0
		モヤシ	21.1	0.0
		ニンニク	0.5	0.5

食品群名	総使用量(kg)	食品名	仕入数量(kg)	山江産数量(kg)
7 果実類	79.5	リンゴ	4.1	2.0
		レタス	25.1	9.5
		千切ダイコン	0.7	0.7
		ショウガ	2.0	2.0
		エダマメ	11.5	0.0
		ブロッコリー	34.7	17.2
		インゲン	5.5	0.0
		レンコン	14.1	12.1
		トウガン	41.5	41.5
		ユズ	18.2	18.2
		レモン	8.3	8.3
8 きのこと類	37.1	カボス	3.0	3.0
		リンゴ	18.6	0.0
		ミカン	42.1	0.0
		カキ	2.1	0.3
9 菌類	2.2	梅干し	2.9	2.9
		バナナ	5.6	0.0
10 魚介類	180.4	生シイタケ	1.4	1.4
		干シイタケ	4.1	4.1
11 肉類	131.7	キクラゲ	1.0	1.0
12 卵類	44.8	鶏卵	64.2	64.2
13 乳類	1760.0			
14 油類	25.9			
15 菓子類	26.3			
16 し好飲料類	9.2			
17 調味料及び香辛料類	101.5			
18 調理加工食品類	18.4			
計	4099.5		1678.8	1075.9

問合せ 産業振興課 農政係 ☎(23) 3113

◎品目数に見る地場産率の推移



※地場産率の算定は、当該月に納品された山江村産の品目数を、全品目数で割り戻して算出しております。

村では、山江産の食材を地域内で利用する取り組みをすすめています。その一環として、学校給食食材の地産地消を推進しています。

少量でも結構ですので、家庭で栽培されている野菜など提供いただける生産者の方を随時募集しておりますので、ご協力いただける場合は、ご連絡ください。

図5. 食品成分表に基づく地場産率の例 (出典：広報やまえ 2023年1月号 p18)

分類し地場産率を計算したものである。総使用量は実際給食で食べられた数量、総仕入数量は給食製造のために仕入れられた数量、山江産数量は総仕入れ数量のうち、山江村産農産物の数量である。なお、総使用量は、可食部だけの数量であるため、総仕入れ数量とは必ずしも一致しないものとなっている。作物ごとの使用量では、村内小中学校の給食で使用された全品目数の計算を集計したものであり、地場産率の算定は、当該月に納品された山江村産の品目数を、全品目数で割り戻して算出している。図5は2022年11月分の学校給食の地場産率の例である。品目数から見た地場産率は38%、作物ごとの使用量の総使用量は4099.5kg、そのうち総仕入数量は1678.8kg、山江産数量は1075.9kgである。そして、11月分の使用量を食品群と食品名からみていくと、全量山江村産に達したのは、穀類は米・モチ米・彩り米・モチ麦、い

も及びでんぷん類はサツマイモ、種実類はむき栗、野菜類はキャベツ・タケノコ・ネギ・ワラビ・ハクサイ・ニンニク・コマツナ・葉ダイコン・ミズナ・千切ダイコン・ショウガ・トウガン、果実類はユズ・レモン・カボス・梅干し、きのこ類は生シイタケ・干シイタケ・キクラゲ、魚介類はヤマメ、卵類は鶏卵である。このように27品目が100%山江産を達成したが、栗及びヤマメは山江村の特産品であり、食育の観点からも献立に積極的に取り入れられていること、特に秋以降は収穫物が増えるため食材の利用量が確保しやすいこともある。

以上、品目別・重量・金額の3つのデータからは、山江村学校給食における地場産の活用は増加傾向にあることがわかる。また、給食協力農家の増加や作物ごとの使用量の内訳からは、生産者の関与の高まりとともに、村内産を少量でも給食献立に使用したり真空調理分を活用す

ることで、農家を下支えしていることがわかる。この背景には、農家と学校給食をつなぐため、産業振興課と栄養教諭の連携が寄与したこ

3.2 地場産給食に関する関係者の評価

2023年10月～2024年1月にかけて、学校給食の地場産への取組みの現状と課題について、現時点での事業評価、関係者の意識の変容過程、食材の通年利用に関する今後の持続性・自立発展の可能性を中心に、産業振興課と栄養教諭にメールでアンケート調査を行っている。

まず、産業振興課からは、これまでの事業全体の振り返りをふまえ、献立での使用量が多いことから村が給食向けの重点品目に指定した、ニンジン・ジャガイモ・タマネギを中心とする生産・供給の現状に関する回答を得た。（下線は筆者による）

①地産地消事業の評価

「生産につきましては、露地栽培ということもあり、自然の影響を受けやすく、供給安定しているとは言いづらいところもあります。しかし協力いただける農林業者も増えていることや、栄養教諭のご協力による可能な限りの臨機応変な使用食材の変更対応などもあり、地産地消率に変動はありますが、ここ最近では30%前後の変動であり、以前と比べると高い水準を保っていることから事業としては軌道の安定化に向かっていると考えています。」

②給食向け重点品目の現状

「全体的には、山江村産の農林産物で給食食材として使用できるものを使用するということ

とがうかがえており、事業の振り返りとともに次節にて考察する。

で精一杯というのが現状であると思います。…（略）タマネギにつきましては、一番育成も確保もしやすく、真空調理加工食材としてもよく使用しておりますので、3つの中では一番供給状況が良い状態です。ジャガイモにつきましては、学校としては煮崩れしにくいメイクインを希望していらっしゃいますが、給食メニューにより、別の種類（男爵芋系統）を使用させていただくこともあります。なお、タマネギと芋関係につきましては、近年の高温により保存が難しく、株式会社やまえのほうでも野菜貯蔵について検討をしていただきましたが、野菜によって保存温度が異なること。電気料金の高騰、施設の老朽化、管理体制などいろいろな課題があるということで、すぐに保管する体制をとることは難しいという話でした。ニンジンにつきましても育成農家はいらっしゃいますが、本村においては育成が難しいらしく、なかなか取り組んでいただけないと聞いています。」

次は、栄養教諭からみた、給食調理員の真空調理への取組み状況とその変容、今後の継続性についての回答である。（下線は筆者による）

③真空調理に対する給食調理員の現状

「現在は、積極的に取り組んでいただいています。特に、新たな食材を提案したり、バラ凍結などの真空冷凍の方法についてもアイデアを出したりと、実際に調理をする立場だからこ

そ出てきやすい発想があつて、助かっています。抵抗感が低減されたのは、まずは、産業振興課で真空調理の実施日を設定されて、回を重ねたことです。そして、回を重ねるごとに機械の扱い方にも慣れたこと。また、冷凍しておいた真空の食材が、手間のかかる料理の時にとても便利に使える（下処理が済んでいるから）ことを実感していったから、という理由が考えられます。」

④学校給食調理員の変容

「山江中の調理主任が、前年の同じ時期に、生産者からグリーンピースがたくさんあると言われた。しかし、決まった献立で活用できる量は限られており、使いたくても使えなかったという経験をし、次の年はぜひ真空冷凍しておいて、収穫時期よりも長く山江産を使いたいという思いを持ち、5月で給食がない日に計画されました。ちょうど、山江中の体育大会の後に弁当の日があるので、山江中の調理員だけになるけれども、その日に実施したいと申し出があつて実施されました。」

⑤学校給食での真空調理の今後について

「栄養教諭が変わっても、真空調理経験者（調理主任）が残っていれば、実施可能です。これまで通り、産業振興課と栄養教諭と調理員が情報共有（意思疎通）をして取り組むことができれば、調理員主導の真空調理は可能です。課題をあげるなら、真空冷凍する食材を確保（生産者の協力）することだと思っています。給食側が求める時期に収穫期が合うように生産をお願いすることや、生産者に利益があるようにする

ことにも、留意していく必要があると考えます。」

産業振興課と栄養教諭の回答からは、農家の生産と供給、調理員による真空調理というそれぞれの取組みが連動し、地場産割合の増加と事業の安定化につながっていることが分かる。なお山江村地方創生戦略では、2015年の地場産率約18%（重量ベース）から2020年度までに48%に引き上げることが目指されてきたが、2022年度の時点で42.71%である。現在の総合戦略（第2期）では目標数値は2024年度40%（品目ベース）であるという。

給食協力農家数が年々増加傾向にあることは成果であるが、産業振興課と栄養教諭の回答からも明らかなおお、生産・供給面での課題は食材の確保と保存方法、農家の持続可能性であることが指摘されている。一方、調理員の間では真空調理に対する消極的な姿勢や真空加工した食材を給食に使用することへの抵抗感が当初は見受けられていたが、次第に調理上の利点や機械の操作を習得し、地場産利用の意義をふまえた加工の提案をするまでに変容していることがわかる。そして栄養教諭が不在でも、調理員が農家からもたらされた食材の情報をもとに単独で真空調理を企画し、実践するようになった点も大きい。栄養教諭は他市町村への異動があるため、地元在住者の多い調理員の人材育成プログラムやノウハウの蓄積など学校給食室の管理監督を行う教育委員会の積極的な関与と学校給食の中長期計画の策定も必要である。

4. 考察

地場産率の複数のデータからは、地場産食材の利用が増加傾向にあり、その背景にある地場産供給体制の効果とそのプロセス、協力農家や調理員など当事者の変容について産業振興課及び栄養教諭から確かめることができた。

本プロジェクトでは、学校給食への供給に協力できる農家の意向確認やその調査を重点的に行い、村内野菜の収穫時期に合わせた献立への反映、学校給食側のニーズの明確化、村内食材の発注・供給・納品の体制づくり、農産物の加工や長期保存の工夫などをシステム化してきた。こうした学校給食での安定供給の体制を今後も持続可能なものとするためには、次の3点が重要である。

(1) 村内農家を支える地場産活用

学校給食協力農家数の増加がみられるようになったが、専業農家中心ではなく、複数の農家が分散して納品している。そのため、農家の置かれた状況によって、配送や収穫の支援体制や、初めて納品する農家であっても学校給食に参加しやすいような体制をとってきた。そして、山江村の各学校が単独調理であり、栄養教諭の判断によって献立を柔軟に変更・対応できることは地場産の利活用において重要な意味がある。

こうした取り組みと並行して、山江村役場では、学校給食協力農家のデータの収集・蓄積を行い、GISを活用してきた。今後は、農地の情報をもとに、グループでの契約栽培、気候変動や高温化などの影響も踏まえた品種の選択や生

産向上、収穫時期の予測、農家の労力や配送負担を減らすための情報技術や環境データの活用も求められる。特に、鳥獣被害の対策強化は、農家の収穫に関わる問題だけではなく、地域住民も含めた地域資源の維持・管理体制が必要である。

(2) 地域の協働とビジョンの共有

産業振興課と栄養教諭の両者が連携し、協力体制にあることで、農家や学校調理員、地域の協働に結びつくことが可能になっている。このことは、連携体制が構築されるまでに一定の時間やプロセスを要し、当事者や関係者が地産地消に対する理解を深めることが重要なものとなる。例えば、予算の上限額が決まっている以上、購入価格を可能な限り下げたい学校給食側と、適正価格で売りたい農家では合意形成が難しい。また、野菜の大きさや規格をめぐるも、農家の側は調理に十分使えると思っていても、給食側の方針と一致しないことから納品できないこともある。しかしながら、地域活性化協議会、献立会議、出荷協議会などで、村の地場産割合を向上させるという目標と地場産率の関連データを関係者が共有し解決してきた。そして栄養教諭による献立の変更や工夫に加え、産業振興課や地産地消推進員の畑の訪問や、農家が学校に来る機会を増やしたり、広報紙やケーブルテレビで調理員による真空調理の作業の様子を情報提供するなど、農家と学校給食側の双方が安心して取り組めるようにコミュニケーションを活発化させている。

地場産の学校給食は、地方自治体や地域のおかれた環境条件をふまえて、地場産利用の拡大と地産地消の向上という目標やビジョンを共有し、各自が出来ることを着実に実行に移すことが重要である。特に、産業振興課と栄養教諭が連携し、農家と調理員の協力も生まれたように、地場産向上のための働きかけを相互に行うことも肝要である。

(3) 人材育成

学校給食協力農家の増加や調理員の変容がみられたように、農家や学校給食関係者の間で豊富な情報もたらされることで、地場産利用の範囲を広げることにつながってきた。そして、このことは学校給食の当事者だけではなく、住民の関与や参加機会を生むきっかけづくりや主体の形成も重要である。

例えば、地産地消推進員は、元々有志のボランティアで非農家であるが、給食の地場産割合が想像以上に低かったことに衝撃を受け、人生の楽しみとして村内での食材探しのサポートに取り組んできた。地産地消推進員は、人づてに聞いた話や近隣の店舗などの情報をもとに、地元の養鶏場や手作りこんにゃくの加工施設を訪問しその調査概要を献立会議で報告している。そして調理員や栄養教諭、産業振興課職員は、推進員が購入した卵やこんにゃくの食味を会議の場で確認し、給食用食材の採用につなげるこ

5. おわりに

以上、山江村の学校給食における地場産利用の取組みから述べてきた。地産地消のシステム

とができた。それ以外にも、地場産率の各種データから、少量ではあるがほぼ毎月のように給食で使用されていたレモンを村内農家が栽培していないことを知り、自ら苗木を購入して育て、給食に納品した実績もある。また、地域活性化協議会や献立会議にオブザーバーとして途中から参加して頂いたところ、地産地消推進員にとって、関係者と一緒に解決の糸口を見つけることは食材探しの満足度をさらに高めることにつながっていたことも分かった。

人材育成には、地域ならではの長期的な人間関係や地域社会を取り巻く環境の変化を地理的・時間的に共有していることも重要な要素ではあるが、人々の間でのコミュニケーションによってもたらされる社会的効用も、地域住民の参加や協働をより促進するものである。

本プロジェクトでは、小規模農家と学校給食に適合する形での食材の新たな供給システムづくりによって農家と学校給食の橋渡しにつながり、地場産割合の向上に結び付いてきた。こうした地域の協働は一朝一夕に出来るものではなく、関係者のコミュニケーションと地域情報の掘り起こしによる信頼関係が必須である。国からの補助事業の期限とともに終了するような一過性のプロジェクトであれば、各構成主体や地域住民からの協力は得られなかったであろう。

づくりには地域情報の収集と、関係者のコミュニケーションの積み重ねがあってこそ、地域の

協働に寄与するといえる。現段階では、山江村の学校給食と農家を中心とする地産地消の取組みに留まっているが、今後は地域社会に広げていく必要がある。そして地域内の生産と消費を短い距離でつなぐためには、消費者と生産者が支え合う地域支援型農業^xの展開をはじめ生産と消費が好循環するシステムの構築とその確立が有用である。

世界各地で発生する異常気象や自然災害による農産物の生育不良や物価高騰に直面し、従来までのように、いつでも安価に食材を購入することは当たり前ではなくなっている。既に人口

減少や高齢社会を迎えたなかでは、地域の課題である空き家や耕作放棄地の増加、限界集落から集落消滅への進行、災害で発生する被害の深刻化などは相互に関連しその問題もより大きくなる。地域社会を構成する主体の連携や協働の仕組みづくりに改めて着目し、地域の情報づくりと共に住民が地域社会の現状や変化を実感しやすいデータを提示することで、将来世代の観点から捉えて、住民の行動変容につなげることが重要である。そして特に、自然環境と調和させながら、地域コミュニティの維持・存続に向けた新たな技術の活用は急務の課題である。

謝辞

熊本県球磨郡山江村・東京大学大学院情報学環須藤研究室の共同研究（2015年7月～2020年3月、研究代表・須藤修教授）によった。

註

- ⁱ 第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）は、食育の推進にあたり、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が連携・協働して目標を達成することが目指されている。第3次食育推進基本計画を踏まえて、①目標を達成しておらず引き続き目指す目標、②目標は達したが、一層推進を目指すべき目標、③今日新たに設定する必要がある目標が設定されている。
- ⁱⁱ 日野市の学校給食を分析した研究によれば、一般業者との補完関係は不可欠であるものの、地場産食材の供給量の増加がみられ、コーディネーター導入前・導入後の比較事例からも明らかである。（山田2014）
- ⁱⁱⁱ 「給食室で加工＆瓶詰め トマト通年活用へ 東京都日野市」日本農業新聞2023年9月4日 p1 及び「学校給食調理員が作る日野産トマトピューレ「ひのトマトまるごとピューレ」（平成28年7月19日プレスリリース） | 日野市公式ホームページ（hino.lg.jp）2023/10/20Accessed
- ^{iv} 広報ごじょうめ、平成27年2月号 No.967,p8-13
- ^v 農家の持続可能性の確保のためには、高収益部門を開発・導入し、それを具体化するためには、①資源管理型農場制農業の生産システム、②地産地消システム、③サービス農業システムの構築がある。以上の3つは、一つひとつがシステムであり、組み合わせれば相乗効果が高まるとし、個別経営や地域の取組を前提にしたものであるという。矢口（2022）pp86-87
- ^{vi} 令和4年度版村勢要覧資料編（2023年5月発行）
- ^{vii} 財源は山江村定住化促進基金条例により基金を積み立てることで充当している。
- ^{viii} アンケートは、2016年1月20日～29日の食育週間の期間に、学校給食における地場産利用に関して、山田小学校215名・万江小学校45名・山江中学校124名に「山江村産の給食についてのアンケート」を実施している。2016年2月10日～19日には、村内農家のうちエコファーマー・有作くん（熊本県特別栽培農産物の生産基準）・環境保全型農業に参加している55名の生産者に対して「山江村の地産地消に関する調査」を実施している。並木（2016）
- ^{ix} 真空調理の講習会は、2015年12月学校給食調理員と地元事業者に対して山際食材工房の山際シェフのご指導が行われた。2018年12月及び2019年2月は、ホシザキ関東株式会社のご協力により栄養教諭及び産業振興課職員、学校給食調理員に対して研修が行われた。
- ^x 地域支援型農業は、元々日本で進められていた生産者と消費者の提携や産直運動をルーツとして、米国やフランスにも広がりを

みせている消費者参加型の農業の経営形態や地産地消の取組みであり、有機農業をはじめ運営方法や組織形態も多様である。例えば米国の CSA (Community Supported Agriculture) やフランスの AMAP (Association pour le Maintien d'une Agriculture Paysanne) は全土で展開されており、日本の代表事例では、北海道長沼町のメノブレッジ長沼、神奈川県大和市のなないろ畑農場がある。

参考文献

- エリザベス・ヘンダーソン、ロビン・ヴァン・エン著 山本きよ子訳『CSA 地域支援型農業の可能性 アメリカ版地産地消の成果』家の光協会 2008
- 波野野豪・唐崎卓也編著『分かち合う農業 CSA』創森社 2019
- 季刊地域編集部編『シリーズ田園回帰 2 総力取材 人口減少に立ち向かう市町村』農文協 2015
- ケヴィン・モーガン、ロバート・ソンニエノ著 杉山道雄・大島俊三共編訳者 堀田康雄・野澤義則・下内充共訳『学校給食改革—公共食と持続可能な開発への挑戦—』筑波書房 2014
- 並木志乃「平成 27 年度農村集落活性化事業山江村将来ビジョン～学校給食と地域の地産地消から持続可能な農業の実現へ」山江村地域活性化協議会, 熊本県山江村・東京大学大学院情報学環須藤研究室共同研究調査報告書, 2016.3, pp1-56
- 大江正章『地産地消と学校給食』コモンズ 2010
- 佐々木輝雄『学校給食の役割と課題を内側から明かす 全国初の「給食・食育振興財団」(東京都武蔵野市)の紹介も』筑波書房 2015
- 矢口芳生『新自由主義は自らを変革できるのか』農林統計出版 2022
- 山田浩子『学校給食への地場食材供給』農林統計出版 2014



並木 志乃 (なみき・しの)

[専門] 地域コミュニティ

[主たる著書・論文]

- ・並木志乃「地域の情報づくりとマーケティング」『エビデンスで紐解く地域の未来』栗田匡相編著, 中央経済社, 2022, pp33-62
- ・Shino NAMIKI, A New Set of Staged Criteria to Evaluate the Improvement of Communication within a Regional Community, Journal of Socio-Informatics, Vol.2, No.1, Sep.2009, pp69-79.
- ・並木志乃「地域コミュニケーションを円滑にする評価指標の開発と評価」東京大学大学院学際情報学府 博士学位論文, 2007 年 8 月, pp1-228 【2008 年日本社会情報学会 (JASI) 大学院学位論文賞 (博士論文・奨励賞) 受賞】

[所属] 東京大学大学院情報学環越塚研究室

[所属学会] 社会情報学会ほか



越塚 登 (こしづか・のぼる)

[専門] 計算機科学

[主たる著書・論文]

1. Noboru Koshizuka, Stephan Haller, and Ken Sakamura: "CPaaS: Open Smart City Platforms with EU-Japan Collaboration", IEEE Computer, Vol. 51, No. 12, Special Issue: Governments in the Age of Big Data and Smart Cities, December 2018
2. 越塚登: 「経年優化するスマートシティ: データ駆動型スマートシティの技術とプラットフォーム」, (特集) スマートシティと AI の新展開, 人工知能学会誌, 37 巻 4 号, 2022 年 7 月.
3. Noboru Koshizuka and Hiroshi Mano: "DATA-EX: Infrastructure for Cross-Domain Data Exchange Based on Federated Architecture", IEEE BigData 2022 Special Session on Platform for DFET (Data Free Flow with Trust), Dec. 2022.

[所属] 東京大学大学院情報学環

[所属学会] 情報処理学会, ACM, IEEE Computer Society

Progress and Impacts of the Farm-to-School Project : The Case of Yamae Village, Kumamoto Prefecture

Shino Namiki* , Noboru Koshizuka**

This report shows the impacts of the Farm-to-School project and the results of the CCCM(Collaboration and Communication by Community Members) approach with interactions between research and practice.

Based on this concept, the cooperation to enrich local information and data improves the rates of locally produced food in school lunches. Progress of the farm-to-school program contributes to bridging human resources and creating flexible procurement management among public, private, and resident sectors.

This project has been introduced in Yamae Village, Kumamoto Prefecture. We investigate the summary of the collaboration system toward a sustainable farm-to-school model.

Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo *Visiting Researcher、**Professor

Key Words : School Lunch, Farm-to-School, Yamae Village, Local Information, Public Procurement, Sous Vide Cooking

オンライン・ヘイトスピーチ規制の法内在的制約（2）

－ 発語内的な規範設定の特質とその阻却可能性

The Regulation of Hate Speech and Inherent Limitations(2)
: On the Nature of Illocutionary Norm-Enactment and Defeasibility

永石 尚也*
Naoya Nagaishi

はじめに

オンライン上のヘイトスピーチへの規制の議論ではしばしば、リアル空間でなされた場合にヘイトスピーチだと認識される典型的発話（SNSや動画共有サイト、あるいは掲示板フォーラム等、何らかの形態の）オンラインでなされた状況を想定し、その上でリアル空間における規制の類推や拡張の可否や、それに即した規制の諸条件が論じられてきた。しかしこの種の議論は、現実の排除や「貶め」等の各種の機能から定義されるはずのヘイトスピーチについて、発話内容のタイプから特定する前提を導入している点において、そもそも概念的に誤りを含んでいる¹。この結果として、現実の排除や「貶め」とはかかわりのない表現をも含んだ規制をも正当化する点において、実践的にも誤導的のものになってきた。

そこで本稿では、以下の三つの課題に取り組む。第一に、有害と目されるオンライン上の発話を持つコミュニケーション・空間的な特質を

踏まえつつ、会話において許容される事実を設定する発語内行為とその効果に着目する分析の射程を明らかにする。特に、会話において許容される事実を設定するメカニズム（状況的規範の設定メカニズム）が、オンライン上では異なる機能を持つことに着目することで、具体的な対抗言論組成のバリエーションについて示唆を得る。

第二に、本稿ではオンライン空間上で有害と目される情報へのアクセスがなされる場合のコミュニケーションの多くは、（即時的な発話と応答の連鎖からなる会話状況とは異なり）通時的に蓄積されていく情報への積極的な参照と切り離すことができず、またヘイトスピーチとしての機能の実現についても発話時点以降になされる「物言い」に依存する傾向がリアル空間に比して高い点に焦点を当てる。この環境下においては、ポジティブカウンタースピーチおよび通時的カウンタースピーチとして議論される対

* 東京大学大学院情報学環

キーワード：ヘイトスピーチ、言語行為論、コンテンツモデレーション、対抗言論、スコアキーピング、フィクションの真理

抗措置が発話の危害を抑制する観点からは有効となり、その具体的な形態として発話の持つ暗黙の前提を可視化する「ブロッキング」戦略、当該前提をより平等主義的なものへと受け手側が曲げて解釈することで、元の発話の意味を修正する「辻褃合わせ bending」戦略、発話の効力を宙吊りにする「非決定」戦略が有用となりうることを示す。上記の戦略は、特定の発話の意味・意図の認定に基づく規範逸脱的発話の禁止や制裁付与、あるいは個別的な投稿の削除や発話者のプラットフォームフォーミングなどと異なり、元の発話の効力を明示的あるいは黙示的に限定・修正する点において、意味・意図の認定にまつわる困難を避けつつ、発話の効力を規範適合的なものとして保持させる特徴を有する。この点において従来の規制手法に比して優位性を示すことを、併せて示す。

第三に、上記の作業を通じて、有害と目され

るオンライン上の発話に対する諸規制のバリエーションのうち、現在の情報環境下において法的に許容しうる規制態様とその条件を定式化することを目指す。

悪しき差別につながりうる深刻な害は少ないに越したことはないものの、個別的な害を除去しさえすれば他の問題がどうでも良くなるわけではない。特定の社会状況においては自明に思える害を規制によって除去しようとする場面においてこそ、当該除去手段としての規制とその濫用のおそれに伴う社会的コストを正確に把握する必要がある。本稿を通じて、オンライン空間における認識上の限界を踏まえた有害な発話への実践的対応について、オンライン上のなりすましの問題への対応や偽情報規制の難しさとの比較を通じて、オンライン上のヘイトスピーチ規制への今後の展望を示す。²

1、オンラインヘイトスピーチの発話内行為としての側面

1.1 スコアキーピング（スコア記録）と s 規範設定

さて、前稿ではオンラインヘイトスピーチと目される発話が引き起こしうる害、すなわち発話と因果的に結びついた特有の害を特定するアプローチには種々の困難がつきまとう事態を明らかにした。この困難の原因は、個別の発話が因果的にもたらす害が、表現が置かれた文脈と表現の効果を遮断する主体やアーキテクチャの作用によって複雑化しがちであり、またその実現が不確実なものとなることに求められる。すなわち、発話がその後に続く事態の推移に依存しているために、因果的な偶発性を伴う点にそ

の問題を抱えている³。オンライン空間においては、発話が引き起こす (cause) 害は、その匿名性や高度の流通性、情報の持続性などの性質によって増幅されるばかりでなく限定もされる⁴。たとえば SNS 上のテキストは、発話が突如として自身を襲うというよりも、自身の内言として再構成される過程を介してその効果を生じさせる特徴を有する。このように、リアル空間においては自らの住まう環境にヘイトスピーチに属する発話群が物理的に回避困難な形で介入してくる一方で、オンライン空間で完結する

有害な発話群については、この介入が間接的であり、技術的にも選択・遮断が可能である場合が多いことが想定される。

こうした見解に対して、オンラインヘイトスピーチを含む有害な発話は、続く会話において許容される事実の（例えば平等性などの規範に反する形で）設定を直接になす（do）ことで、害を構成するとする見解がある。この見解は、発話をなすことによって（by）生み出される害というよりも、発話をなすことにおいて（of）構成される害に着目する。この結果、特定の状況下においてヘイトスピーチの発話それ自体が続く会話で許される発話や真となる発話を指定（制約）する規範を作り出し、当該規範の瀰漫によって、社会全体の差別的な環境を維持・助長すると捉える。

以下ではこの見解に立つマクガワンの議論⁵を批判的に検討した上で、同理論を（その多くが典型的な会話状況からは逸脱する）オンラインヘイトスピーチへと適用できるかについて詳述する。

マクガワンによる議論は、次のように要約できる。リアル空間における会話状況においては、ある発話が伝達する内容に加え、発話それ自体を真あるいは妥当なものとするように発話の背景をなす文脈を調整（調律）する「受け入れ（accommodation）」の力が、当該発話の瞬間に発動する。この受け入れは、会話が可能な限り滞りなく調和的に継続されること自体へ貢献するように誘因する同調作用による。この結果、調和の達成を会話参加者自らが評価する基礎となるスコア、すなわち、「会話スコア」に動的に変更が生じる。つまり、続く会話の進行

の中で許容される個別の発話が調整（調律）され、その調整（調律）により変更された新たな会話スコアに照らして、続く発話の真偽や許容性の判断基準、その適切性条件が規範的に設定（enactment）される。これらの規範は状況的規範としての「s 規範」と呼ばれ、より広範な社会的な構造を反映した基盤的規範としての「g 規範」に支えられることで設定される一方で、また逆に g 規範の維持にも寄与する。こうして設定された s 規範について、事後に異議を唱え、否定を試みるということが可能であるとしても、それは発話による発話内的な効力（例えば抑圧等）を事後的に取消すこと（undo）であって、一旦生じた効果を遡って無にすることではない。この効力のうち、s 規範が現実には特定の属性を持つ人々を排除したり、人々の平等な地位を貶めたりする機能を果たす場合、社会的状況と発話そのものの効果（force）⁶による害、言い換えれば、発話それ自体によって設定された規範による害や、その規範によって続く発話（典型的には異議や否定等）が抑圧される害が構成されることとなる。

以上が、典型的な会話状況における s 規範設定についてのマクガワンの議論の要約である。さらにマクガワンは、会話状況以外の社会的な規範に統制された活動においても、一度生じたスコア変更による s 規範設定は一般的に生じるものであるとも主張する⁷。つまり、非会話状況においても会話規範と同様に、抑圧をもたらすなど望ましくない規範設定⁸は遍在しているとマクガワンは考える⁹。特殊な地位や特殊な環境は我々の社会的相互作用を統制する g 規範の一部であり、特定状況下の s 規範設定・スコ

ア変動に関わる蓋然性は高いだろうものの、必然的關係にはない。体系的に差別的であったりする g 規範の一部を通じて、s 規範は場面ごと

に設定され、その集積が悪しき g 規範としての機能を維持させる循環をなす関係に立つ¹⁰。

1.2 ヘイトスピーチの害の構成と、続く発話による効力の限定

このマクガワンのアイデアを引き継ぎ、近年、ヘイトスピーチの害の構成メカニズムの分析やそれに基づく対抗的アプローチ態様・規制態様の分析において、この「受け入れ」がもたらす危害が論じられている¹¹。とりわけ、個別的 s 規範は、(広く了解された基盤的 g 規範と結びつくことで) 覆したり変えたりするよりも設定する方が容易だという、非対称な「粘性性」を持つとの指摘は広く共有されている¹²。この粘性性ゆえに、悪しき発話に対する異議や否定自体も、争点化された集団の属性を顕著なものとして際立たせてしまう点において問題があることも認識されている。マクガン自身も明示的に、上記のアイデアを対面状況におけるヘイトスピーチに適用しており、さらに近時においてもこの立場は維持されている¹³。しかしこの立場には、理論上の難点及び具体的事例への適用上の難点が含まれている。

第一の難点として、マクガンが自身の理論の基礎とした D. ルイスのアイデアと、マクガン自身が提示した s 規範のアイデアとの理論的な衝突の問題がある。元々のルイスの論文(1979)におけるスコアキーピング(スコア記録)というアイデアは、言語を通じた様々な実践における「正しさ」の構築とその変容過程を取り扱うものであり、(マクガンが捉えているような意味論的モデルというよりも) メタ意味論的モデルであると考えられる¹⁴。すなわち、

ゲームにおいて「正しい」とされるプレイとそうでないものを作り出したり、ある会話において「正しい」とされる前提や事実を作り出したりするスコアの運動が存在し、その運動の仕方(kinematics)を参加者や観察者が追跡しながらゲームや会話が進行するとともに、そこでのスコア関数に変容しつつゲームや会話における「正しさ」を統制するとするアイデアであった。

例えば、ある上下関係に基づく会話上の命令が(命令に続く行為として)許容される「正しい」行為の範囲を設定する。あるいは、公式の野球のゲームにおけるスコアボード上の記録が(記録に続く行為としての)打者や走者の「正しい」動きやその違反、あるいはゲーム進行としての攻守交代を統制する。これらと類比的に、会話における「正しい」とされる前提や指示対象、場所や時点の参照点、曖昧な発話における「正しさ」の境界やその精度、可能性を含む様相文の真偽、さらには結婚や命名などその遂行に際して社会实践に裏付けられた適切性条件を要する発話においては、「正しい」文は当該会話自体の進行と会話を含む社会实践に依存して変動することとなる。これらのスコア記録が続く発話における「正しさ」を設定するとともに、そのゲーム上の「正しさ」がスコア運動に伴い変動することとなるのである¹⁵。

さらに、記録されるスコア自体さえも不確定なまま宙吊りにされるゲームや会話もある。例

例えば、緊急事態・犯罪の発生を想定した計画立案や組織継続に向けて一定の不確実性を伴う対策想定等に見られるように、当該会話自体が参加者自身による遂行を伴わない、複数の反事実的条件法 (counterfactuals) 使用とその留保を含みながら進行する会話なども想定しうるだろう。そこでは、会話の参加者自身が必ずしもその発話の「正しさ」に現実においてはコミットせず、あくまでも (非参加者としての) フィクション的な仮定としてのみ通用する「正しさ」にコミットすることとなる。すなわち、「正しさ」が通用するパターンを複数同時に保持した上で、会話進行上の諸仮定のうち強弱を持つもののみ通用させるスコア運動もまた存在することがわかる。例えば、現実の企業における予測に基づく行動計画を立てるためには、シミュレーションとして外的事情変更を組み入れた諸シナリオを同時に観察しつつ、それに応じた複数のモデルを介して行動選択を適時に調整する必要があるだろう。

これらに見られるように、ルイスの元々のアイデアは、「正しさ」が参加者を統制する側面を、かなりの程度流動的なものとして捉えており、会話の参加者として「正しさ」を付与し、互いを拘束する会話に限られない。それは公式・非公式の種別においても異なるし、会話の外側にある社会実践の種類や強度においても異なるだろう。会話自体が公式・非公式なものに分離すればその「正しさ」もまた変動する上、会話における社会実践や「正しさ」の種類によってもまた、その拘束の程度は異なる。例えば、事実を証跡する言語ゲームと当該会話上の整合性を構築する言語ゲームとではその運動の仕方

は異なるだろうし、潜在的な曖昧さをより明確にしていく言語ゲームではそれを「正しくする」力が生じる傾向を持つ一方で、計画立案などの (会話中に現れる諸スコアとそこから導かれる「正しさ」が、複数の可能なシナリオごとに、その切り替えの都度全体論的にしか定まらない) 言語ゲームにおいては「正しさ」のメタ的調整がより重要となるだろう¹⁶。

これに対して、マクガワンが想定している会話は、より単純化された会話に焦点を当てている。すなわち、一定の固定性を持つ会話の参加者として、その会話における「正しさ」の維持や遵守にコミットしている参加者により構成された会話に焦点を当て、そこからの一般化として会話状況以外の社会的な規範統制的活動に理論を拡張しようとするものである。しかし、これはルイスが想定したスコア記録におけるごく一部の運動の仕方を、過度に一般化したものである。スコア記録の運動が通用する場面は、マクガワンが想定したような、非争点的な前提を付与し、あるいは「より正しい」発話へと促す表現ばかりではない。実際、オンライン環境の中でも SNS プラットフォーム上の表現についてこれを見れば、特定の会話が始まってさえおらず、いつなされたか、誰に対してなされたか、誰ともになされているかのいずれもが不確定であるケースがほとんどであろう。マクガワンが想定している例はいずれも、何らかの (多くは現実の) 発話者の権威を前提に、会話参加者が共同の貢献を自ら選択的に実行する前提に立つものであるが、ルイスがあげている例のように、会話全体の中で見ればそうしたコミットメントが要求される会話は限定的であり、オンラ

イン空間においてはなおさらそうであるだろう。これらのゲームにおいては、発話時における前提導入や規範設定はなされず、発話の効果は宙吊りにされる傾向にある。

以上のように、マクガワンが提示した「s 規範設定」モデルは、ルイスの提示した例のごく一部をカバーするものでしかない¹⁷。さらに重要な点として、マクガワンの想定とは異なり、スコア変動が即時的になされるとは限らない点が挙げられる。実際、ルイスは、スコア変動は宙吊りや事後の阻却 (defeat) が可能であり、言語ゲームの種別ごとに異なるスコアの動きを記述する必要がある旨を明確に指摘していた¹⁸。この点につき、「受け入れ」を、文脈を措定することで続く命題の真偽やその妥当性を決定する意味論的な水準においてではなく、その真偽や妥当性の決定基盤の変動メカニズムを明らかにするメタ言語的な水準¹⁹から解釈するものが見受けられる。すなわち、「受け入れ」の作用により議論が継続し、スコアが徐々に固定されていくことで命題の真偽や妥当性 (意味) を作り上げる時間的プロセスに着目する見解である。時間的外在主義と呼ばれるこの見解によれば、スコア変動はむしろ、時間的に後の事象経過を取り込み、遡ってもとの発話がなしていたこと (do) がなんであったのかを固定させていくとする²⁰。

さて、第二の難点として、以上の理論的な問題が、具体的な事例への適用においても s 規範の判断とその適用の判断を困難にする点が挙げ

られる。スコア変動によって作りだされる s 規範は、会話が非典型になる程度に応じて、(不発や誤発とマクガワンならばいうだろう) 別の s 規範を惹起する。s 規範が話者らの心理的要素を超えた外的要素 (ルールなど) も取り込みうる以上、そこで s 規範が定型的に通用する (行為ルールをなす) ためには、その定型を形作るルール (構成ルール) が必要であるが、法定とは異なり、この s 規範設定は後者のルールの確定要素を欠いている。

仮に s 規範の害が実現するとしても、実現された s 規範は複数でありえ、その害を取り除くものが規制であることもまた帰結しない。つまり、話し手にもまして、聞き手は分散した形で成り立ちえ、設定される s 規範についてもまた多分岐化した別の s 規範の作用を生み出しうるのである²¹。s 規範の害が一義的ではなく生じる以上、会話の中で微小なコストを強いる日常的な沈黙化や抑圧一般は、質問や訂正によって介入可能な場合がほとんどである²²。

また実践的にみても、s 規範設定の多分岐性とスコア記録の進化的特性からすれば、s 規範設定そのものに過度な沈黙化や抑圧を読み込む見解は、むしろ行為原則の過重による行為選択上の「麻痺」を引き起こす²³。このように日常的な s 規範の害の多くは法的介入と結びつくというよりは、むしろ発話のより適切なスタイルの提案 (あるいはケア・共生の理念) と強く結びつく。

1.3. 集積・流通する言説の害と g 規範

以上の検討からは、s 規範が構成する害のメ

カニズムが、より広範な g 規範の内容や参与者

の属性に依存していることがわかる。そしてオンライン空間においては、g 規範の維持が、特定の情報流通環境においてアクセス可能な情報の正確性やその偏り、あるいはそうした言説状況への介入（修正や追加等）や対抗手段選択と強い関連を持つことがわかる。実際、アル空間のそれにおいて、「慣習的な言葉と文章の意味の核心」が、伝達の瞬間、解釈の余地なく伝わる一方で、オンライン上では、まさしくそのヘイトスピーチが作り出す敵対的な空気と距離を持っているのであり、「批判者として断固とした姿勢で立ち向か」わせる慣習的な力が機能しているとは言い難い²⁴。

このように、オンライン空間における個々の発話については、この環境がもたらす複合性の上で、表現の効果を測る必要がある。ここで、個別的発話が流通するオンライン空間自体の特性として近時論じられている、「情報の他律的摂取」やそこからの偏向の助長は、s 規範がオンライン空間で働くメカニズムの一つを示している²⁵。

個々の発話が集積し、流通する環境の改善（媒体ごとのインセンティブ設計／訂正手続き設計）と関わる上記の指摘は、オンライン空間とリアル空間とにおける差異としての主体の重量性と、対応の多層的構造とに着目する。これによれば個々の表現の持つ効力は、当該表現が流通する技術的環境（広義のアーキテクチャ）及びそれを担う主体（プロバイダ等）に依存することとなる²⁶。ここから発話類型としての違法・有害情報への対応にあたっては、削除のみならず、警告や（一時的）閲覧制限、情報開示、フィルタリング、デプラットフォーム等、様々

実現形態をもち、その選択にあたっては、メディア・技術の変化に即したサービスの実現はもとよりとして、利用者の表現の自由、プライバシー、通信の秘密等の法的権利・利益を支える役割をも担うこととなる。この結果、対応の実現手法としても事前のアーキテクチャ・事後の判断、そのプロセスとしての審査のありよう²⁷を含む直接的対応に加え、（事業者ではない）個々の訴訟における解決に向けられた間接的対応まで、幅を持つこととなる。

この特性から期待される法の役割もまた、表現に関与する事業者に直接に行為を義務付け、規律するとことには求められない²⁸。萎縮効果及び同調圧力と強く結びつく刑事的規律と市場におけるソフトロー形成・秩序形成を促す市場法的規律との違いを踏まえた対応が求められるのであり、事業者の取り組みにおけるアカウントビリティを確保し、適正化するべく（政府言論としての反差別の保障はもとより、議論フォーラム提供のための共同規制枠組みの組成等を含む）「先制的カウンタースピーチ」を通じた規範回復のための諸措置の配置が求められる。すなわち、ここではs 規範の阻却可能性とその期待、g 規範の平等化志向の発展とその期待とが、個別的状況を超えたアクターの組成と配置についての集合的決定と強く関連しているものといえよう。

マクガワンが念頭に置いていたように、むしろ会話がs 規範を受け入れて進み、訂正が不能になる状態というのは、s 規範違反を受け入れている蓋然性の高い状態が継続し、訂正がなされないままに関係者が退出する場面を想定しているように思われる。しかし、オンライン空間

の場合には、スコア記録を含めたやりとりをその訂正過程をも含めて記録化することは、(リアル空間における個別的会話とは異なり)アクターの幅に照らしても、また技術的にも可能である。ここから、発話の悪しき効力の限定のた

めに採用しうる手段として、そのスコアボードおよびスコア記録の運動の仕方においてなすことが、直接的な規制作用との比較の俎上に載ることとなる。

2、カウンタースピーチの発話内行為としての側面

2.1 なされた発話内行為の効力の取消しと、取消し自体の害の構成

以上の通り、悪しき s 規範設定が働く場面は限定的に特定される。以下では、仮に悪しき s 規範設定がなされた場合において、いかなる阻却メカニズムが働くか、より具体的には事後の取消し (undoing) の諸例について検討する。これらの取消し作用は、発話の事後になされる以上は s 規範設定の因果的な発話媒介行為の効力を遡って無かったことにするのではなく、典型的にはその基礎にあった発話内行為の効力をその訂正過程の中で (スコアとして記録しつつ) 取り消すこととなる。つまり、発話が意図的あるいは意図せずにもたらすことが想定されていた発話内行為の効力について、聞き手側の応答によってその成否を変動させうる対抗的な発話内行為として捉えられる。ルイスの枠組みに従えば、事後に発話のスコアを変動させ、元々の発話が足を置いていた基礎を失わせることで、新たなスコアとして記録するわけである。

さて、最も想定しやすい取消しの例は、「異議」の形態をとる。カウンタースピーチと呼ばれてきた典型も、有害な発話の内容に対して反論し、その妥当性を疑わしいものへと変じることを企図した発話である。しかし既に見た通り、カウンタースピーチはヘイトスピーチの粘

着性を十分に考慮に入れておらず、またカウンタースピーチによってほぼ争いのない争点をあたかも「現に争われている」ものとして顕在化させてしまう点がしばしば問題視されてきた。各種のヘイトスピーチについても、特定集団をその属性に基づき貶める表現が典型的にはなされる以上、その属性についての認識違いや評価上の誤りを指摘することは、却ってそうした論点が争われている最中にあるかのように提示し、記録してしまうというわけである。さらにカウンタースピーチが功を奏するためには、元の発話が真偽を争いうる陳述の形式をとっており、誠実にその真偽を巡って論争を行い、論争の結果として自身の信念と陳述を撤回する態度を共有しているという、熟議の空間が開かれていることを前提としている。しかし、ヘイトスピーチを含む有害な発話の多くについてはこの双方が欠けることが多く、そのためにカウンタースピーチの機能が限定的である点もまた指摘されてきたところである。

この点に対応するため、Langton による「ブロッキング」戦略のように、元の発話が暗黙のうちに伝えていること (implicit content) を明示化し、発話者に帰属させることで元の発話内

行為の効力を失わせる戦略がある²⁹。言い換えれば、争点を巡って争うのではなく、争点形成自体の悪しき意図や悪しき発話の意味を明るみに出し、その弁明を要求する戦略である。確かにこの戦略は、元々の有害な発話が真偽を問いつらい発話であっても、その前提を真偽を問いうる命題として提示することで、発話者を議論の場に呼び出す点において有用性を持つ。これに発して熟議の場が開き、新たな議論が開かれることもあるだろう。しかし、発話者の暗黙の内容を明らかにすることは、発話者の「顔」を潰すことに繋がりやすく、それゆえに発話者によるはぐらかしや意見への固執を生み出す点において、対応として十分とは言えないことも指摘されてきた。

こうした問題に対応する取消しの形態としてCaponettoは、既になされた発話に対して受け手側が曲げて解釈することで、元の発話が設定したs規範を別の形に修正する「辻褃合わせbending」戦略を提示している³⁰。言い換えれば、この戦略は暗黙のうちに害をなす発話に対して、より平等規範に沿ったものにする前提に叶うように曲げて解釈し、発話者に対して再提示することで、元の発話者に、発話の前提をなしていた偏見が聴衆に受け容れられないかもしれないという感覚を与える対抗的発話の形態である。具体的には、元の発話者が偏見に基づいて発話したのではなく、そうした発話への怒りの表明であるという前提や、そうした発話がなされている事実についての論評であるという前提を新たに導入することで、元の発話者に更なる（多くは平等規範に沿うだろう）発話を促す点に特徴がある。この促しに対し、元の発話者は、

元の発話の意図やその発話内効力の認識を開示するように、s規範が持つ「受け入れ」を介して迫られる。通常、この自身の発話の潜在的差別性を改めて明示する発話をなすこと（rejoin）は避ける圧力が働くことから、コメントの潜在的差別性を阻却する介入としての効力を持つこととなる。Caponettoはこれをあたかも発話者の発話が実際よりも偏見に満ちたものでないかのように振る舞う「振り」の一形態とし、それにより、より偏見に満ちたものでない改善された内容をスコアに入れ込み、s規範に導入する寄与を果たすものとして提示している。

この「辻褃合わせ」戦略は（リアル空間においてもオンライン空間においても）相当に有効となる場面が見込まれる。ただし、この言い繕い自体が発話者の主体性を捻じ曲げる歪曲（distortion）の害を構成しており、またよいように言い繕う側が先んじて元の発話内行為の持つ悪性を一方的に認定してしまう点において新たな害を構成する点も指摘されている。すなわち、受話者が与えた解釈を元の発話者に暫定的にせよ帰属させ、元の発話者が批准/正当化の矢面に立つことを求める点においては、状況的にかなり偏見や差別的な意図が明らかなケースを超えて「辻褃合わせ」が行使されることは、除去しようとした害以上の別の害を生み出しうる。とりわけ、オンライン空間においては、発話がなされた場合においてそれが誰に対してみられる状態に置かれているかは必ずしも明らかではなく、対話相手ではなく対話を傍観しているものに向けた意図やアピールの形態をとってなされる場合もしばしばある。この場合には、「辻褃合わせ」戦略自体が単なる誤読に陥るこ

ともあれば、攻撃の暗黙的指示を因果的に惹起することも問題とされるだろう。

こうした点を踏まえて、オンライン空間については「非決定のままの途絶」という戦略もまた有用なものとして提示されている³¹。これは、単なる沈黙によって消極的受容を表現してしまうことや、逆に明確な拒否・軽蔑の意思などを伝達する雄弁な (eloquent) 沈黙によって s 規範に対抗することではなく、元の発話がその発話の力を持たなかった環境を作出することをその内容とする。実装例は多岐にわたるものと想定されるが、少なくとも対抗者にとっては、公然と立ち向かう負担を回避するとともに、元の発話への一定の評価を会話進行における「重み付け」として表示・記録する戦略として現れ、

2.2 先制的カウンタースピーチと g 規範設定

これに加えて、(s 規範がその基礎を置く) g 規範を改善するカウンタースピーチの組成もまた戦略として提案されている。例えば Lepoutre は、設定された s 規範に対する各種の「取り消し」をなすネガティブカウンタースピーチに対して、より平等規範に沿ったポジティブカウンタースピーチが「粘着性」に強いことを強調している。その理由として、「粘着性」は g 規範こそが助長する特性であり、発話が呼び起こす g 規範のうちの一つである平等規範に沿った形で議論環境が整備されていることが、s 規範の通用範囲を限定することにつながる点をあげている。

このような Lepoutre の戦略は、カウンタースピーチは元々通時的 (diachronic) なものであり、個別的 s 規範設定の前後で利用される、

元の発話者にとっては、一定の応答がありうるとしても、続く議論からの撤退を許容し、発話者を自身の意図の開陳や「辻褃合わせ」による新たな前提への取込みの圧力から開放する戦略として現れる³²。他と同様、この戦略も現に言われたこと (saying) を除去するのではなく、現に言われたことの意味内容を確定することなく宙吊りにする形で、その悪しき発話の効力を減退・中立化させるものである³³。

以上のような発話内行為の s 規範設定を、介入とその記録によって個別的に限定づける戦略のいくつかを組み合わせ、またその技術的実装を幅を持った環境の中で達成することが、規制主体に対しては求められうるだろう³⁴。

時間的連続体としての言説集合の一部であるとの前提を持つ。曰く、個別的な s 規範設定やそれに伴うスコア変動自体を問題にするのとは異なり、通時的に見た場合のスコア変動範囲を限定したり、事後的にスコアを立て直したり、蓄積的なスコア割り当て自体を議論に乗せたりすることが、カウンタースピーチが機能する g 規範設定と過剰な s 規範制限のためには重要となる、とする。これは、「辻褃合わせ」戦略でもみたように、対抗者の意図にかかわらず s 規範設定それ自体が議論封殺・議論拒絶を含む「有害なカウンタースピーチ harmful counterspeech」を構成しうる以上、避けて通れない問題となる。

元々、カウンタースピーチの効果は、悪しき発話の持つ危害を除去すること自体ではなく、

その際の平等を現実において達成することになった。このことに、Lepoutre の戦略は向けられている。すなわち、カウンタースピーチは、公的な発話の空間において、平等な発話者としての地位と尊重を割り当てているかを問題にするのであり、s 規範やその取消しにおいて参照される g 規範が歪んでいる場合や、その歪みを

恣意的に運用する g 規範が通用する環境においては十分に機能しないのである。対抗者に対する「(悪しき) ヘイト認定」との水掛け論やそれに基づくキャンセル文化の問題を回避する戦略としても、先制的カウンタースピーチの有用性を認めうる。

2.3 オンライン上の s 規範設定 /g 規範設定とその限界 私人・DPF・国家の役割

以上で見てきたように、個別的な s 規範設定は日常のどこにおいてもなされうる。その悪さは、続く発話を制限することにより、発話者としての平等な地位を奪い、あるいは発話の信用性や価値を低め、さらには発話者への議論封殺・議論拒絶をももたらしうる点にあることも見てきた。しかし、こうした悪しき効力は、発話自体が一般的にもちうる効力でもあり、発話内容が一見してもつ内容によって、その効力の発動の有無が変化するわけではない。上記の Caponetto や Lepoutre の問題提起は、s 規範あるいはそれを支える g 規範における効力の限定や、より平等規範に沿った効力の増進にこそあった。

さらに、特定の発話がいかなる s 規範の内容を持っているかを認定するにあたっては、事前であれ事後であれ、固有の困難があることも確認してきた。発話の空間的・コミュニケーション依存性に鑑みれば、その認定自体が持ちうる「悪さ」を加味して、続く発話のパフォーマンスを評価しうる状態を確保し、広く合意された手続きの上でその評価・改訂を実践していく他はない。しかし、その事後的評価は発話をめぐる弁明や「言い繕い」、あるいは改めて自身の

立場を明示する発話といった事後の取組み過程においてなされるのであり、対抗者が専断的に発話の悪しき規範設定を認定することもまた、新たな発話者の権威を設定することとなろう。つまり、しばしば主張される「より多くの発話 more speech」としてのカウンタースピーチの重要性は、単に「批判者として断固とした姿勢で立ち向かわせる」しばしば過重なものともなりうる負担としてではなく、上述してきた s 規範設定の普遍性およびその悪さの認定をめぐる事後的な評価の困難から要請される、通時的な s 規範の生成・解釈・確定プロセスとして理解することができるのである³⁵。

さて、以上を踏まえたオンライン空間上における s 規範設定および g 規範設定についての介入について、その手法面と主体面から若干の展望を示しうる。すでに見たように、s 規範設定の観点から見たリアル空間とオンライン空間との重要な違いは、s 規範設定の変化を記録するスコアボード自体が物質的形態をとりうる一方で、プラットフォームの構築・管理に依存する点にある。この点を捉え、例えばデジタル・プラットフォームにおける対応として発話流通環境を通じたスコア変動を記録・可視化するスコ

アボード構築・管理作業への従事を要求することは、より多くの発話を通じた個別的 s 規範の修正を機能不全から救い出す対応として理解できるだろう。

とりわけオンライン空間上においては、発話内行為 (illocutionary) としての s 規範設定をなす (do) 前に、その発話 (locutionary) が発される時点 (say) において、捕捉やそれを通じた介入が技術的に可能である点が特徴的である。すなわち、リアル空間における発話が発話

時点の瞬間まで介入が原理的にできないとされてきたのに対し、オンライン空間における発話は、発話がなされる過程への介入を技術的に可能とする。この原理的な違いは (可能ゆえに) 介入を要請し、また介入を正当化するのではなく、むしろ介入態様の精緻化を要請し、それによりむしろ続く発話内行為としての s 規範の内容を確定させるオプションを媒介者たる DPf に対して与えることとなるだろう³⁶。

3、進行中の規範の中断・変更と、On/Off Record を担う新たな規制者

本稿で見てきた「辻褃合わせ bending」戦略や「非決定」戦略は、発話の効力を規範適合的なものとして修正しつつ維持する可塑性を有していた。他方、この規範適合性そのものもまた不断に批判に晒されることで、その規範の権威を解体し、再構築する余地に開かれていなければならない。規範適合性の要求自体がもたらす抑圧現象について最後に若干付言することで、結びに代えよう。

さて、ジュディス・バトラーはある箇所では、一見するとその時点においては (発話上の権威など) 適切性条件を欠く主張 (assertion) を敢えて行使する積極的な意義について述べている³⁷。曰く、現に発話をすることによってその失敗を晒し、失敗の是正を求め、将来の道筋を規定 (prescribe) する。そうすることで、自己承認的な (self-authorizing) パフォーマティブがなしうとする。

この発言は、ジェンダーの割り当てをめぐる問題を巡りなされたものであるが、とりわけ

「ジェンダーの観念は子どもがこの世に誕生する前に形作られ」、我々もまた常に「進行中のジェンダー規範の場の中に存在する」以上、「その割り当てに対する転覆や断絶が起こるとしても、それは権力の場の中で、歴史的に形成された制約の場面の中での闘いを通して起こる」ことにバトラーは注意を促している。これにより、あえて適切性条件を欠く主張をなすことがもつ発話内効力と、その規範上の転覆が持つ政治的意義を明らかにしようとしたものである。先行する、進行中の (確定困難な) 歴史性や権力、システムの複数性を踏まえ、発話上の権威を逸脱する形で初めて議論の中に入ることのできる一群の観念が存在する。これは被抑圧の歴史性や権力の不均衡等をその要素とするヘイトスピーチについても、当てはまるだろう。本稿で規範設定について論じてきた箇所の語彙に引きつけられれば、ここでの問題提起は、発話の適切性という現在の規範適合性だけに議論を基礎付けることで、特定の観念を議論可能な状態から

遠ざけてしまう営為の粘着性に向けられているものと解しうる。

以上の紹介は、どの主体がその害を認定する権限（あるいはマクガワンの言い方を借りれば発話上の権威）をもつとされるかが固定される状況への警句として読むことができる。歴史的背景や言説上の蓄積を背景として、特定の語や文の利用が「奪取」されることで、対抗的発話が「規範適合的に」封殺され、無化され、忘却され、また書き換えられる種々の「抹消」は、歴史を通じて稀ではなかった。例えば「ユダヤ人の邪悪な憎悪が世界中を戦争、困窮、苦難に陥れた」と言う文は、ナチス側の人々に向けられた「プロパガンダ」であるが、同じ文をユダヤ人が見つけたら「攻撃」になる」とはラングトンのよく知られたフレーズであるが、もちろんこの受領者相関的な分析は、受領者の側に属する（と称する）者が「見つけた」瞬間において一方的に文の解釈を決定する権限を得る事態を示しているのではない（本稿の検討に従えば、それもまた「抹消」の一形態となる）³⁸。むしろ重要な問題は、真偽の問いつらい「ユダヤ人の邪悪な憎悪が世界中を戦争、困窮、苦難に陥れた」との曖昧な文が、その発話上の効力を受領者相関的に拡散させつつ、同時に機会主義的に否認可能な仕方でも使ってしまう発話が果たす規範設定の捉え難さと、この捉え難さを含めての対抗言論の新たな形態の組成と促進にこそある。

重要なのは、上記の文が「攻撃」としての解釈がなしうるものとして抵抗が可能な文であることを正当化するものであり、同時にそれ以上のものではないことを、一見したところの敵対

者と共有することである³⁹。抹消に抵抗する条件として抹消の記録があり、記録の可能性こそが敵対者との共有の基盤をなす。しかし実際にはこの解釈が「認定」へとスライドする諸局面を観察すれば、この「攻撃」認定がどの対象にかかり、どの対象にかからないのかの帰趨がかなりの程度、当該発話が置かれた具体的な文脈と時点に依存することがわかるだろう。論争的な語や文の意味内容について争われつつ、自らの言葉の用法を通用させようとする（メタ言語的）交渉が日々なされているSNS上での議論状況は、その議論環境の構築に寄与する介入形態の模索を迫るものである⁴⁰。

思えば、こうした濫用的言語使用による抑圧について、先ほど言及したジュディス・バトラーはインタビュー中で、自身のイスラエル国家批判が「ハマス支持的」なものとして誤読される解釈環境について語ると共に、そうした発話が「反ユダヤ」的なものとして一方的に規制の対象となる欧米諸国の一部における法執行環境自体に先取的に憂慮を示していた。「レトリックを駆使し、メディアを通じて、パレスチナをテロリズムと同一視し、全てのパレスチナ人をテロリスト・野蛮さ・獣性と同一視する。その際、同一視する人たちの想像の中には（パレスチナの）市民は出てこない。まさにその市民に向けて凶行を現に働いているというのに」⁴¹。

あるユダヤ人の一人によりなされたこの発話自体が、本章執筆時現在の一部の国において「ハマス支持的」なものとして誤読・拡散され、あるいは規制の対象となるのだという脅しがかけられていることを、文字通りオンライン空間におけるスコアボードに「記録」する必要がある。

しかし、この「記録」及びそれへのアクセス可能性や「転覆」を含む介入可能性が、いずれも新たな規制者としてのプラットフォームの振る舞いに依存している事態もまた、上記の抹消や攻撃、その認定をめぐる法執行環境を変動させざるをえない。この歪な解釈環境と均等を逸した法執行環境自体が持つ歴史的に特異的な時点

や状況を含めてこそ、対抗的アプローチとしての「スコア記録」の実践と新たな規制の展望が開かれるはずである。別稿を期しつつ、結びに代える⁴²。

以上

研究助成

本研究は JSPS 科研費 23K12354 の助成を受けたものです。

註

¹ 総体としてのヘイトクライム・ヘイトスピーチへの規制文脈で、何らかの「スピーチ」の特性に焦点化することには問題がある。J. L. オースティン (1991) 『オースティン哲学論文集』(坂本百大 監訳) 398-408 頁で「スピーチなしの遂行」が論じられていたように、最も苛烈な現実の排除や貶めは、暴力がそうであるように、発話なしにもなされるためである。あるいは、いわゆる「指令語」(G. ドゥルーズ) による属性付与・変更がそうであるように、発話内容というよりは、ある種の力と組み合わせられた発話による関係変化にこそ、発話もたらす害を見てとることも可能だろう。その場合における規制の構築・評価にあたっては、上記の政治的・社会的な権力をも動員する「力」の分析が不可欠であり、ここではオンライン空間のバリエーションに応じた検討が不可欠となる。さらにオンライン空間の種別によっても、その発話の持つ効力がバリエーションを持つこととなることにも留意が必要である。個々のオンライン・ヘイトスピーチの持つ効力は、リアルな対面状況でなされるヘイトスピーチの効力とは異なる一方で、集積されるオンライン・ヘイトスピーチが言説の総体としてもつ効力は、リアルな対面状況でなされるそれとは別の意味で異なりうるだろう。

なお以上の指摘が、現実の排除や貶めの害を軽視したり、その害を煙に巻くためのものになることは避けねばならない。特に、特定の社会的地位や組織内の役割を担う者がなす発話など、リアル空間における発話上の権威がオンライン空間に意図的・明示的に持ち込まれる場面については、害の分析とは独立に、その役割に基づく責任が生じることは明らかである。ヘレン・ソング (2023) 『人種差別の習慣：人種化された身体現象学』では、①住み込みとしての習慣 (34 - 36 頁)：社会的・歴史的に位置付けられた差別実践の身体的次元と、自己と関わりを持つ人種差別・人種化の経験的次元の双方を踏まえた分析 (45 頁) がなされており、参考になる。

² 本稿での検討が現実社会においてもつインプリケーションを、以下の通り取りまとめておく。本章校正中の 2024 年 1 月現在における欧州各国における親パレスチナデモの法的な取締まりや、攻撃・虐殺を正当化するための偽情報 (あるいは攻撃対象についての不確かな情報等) の拡散事例を念頭におけば、「除去手段としての規制とその濫用のおそれに伴う社会的コスト」を検討する必要性は、実践的にも明らかである。一見したところの差別的発話を除去するだけでは、差別的慣行やその基盤的規範は維持されてしまうことを、上記の自体は示している。本稿が以下で検討していくように、対抗言論が現になされることで議論が開始され、議論によるスコア (記録) が蓄積されることがないところでは、より正確な根拠に基づく主張の蓄積も構造的な平等の実現も継続しえない。ここから、情報の発信・拡散 (流通)・蓄積の「ゲート」をなすソーシャル・メディア・プラットフォームが介入することが期待される対象も、第一義的にはこの適切なスコア (記録) の実現に資する情報環境の改善にこそ存するだろう。

特に 2024 年 1 月現在においても、イスラエルによるガザへの攻撃が継続している点に、これを見ることができる。その圧倒的な武力行使により国際法違反 (ジェノサイド罪) も問われているこの状況の中、また軍人・民間人の別を問わない虐殺を正当化する数々の発話が高官において飛び交う中であって (例えばイスラエル国防大臣による「パレスチナ・ハマスの支持者は、たとえ武器を持たずスーツを着ている人であっても全員死ぬべきだ」発言など)、同時に反ユダヤ言説に至りうるデモ等がフラン

ス等で禁じられ、また米国ハーバード大の学長が反ユダヤ的であるという理由で辞職を迫られるなど、むしろヘイトスピーチ規制それ自身が政治的立場に応じて不均衡に用いられている状況こそ、総体としてのヘイトクライム・ヘイトスピーチへの規制文脈では問題とする必要がある。また戦争映像が残虐であるという理由で動画共有プラットフォームから削除されることによる戦争自体からの遠ざけの問題はロシア・ウクライナ戦争においてよく知られることとなったが、現下のイスラエルによる攻撃・虐殺においても偽情報に基づく相手方への「非人間化」と情動を喚起するための情報戦は加速している。これは所謂「言語的ハイジャック」（後述する Anderson(2020)を参照）と同様に、ヘイトスピーチの認定が恣意化されることで、重要なクライムを含む harmful counter-speech をも規制対象としてしまう問題と相同的である。ヘイトスピーチの認定と、それに基づく指弾や「キャンセル」が、対象者についてもその程度・態様についても恣意的に運用されえ、また偶然的・状況依存的なものとして事実上は通用してしまいうる（そしてそのために動員可能な物的資源やさらには解釈資源まで不均等である）ことから、むしろ「ヘイトスピーチである」という糾弾にさらされた際の対抗表現の特質をよく検討する必要が生じる。

³ もちろん、この時点を確認上の困難や政策的考慮の下で前倒しするものとして、抽象的危険犯がある。例えば、言葉を用いた脅迫が成立する場合、結果として現実には恐怖を生じさせなくとも、その危険において罰される。脅迫を含む犯罪類型（恐喝罪、強要罪など）も同様であり、結果として現実の恐怖や金員等交付がなくとも、その未遂が罰されることになる。侮蔑、名誉毀損、脅迫等はいずれも個人的な法益としての危機感の除去にその可罰根拠を持つ。ただし、これらはいくまでも発話が引き起こす（cause）危険の創出時点を前倒しする規定であり、後述するように発話その瞬間において成している（do）害悪の捉え方は異なる。

⁴ オンラインヘイトスピーチを取り巻くより広いオンライン侮蔑の現象に目を転じると、オンライン空間固有の性質に着目して、別立ての規制（本邦の2021年の侮辱罪改正のみならず、欧州での改正動向としての結果的加重犯としての致死罪導入も注目に値する。）を要求する見解がある。これをヘイトスピーチと比較することは有益かもしれない。例えば深町晋也「オンラインハラスメントの刑罰的規律——侮辱罪の改正動向を踏まえて」（2021）法学セミナー 66(12)では、オンライン空間における迷惑・嫌がらせ行為の持つ特性として、①匿名性、②高度の流通性、③永続性、④（被害者からした）回避困難性があげられている。これらの性質は、対象・目的・態様においてより限定的なオンライン上のヘイトスピーチにも当てはまる。しかし下記の理由から、これら特性が、直ちに同表現による悪影響を裏付けるわけではない。

第一に、①匿名性とされる特性は、第一に望ましい表現も望ましくない表現も助長する限りにおける道具的な価値を示唆するにとどまる。事実と反する発話一般が内在的な害をもたらすのではないように、匿名性そのものが内在的な悪さを生じさせるのではない。匿名的だからこそ、自身の社会的人格・社会的属性に囚われることなく発話ができるというのは、社会的人格・社会的属性が付与されていたからこそ抑えられていた「不適切」な発話の抑制を効かなくさせるリスクを生じさせるとともに、市民社会において重要な価値である立場にとらわれない発話を言論空間に充溢させる価値をも持つだろう。匿名性の害はこのように外在的にのみ把握されるのであり、概念の分析によって把握されるわけではない。第二に、そもそもここで議論されているオンライン上の匿名性とは、技術的に見れば仮名性に過ぎず、また実践的にも追跡可能である。いわば後の異議時点を想定した「予定的証拠」取得が原理的に存在する以上、あくまでも開示のためのコストを負担しない限り匿名コミュニケーションという約束事の下にある、という想定に過ぎない。反対に、このコスト負担が過重になることで実質的な反論を塞ぐ（モブ集団が大量に妨害的なDMを送る等）などの条件の下において、匿名性に由来する特性が規制根拠となりうるものが示唆されるに留まるだろう。あるいは、明示的であれ黙示的であれ（調べればすぐに特定可能であるという意味で）「顕名」で活動せざるをえない研究者の発言のうち、現実の所属機関における職務と強く結びつくわけではない活動領域における発話を取り上げ、組織外から所属の組織内規範を用いて「キャンセル」を働きかけることは、（組織内規範が私生活上の品位の維持や全人格的評価にまで及び、またその特定のための適正な手続きが準備されているなどの例外的な場面でない限り）上記の特性からすれば過剰な制裁と評価されるべきだろう。前稿の「キャンセル」についての箇所を参照せよ。

第二に、②高度の流通性及び③永続性とされる特性についてみよう。例えば、プライバシー侵害や「粘着」につながる場面においては、情報流通のスピードや一旦知られた後における回復の困難という帰結から見て、検索・蓄積環境に対してもたらす影響が甚大であることは疑いない。しかし、その他の表現については中立的である。表現の流通一般についてみれば、オンライン上ではむしろ対抗言論を含む発話群もまた環境的には等しく流通・永続する効果を持つ以上、集団的なヘイトデモなどの対面状況とは異なる環境およびその効果をもつ。リアル空間におけるヘイトデモは実行側の都合でなされ、カウンターデモはその探索・認識・組成・実施に至るコストを非対称な形で強いられる一方で、オンライン空間におけるカウンター発話（及びカウンター発話を支持する発話群）におけるコストは対称的である。

最後に、④回避困難性についても、媒体特性上、当該表現への一瞥の後に「見ないで済ませる」ことも通常は容易であり、ま

た対面に比すれば（双方向のコミュニケーションを遮断し）自らのイニシアティブで当該表現に多面的に向き合うことも（あるいは全く向き合わないことも）一般的には可能である。通学のための公共交通機関や大学キャンパス内でなされるヘイトスピーチは（大学に通学するとの意思と、公平な研究・教育価値の受領を毀損するために）通学している以上は回避困難だが、送り付けられた個別の意見を見たくなければ、いわばゴミ箱に捨てるかブロックすることができる。

このように、オンライン上の特性に由来する害の限定性と害の拡張性の両義性を踏まえた分析をなすものとして、Michael R. Barnes (2023) “Who Do You Speak For? And How? Online Abuse as Collective Subordinating Speech Acts”, *Journal of Ethics and Social Philosophy* 25 (2), 251–281 も参照せよ。

⁵ M. McGowan(2019) *Just Words: On Speech and Hidden Harm*, Oxford の第 2 章および同書についてのシンポジウムを踏まえた McGowan (2022) “Response to Critics” *Australasian Philosophical Review* 5 (2): 211-220 に詳しい。

⁶ この点について、スコア変動の原因の全てが「受け入れ」にあるかどうかは問わない。なお、後述するように、少なくともオンライン空間においては発語内行為の文脈依存性から、オースティンの発語行為・発語内行為についての（サールではなく）ストローソン流の解釈をとった上で発語内行為の脆弱性を認める方が有益であろう。

⁷ この拡張への批判として、Caroline West(2022), *Does Public Racist Speech Constitute Hostile Discrimination? Comments on McGowan*, *Australasian Philosophical Review* 5/2: 179-88. 特に p.183 を参照せよ。West の批判への再反論として、McGowan(2022)はその第 3 節 [The Way Sneaky Norm Enactment Generalizes] で、会話における受け入れではなく、会話全体を統制する g 規範によって卑劣な規範が指定されると主張する。しかし、これはほとんど基底となる g 規範が（会話の真偽や妥当性の変化に貢献しないスコア変更であっても、貢献するスコア変更であっても）個別的状況ごとの s 規範を設定すると主張するにとどまり、その「望ましくなさ」の主張にあたってはほぼ無内容である。さらにこの見解は s 規範と g 規範の区分を無効化させており、理論的資源として活用できるところを失ってしまうだろう。後述する Waldron (2022) はこれを規範設定の遍在性に由来する「トートロジー」と呼ぶとともに、また s 規範設定と g 規範の適用を McGowan が曖昧する点について、同様の批判を行っている。

⁸ マクガワンの提案を発展させる形で、R. Simpson (2022) “The Conversational Character of Oppression” 及び同氏の 2023 年 来日時の報告 “Oppressive Speech and Attunement” は抑圧現象について論じている。

⁹ この点を Simpson(2023) は引き継いで「優しいいじめ」現象として論じている。発話が前提などの調整を要する度ごとに、あるいはそのコストの非対称を強いる度ごとに、s 規範設定の害は構成されるのである。

¹⁰ McGowan (2022) のいう「公共空間の社会的相互作用を支配する g 規範を誘発することによって s 規範を設定する」と、そのウォルドロンへの応答 (2022) を参照せよ。なお、Simpson(2023) も併せて参照せよ。

¹¹ Max Lepoutre の近時の一連の著作がこの点を取り扱っている。特に M. Lepoutre (2019) “Can ‘More Speech’ Counter Ignorant Speech?” *Journal of Ethics and Social Philosophy*, 16, (3) 及び M. Lepoutre (2023) “Hateful Counterspeech”, *Ethical Theory and Moral Practice* 26, 533–554 を参照せよ。また永石尚也 (2024) 「オンライン上のヘイトスピーチと法的介入のグラデーション ソーシャル・メディア・プラットフォームとの協働から」『ヘイトスピーチの何が問題なのか』（法政大学出版局）において論じたように、悪しき規範設定メカニズムの解明は、規範設定行為の悪性ゆえの排除を直接には正当化しない。悪しき s 規範に対して g 規範で対抗することもできるし、s 規範設定の立て直しプロセスによって対抗することもできる。この点について、第二節で後述する。

¹² McGowan(2022)の第 3 節 [卑劣な規範の設定が一般化する方法] を参照せよ。例えばムスリム排除的な発話を考えてみればよい。当該発話自体が会話における敵対性の増加と証言信用度の低下への「おそれ」を生じさせ、「自らはムスリムだがそうは思わない」、「自分はムスリムではないが、そうは思わない」と信条を明らかにしつつ反論することを、自己開示の負担と安全性の懸念から躊躇させるかもしれない。結果として、その躊躇により取り巻きと共に暗黙のうちに卑劣な s 規範の設定を行うことになるかもしれない。

あるいは、明示的に宗教的信条を用いたカテゴリーによって実際には特定の出自を持つ集団を名指す語彙を仮構し、思考の錯覚を引き起こしている点に問題を見ることがもできる。前稿でも参照したハーマン・カペレン他『パッドランゲージ』第 4 章第 3 節では「人種」の概念が生物学的事実と社会的事実を混同させる語彙として提示されるが、「信条」の概念も社会的事実内部における類似の混同を引き起こす語彙として用いられる。すなわち、会話における記述上の真偽を与えるスコアを、宗教的信条という（それまでは会話との関連性の薄い）要素に焦点化した形へと変更させることになる点にも、問題を見てとることができるかもしれない。

¹³ なお、McGowan(2019) が典型的なものとして提示する例であり、しばしば議論を呼ぶ例として、裁判例 *Bond v. Michael's*

Family Restaurant(1994)を元に考案された仮想ケースがある。店主を含む店内の会話における黒人蔑視表現が問題となった仮想ケースから、McGowanはs規範設定がもたらす問題を定式化している。具体的には、あるレストランにおいて(店主でも店員でもない)白人女性客が、別の客であるアフリカ系アメリカ人家族に対して、望みの席に座られたことの腹いせに、「あれは私たちの席だ」、「家に帰れ、もしも家があるならね」、「福祉依存でどうしようもない人間のクズ野郎」と言い放つ事例である。マクガワンによれば、このケースの発話は次のように分析される。すなわち、当該会話において許された発話や真となる発話を措定するs規範が、発話ごとに生成され、続く会話を統制する。例えば対面状況でなされた黒人排除を企図したヘイトスピーチは、相手や周囲がそれを撥ねついたり、抗弁したりする前の発話の瞬間において、黒人排除的なs規範の設定をなす、といった具合である。

¹⁴ D.Lewis(1979)“Scorekeeping in Language games”を参照せよ。特に構成的規則と統制的規則がダイナミックに変動する状況を記述するアイデアとして「スコア記録(scorekeeping)」が導入されていることが、本稿におけるMcGowanとの関係では重要となる。なぜなら、McGowanが会話における「受け入れ」を(例外は認めつつも)争い難い許容可能な事実(permissibility)の構築過程として記述しているのに対し、Lewisの元の論文においては会話における「受け入れ」はスコア運動の進化的特性の現れに過ぎず、許容可能な事実が設定されるか否かは会話にとっては(その運動の外にある参加者相互の力関係やゲーム自体の性質に依存するために)外在的なものとして捉えているためである。

¹⁵ これらはいずれもD.ルイスが挙げた例である。例えば、「平ら」を含む曖昧な文について考えてみる。「平ら」は程度や何らかの適用場面を想定することで初めてその精度が共有知識(公然の信念)に組み入れられ、使用可能となる語であり、文脈措定なしには真偽の判断はできない。例えば日常的に「地面が大体平らだ」という主張がなされた場合、そこでは物理学的に完全な平面が想定されたり、逆に陰謀論の例によく上がる地球平面説が主張されたりしているのではなく、単にコップが傾かない机を作る場面であるとか、道路の水捌け用の傾斜設計場面といった、何らかの具体的目標の下で「平ら」の語が約定され、用いられているに過ぎないだろう。

¹⁶ D. Lewis(1986), *Philosophical Papers: Volume I* 所収のDavid Lewis(1978), “Truth in Fiction”(邦訳として、樋口えり子訳「フィクションにおける真理」現代思想 vol. 234(1995年))及びその補遺David Lewis(1986), “Postscripts to ‘Truth in Fiction’”を参照せよ。特に後者では、あるフィクション作品における真理について、フィクション全体における各命題の真偽をその積集合(intersection)としての無矛盾性に基づき評価するのではなく、和集合(union)としての評価として(明示的に矛盾する個別的命題の連言(conjunction)を除外しつつ)各フィクション断片中における真理として受け入れる余地を認めることで、フィクション作品全体で言われていることを失うことなく解釈過程に取り込む提案がなされている。本文で紹介したスコアキーピング論における計画の例で見られる、反事実的条件法使用とその留保を含みながら進行する会話との並行性が見て取れる。

¹⁷ おそらくこの理由は、McGowanがJust Wordsの第2章においてルイスのスコアキーピング論を参照する際、もっぱら[例1: presupposition]及び[例3: definite description]の指示語のケースを引き合いに出し、会話における前提形成に焦点化したことが原因である。上述の通りオンラインヘイトスピーチについては、むしろ「計画」がその性質を近しくするものと思われるものの、その他の言語ゲームにおけるスコアキーピングの動きにはそもそも触れられていない。

¹⁸ D. Lewis(1979)“Scorekeeping in Language games”の[例8: planning]の箇所(p.357)における「計画の前提への組み入れは阻却可能である」ことへの明示的な言及箇所を参照せよ。この文の冒頭にある「通例通り」という確認の通り、これは計画プロセス固有の問題ではなく、スコア記録一般に通じる特質である。併せて1978年のD.ルイスの論文「フィクションにおける真理」(樋口えり子訳、現代思想 vol. 234, 1995年)を参照せよ。そもそも、このスコアキーピングの着想はそれに先だつ『コンヴェンション』(1969年)において提案していた共通知識、より正確には「公然の信念 overt belief」というアイデアを引き継ぐものである。しかしマクガワンはこの内的な連関をおそらく意図的に無視している。共通知識(公然の信念)というアイデアは、コーディネーション問題に回答する過程において提示されていたものであり、「～である」という共通知識は次の事態Aが成立している場合かつその場合に限り成り立つとされる。すなわち、(1) 集団Pの中の全員が、事態Aが成立していることを信じる理由を持っている、(2) 事態Aは、集団Pの中の全員に対して、集団Pの中の全員が事態Aが成立していることを信じる理由を持っていることをインディケートしている、(3) 事態Aは、集団Pの中の全員に対して～であることをインディケートしている、という場合である。これら条件に基づきPに属するものたちは、背景情報を相互的に帰属することによって、他のメンバーが何を信じ、どのような高階の期待を形成するのかを確定させることができる。事態Aは共通知識(公然の信念)の基底(basis)である。

差別的な発話がなされた際のスコア記録上の問題も、このPとAを引き継いでいる。仮に共通知識の条件(1)が成り立っていないならば、そもそも差別発言は差別として機能しない(それは悪態等と区別がつかない)。あるいは条件(1)が成り立っていても、

そこで成り立っている信念内容が、差別的なものなのか反差別的なものなのかは、集団内の各人において認識不能である。従って、差別的発話に関する共通知識の条件(2)の成立は、少なくともオンライン環境を前提とする限りにおいて、極めて危ういものとなる。

さて、マクガワンもおそらくこの点に気づいており、ルイスを集中的に論じた箇所では、それゆえに信念に焦点を当てた共通基盤ではなく、心理的要素を超えた外的要素も取り込めるスコアキーピングの枠組みを用いる、としていた。しかし、上述のように共通知識とスコアキーピングは対立的というよりは相互補完的である。

¹⁹ 意味論とメタ意味論の区別については、S. Kripke(1980), Naming and Necessity の p.59 (邦訳として、八木沢敬・野家啓一訳『名指しと必然性——様相の形而上学と心身問題』(1985年)68頁)を参照せよ。

²⁰ D. Ball (2018) Lewisian Scorekeeping and the Future, Croatian Journal of Philosophy 18 (54) 375-384 及び D. Ball & T. T. Huvenes (2022) "A Puzzle about Accommodation and Truth", Philosophical Studies, 179 (3), 759-776を参照せよ。Ballは本文に上げた自身の立場を Backwards-Looking Meta-Contextualism と呼ぶ。(なお、ブラングムの推論主義と時間的外在主義との関連について言及するものとして、Takaaki Matusi(2021), "Inferentialism and semantic externalism: a neglected debate between Sellars and Putnam" British Journal for the History of Philosophy 29(1) 126-145を参照せよ。

この点と関連する箇所として、McGowan(2019), Just Wordの脚注の中において、「技術的には」と前置きしつつ、(マクガワンは)スコア変動がまずは即時になされた上で、事後的に訂正や疑義によって元に戻されうる(changes the score back in the relevant respects.)と論じていた。確かに、その場限りの会話における「正しさ」を構築する種類の言語ゲームにおけるスコア変動は即時的であることが多いだろうが、他方で、計画ゲームにおいて典型的にそうであるように、スコア変動は条件付きのまま保留されることもあれば、将来における事実によってスコア変動が事後的に確定することもしばしばである。McGowanのいう即時性は、典型的には指示語ゲームなど、聞き手の意味論的理解が専ら文脈上の整合性に依存している限られた言語ゲームにおいてのみ成り立つ。この点においてMcGowanの整理は過度の一般化の誤りを犯している。ルイスがスコア変動における進化的特性を論じていたことは、修辞的なもの以上の重要性を持つ。即時性と訂正困難性を強調するマクガワンのスコアキーピング理解は、ルイスに違背するものである。進化的特性が実現するためには、それ自体の柔軟性に加え事後における「可塑性」の条件を要するものと思われる。しかし、マクガワンがs規範の事後の変更困難性を強調する段においては、むしろこの進化的特性は不可逆なものとして、いわば魔術的に措定されるかのように戯画化されている。

²¹ この点について、定型的な発達に変数となり典型とされる発話内行為が不発に終わるパターンや、その不発についての責任帰属が受領者側に転嫁される例を検討してもよい。田中優子・神尾 陽子(2007)「自閉症における語用論研究」心理学評論 50 (1), 54-63を参照せよ。また、前稿でも参照したハーマン・カペレン他『バッドランゲージ』の第9章第2節をも参照せよ。

²² この点をJ. Waldron (2021) "Commentary on Mary Kate McGowan's 'Just Words: On Speech and Hidden Harm: An Overview and an Application'" Australasian Philosophical Review Volume 5, 170-178 が指摘している。つまり、McGowan(2019)が挙げた白人客のケースでもヘイトスピーチがもたらすs規範の害が、発話的に訂正困難である事情は認められないというのである。すなわち、レストランで罵倒した上記白人客は、同じ姿をSNSで晒されることでパッシングの対象となることが予想される。その際、罵倒はアフリカ系アメリカ人への抑圧のs規範を暫定的に設定すると共に、すぐ後に続くだろう対抗的な非難によってその効力を減じられることが予想され、また当該対抗的な避難は罵倒する騙れる属性への沈黙化に向けたs規範を設定しもするだろう。単一のs規範設定がなされ、維持される場面というのは、背景となる社会的・歴史的状況を呼び起こす形で、(通勤電車や職場や授賞式等を典型として)離脱困難かつ閉じられた会話の空間において、抑止困難な形で同調する圧力に支えられた、ごく限られた場面である。

なお、例えば信用度を下げるとい一般的には害として把握されるs規範設定の営為であっても、その規範設定の上で事後に立ち向かうことが期待される場面も容易に想像できよう。例えば、立法府において首相が自身の任期中の政治的成果についての因果的な寄与について厳しい質問を投げかけられる場面を想定せよ。前稿でも参照したハーマン・カペレン他『バッドランゲージ』第2章第5節では、政治家同士が、複雑な因果的な連鎖を持つ金融危機の主たる原因が相手方とった行動にあることをめぐって舌戦を交わし、互いの二枚舌をもとに証言の信用性を下げる働きを聴衆に対して(ひいては政治的行動を変更させるべく)投げかける例を挙げている。その他、裁判において証言者の認識の整合性に対する厳しい質問が投げかけられる場面なども想定してみても良いだろう。個人ではなく集団の属性に基づく場合であってさえも、こうした信用度の上げ下げを生じさせるやり取りが許容されるべき場合はある。

²³ 想定されうる全ての危害を事前除去しようとすることは、コミュニケーションへの参加を拒否することと同値でもある。例えば当該社会で通用する「標準語」に十分馴染んでいない者は、能力的に発話機会が阻害され、会話の規範に従うことに困難を

抱えるだろうが、この発話 (locutionary) 上の沈黙化を法規制によって修正しようとするものはおそらく少数であろう。発話 (locutionary) 上の困難をケアする場面として、たとえば吃音を持つ者を含めた会話における会話スタイルの改善などが想定されるだろうが、その多くは規制によって達成されることが想定されたものではないだろう。より卑近な例として、例えば「心理的安全性」を欠いた企業における上司部下関係が自由闊達な意見交換を妨げることはありうるかもしれないが、それは少なくとも現在における法的な危害の捉え方とは距離を持つだろう。

²⁴ 引用箇所は、ジェレミー・ウォルドロン『ヘイトスピーチという危害』による。オンラインとの比較については、J. Waldron. (2021) "Commentary on Mary Kate McGowan's 'Just Words: On Speech and Hidden Harm: An Overview and an Application'" Australasian Philosophical Review Volume 5, 170-178. を参照せよ。そこで Waldron は、リアル空間におけるヘイトスピーチに対してさえも、例えばスマートフォンでの撮影・拡散を通じてオンライン空間と接続されることで、リアル空間における権力関係が、ヘイトスピーチを成す側を弱体化させる形で変動していると指摘している。他方で、こうした匿名的で距離を持ったオンライン空間における、個々のマイノリティ成員が持つ生の多様性が、オンライン上で破られる場面とは何か。典型としては、遮断が容易ではない「粘着」のケースや、多量の表現が連続してまたは共同でなされることで、オンライン上の通常の活動に支障を来たすケースが挙げられる。ただし、これらは広義のオンラインハラスメントや偽情報対策については妥当しても、オンライン上のヘイトスピーチとしての機能を果たすことは稀であるようにも思われる。

²⁵ 鳥海不二夫・山本龍彦による共同提言「健全な言論プラットフォームに向けて — デジタル・ダイエット宣言 ver.1.0」は、よど号ハイジャック記事抹消事件判決 (最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 卷 5 号 793 頁) 及びレベタ事件判決 (最大判平成元年 3 月 8 日民集 43 卷 2 号 89 頁) における「情報等に接し、これを撰取する自由」の内に、自律的な情報撰取の自由の契機を見ている。関連して偽情報対策の文脈に即して、「フィルターバブル」や集団極化が論じられることもある。しかし災害時や選挙時など偽情報が特に問題となるケースを区分けする必要がある、また「知る権利」の観点からバナーナリスト的な介入の妥当性は、事例ごとに独立に論じられるだろう。総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」における最終報告書 (2020 年 2 月) を参照せよ。

²⁶ ちょうど 2024 年 1 月に、プロバイダ責任制限法の改正案の提出についての報道がなされた。内容としては、投稿削除などのプラットフォーム側の措置の強化と、その手続の透明化・簡素化、通知等の情報提供、さらには措置にあたっての基準の設定とその公表を求めるなどである。読売新聞 (2024/01/12) 「ネット上の誹謗中傷は迅速削除、SNS 大手に義務付けへ…法改正で削除基準の透明化も」を参照せよ。なお、本文に述べたアーキテクチャおよび主体への依存性は、より一般的に言えばローレンス・レッシングのいうコードの問題であり、当該コードへ向けられた法規制によって間接的に人々の振る舞いを制約する間接規制の問題である。ローレンス・レッシング『CODE VERSION2.0』(2006) 第 5 章「コードを規制する」及び第 7 章「何が何を規制するか」を参照せよ。また成原慧 (2021) 「媒介者責任の再検討 プロバイダ責任制限法改正及び関連する取り組みの意義と課題」法学セミナー No.803 及び成原慧 (2021) 「インターネット上のヘイトスピーチとその規制」『ヘイトスピーチ規制の最前線と法理の考察』(2021) も参照せよ。なお、規制の手法選択を検討するに際しては、関連して総務省「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」(令和四年五月) も参照せよ。

²⁷ さて、このようなスコアボード構築プロセスを通じた s 規範の通時的確定プロセス性とその保障 (assurance) の上で、g 規範の組成及び g 規範による s 規範への重みづけ (制約) もまた重要なものとして現れる。この点については、国家の役割が、直接的あるいは DPF を通じた間接的な形で迫り出すことになるだろう。たとえば直接的な形では、政府言論としての反差別の保障が典型であり、間接的な形では偽情報を含む私的な過剰認定やその加熱現象を議論に開くためのフォーラム提供のための共同規制等が許容される。この点につき、キャンセル・カルチャーに代表されるように「公共」を標榜した市場への間接的影響を放縦化させず、その効力をよき社会の構想に基づき現実社会に位置づける観点から、DPF がゲートキーパーとして求められる役割もまた限定づけられる。例えば、ウィッスルブLOWER (通報) モデルによる社会的圧力を促進・支援する形態ではなく、継続的監視と改善のプロセスを経るゲートキーパー (chaperone) モデルに基づき、より確からしい根拠の蓄積・参照に裏付けられた議論環境の構築に寄与する介入形態の模索が求められるだろう。

²⁸ フランスにおけるいわゆる「インターネット上のヘイトコンテンツ対策法」における大半の条項が違憲とされた上で公布・施行された経過において、これを見ることができる。

²⁹ R. Langton (2018) "Blocking as Counter Speech," in *New Works on Speech Acts*, Oxford, 144-164. を参照せよ。また関連して、R. Langton (2012) "Beyond Belief: Pragmatics in Hate Speech and Pornography," In *Speech and Harm: Controversies Over Free Speech*, Oxford 72-93., R. Langton, (2018) "The Authority of Hate Speech," in *Oxford Studies in Philosophy of Law (Volume 3)*, Oxford, 123-152. も参考になる。

- ³⁰ Laura Caponetto の近時の複数の著作による。本稿執筆にあたっては特に、Caponetto, L. (2018) “Undoing Things with Words” *Synthese*, 197, 2399-2414, Caponetto, L. & Cepollaro, B. (2022) “Bending as Counterspeech”. *Ethical Theory and Moral Practice* 26 (4):577-593, Caponetto, L. & Cepollaro, B. (2023) “The Philosophy of Counter-Language” in *Counterspeech: Multidisciplinary Perspectives on Countering Dangerous Speech*, Routledge を参照した。
- ³¹ 同上、Laura Caponetto(2019) を参照せよ。
- ³² 例えば、Wikipedia の編集が一時停止される場面、すなわち論争が加熱したテーマとそのページについての「凍結」などを例に挙げることができよう。あるいは、Twitter におけるリプライ制限なども「非決定」戦略の技術的支援として捉えることもできよう。
- ³³ 技術的な例としては、Twitter (現 X) におけるコミュニティノートにおける評価メカニズムが参考になる。個別に付されているコミュニティノートは信用できるものからそうでないものまで幅を持つ一方で、同機能についての信用性評価が信頼の置けないものであるか否かは記録されていることが公にされている。すなわち、単純な情報操作手法に耐性を持たせるべく、「過去の評価において、意見が相違することのあった協力者の間で意見が一致した場合」にステータス上の寄与を認め、反対に信頼の置けない評価者からの評価の価値を一般的に下げられていくことで無益な評価者とし、長期的には信頼の置ける評価者による評価が量的に高まることを期待される仕組みである。こうした評判メカニズムを健全に機能させる仕組みを、スコア記録の実装という観点から再記述することも可能であるものと思われる。詳細は下記を参照せよ。 <https://communitynotes.twitter.com/guide/ja/contributing/writing-and-rating-impact>
- ³⁴ この点について、デジタル立憲主義と規制主体: 国家による DPF 規制のデュープロセス、国家によるローカル規範規制のデュープロセス、DPF によるローカル規範規制のデュープロセスの関連を考察することが求められよう。
- ³⁵ 上述した語彙を引き継げば、これをメタ意味論的な正義の要求として定式化することもできるかもしれない。この着想の元として、D. Ball(2020), *Metasemantic ethics*, *Ratio* 33(4) における意味固定をなす者が果たしうるメタ意味論的誤謬のパターンの整理が参考になる。とりわけ、C. サンスティンが定式化した「不完全に理論化された合意 *incompletely theorized agreement*」の問題との比較は、その主体や場面との比較の観点から有効であるものと思われる。
- ³⁶ ややラフな言い方ではあるものの、例えばある種の有害と判断されうる発話に対して DPF 側が警告表示を出したのに対して、発話者があえて警告を無視して修正なしに投稿した場合には、その発話上の意図性を推認させ、またそれを蓄積していくことでスコアボード記録上の「誤審」を少なくする対応などが考えられよう。本文に述べたように、発話者に理由を問いただし、それに発話者が誠実に応えるといったゲームは所与として成立しているものではない。ただし、スコアボード構築・管理が機能する限りにおいては (あるいは DPF が積極的にこのスコアボードの構築に従事する限りにおいては)、ある種の「言質」を収集・蓄積し、議論に先立つ予防的な証拠として参加者にアクセス可能にするゲームとしてオンライン空間上の熟議を組成することは不可能ではないものと思われる。
- ³⁷ Judith Butler(2022), “Categories by which we try to live” *European Journal of Philosophy* 31 (1):283-288
- ³⁸ R. Langton(2012) を見よ。なおこの点は、ターゲット集団に属する者の正統な権限を剥奪する文を考えてみればわかる。例えば、シオニズム運動の祖たるテオドール・ヘルツルの「聖地には住人がいないのだから、土地を持たぬ民族たるユダヤ人は罪悪感なしに占領できる」という文を例に挙げよう。この文には文面上、特定の人々に対して明示的にその排除やランクづけを変更する悪性はないものの、そこに現に住まうパレスチナの人々そのものを無化している。あるいは現代においても、同様の発話の例には枚挙にいとまがない。例えば Judith Butler のインタビュー “Palestinian Lives Matter Too: Jewish Scholar Judith Butler Condemns Israel’s “Genocide” in Gaza” (2023) では、ガザへの電力供給の停止に伴い死者が出る点について質問を受けた際のイスラエル前首相ナフタリ・ベネットの回答、“Are you seriously talking about Palestinian civilians?” が紹介されているが、これもまた「(死者が出るとしてパレスチナには) 市民に値するものはない」あるいは「市民がいたとして話すに値しない」という前提を導入するものである。このように上記の文は、特定の人種の無視あるいは殲滅を当然視する前提を導入するものでありつつ、特定の属性を名指すことがなく、むしろ名指すことがないことによってこそ潜在的な「犬笛」効果あるいはマニピュレーションを及ぼす。この点において、より一層の悪性を有する。それにもかかわらず、上記の文章はヘイトスピーチとして認識される典型からは外れ、単なる誤った文として一般的には認識されるに留まるだろう。
- ここでの「マニピュレーション」の語は、三木那由多 (2022) 『会話を哲学する』による。三木那由多は『会話を哲学する』第 1 章 [コミュニケーションとマニピュレーションの関係] の中で、会話当事者間において (それを本心として信じるか否かは別として) 「知らないふり」をすることが困難となる公共的な約束事としての会話の前提や文脈を構築する側面を強く持つものを「コミュニケーション」と呼び、このコミュニケーションを通じて互いに相手の心理や行動を、自分の望む方向へと変化させようとする

側面を強く持つものを「マニピュレーション」と呼ぶ。例えば、先ほど挙げた「聖地には住人がいないのだから、土地を持たぬ民族たるユダヤ人は罪悪感なしに占領できる」という文が発話された時には、文字通りに「聖地には人と呼べるような住人はいない」あるいは「聖地には不当な居住者しかいない」という共通の信念を構築することが、コミュニケーションの対象となっていたかもしれない。他方で、明示的なコミュニケーションを回避する形で、他者に対しては「以上を通じて、聖地を自らのものとせよ（障害となるパレスチナの人々を排除せよ）」という指令や促しが含まれている、とすることは妥当であろう。このように、ある発話の意図やコミュニケーションを決定するというよりも、他の現実上の力学との関係において現に成し遂げている共同関係こそが、発話の害の分析においては焦点となる。

もちろん、最も低いランクづけの極北として、この例を位置付けることもできる。和泉悠『悪い言語哲学入門』第8章[ヘイトスピーチ]でもその発話の悪さをランクづけ機能に基礎付けている。しかし和泉が、本文に上げたような文、すなわち真偽が問いえる一方で、その真偽を評価によって糊塗する発話あるいは真偽について的事实を作り出す実力に裏打ちされた発話について、その悪性をどのように見出すのかは明らかではない。この点については、フランスにおいて「共和国の価値」への同化を求められるとともに、(アルジェリア戦争を隔てた) 世代ごとに異なる記憶を持ち、分断されてもいるフランス内のアルジェリア系の人々を想起することができよう。ミシェル・ヴィヴィオルカ『差異』の第8章(特に[集合的記憶の形成からその公的な表現へ]の箇所(237-241頁)を参照せよ。

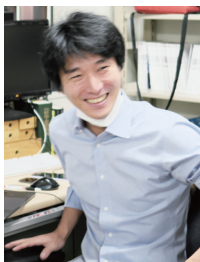
³⁹ 同上、三木(2022)を参照。上記の混乱の原因は、発話の意味を確定するプロセスとしての「コミュニケーション」と「マニピュレーション」が、発話者の態度に収束するでも共同体の承認に収束するでもなく、その間で浮動(振動)し、正当化された発話の地位を争っている事態に由来する。すなわち、発話側が「マニピュレーション」の意図を詳らかにせず、他方で「コミュニケーション」で正当化される形式と内容において表示された事柄以上のことをなす際に生じる問題であるなお、このマニピュレーションの責任を問う仕方につき、三木はコミュニケーションのレベルでの責任とは区別された、もたらされる結果やその予見についての「より一般的な行為の善悪の次元」での責任を要求する。この応答責任の実践は妥当であろうが、他方で、本文で述べるようにこの責任は規制の正当化根拠にはならない。

⁴⁰ Derek Anderson(2020) "Linguistic Hijacking" Feminist Philosophy Quarterly6(3)のDPF上での実装として理解できる。なおアンダーソンは、上述したBall(2020)を引きながら各種の倫理的義務を導いている。併せて参照せよ。

⁴¹ 上記のJudith Butlerのインタビュー(2023)による本人の発言による。引用箇所は拙訳であるが、全文の翻訳は下記にて読むことができる。<https://note.com/bashir/n/n78fb1d686563>

併せてジュディス・バトラー(2019)『分かれ道』(大橋洋一・岸まどか訳)、とりわけ第7章における(ホロコースト)の語り時間が時間を越えて伝達される際の修辞利用の不可避性と、その修辞が(指示対象となる出来事をアーカイブする目的の下で)出来事から擬似的に独立の(その意味で危険な)「結晶化」に帰結してしまうことのジレンマ状況への言及箇所を参照せよ(360-386頁)。特に後者の結晶化に見られるように、集団的な語りは「言語が記録し、保存し、伝達する素材を不可避的に加工もする」。このことから例えばホロコーストをめぐる「言説的奪取」を生み出す危険を持ち、「決して忘れるな」を新たな記憶抹消と土地収奪・軍事行動の政治的正当化のために用いてきた、とバトラーは述べている。

⁴² この点につき、現下のプラットフォーム規制の状況に即して具体化するものとして、情報法にかかる論集に寄稿を予定している永石尚也(2024 予定)「リスク管理主体としてのプラットフォーム事業者」が刊行予定である。刊行の暁には併せて参照されたい。



永石 尚也 (ながいし・なおや)

[専門] 法哲学

[主たる著書・論文]

永石尚也(2024: 近刊)「オンライン上のヘイトスピーチと法的介入のグラデーション ソーシャル・メディア・プラットフォームとの協働から」『ヘイトスピーチの何が問題なのか』(法政大学出版局) 所収

永石尚也(2021)「公共空間における情報識別と警察活動についての覚え書き」国際関係研究所報 56 巻

永石尚也(2020)「プライバシー・監視・アーキテクチャ 「AIと法」の余白」『法政策学の試み(法政策研究第20集)』(信山社) 所収

[所属] 情報学環 准教授

[所属学会] 日本法学会、応用哲学会、日本医事法学会、科学技術社会論学会等

The Regulation of Hate Speech and Inherent Limitations(2) : On the Nature of Illocutionary Norm-Enactment and Defeasibility

Naoya Nagaishi*

This paper aims to shed light on the desirable forms of regulation of online hate speech and the conditions for its ‘desirability’ through a linguistic analysis based on an illocutionary approach.

As noted in the previous paper, discussions on the regulation of online hate speech often assume that typical speech that would be considered hate speech if made in real space (e.g., on social networking sites, video sharing sites, bulletin boards, or in some other form) is made online, and then discuss whether it is possible to analogies or extend the regulation of hate speech in real space, and if so, under what conditions. However, this type of discussion is conceptually flawed in that it introduces the assumption that hate speech, which is supposed to be defined in terms of its real-life function of exclusion, humiliation, etc., can be identified from the type of content of speech.

Against this background, this paper undertakes the following three tasks. First, it is argued that the mechanism for setting conversational permissibility facts (the mechanism for setting situational norms) for toxic speech made online functions differently from the conversational situation. This is shown through a review of the arguments in the philosophy of language. This review distinguishes between sneaky norm enactment, which should be eliminated, and norm-setting that requires other interventions. Secondly, in the light of the characteristics of online space and online communication as seen in the previous paper, the mechanisms that give rise to cases of misfire, abuse, and misuse of such normative settings, which deviate from the target population, will be clarified. From this, to deal with the above-mentioned cases, in addition to simple ‘objection’ as a type of counter speech, ‘blocking’ to make implicit assumptions visible, ‘bending’ to modify the assumptions of speech towards a more egalitarian one, and ‘non-determination’ to limit the efficacy of speech are presented as intervention methods to be compared and and review. Third, based on these considerations, a jurisprudential examination of the actors (digital platforms or governments) that perform interventions that reduce the efficacy of sneaky norm enactment and promote egalitarian norm enactment in online situations, and the conditions for permissible modes of intervention.

* Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : Hate Speech, Speech Act, Content Moderation, Counter Speech, Scorekeeping, Truth in Fiction.

写真の著作権保護期間をめぐる議論

－戦後の著作権法全面改正と写真家の活動

Photography & Copyright, 1950-1970

: The Legislative Process and Photographers' Activities regarding the Term of Copyright Protection for Photographic Works in the Comprehensive Reform of the Japanese Copyright Law

粟生田 弓: 1・4・6.を担当*、酒井 麻千子: 1・2・3・5・6.を担当*

Yumi Aota*, Machiko Sakai*

1. はじめに

写真は画像生成の瞬間を撮影装置＝カメラが支配し、レンズを通して現実に存在する対象を写し撮るといった技術的特性を有する。著作権法の歴史において、写真はその技術的特性から絵画や版画等の他の創作物とは異なる扱いを受けてきた。例えば、1899年に制定された日本で最初の著作権法(明治32年法律第39号。以下、現行著作権法と区別するため「旧著作権法」という。)では、作者の生存中及び死後30年間という一般的な著作物の著作権保護期間(以下単に「保護期間」という。)と比べ、写真の保護期間は非常に短い(発行の翌年から10年間)といった違いが存在した。

しかし戦後、旧著作権法を全面改正して1970年に制定された現行著作権法(昭和45年法律第48号)では、写真の保護期間は同法55条により公表後50年間存続すると規定され、大幅に延びた。とはいえ、一般的な著作物の保

護期間(作者の生存中及び死後50年間)と比べると依然として短い。いかなる議論を経て1970年の著作権法の規定に至ったのか、そしてなお他の一般的な著作物と異なる保護期間とされた根拠は何だろうか。諸外国の法律や国際条約との関係もさることながら、国内の立法担当者や法学者は、保護期間の規定を検討する中で写真をどのように捉えたのか。当事者である写真家らは、著作権法全面改正にどのように関与し、自らの主張を展開したのか。さらに、写真は表現としての可能性が追求されただけでなく、客観的で科学的な記録を産出するものとしても重要な役割を担っており、多様な分野や用途に用いられてきた。その意味で、写真を利用する立場の人々、例えば、新聞社、出版社、印刷会社等は、写真についてどんな言及をしてきたのか。

以上のような問題関心から、本稿は、主に戦

* 東京大学大学院情報学環

キーワード: 写真、日本著作権法、著作権保護期間、日本写真家協会、日本写真史

後から1970年の現行著作権法制定までを対象に、旧著作権法全面改正作業の過程で展開された写真の著作権に関する多様な論点のうち、保護期間をめぐる議論に着目し、文部省の審議会及び国会で、あるいはその外で展開された議論を検討する。そして、全面改正の過程で写真は著作権法の中でどのように位置づけられたのか、一方で、写真著作物の著作者である写真家は、著作権法における写真の位置づけをいかに理解し、自らの主張を展開しようとしたのかを明らかにすることを目的とする。その際に特に注目するのが、全面改正作業の過程でしばしば登場した「芸術写真」というキーワードである。当時の議論では、しばしば「芸術写真」というワードが—他の写真ジャンルとの区別を示すものとして—登場する。全面改正作業に携わった人々は、この言葉を通じて写真をいかに捉えていたのか、当の写真家たちは、この言葉をどのように受け止めていたのか、その一断面を示すことで、写真の著作権の争点を考えてみたい。

本稿は以下の構成をとる。まず2. で、旧著

作権法における写真著作権の取扱いを確認し、1950年以降、著作権法全面改正に向け文部省の審議会及び法案策定過程で提示された写真の保護期間に関する規定とその立法趣旨をまとめる。次に3. で、審議会や法案策定と並行して提示された著作権法学者や関係団体等の意見を検討する。そして4. では、写真家団体である1950年に設立された日本写真家協会（JAPAN PHOTOGRAPHERS SOCIETY（当時）¹、JPS）の設立経緯を辿り、JPSを中心に写真家団体が旧著作権法全面改正に向けてどのような活動を行い、主張を展開したのかを分析する。5. では、国会における法案審議を検討し、写真と他の著作物との間で異なる保護期間とすることについてどんな議論がされ、一応の決着がついたのかをみる。最後に6. で、これまでの議論をまとめる。

旧著作権法から1970年の全面改正に至るまでの立法過程を年表にまとめた。以下、この年表に沿って検討を行う。

表 著作権法全面改正に向けた立法過程

(Fig. The legislative process of the comprehensive reform of the Japanese Copyright Law)

年	法律	保護期間（一般）	保護期間（写真）	審議会・国会等の開催等
1899.3.4	旧著作権法（法律第39号）公布	生存中+死後30年	発行後10年	
1950.8.17				著作権法改正案起草審議会設置
1953.4.8				著作権制度調査会設置
1962.4.1				著作権制度審議会設置
1962.4.5	著作権法の一部を改正する法律（法律第74号）公布	生存中+死後33年		
1962.9～				各小委員会審議開始

1963.11.4		(生存中+死後50年)	(芸術写真は公表後50年、営業写真等は公表後10年、その他の写真は公表後25年)	各小委員会中間報告
1965.5.18	著作権法の一部を改正する法律(法律第67号)公布	生存中+死後35年		
1965.5.21		(生存中+死後50年)	(公表後50年)	各小委員会審議結果報告
1966.4.20		(生存中+死後50年)	(公表後50年)	著作権制度審議会答申提出
1966.7.15				答申説明書提出
1966.10		(生存中+死後50年)	(公表後50年)	文部省文化局「著作権及び隣接権に関する法律草案(文部省文化局試案)」公表
1967.7.27	著作権法の一部を改正する法律(法律第87号)公布	生存中+死後37年	発行後12年	
1968.4.2				著作権法案の第58回国会提出を閣議決定(国会提出に至らず)
1969.4.18				著作権法案を第61回国会に提出(審議未了)
1969.12.8	著作権法の一部を改正する法律(法律第82号)公布	生存中+死後38年	発行後13年	
1970.2.27				著作権法案を第63回国会に再提出、同日衆参両院文教委員会付託
1970.3.11~				衆議院文教委員会
1970.4.9				同委員会にて議決(附帯決議あり)
1970.4.10				衆議院本会議にて可決
1970.4.14~				参議院文教委員会
1970.4.28				同委員会にて議決(附帯決議あり)
1970.4.28				参議院本会議にて可決、成立
1970.5.6	著作権法(法律第48号)公布	生存中+死後50年	公表後50年	

2. 旧著作権法における写真の保護と全面改正への流れ

旧著作権法は明治後期の1899年に制定され、大正から昭和にかけて何度か部分的な改正がされたが、著作物利用技術の進展に伴い全面的な改正の必要性が1930年以降政府当局及び学説において意識されていた(榛村 1936: 273)。改正作業は第二次世界大戦の開始により進まなかったが、戦後全面改正に向けて審議会が設置され議論が進められた。2. では、旧著作権法

2.1 旧著作権法の写真保護規定

旧著作権法で、写真は著作物の1つとして例示列挙された(同法1条)。旧著作権法の立案担当者である水野鍊太郎は、諸外国では、「写真モ亦精神的の勞力ノ産物ニシテ其撮写装置ノ配合ニ於テ美術的思想ヲ発現スルモノナレハ之ヲ美術著作物トスルヲ至当ナリ」とする見解が一般的となっていることから、本法でも欧米諸国の多数の立法例にならい写真を美術的著作物とし、1条に列記したと解説している(水野 1899: 78)。他方で、写真の保護期間については、

の写真の保護に関する規定とその立法趣旨を確認した上で、戦後の全面改正作業において審議会・法案の策定過程で示された写真関連規定の改正案をみる。なお、全面改正に関する議論の網羅的検討は紙面の都合上難しいため、本稿で論じるに必要な限度で取り上げることとし、詳細は別の機会に譲る。

他の一般的な著作物(著作者の生存中及び死後30年まで)と比べて著しく短縮され、発行の翌年から10年間とされた(同法23条)。この点について水野は、写真が単に光線と舎密(筆者注: 化学のこと)の作用によって製作するものであり、他の著作物と比べて多くの労力を必要としないことに加え(水野 1899: 95; 水野 1974: 123)、永久に存在を保つものでもない(水野 1974: 123)ことから、期間を長くする必要がないと説明した。

2.2 旧著作権法全面改正に向けた1950年代の議論と国際条約との関係

戦後、著作権法全面改正に向けて、著作権法を所管する文部省では1950年代に2回、1960年代に1回、審議会が設置され、改正に向けて議論が進められた。1950年8月に設置された著作権法改正案起草審議会及び1953年4月に設置された著作権制度調査会では、いずれも写真に関して特段の検討はされていないようであるので、本稿では割愛する。

国際条約との関係では、1948年にベルヌ条

約がブラッセルで改正されている。日本は当時占領下にあり、改正会議にはオブザーバーとして出席しており、また改正条約加入には大幅な法改正を行う必要があった。ただし写真の保護期間に関しては、ブラッセル改正後のベルヌ条約7条3項で「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」と定められ、旧著作権法のように一般の著作物と比べて短い保護期間を設けることに支障はなかった。

また、1952年にユネスコで万国著作権条約が成立した。この条約は、アメリカをはじめとするベルヌ条約非加盟国も国際的な著作権保護に関する基本的合意に参加できるようにするこ

とが目的で、日本は1956年に批准した。写真については、同条約4条で最低10年の保護期間を設けることが求められていた。

2.3 著作権制度審議会（1962年～1966年）における議論

著作権法の不備が増大し、技術発展に伴う時代の要請に応じることが難しいことや、ベルヌ条約への加入に向け国内法の整備が必須であること、さらに関係団体から著作権法改正の要望が強まったことを踏まえ、1962年4月、文部省は文部省設置法の一部改正によって著作権制度審議会を設置し、著作権法全面改正へ向けた作業が本格的に開始された。審議会委員には当初30名が任命され、著作権法学者、弁護士等の実務家のほか、評論家・劇作家、日本文芸家協会、日本美術家連盟等といった作家の職能団体の代表者、日本書籍出版協会等の業界団体の

代表者、電機メーカーの関係者等、幅広く任命されたが、写真関係者は含まれていない（文部省1966:317-318）。

同年5月16日、文部大臣より著作権制度審議会会長宛で諮問第一号が発出され、同日開催された第1回著作権制度審議会では文部省社会教育局長から諮問の説明があり、写真を含む各種著作物の保護期間を検討する必要があるとされた（文部省1966:1-11）。同年9月以降は第一から第五までの小委員会を設け、それぞれ活発な審議を行った。

2.3.1 第二小委員会での写真関連規定に関する議論

写真に関する議題は第二小委員会（美術）に割り当てられた。当初の第二小委員会の構成員は、内閣法制局等の省庁関係者3名のほか、商法・著作権法学者である東季彦、国立近代美術館館長稲田清助（小委員会主査）、評論家浦松佐美太郎、東京芝浦電気株式会社常務取締役玉置敬三、日本書籍出版協会会長・講談社社長野間省一、文芸家協会理事長丹羽文雄、美術家連盟理事長益田義信等の10名だった（文部省1966:321）。

写真関連の議題は第四次審議事項として、第9回（1963年5月10日）に説明資料が配られ、特に第11回（同年6月27日）及び第12回（同

年7月11日）に審議された。第11回の審議では、旧著作権法の様々な写真関連規定に関する論点が審議事項として挙げられたが、本稿との関係では、以下の2つの論点が検討された。第一に、保護すべき写真につき、いわゆる芸術写真等、美術的価値を有するものに限定する考え方をとるか、あるいは報道写真、記録写真、学術写真、肖像写真等を含め、広く文芸、学術および美術の範囲に属するものを保護するという考え方をとるかという問題が提起され、個々の写真について具体的に美術的価値を判定することは極めて困難な問題であり、一応の結論として、後者の考え方をとることが適当とされた（著

著作権使用者団体協議会 1963: 68)。第二に、写真の保護期間については、文書等と同様に原則著作者の死後50年とするのは長すぎるというのが大方の意向だったようである(著作権使用者団体協議会 1963: 70)。芸術的な写真は絵画等と同様に取り扱ってよいのでは、という意見もあったが、芸術的か否かを判定することは困難であるとの指摘がなされ、広く文芸、学術および美術の範囲に属する写真を保護する場合、公表後25年から30年程度が適当という意見が出された(著作権使用者団体協議会 1963: 70)。

第12回の審議では、写真関係者として今井滋、伊藤知巳、大束元、丹野章、横内辰男、渡辺義雄の計6名が参考人として出席し、意見聴取がなされた(文部省 1966: 324)。本稿に関連する点では、小委員会の構成員と参考人との間で以下のようなやりとりがなされた模様である²。まず、①保護を受ける写真を芸術写真に限定するか、あるいは報道写真・記録写真・学術写真・肖像写真等を含め広く写真を保護するか、後者の場合も保護の仕方を芸術的な写真とそれ以外で分ける考え方がありうるか、という質問に対し、参考人からは、報道写真や記録写真という「便宜上の区別」は判然としにくく、報道の役割を果たした写真が記録写真として、あるいは芸術的価値が高いといわれる可能性があり、「写真の持続的に持つ価値を区別して限定することは困難な場合がある」ため保護の仕方を区別しないことを望むという回答があった(文部省 1963: 40)。次に、②芸術的価値がある写真と記録的価値が優勢な写真で保護期間に差異を設ける考え方がありうるか、という質問に対して、「芸術性と記録性、芸術的価値と記録

的価値の判断は極めて困難」で優れた写真ほど両者が一体であると答え、「当時の評価だけでは容易に将来の見通しは立ちがたいので両者とも同格に扱って長く保護されるべきと考える」とした(文部省 1963: 44)。さらに③保護期間の起算点を発行時とする考え方についての質問に対して、一般著作物が死後起算であるのに写真のみ発行あるいは種板製作の翌年からという起算方法の不公平があるのは今日では了解しがたく、むしろその確かな理由を学識者より承りたいとし、格差を撤廃して改正されるよう要望するとの回答がなされた(文部省 1963: 44-45)。

第二小委員会は第14回までの検討をとりまとめ、同年11月4日に第5回著作権制度審議会で小委員会主査による中間報告を行った。中間報告では、保護を受けるべき著作物として、「いわゆる芸術写真等美術的価値を有するものに限定するという考え方ではなく、広く文芸、学術および美術の範囲に属する写真について、著作物としての保護を検討する」(文部省 1966: 120)こと、保護期間は公表時を基準として計算し、「いわゆる芸術写真等については五十年、営業写真等については十年、その他の写真については二十五年程度とすることが適当と考えられる」とした(文部省 1966: 121)。

その後も議論は続けられ、最終的に、1965年5月17日の第7回著作権制度審議会で、第二小委員会主査から審議結果報告がなされた。審議結果報告では、保護を受けるべき著作物として、写真は「機械的操作によって作成されるもの」で「本来、一般の著作物に比してかなり異なるところがある」とし、今日の技術進歩により写真撮影自体は容易になっていて、諸外国

の立法例でも写真を一般の著作物とは別に取り扱っているものがあるとする（文部省 1965b: 13-14）。しかし、保護すべき写真を芸術写真等の美術的価値の顕著なものに限定することは極めて困難で、学術的価値の高い写真も保護すべきであることから、写真を「著作物の一の独立の範疇として取り扱」い、精神的な創作物である写真はすべて写真的著作物として保護すべきものと考えたとした（文部省 1965b: 14）。そして保護期間については、「多くの場合、絵画、彫刻等よりも短い保護期間を定めることにより、写真の記録としての利用を社会に開放することが適当」としつつ、公表後 10 年という現行法制の維持は、他の著作物の保護期間が延長

される場合均衡を失うとした（文部省 1965b: 33）。また、芸術的または学術的価値の高い写真の保護期間を、登録制度等を用いて他の写真よりも延長するという考え方も採りうる³が、登録制度の採用は問題があり、また著作物としての要件を備える写真について芸術的・学術的価値に関する要件を加重することは適当ではないとして、「写真的著作物の保護期間は一律に定めることとし、その期間は、公表の時を基準として五十年とすることが適当である」とした（文部省 1965b: 33-34）。この第二小委員会の報告も含め、各小委員会の審議結果報告は公表され、広く関係団体の意見が求められた。

2.3.2 著作権制度審議会の答申と答申説明書

著作権制度審議会は、関係団体から寄せられた意見を参考にしつつ審議を重ね、最終的な結論をまとめて 1966 年 4 月 20 日、文部大臣に答申を提出した（文部省 1966: 12）。写真については、「それが精神的な創作物である場合は、学術または美術のいずれの範囲に属するかを問わず、写真の著作物として保護される」（文部省 1966: 19）とし、著作物たる要件を満たした写真は保護客体になることを示した上で、その保護期間は公表後 50 年で消滅するものとした（文部省 1966: 36）。

同年 7 月に提出された答申説明書では、写真が機械的操作により作成されるため一般著作物とかなり異なるところがあるとしつつ、美術的・学術的価値の高い写真に限定する等の要件の加重は適当ではないとした（文部省 1966: 55）。保護期間については、他の著作物との均衡をはかるため公表後 50 年に延長しつつ、従来が 10 年間だったことや写真の記録としての側面に鑑み、なるべく早く社会に開放することが望ましいという理由から、公表時基準にしたと説明した（文部省 1966: 84）。

2.4 文部省文化局による著作権法草案（1966 年）

著作権制度審議会の答申に基づき、文部省文化局著作権課が中心となって法文化作業が進められた。文部省は 1966 年 10 月 22 日、「著作権及び隣接権に関する法律草案」（文部省文化局

試案、以下「文化局試案」という。）を著作権制度審議会に報告し、同日一般にも公表して関係者の意見を求めた（文部省文化局 1966）。

文化局試案 71 条では、写真の保護期間につ

いて、「写真の著作物の著作権は、その写真の著作物の公表時から50年を経過したときは、消滅する。」と規定された。

文化局試案の内閣法制局審査に向け作成された「著作権及び隣接権に関する法律草案コメント」(以下「草案コンメ」という。)では、文化局試案71条の立法経緯につき詳細な記述がある(調査研究委員会2021: 500-506)。草案コンメでは、写真の著作物の保護期間を公表後50年間としたのは一般著作物の保護期間を延長することに伴うものであると説明した(調査研究委員会2021: 500)上で、保護期間の起算点を著作者の死亡時ではなく公表時とした理由について、以下の5点を挙げた。すなわち、①「機械的、操作と化学的作用によって作成される……からその精神的独創性の程度において一般の著作物とはその性質を異にするものがあると考えられ」、従って、保護期間を一般著作物と「全く同一に取り扱うことは適切ではない面があると考えられる」こと、②写真の著作物は「その記録的価値に着目して利用されるものが

多く、その記録としての利用をなるべく早く社会的に開放することが望ましい」こと、③写真の著作物は、一般著作物と異なり「その著作者名が表示されているものが少なく」、当初の公表時等に著作者名が表示されていたとしてもその後の利用で写真著作物の複製物の全てに著作者名表示を要求するのは「現在の社会的慣行からして容易とはいいがたい」ため、死亡時を起算点にすると利用者による保護期間判断が困難になること、④映画の著作物は個人の著作名義でも全て公表後50年であり、それとのバランスを考慮する必要があること、そして⑤ベルヌ条約上も写真と一般著作物で保護期間は異なり、各国立法例でも写真につき一般著作物よりも短い保護期間を定める例が多数であること、である(調査研究委員会2021: 500-501)。

文化局試案は5次にわたって修正作業が行われたのち、内閣法制局の審査を終えて法律案の成案を得るに至り、同年4月2日、著作権法 of 法律案が閣議決定され、国会への提出・法案成立へ向けて進むこととなった。

2.5 写真の保護期間暫定延長(1967年)に関する国会審議

全面改正作業は多方面に影響の及ぶ重大事項で、相当の期間を要することが予想された。その間に保護期間が満了してしまう著作者の救済のため、暫定的に保護期間を延長する著作権法の一部改正が、1962年(一般著作物につき暫定3年延長)及び1965年(一般著作物につき暫定2年延長)になされた。その後1967年中に全面改正を行うことが難しくなったため、さらに保護期間の暫定延長を図る必要が生じた(国立国会図書館1970: 29、31)。

これまで写真は保護期間の暫定延長措置の対象となっておらず、1967年3月に内閣より提出された暫定延長に関する当初の法案にも写真は含まれていなかった。しかし、全日本写真著作者同盟を中心とする写真関係者から国会議員等への陳情が積極的に行われる中で、第55国会では、写真についても保護期間を暫定延長すべく議論がなされた。

特に参議院では、文部省の立案担当者と国会議員との間で、激しい質疑が交わされた。同年

3月22日に参議院文教委員会へ著作権法の一部を改正する法律案が付託され、同年4月18日に同委員会で提案理由説明がなされたのち、同年5月11日以降、質疑がなされた。質疑では、写真を暫定延長の対象に含めない理由について与野党の委員から質問が飛んだ。政府側説明員である文部省文化局審議官の安達健二の回答をまとめると、写真を暫定延長の対象としない理由として、①今回の暫定延長は前回・前々回で対象とした著作物に関する特別な立法措置を継続する趣旨である点、②写真は他の著作物と比べ国際的な保護基準が不明確な点、③写真を延長すると団体名義の著作物との間で不均衡が生じる点、④写真家団体が暫定延長を要望する一方で、出版社等写真の使用者側からは強い反対意見が出ており、全体の利害を考慮する必要がある点等が挙げられた（参院文教委 1967a: 14）。しかしこれに対しても、日本社会党の鈴木力委員や小野明委員から、写真と団体名義著作物を両方暫定延長すれば良い、使用者側の意見や国際情勢を鑑みても2年間の暫定延長は問題ないといった意見が出された（参院文教委 1967b: 11; 参院文教委 1967c: 5, 7）。

最終的に、法案修正の用意について議員から質問された際、政府委員から衆参両院で意見を一致させるよう政党間の手続を進め、修正を行う方向性が示されたことで、同年5月25日の

2.6 まとめ

全面改正へ向けた文部省での審議及び著作権法案立案過程を鑑みると、写真著作物の保護期間を旧著作権法の規定（発行後10年）から延長すること自体は、他の著作物の保護期間を延

討論に際して、各党各派の話し合いでまとまった修正案が提出され、写真とともに団体名義の著作物を2年暫定延長する規定が提案された（参院文教委 1967d: 1）。この修正案を含めて同委員会では著作権法の一部を改正する法律案を全会一致をもって修正議決すべきものと決定され、同月27日の参議院本会議で、同法律案は全会一致をもって委員会修正どおり議決された（参議院 1967: 236-237）。衆議院では、参議院で修正議決された法律案の審議が進められ、7月21日の衆議院本会議で可決された（衆議院 1967: 21）。著作権法の一部を改正する法律（法律第87号）は同27日に公布され、写真の保護期間は発行後12年に延長された。

写真の暫定延長に関する参議院文教委員会の質疑では、文化局試案で写真と他の著作物で保護期間が異なる根拠についても質問がなされており、これに対して、安達説明員から写真は「いわばシャッターを押すという一種の機械的操作」で行われる点や偶然的な要素が加わる点等、「機械的と科学的（原文ママ）な作用によってできる」ため、「一般の著作物に比して精神的な創作性の程度が低い」という観念が一般的にある、写真の記録的性質から社会公共のために早く自由にすべきといった点から公表時起算とした、といった回答（参院文教委 1967b: 5）がなされている点も注目される。

長することとの均衡を図るために是であると捉えられた。他方で、写真の保護期間を他と比べ短くする根拠として、旧著作権法制定当初から一貫して写真の技術的特性、つまり機械的操作

によって写真が作成されるという点が挙げられている。また、写真の記録的側面から、写真は早く社会に開放し自由利用されるべきであるとの意識も見受けられる。これらの点は、写真の保護期間暫定延長をめぐる国会審議での立案担当者の回答にも端的に現れており、著作権法立案担当者の考え方の基底にあったと考えられる。また草案コンメにあるように、上述の点に加え、当時の写真発表・利用の慣行、条約・諸外国の立法例、そして映画という同じくカメラ

を用いて製作される著作物とのバランス、といった様々な観点を考慮しつつ条文案が定められたことがわかる。

また、芸術写真と報道写真等それ以外の写真を区別し、保護期間に差異を設ける方針が当初示されていたが、芸術か否かを判断することの難しさ及び実際の保護方法の問題から、一律で保護期間を公表後50年とする方針が示され、以降の答申や草案でも踏襲された。

3. 写真の保護期間をめぐる著作権法研究者・関係団体等の意見

旧著作権法で写真の保護期間が短く規定されたことに関する法解釈や、全面改正を見据えた立法のあり方について、著作権法研究者の間では様々な見解が提示された。

また、特に2.3の著作権制度審議会以降、その議論過程で折に触れ関係団体からの意見を求

める機会が設けられ、関係団体から提出された意見書は随時集録・公開された。写真の保護期間に関する意見は、写真家団体からだけでなく、出版・雑誌・印刷に携わる業界団体からも提示されている。3. ではこれらの見解を検討する。

3.1 著作権法研究者による見解

写真をその技術的特性から絵画等の他の一般的な著作物と区別し、写真の保護期間が短いことを正当化する考え方は、戦前からの著作権法学説における通説であった³。すなわち、写真は他の著作物と比べて「作成に……労力を費すこと比較的に少い」（榛村 1936: 169）、「其の創造的精神活動が比較的高度でない」（城戸 1943: 66）ため、保護期間の短縮は当然であると捉えられたのである。これらの理由に加え、写真は外界の現象を自然科学的な正確さでもって再現したものだから、「なるべく公共の利用を可能ならしめる必要がある」（勝本 1940: 132）こと

を保護期間短縮の根拠に挙げるものもあった。

1950年から始まった著作権法改正案起草審議会では、著名な著作権法研究者である勝本正晃及び城戸芳彦が作成した法案（それぞれ、勝本試案、城戸私案と呼ばれる。）が資料として提出され、審議の参考とされたが（勝本 1949; 城戸 1950）、そこでも旧著作権法の規定に則って、写真の保護期間を10年間とすることが基本路線であった。

ただし、勝本試案では、「今日芸術写真には非常に高度なものが現われている」ことを踏まえ、いわゆる芸術写真については「一般の美術

作品同様に、一般の保護期間に均霑せしめる」とした（勝本 1949: 140）。「芸術写真」として勝本がどのような写真を想定しているかは判然としないものの、1965年頃の講演では「普通初歩の写真屋が自分の持っているカメラでパチパチ写した」のではない写真、つまり、「芸術家が芸術品を作ると同じような努力によってでき」る、「いろいろ手を入れたりほとんど描くのと同じように、尖筆画のように手を入れた写真」、「非常に美術価値が多い」写真といった説明がある（勝本 1974: 522）。

また、専優美は旧著作権法の逐条解説において、「著作権法の立法当時と今日においては写真技術の発達においては雲泥の差があり、他の美術的著作物に比し遜色なき独創性を有するものもある」と指摘し、写真に独創性がないという理由で一概に短期間の保護を与えることは今

3.2 写真家団体からの主張

写真家団体は、4.で検討するJPSを中心に、写真の保護期間を他の著作物と同様に著作者の生存中及び死後50年に改正すべきであるとする見解を一貫して主張し、数次にわたり意見書・要望書を提出した。1962年4月30日付で提出された日本写真家協会（会長：渡辺義雄）からの意見書「著作権制度の改正に関する意見問い合わせに対する回答」では、写真は近年の技術進歩により半永久的保存に耐え、また「写真はシャッターを押せば写るという機械的・皮層的・偶然的観察によって、他の文芸・美的その他の著作物と較差をつけるのは時代おくれの考え方」と主張した（文部省 1962: 25）。

また、1963年12月1日、大阪府写真師協会・

日において正当でないとした（専 1961: 193）。また、写真は「すでに外界に存在する風景や物体を単に再現するだけの操作」なので「一般の著作物の作成に比して比較的労力を費やすことが少ないから」保護期間が短いとされるが、「芸術写真の観念が高度に発達した現在、この点は、疑問が提出されている」と指摘する見解もある（山本 1969: 247）。

以上のように、戦後の著作権法学説においては、一律で写真を機械的操作の産物であるため労力が少ない、と捉えず、単に機械的操作によって作成されたとはいえない、より厚い保護を必要とする写真が存在することへの理解が進んだといえる。他方で、あらゆる写真がそうであるとは考えておらず、その技術的特性、撮影の手軽さ、記録的側面を考慮する視点は根強く残ったと考えられる。

関西写真家連合協会・全日本写真連盟・東京写真事業協同組合・日本広告写真家協会・日本写真家協会・社団法人日本写真協会・社団法人日本写真文化協会・日本肖像写真作家協会・日本報道写真連盟の連名で出された意見書及び要望書では、前述の第二小委員会での参考人意見の補足に加え、保護期間に関する補足意見がある。まず、第二小委員会の中間報告で、芸術写真等、営業写真、その他の写真で保護期間を分けたことについて「实际的、専門的には不明瞭のことが多い」（文部省 1963: 39）とした。また保護期間について、今日の技術ではネガや印画の保存は問題なく、「元来永久不変の造形はないので、今日その保存性から差をつけられる

理由は全く根拠薄弱である」(文部省 1963: 47) こと、公益の観点から著作権は短くて良いという意見に対しては、写真撮影には各人の考え方、見方、撮影方法によって様相の違う作品が制作され、1つの仏像を撮影しても決して同一の写真はできないこと(文部省 1963: 47)、写真の利用者の中には公益の名の下に写真家に使用料を払わない事態が生じていることを指摘した(文部省 1963: 48-49)。さらに、1965年3月27日付で前述と同じ写真家団体の連名により「写真の保護期間についての要望書」が提出され、第二小委員会での審議経過をみると写真の保護期間は公表後25年の意見が多数とのことだが、個人著作である写真になぜ著しい格差を残すのか真意を知るに苦しむとして、一般著作物との格差撤廃を希望し、次善策で保護期間を死後起算とすることを望むとした(文部省 1965a: 36)。

1965年5月の小委員会審議結果報告に関する意見募集に際しては、同年8月31日付で全日本写真著作者同盟が「著作権法中写真の扱いに関する改正についての要望書」を提出し、①写真は機械的操作により作成される、②写真機の技術的進歩により写真撮影自体容易になっている、という審議結果報告での指摘に対し、①については、写真は写真家の創意に基づいて造形され、単に機械的操作のみに依存するとは限らないこと、②については、他分野の器具や用

3.3 写真の利用者側からの主張

他方で、写真を利用する立場になることが多く出版社や印刷会社等からは、写真が機械的操作によって作成されるという特殊性に鑑みた検

具の進歩も同様であると主張した(文部省 1965c: 61)。また、写真の記録としての利用を社会に開放するため短い保護期間にした、という審議結果報告に対し、写真は単純な事実、事物の記録にとどまらないものであり、写真著作物の保護は短い方が良いという声は多分に私益の立場からの要望であると主張し、保護期間を他の一般的な著作物と同等に定めるよう要望した(文部省 1965c: 60-62)。

1966年4月の著作権制度審議会答申に対する意見としては、全日本写真著作者同盟から、一般的な著作物と異なる保護期間とすることに対して、「およそ手段、方法を異にする著作物相互の間において、それぞれ、かなり異なる事情があるのは当然」で、「単に写真及び映画のみが異なるもの」ではないとした(文部省 1967: 25)。また、写真が現実に存在する事実を対象にすることを保護期間短縮の理由に掲げた点については、あらゆる創作手段は現実的存在及び現実的経験の選択・総合から成り立っており、抽象的表現のみが著作物であるような考え方は納得できないとした(文部省 1967: 25-26)。諸外国の事例の参照においても、写真表現に関して進歩発展を遂げているフランスやアメリカで、写真と他の著作物で異なる取扱いをしていないことを重視すべきであるとした(文部省 1967: 26)。

討が必要であるとの主張がなされた。

例えば、日本書籍出版協会や日本雑誌協会は、そもそも一般著作物の保護期間につき現状

維持でよいとした上で、写真の特殊性から、著作物となる写真とそうでないものを区別する基準を設ける必要があり（文部省 1965c: 139, 153; 文部省 1967: 45）、保護期間は一般著作物の保護期間に対し比較的短期とされることが当然との意見を提出した（文部省 1965c: 139）。特に写真の保護期間が公表後 50 年とされたことに対しては、かなり強い反対意見が展開され、撮影時や製作時から 20 年といったより短い保護期間とすべきことが主張された。その理由として、写真の特性からみて長期に過ぎること（文部省 1967: 222）、一般に著作者名も著作年月も明示されないことが多く、確認に苦慮すること（文部省 1967: 47）、一気に 5 倍に延長されると急激な変化が生じ、使用関係に混乱を生じさせる（文部省 1967: 222-223）こと、他国の多くも発行または製作時から 20 年ないし 25 年であること（文部省 1967: 224）等が挙げられた。

また、日本教科書協会は、文化局試案に対し、写真は著作物として保護の対象になるものとそうでないものの区別が難しい点を挙げ、保護期間についても「使用の現状」を考え 20 年程度が適切であると考えたとした（文部省 1967: 249）。同様に、日本民間放送連盟も「写真著作物の特殊性」に鑑み 20 年が適当とした（文部省 1967: 213）。

4. 著作者としての日本写真家協会の活動

これまでみてきた通り、写真著作権はその保護期間において、他の著作物と区別される状況に対し立案担当者や利用者団体からは賛成の意見がみられた。一方で、著作者である写真家の

さらに日本印刷工業会は、著作物は「一般社会に還元さるべき社会財産の性質」を有すと考えられることから、保護期間を一般著作物含めて現行法どおりとすることが妥当とした（文部省 1967: 257）。特に写真は、著作物といっても他の著作物とは異なり「機械を通した上での創作物」であり、特に近年の技術進歩や、「写真のもつ決定的にして絶対的な使命である記録性、報道性」に鑑みても、「出来るだけ早く大衆に還元されるべき要素」を備えているとした（文部省 1967: 258）。技術的に見ても、カラーフィルムの原版を 50 年間保護するのは困難、不可能であると指摘し、「写真に関しては絵画や他の著作物と異なり恒久性に欠けると言える」と主張した（文部省 1967: 258）。

1968 年 4 月の著作権法案閣議決定後も、日本雑誌協会は要望書を国会議員各位宛に発出し、「写真が機械的・化学的操作により製作され、偶然性をもち、一般著作物より“創作性”が乏しいことは、……いわば定説であり、その機械への依存度は、カメラそのものおよび感光材料などの進歩の結果、現在はさらに強まっている」（日本雑誌協会 1968: 3）とし、諸外国の事例に鑑みても、製作時から 20 年程度にとどめるべきと主張した（日本雑誌協会 1968: 4）。

主張は、他の著作物と同様に死後起算 50 年とすることであり主張の対立が確認された。4. では、写真家の代表として意見してきた JPS に改めて着目し、彼らの主張を、写真家の側か

ら捉え返してみたい。

その際、手掛かりとしたいのが日本写真家協会会報（以下「会報」という。）の存在である。公的な発言の裏で、彼らは自らの発信媒体である会報を情報共有の場として活用した。例えば法改正が本格化した1968年と69年の2年間は、50ページを超える冊子を7冊も刊行している⁴。そこには、文部省へ提出した要望書の原文や、その要約ないし解説、関連する座談会の書き起

4.1 JPSの発足とプロ写真家という職能

JPSの前身は「写真家集団」（1948年9月18日発足）と「青年写真家協会」（1949年3月発足）と「日本青年報道写真協会」（発足年不詳）⁵である。これらが発展的解消をなし1950年5月12日にJPSが誕生した。当初会員数は77名で初代会長に木村伊兵衛が選任された。写真家同士の親睦や、作画研究をその目的とした前身の3団体とは異なり、JPSは「写真家の職能を確立、擁護するとともに、その相互扶助を目的とし、以て文化に寄与する」ことを目的とし、8項からなる事業内容を掲げた⁶。その第1項目が「著作権の確立、擁護」で、その他、技術的研究・改善や、展覧会等の企画があり、資材の斡旋も含まれた（JPS 1969b:12-24; 1970a:17-28; 1970b:2-3; 2010:16-18）。これは発足当時の物資不足でフィルムの入手が難しい中、山田商会を運営する山田義人が富士フィルム（当時は富士写真フィルム）に掛け合い定価で枠を押えたことによる。当時、新聞社勤めであればまだ手に入ったフィルムも、所属先のない写真家となるとそうはいかなかった。山田は富士フィルムを説得するためにもそうした写真家たちが団体を結成

こし、後述するJPS内に設けられた著作権委員からの報告や、日々の活動記録などが含まれる。本稿では、主に創刊号（1956年10月発行）から26号（1971年5月発行）までを記述の足掛かりとした。前半では、JPSの発足経緯と著作権への意識について述べる。後半では法改正の動きが活発化した1962年以降の活動と、ここまでみてきた彼らの主張について「芸術写真」をキーワードに改めて振り返る。

することを提案したという（白山 2014:385-386）⁷。会員は正会員、特別会員、賛助会員からなる。内正会員は「写真製作を持って職能とする者」とされた（JPS 1970a:27）。

創設期のメンバーについて、1958年にJPSの2代目会長となった渡辺義雄は「雑誌写真家とか広告写真家とかいうスタジオポートレートを専門とされる写真家と違う業態の写真家」（JPS 1967b:7）と述べているが、これについては山田廣次の「ほかの写真関係の雑誌社とか、新聞社とか、そういったところから月給をもらっていない、フリーの、写真でごはんを食べている人」（JPS 1969b:13）との説明がむしろ率直でわかりやすい。ただし、1953年に発行された名簿⁸には新聞社等の企業に勤務している者も含まれており、フリーであることが徹底されていたとは言い難い。とはいえ自己申告による「得意又は主として製作している写真」欄では、その4割以上がポートレートまたは報道写真、ないしその両方と回答しており、それに続いて商業写真が多いことから（JPS 1953）、アマチュアによる自発的な創作としてではない

プロの写真家という層が見えてくる。

こうしたプロの写真家の歴史的発生について、多木浩二は大正末期に写真の専門教育機関が創設されたことで、広告・宣伝やグラフィック・ナリズムを活動の場として職業的に独立するフリーのカメラマンが現れたことを起点に挙げ、次のように説明している。まず、戦争（満州事変から太平洋戦争終結まで）で、戦前の写真文化を支えてきたアマチュア層が徐々に崩壊する。その崩壊したアマチュアと入れ違いに「新しく職能として確立された」存在として報道写真家が登場する。さらに、彼らの撮るものは「新聞社のニュース写真と意識的に異なるもの」であることや、その代表格として土門拳の名前を挙げ、「初めてライカ（筆者註：スナップショットが撮れるカメラ）を持ってシャッターを切ったときには、それが商売であったというカメラマンの出現は、従来のアマチュアとプロとも異なる、新しいプロの発生を示す好例」だとした。

多木はプロの写真家の報道写真とニュース写真とを別物と捉え、その代表格の土門の写真に「主観性と記録性の統合」という概念があると指摘している（JPS 編 1971:404-405, 436-444）。彼らの写真については白山（2014）による詳しい研究がある。土門、木村伊兵衛、名取洋之助といった報道写真家が、戦時中に報道写真家として撮影したのは、事件や戦場ではなく日常であったとし、彼らの写真が現在では、美術館に収蔵される「作品」という扱いを受けている点においても、いわゆる、『報道写真』の「社会派」「告発」というイメージとは、大きな隔

りがあると述べている。つまり、プロの写真家が、フリーとして新聞写真とは異なる動機で報道写真を撮ることで成立した新たな職能であり、彼らの写真はそれが報道写真だとしても、作家性を帯びた「作品」として扱われた。フリーの写真家を中心としたJPS会員の多くは戦中を報道写真家として活動し戦後を迎えており、土門や木村といった創設時の会員の存在からも、JPS会員は「作品」という意識で写真を撮っていた。そこにこの写真家団体の一つの特徴があるといえる。

なお、JPSが創設された1950年は、戦後に復刊した写真雑誌『CAMERA』（アルス）での月例（アマチュアの公募作品を土門が選出するコンテスト）を契機に、「リアリズム写真運動」が動き出した年でもある。そこでは土門らをはじめとしたプロがアマチュアを指導するという新たな関係性が始まろうとしていた。つまり、プロとアマチュアとの垣根はこの頃に明確化していった⁹。1956年発行の会報創刊号に木村伊兵衛は「戦後日本の写真が大きな発展を遂げた主力は、やはりプロ写真家の仕事であった」との巻頭言を寄せた（JPS 1956:1）。プロの影響力は戦後になり年々増していたようである。JPSが1957年に実施した撮影大会には、プロの仕事ぶりに学ぼうとするアマチュア写真家が全国から3,000人も集まったとの記録がある（JPS 1958:12）。プロの写真家を頂点とする写真界のヒエラルキーが存在し、少なくとも写真に関わる者たちの間ではプロ写真家という職能が共有されていたのである。

4.2 著作権への意識

JPSは発足時からその事業の第1項に「著作権の確立、擁護」掲げた。会則に著作権を盛り込むよう指示したのは渡辺義雄である（JPS 1969b:24）。渡辺が著作権を意識した背景には二人の写真家の影響があった。まずは名取洋之助である。名取については「著作権が写真にもあることを最初にわれわれに認識させ」た活動家であり、1935年頃「自分の写真が無断で雑誌に出た場合、それは著作権の侵害であることを指摘して、出所を探すとともに厳重に抗議し、掲載料の取立ても厳しくやった」と紹介している。ただ、渡辺によれば名取の著作権に対する態度は、発行後10年という保護期間の短さを是正しようとするものではなく、無断で使用される点に対する怒りから、契約書の取り交わしを徹底するなど実務的な観点での対抗に止まるものであった。もう一人は仏像や古美術を撮影していた小川晴暢である。終戦後、小川の写真を使用したアメリカの出版社が掲載使用料を払ってきたことで、写真著作権の存在を知ることになった小川が、その経験の後、国内の出版物に無断掲載された折、使用料を請求したことで業界内に悪評が広まったエピソードを通して、渡辺は小川の気骨を称えた（JPS 1964b:6-7）。つまり、JPS発足の時点では、著作権は、

生活と切っても切り離せない使用料ないし原稿料の問題として理解されていたと考えられる。フリーの立場であるプロの写真家にとってそれが切実かつ重要な問題であることは言うまでもない。

したがって、具体的な事業としての取り組みは契約書の作成という形で現れていた。とはいえ、1949年に発足した日本著作権協議会には1952年の時点で接点を持ち、翌53年には加入している。1955年の懇談会ではいよいよ写真をめぐる法律問題がテーマに上がったようであるが（JPS 2010:19）、この頃の出来事は記録に乏しくその詳細は明らかではない。翌56年刊の会報1号には協議会幹事長の北村治久による写真掲載時におけるマルシーマークの表示を写真家たちへ呼びかける内容の記事と、協議会が勧奨する「著作権使用（出版）契約書」が掲載された（JPS 1956:2-5）。だが、これらは使用料に関するクライアントとの交渉の問題であり、根本的な法律に踏み込んだ動きではない点で、名取の問題意識の範疇を超えるものではない。JPSにとって、著作権をめぐる戦いの矛先は、常に利用者としての出版社や編集者に対して向けられ、「写真使用最低料金規約」の作成に力が注がれた。

4.3 著作権制度審議会における保護期間に関する写真家の主張

JPSはフリーのプロの写真家団体であり、自分の写真を勝手に出版物に転用される事態に対抗する手段として、著作権を主張する重要性を理解していた。そのため、著作権は、具体的には出版社や編集者に対して使用料を巡る問題と

して扱われた。ところが、1962年を起点に国が著作権法改正に向けて本腰を入れ始めると、日本著作権協議会¹⁰に加盟していたJPSも大きなダイナミズムに巻き込まれていくことになった。

4.3.1 著作権事業から著作権改正運動へ

まず1961年6月23日にJPS内に著作権委員会ができた¹¹。委員会では改正という視点が加わり旧著作権法の問題点が議論されたため、内容は急速に具体化し、同年12月1日には「著作権法中改正希望個所の検討」が行われた。また、12月28日には出版社との間に生じたトラブルを「被害」と捉え、その実態調査として会員向けにアンケートを実施した。3.2で確認した通り、翌62年4月30日に代表の渡辺義雄名義で提出した意見書が公に向けられた彼らの初めての主張となる。そこでは保護期間を「著作者の生存中及び死後50年に改正すべき」とした。後日、JPS会員に向けて渡辺はその根拠をアンケートの結果と、「写真に格差をつけるべきではない」とする協議会参加団体すべての支持を踏まえたものだと説明した。また、全面改正においては保護期間だけに改正を求めつつもりはないものの、まずは「格差」の是正のみに触れることが第一との考えを示し、希望案の提出後も傍観するだけでなく、会員にも積極的な意見を求めるよう求めた（JPS 1962:1-2）。

その後の展開は2. 及び3. の通りだが簡単に振り返る。写真が著作権制度審議会の第二小委員会で議論されるようになると、その第12回に渡辺義雄が出席し意見を述べた。しかし、格差は維持され、それどころか1963年11月4日の「中間報告」においては、写真にその表面的な内容に応じて芸術写真、記録写真、報道写真といった区分を設け、保護期間を細分化させるという方向へ展開した。遑って同年7月11日の第12回小委員会で渡辺は「区別は困難」である旨を主張していたが、それが認められな

かった形である。それでも渡辺は「われわれはこの機に遭遇したことを幸運」とし「写真人の理想」であり「一般の常識でもあろう」改正審議案を提出するなど意欲的に活動を展開した。また、JPS会員向け「今こそ強力に説得すべき機会」であるとした上で、自分たちの活動にはじめて「運動」という言葉を用いている（JPS 1964a:4-5）。最終的に1965年5月17日の「審議結果報告」では写真ジャンルによる区別は表向きなくなり、写真を「著作物の一の独立の範疇」とするとの文言が採られたが、この結果を丹野は、写真は他の「美術的著作物」とは別とされたわけであり、ここでの写真の「独立」は名誉どころか差別を容易にするものだと述べた（JPS 1965c:6-8）。他の著作物が死後起算であるのに対して、写真の保護期間は公表後起算という差別¹²はその後も残り続けた。

この審議結果報告への意見書提出に先立ち、同年7月28日に6団体¹³が結束してできたのが3. に出てきた全日本写真著作者同盟である。これは「全写真家の総意」を代表し今後の改正運動を牽引するとし、初代会長に渡辺義雄が着任した（JPS 1965c:36-37）。JPS著作権委員のメンバーも、同盟結束後は同盟としての活動に従事していった。

1966年4月20日に、審議会が最終的な結論として文部大臣に提出した「著作権制度審議会答申」でも、写真に対する差別は残り続けた。JPSは保護期間について公表後起算であることは「制作に生涯をかけているわれわれにとって耐えがたいもの」だとし強くこれに反論した（JPS 1966a:5）。写真家たちによる改正運動は、

同年10月1日の同盟主催による「第1回 写真をうつすみんなのための 写真著作権を守る全国集会」へと発展する。新宿の厚生年金会館で開催された約5時間に及んだこの集会には、プロ、アマチュアを含めた618名が参加した（JPS 1966b:8-31）。

その後も試案の提出といった大きな動きがある中で、特に写真家が強く反応したのは1967年7月に著作権法の一部改正により写真の保護期間が暫定延長されたことである。これを受けて会報に、もしも延長されなかった場合、この年に権利が切れた「作品」として、1957年に写真集として刊行された濱谷浩の『裏日本』、58年刊行の土門拳の『ヒロシマ』、丹野章の『ポリシヨイ劇場』らのタイトルが列挙された。延長により「写真家の貴重な労作がとりあえず生きることになった」（JPS 1967a:23）という言葉

4.3.2 著作権改正運動による写真家の意識の変化

全面改正への動きは使用料の議論にも影響をもたらした。1963年には「1ページあたり白黒7,500円以上」を基準とするといった具体的な「写真使用最低料金規約」案が作られると、規約が必要な背景を匿名対談の形式で次のように説明している。まず、職能団体であるJPSが「著作権の問題と関連して、職能団体としての性格を強める空気がもりあがってきた」とし、法改正についても「求めないものは与えられるわけがないので、写真家側が著作権意識を明確に持つと同時に著作物というのに値する仕事という裏付けがなければいけない」と主張した。そして「著作権意識を土台とした使用料規定を作って作品の質を底辺から高めていこう」とした。

の裏には、著作権の失効を「作品」の死と捉える写真家の姿がうかがえる。同盟は同年9月26日に「保護期間2年延長報告会」として「写真をうつすみんなのための映画と講演とバザーの夕べ」を開催した。この時の延長を同盟委員でJPS会員の川島浩は「60数年来、写真の前に頑としてたちはだかっていた熱い壁」を自分たちの努力次第では突き崩すことができると証明したとし、この成果を称えている（JPS 1967b:49）。写真家の中では暫定延長は全面改正の前哨戦という意識があったのだろう。300名が集ったこの報告会へは各政党から議員の出席もあった。議員への働きかけは66年の「答申」への反論以降活発に行われてきたことの一つである。以上が、2. 及び3. で明らかにしてきた内容に連動した、JPS及び同盟の活動である。

また、「著作権を守れば守るほど、使用料金をもっとハッキリしないとイケない」とも述べられている（JPS 1963:25-31）。すなわち、使用料の議論は、法改正と直結する重要な問題であるとの認識へと変化したことが伺える。また別のところでは「写真家と編集者の間に、なれあいのところがあって、契約書なんか取り交わさなくてもという感じがあったんですが、そういうのが写真家の地位を向上させない」（JPS 1964a:16）とあり、一連の働きかけが社会的地位向上につながるという意識も見られる。この規約はやがて「写真寄稿覚書」へと展開していった。

一方、こうした写真家の認識に対して、利用

者側である日本雑誌協会の著作権担当を務めた谷井精之助は「写真家は全部、著作権は自分にあると思っていられるかもしれないけれども、雑誌の方から言いますと、こちらで、こういうものを写してくれと頼んで、費用もこちらで持って、雑誌にのせたんだから、少なくとも雑誌にのったものについての著作権はこっちでいいじゃないか、あるいは当然、著作権はこっちだと思っているかもしれない」と述べている。この時、谷井と議論を交えたのは、会長の渡辺義雄とともに公の場で写真家の立場を代表してきた丹野章である。丹野は「費用の負担の点だけで著作権に影響するということは、原則的にはない」と著作権の原則論という視点から意見を述べている（JPS 1965a:25-36）。すでに3.2と3.3では法改正において保護期間の延長を巡る写真家と利用者側との主張の食い違いを確認してきたが、そこで写真家は利用者側のいう公益性の名のもとに写真の保護期間は短くても良いという考えと、使用料を払わなくても良いという点は表裏一体だと主張していた。また、利用者側は、写真は掲載時に著作者名も著作年月も明示がないことから判別の難しさを指摘したが、これは写真家の著作権に対する意識の低さを批難しているようで、その実、写真家の立場の弱さに誘引された事態とも捉えることができる。実際、利用者との間に取り交わす「写真寄稿覚書」には、写真提供者を記載する欄が設けられているため、これがあれば掲載がどうあれ利

用者側は写真の著作者が誰であるかを把握できるはずだ。しかし、JPS 会員のアンケート調査（回答人数 158 名）では、「覚書」に対する写真使用者側の反応として「大体理解・もう一步」が 48.8% と最も高いものの、次に「使用する意思が認められない」が 26.8% とあり、「スムーズに使用」の 23.2% を上回る。その一方で、そもそもの写真家による使用度は「一度も使用しない」が 38.4% と最も高く、最も低いのが「殆んど使用」の 10.0% という結果であった（JPS 1969a:53）。先の小川晴暢とは異なり、改正運動中でも活動を牽引する渡辺らの外では、会員の多くが出版社と揉めたくないという意識を持ち続けていたようだ。「規約」作成の動機に、社会的地位の向上という目論見があったことは述べたが、こうした心理の裏にあるのは、現在地における地位の低さへの自覚であろう。1962 年の第 12 回第二小委員会に参考人として出席した写真評論家の伊藤知巳は「写真内部の連中が考えるほど、実は世間の目は好意的じゃない。なかなか冷たい冷酷な面もあります」と述べている（JPS 1963:10）。渡辺義雄も「写真への理解を深められるよう努力が必要」（JPS 1964:5）といった趣旨の発言を、ことあるごとに繰り返した。プロの写真家団体として写真界のヒエラルキーの頂点にいた彼らは、改正運動を通じてその立ち位置を揺さぶられていた。そして、自らの職能に対する社会の理解を強く求める必要性を感じていた。

4.3.3 「芸術写真」をめぐる議論

改正運動では、写真家たちは慣れない法律に触れて学び、審議の場に出つつ、説得するため

の論理を鍛えた。その主張は一貫して保護期間を死後起算 50 年まで延長することだが、その

際対峙した議論が小委員会の構成員からの「芸術写真」や「記録写真」といった保護対象となる写真を区別する考え方である。伊藤知巳は、この質問を通覧した時のことを「審議委員の写真に関する理解に、はなはだ奇妙な偏見と無智がかなり根深く存在することにわたしたちは気づいた」と述べている（JPS 1965b:6）。

第12回小委員会出席後に開かれた座談会では、写真が差別的待遇を受ける理由について、その複製性によった偏見であると述べた丹野に応じ、伊藤知巳も写真の社会的位置付けが一段低く捉えたり、写真家の社会的な役割を認めたとしつつも「どこかに絶えず美術と引き合いに出してくる考え方」が明治時代から変わらぬ偏見として残っており、「学識経験者でも写真なら写真、デザインならデザインなどといった新しい芸術手段に対する認識を正しく持つという保証がない」と述べ、偏見と戦うことが自分たち世代の義務だと述べた。これに対して、伊藤逸平は「著作権というのは芸術だけにあるような偏見が強い」とし「記録、報道写真に対しては、むしろ著作権はない」という態度だと述べ、伊藤知巳が「だから記録的価値と芸術的価値は全然異質のものとして対比させてみたり、学術写真、記録写真というスムーズな分類がバラバラと出てきたり、いかにもそこに本質的に写真を色分けしたり区別したりするような考え方が有形無形に働いているわけだ」と結論づけた（JPS 1963:7-22）。

しかし、座談会後半で伊藤知巳は「芸術写真をやる写真作家」はペンネームを使うが、著作権の観点からは本名を記載するべきだといった発言をしており（JPS 1963:7-22）、「芸術写真」

の存在を意識しているようにも見える。区分の無効を主張しておきながら、「芸術写真」というジャンルに言及するこの発言は、一見すると彼らの主張と矛盾する。これについては、当時の「芸術写真」に対する評価を確認しておく必要がある。先んじて言えば、とりわけJPS会員のようなフリーのプロの写真家や彼らに与する評論家らにとって、「芸術写真」という言葉は、特別な含意を汲み取るものであった。世界的に共通して「芸術写真」は、写真にしかできないことを放棄し絵画の模倣を目指したとして、写真の負の歴史として扱われてきた。日本では、伊奈信男による『「芸術写真」と断絶せよ』という呼びかけで知られる、1932年の論考「写真に帰れ」以降、またその後の戦争によって「芸術写真」は否定された。ある対談で渡辺義雄は「芸術写真」をアマチュアによる「観賞用の写真」と発言している（JPS 1964b:22）。例えば、絵画的な印象をもたらすゴム印画による作品などがピクトリアリズムと揶揄された「芸術写真」の代表例だが、写真に関わるものにとって「芸術写真」は、そのような具体的な作品群をイメージさせる。伊奈信男はJPSにも深く関係しており、「写真に帰れ」という маниフェストをリアルタイムで体験していた世代が改正運動に関わっていたということは重要である。改めて議論を見直すと、「芸術写真」と「記録写真」、「報道写真」とを切り分け、自分たちが与しない「芸術写真」を手厚く保護しようとする法案が到底受け入れられないものであったことは想像に難くない。

また、先の座談会で、ひとり著作権資料協会から出席した長野伝蔵の「記録写真であっても

すばらしい芸術写真があるわけですね」との質問に対し、丹野が「記録性が非常に高いもので、芸術性もともに高いものが当然ある」と返している点は興味深い（JPS 1963:7-22）。写真家たちは「芸術写真」や「記録写真」という限定的な言葉を早めに放棄し、「芸術性」「記録性」という質の問題としてこの議論を扱ったものと考えられる。しかしながら、審議の場では区別する枠組みは残され、その後の中間報告では芸術写真 50 年、営業写真 25 年、その他 10 年という具体案も出された。2.3.1 で詳しくみたように、最終的な審議結果報告では、区別は困難と判断されたものの、今度は写真の記録としての利用を社会に開くことが強調され、保護期間は公表後起算で 50 年との結論が出されることとなった。伊藤知巳は「当時の審議官の安達さん（著者註：安達健二）と話してみると、なぜ文学や美術と区別しなきゃならないのかという問いに対して、正確に答えることができないわけです。そこでいわゆる社会的な効用、社会的利用のために、写真は早く開放すべき」という方向へ軸足をずらすことで、差別を残そうとしたのだとの見解を示している（JPS 1968:45-47）。極めて大雑把に言ってしまうと、審議結果報告は写真家たちから見れば、「芸術」であれば延長され、「記録」であれば延長されないというメッセージとして受け止められた。

1966 年に開催された同盟主催の全国集会のスピーチで、土門拳は写真家を「芸術家」と言い換えて、原稿料の問題から写真家の社会的立場について触れ、「正当な芸術家として」印税でもらい受けることを提案している（JPS 1966b: 24-25）。その他、衆議院議員で音楽家で

もある須藤五郎は「私たちの音楽著作権者との間に区別をつけるということは何等理由のないことです。これは芸術としての写真と写真家に対する大きな侮辱だと私は思うのです」と発言し、会場から大きな拍手を集めた（JPS 1966b: 12-13）。写真を「芸術」だと認めさせようという主張が保護期間延長を目的に展開された。

しかし、この写真を「芸術」とする考え方や、あるいは、「芸術」という言葉の意味を、皆が同じように同意し理解していたとは考えにくい。ここまでの写真家の主張は「芸術」というよりは「芸術性」として語られており、それが性格ないし性質である以上、写真家によって異なって然るべきものだからである。最後に渡辺義雄の発言を振り返りながらこの問題について考えてみたい。まず、小委員会の陳情では「写真は一般造形芸術の一つとして精神的労働による創作であって、その表現は今日自由多岐」であり、機械操作の面のみから判断することはできない「人間の所産」だと述べている（JPS 1963: 3-5）。次に、1963 年 4 月の中間報告に対しては「芸術写真、報道写真などの呼び方」を変えたところで「時間をおけば全て写真独自の表現力、強いて言えば芸術的感銘とでも言いましょうかそれによって長く人を感動させていくものと信じます」との発言がある（JPS 1964a: 4-5）。「写真独自の表現力」という言い回しには、写真にしかできないことを期待した「写真に帰れ」以降の写真観が色濃く出ており、「芸術」に対してはやや距離感のある言葉が選ばれたと言える。暫定延長の際には「写真が『芸術』であるかどうかという議論もありますが、それよりも、人間が創造するということを尊重しても

らうことが大切」なのだと述べた (JPS 1967b:51)。その次の会報では、「著作権改正は息の長い仕事」とし「個人の問題としても明快な解決のつかない難件もある」と述べている。この「難件」は具体的にされていないのだが、渡辺にとって写真とは「人間を扱う」表現であり、そこには社会的責任が伴うとの考えが記されている (JPS 1968:7)。写真家としての渡辺が撮ってきたものは、こと戦後においては神社仏閣を中心とした建造物等である。しかし、戦時中から名取や木村、土門らと共に、プロの報道写真家としてキャリアを積んだ渡辺にとって、報道写真を「主観性と記録性の統合」だとする考え方は馴染みが深いはずである。だからこそ「精魂込めてつくったもの」(JPS 1963:12)である写真は、機械という客観がなしたのではな

く、写真家という人間の主観がなした創作物ないし創造であるとの主張を繰り返してきた。ところが改正運動の中で、報道写真に限らずとも1枚の写真には、「芸術性」と「記録性」とが両立すると論じる時、元々は「主観性」があった場所が「芸術性」という言葉に置き換わっていることに、渡辺は敏感であったのではないだろうか。なぜなら、それはともすれば写真家が写真家であるところから、芸術家になるようなものだからである。そのため、渡辺は写真を「芸術」として扱うという点に対して、一瞬の躊躇とも取れる物言いをしたのかもしれない。改正運動は、自らの社会的地位という問題のみならず、現役の写真家たちにとって各々の写真観が問われた本質的な問題でもあったと考えられる。

5. 第63回国会での著作権法案審議過程

5. では、2. でみてきた著作権法改正案について、最終的に国会でどのような審議がなされたのか検討する。審議にあたっては、衆議院・参議院ともに関係団体や有識者を参考人として招致し、意見聴取がなされており、3. 及び4. でみた関係者の主張が国会でも展開された。

政府は著作権法改正案を第61回国会で成立させることを目指し、1969年4月15日に閣議決定ののち、同18日第61回国会に著作権法案(以下「1969年法案」という。)が提出された(文化庁1969)。写真著作物の保護期間の規定は55条に設けられ、「写真の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年(その著作物とその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、そ

の創作後五十年)を経過するまでの間、存続する。」とされた。また立法趣旨として、写真の著作物「の性質、条約上の取扱い、現行法における……存続期間の定め等を考慮」して公表後50年とされた(文化庁1969:17)。1969年法案は衆議院文教委員会で審議され、審議に際して同年6月11日に小委員会を設けたが、同年8月、審議未了のため廃案となり(国立国会図書館調査及び立法考査局1970:32)、暫定延長が終わる1969年中に全面改正を行うことが難しくなったため、著作権法の一部を改正する法律(法律第82号)を制定し、一般の著作物、団体名義の著作物、そして写真の著作物につきさらに1年間の暫定延長を行った。

その後1970年2月27日、第63回国会に著作権法案（以下「1970年法案」という。）が内閣から再提出され（文化庁1970）、同日衆参両

院の文教委員会に付託された（衆議院1970a: 32; 参院文教委1970a: 6）。1969年法案と条文案に変更はない。

5.1 衆議院での議論

5.1.1 衆議院文教委員会での議論

衆議院文教委員会では、1970年3月11日、1970年法案の提案理由説明が文部大臣坂田道太よりなされ（衆院文教委1970a: 30-33）、同月18日以降質疑が進められた。写真の保護期間が死後起算でないのはなぜかという日本社会党山中吾郎委員の質問に対して、政府委員である文化庁次長安達健二は、①現行法と比べ急に大きく延長することになるため、「経過的な関係も当然考慮」しなければならないとし、国際的にも、条約や諸外国の立法例で発行時・制作時を起算点とする国のほうが多いこと、②写真の記録としての性格に鑑みるとなるべく早く社会に解放するのが望ましいこと、③権利者と利用者との間の調整も図った上での規定であることといった説明がなされた（衆院文教委1970b:

8）。これに対しては、山中委員から「写真そのものの芸術的な要素もだんだん高まって」おり、急な保護期間の拡張が問題であれば、経過規定として附則その他で「当面の間」と書くといった対応も可能ではないか、という指摘がなされた（衆院文教委1970b: 8）。また、写真の保護期間が短いことにつきJPS等の団体は納得しているかという自由民主党松永光委員の質問に対しては、安達政府委員から、他の著作物と同様死後起算にしてほしいという意見があるとの回答がなされた（衆院文教委1970b: 15）。同月20日の衆議院文教委員会では、法案審査のため著作権法案審査小委員会の設置が提案され、承認された。

5.1.2 衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会での議論

3月25日より始まった著作権法案審査小委員会では、同月26日以降4回にわたり著作権関連団体の代表者や弁護士等が参考人として出席し、意見聴取が行われた。写真関連の議論は、同月27日及び翌月2日の小委員会で行われた。

同月27日の第3回小委員会では、写真関連団体から日本写真家協会会長の渡辺義雄が参考人として出席し、1970年法案55条に関して、特に自然人による写真著作物は死亡時起算で保護期間を定めてほしいと主張した（衆院文教委

小委1970a: 7）。渡辺参考人は、公表時起算の根拠として①写真の特性、②条約等の問題、③現行法の維持、の3点が挙げられるが、①については、写真は「二次的平面の中に作者がねらう美的効果と記録性を総合させて一つの創作活動」をする表現手段であり、記録性を主として報道する、展覧会場で鑑賞する、芸術的な価値がある、といった側面は写真だけでなく芸術や文芸で共通することを指摘した（衆院文教委小委1970a: 6）。また写真が従来名前を書かずに

発表することが多かった点はその通りだが、著作者名の表示につき写真界で周知を図っていたとした（衆院文教委小委 1970a: 6）。②については、写真の発展により各国共に一般著作物の保護に近づける傾向にあるとし、③は、立法当時の写真技術状況、特に保存性の点に鑑みると写真の将来性を期待して発行後 10 年の保護を認めたのは適当だが、現行法でもそれを引き継ぐ必要はなく、個人の著作である写真に区別を設ける根拠はないとした（衆院文教委小委 1970a: 7）。

他方で、日本雑誌協会著作権委員会委員長の鈴木敏夫参考人は、写真の保護期間が公表後 50 年であるのは過保護だとして、芸術的な写真は生存中及び死後 25 年、時事報道写真は公表後 25 年が妥当だと主張した（衆院文教委小委 1970a: 7）。鈴木参考人は、写真は「プロ作家の作品のような非常に芸術性の豊かなもの」も数多くある一方で、一般的には機械的・化学的操作で作られ、偶然性を持ち、「一般の著作物……よりも創作性の度合いが若干乏し」いことは「歴代の当局者並びに著作権学者に……主張されてきた……定説」であり、技術進歩による機械への依存度の高まりも含め、あらゆる写真が他の一般芸術と同じというのは根本的に無理があるとした（衆院文教委小委 1970a: 8）。また、特に報道的な写真は公共性や社会性を考慮する必要があるとして、写真そのものの多様性を認識し、保護すべき芸術的・学術的な写真と、新聞記事に準ずるものとして取り扱うべき報道系の写真、さらには単なるコピー・記録の写真とを区別して立法するよう審議してほしいと主張した（衆院文教委小委 1970a: 8-9）。

鈴木参考人に対しては、日本社会党の川村継義小委員から、保護すべき写真とそうでない写真の区別の考え方について質問が投げられ、これに対し鈴木参考人は、制作時・撮影時の動機や目的を考慮する案を提示し、芸術であれば制作動機やモチーフの選択等がある一方で、新聞社や雑誌社のカメラマンは報道目的で撮影を行うという違いが生じるのではないかとした（衆院文教委小委 1970a: 12）。また、山中吾郎小委員からは、写真の芸術性の観点から、写真が他の著作物と質的に違うことが前提とされているのかといった質問がされ、これに対し鈴木参考人は、写真の中に一般芸術と遜色ないものがあることを認めつつ、あらゆる写真が芸術とは考えていないとし、判断基準の明確化を期待しているとした（衆院文教委小委 1970a: 13）。渡辺参考人は、芸術性の高低は文学や美術でも決め難く時間をかけて判断されるものであること、鈴木参考人による制作目的で写真を区別するという案に対しては、当初はニュース写真であったとしても、後に芸術的效果が高くなって称賛を浴びる事例は数々あり、法律で芸術性の問題を判断するのは極めて困難であるとした（衆院文教委小委 1970a: 13）。

その他、写真の芸術性に関する質問に対し、渡辺参考人は、文化庁芸術課の芸術選奨の美術部門に写真も含まれ、今日美術の中で写真、書、彫刻、油彩、日本画が区別なしに全部芸術として扱われているにもかかわらず、著作権法では差別があることが分からないとした（衆院文教委小委 1970a: 17）。日本社会党の小林信一小委員からは、写真は芸術性の高い、創作性を有するものがあり、簡単に差をつけるべきではない

という意見もあるといった指摘があった（衆院文教委小委 1970a: 17）。日本美術家連盟事務局長の和田新参考人は、個人的な意見として、写真と美術は近い関係にあり、写真の保護期間に差をつけるのはおかしいという渡辺参考人の意見に賛成し、あらゆる写真をすべて著作物として扱うことには疑問があるが、これは絵画についても同様であるとした（衆院文教委小委 1970a: 18-19）。また保護期間を公表後 50 年とすると、作品の制作年を確かめる必要があり利用者にとって不便である点も指摘した（衆院文教委小委 1970a: 19）。

次に写真に関する検討が行われたのは 4 月 2 日の第 5 回小委員会で、弁護士伊藤信男参考人から写真の保護期間を長期間延長することにつき疑問が呈せられた。伊藤参考人は、芸術写真のようなものにつき一般著作物と同一視すべき根拠はあると思うが、「おそらく写真の大部分、九九%までは芸術写真ではない普通の記録写真、シャッターさえ押せば子供にでも写せるような普通の写真」であること、写真の複製物は殆ど無記名なため、著作権者を探するのが困難になることが指摘された（衆院文教委小委

5.1.3 その後の議論

その後、小委員会は懇談会形式で 2 回開催され、計 7 回にわたる審査の上、同年 4 月 7 日、小委員会を終了し、審査経過を文教委員会に報告することとした。

翌日、衆議院文教委員会は小委員会での審査経過報告を受け、1970 年法案に関する質疑が行われた。写真の保護期間について、坂田文部大臣は、「現行法の定め、条約上の取扱い、各

1970b: 6）。そして、必ずしも発行後 50 年とすることには反対ではないが、何らかの制約を設け使用を容易にする必要があるとし、一部の写真家から要求されている死後 50 年への延長は「明らかに行き過ぎではないか」とした（衆院文教委小委 1970b: 6）。写真と他の著作物とで保護期間を差別する根拠を尋ねた山中小委員に対し、伊藤参考人は、写真の保護期間を一般著作物よりも短くするのはベルヌ条約の基本的な考え方であり、また著作権法立法当初から、写真は機械と舍密によるという点で一般著作物と異なることを認めざるを得ないと思うと答えた（衆院文教委小委 1970b: 10）。さらに山中小委員から、写真の芸術性が明治時代より高まっているという写真家の主張についてはどうかとの質問があり、伊藤参考人は、芸術写真の価値や制作者の精神的労苦等を否定するわけではないが、写真というものは機械の作用を受けるため、死後 50 年といった長期間の保護を与える必要は毛頭ないとし、仮に死後 50 年とするならば、登録制度等の制約を設けるといった対応が必要だとした（衆院文教委小委 1970b: 10）。

国の立法例、写真の記録的性格等、あらゆる観点から検討した著作権制度審議会の答申に従ったこと、死後起算とすることも相当な理由があるものの、ニュース写真等の取扱いや、写真利用を容易にするための措置といった課題もあり、「写真に対する国民の認識」を考えつつ、今後さらに検討する所存だが、今回の改正では映画同様公表後 50 年で了承いただきたい

とした（衆院文教委 1970d: 10）。これについて小林委員及び公明党の正木良明委員から、写真について今後も審議会で検討を続けていくべきとの意見を提示し（衆院文教委 1970d: 11,14）、坂田文部大臣から芸術写真につき死後50年とする考え方もあるとして「今後十分国民の認識を見きわめつつ……前向きに検討したい」との回答も出された（衆院文教委 1970d: 17）。翌9日、衆議院文教委員会は採決に入り、総員起立により原案のとおり可決すべきものと議決した。また自由民主党、日本社会党、公明党、民

5.2 参議院での議論

参議院文教委員会では、4月14日、1970年法案の提案理由説明が坂田文部大臣よりなされた（参院文教委 1970b: 1）、同月16日から質疑に入った。写真と他の著作物で保護期間を区別する根拠について、安達政府委員は写真著作物の特殊性を挙げ、衆議院での参考人意見でも利用される写真の90%以上が記録的なものであるとのことで、記録としての利用を早く社会に開放するという観点に加え、機械により作成され化学的処理により完成するという性格から、写真の取扱いが決まっていると説明した（参院文教委 1970c: 18）。これに対し、日本社会党の鈴木力委員からは、機械を通じて表現することによって「写真の芸術性……が他の芸術品と比べて価値が劣る」という見方に立つのは間違いではないか、日本では写真機を持つ人が多く、そ

5.2.1 参考人からの意見聴取

同月21日・23日の委員会では、衆議院と同様に参考人を招致し意見聴取が行われた。写真

社党、日本共産党の共同提案にかかる附帯決議の動議が出され、総員起立により附帯決議を付すことが決定した。附帯決議では、写真に関して、「今後の新しい課題の検討にあたっては、時代の進展に伴う変化に即応して、写真の著作権……の保護期間……も積極的に検討を加えるべきである」との項目が設けられた（衆院文教委 1970e: 1）。翌10日、衆議院本会議で、文教委員長八木徹雄による審査経過及び結果が報告され、採決の結果、委員長報告のとおり可決した（衆議院 1970b: 2-3）。

の人たちは単に記録写真だけではなく「写真というものを通じて美を追求」していて、「写真芸術というのは……日本の一つの特徴」だと思ふという意見が出された（参院文教委 1970c: 18）。安達政府委員からは、確かに日本は写真熱が強いが、写真の場合、立派な写真機を使えば相当のものが撮れ、下手でも価値が生じるので、日本国民全部が写真家であるとも言える中どこに焦点を合わせて保護期間を決めるかが難しいとの見解も示された（参院文教委 1970c: 18-19）。そして、記録写真や報道写真と芸術写真との区別も非常に困難であるため、従来の経緯あるいは世界の動向、条約等あるいは国民の写真に対する意識等から、第一段階として公表後50年とし、さらにこの問題を一層検討すべきとした（参院文教委 1970c: 18-19）。

関連の議論が行われたのは23日で、写真関係者からは日本写真家協会総務委員の丹野章が出

席して意見を述べた。丹野参考人は、写真の保護期間が他と異なることについて、これまでの議論過程を通じて説得性のある理由を承ることはできなかつたとし、例えば、社会性、公共性の強い著作物を社会に開放するという意見に対しては、全く同感だが写真だけを開放したのでは不十分だとした（参院文教委 1970d: 2）。また「私にも写せます」というカメラのCMは写真の安易性、評価を低める意味でよく引用されるが、これはむしろ写真が普遍性を持った表現手段になってきたということであり、絵画や文章が素人芸で書けるのと同じだとした（参院文教委 1970d: 2）。さらに写真は現実・事実のコピーであるという見解について、写真家は一般的に客観的な事実を重視するが、それは現実から自分が受けた感動をどのように記録するかという観点からであるとし、写真は偶然性が強いという点も、「人間そのものがチャンスをしつかりとつかまえない限り」決定的瞬間を捉えることはできない、とした（参院文教委 1970d: 3）。そして、諸外国の立法状況に鑑みても、日本とともに写真表現の分野で世界の三大写真国とされるフランスは死後起算で、アメリカも改正しようとしている点を挙げた（参院文教委 1970d: 3）。

他方、日本雑誌協会著作権委員会副委員長の豊田亀市参考人は、写真を芸術的なものと報道的なものに分け、前者は死後25年、後者は公表後25年とするのが妥当だとした。芸術的なものと報道的なものを分ける理由として、①歴史的観点からは、これまで長い間一般著作物と写真が区別されたのは「写真……の中に一般と分けるべき要素があったから」で、②国際的観

点からは、ベルヌ条約や万国著作権条約で一般著作物と写真を分けており、各国の法律でも分ける国が多いこと、③学術的な観点からは、昔から「写真……は率直にいて創作性に弱い」と考えられていることを挙げた（参院文教委 1970d: 4）。

また、著作権制度審議会委員である野村義男参考人は、写真や映画等では機械が著作物生成に重要な役割を有する点（「機械的媒体性」と、著作物が「個人の独創性並びに個人の個人性の刻印である」ことが合わない点を挙げ、歴史的にもこの機械的媒体性から写真の取扱いに抵抗があったと述べた（参院文教委 1970d: 12）。またフランスで現在著作権法の大家とされる法学者も写真と他の著作物を区別すべきであるという見解を持っていることや、ドイツの著作権法で芸術的な写真とそうでないものを区別し、それぞれ別に保護を与えるといった規定が設けられた点を指摘した（参院文教委 1970d: 12）。そして、現行法の10年を5倍の50年にすることにつき賛否両論の意見があり、結論に踏み切るには相当の勇断を要したことを考慮すると、法案の公表後50年は適切であるとした（参院文教委 1970d: 12-13）。

その後の質疑において、報道写真と芸術写真の区別は可能かという鈴木委員の質問に対し、丹野参考人からは、一見して区別をつくものもあると思うが、「実際には写真作品において芸術性と報道性、記録性などというものは一体」で、「そういうものの統一の中にこそ写真の創作性があるということは現在ではもう常識」であるとし、著作権法上区別をつけるべきではないと考えるとの回答があった（参院文教委

1970d: 18-19)。元々は報道を目的とする写真であっても今日価値があるとされる写真の実例はあるかという同委員の質問に対し、丹野参考人から、例えば、土門拳の「ヒロシマ」や小倉俊司の「大石橋の戦闘における名誉の戦死者」といった写真や、海外ではユージン・スミスの作品やロバート・キャパの作品などが考えられるとした（参院文教委 1970d: 21）。

また、写真は本当に著作物性要件を満たすのかという自由民主党大松博文委員の疑問に対しては、野村参考人から、著作権の理念からは、写真が思想、感情を創作的に表現したものであるかという点につきやや疑問があるとした。1886年のベルヌ条約やその後の改正で写真は著作物の例示規定に含まれなかったことを指摘した。そして1948年のブラッセル改正では著作物の例示に含まれたが、その保護は思想感情を創作的に表現したものに限定されるとの回答があった（参院文教委 1970d: 23）。芸術写真と報道写真を区別する基準に対しては、豊田参考人から、「撮影をするときの企図」、つまりニュースとして扱うか、芸術的なものとして扱うかといった観点から歴然とした区別はあると考えて

5.2.2 その後の議論

4月28日の文教委員会では質疑終局後討論となり、日本社会党を代表して安永英雄委員から著作権法案に対する修正案が提出され、写真の著作物の保護期間につき「公表後五十年」を「著作者の死後五十年」に改めるという提案がなされた（参院文教委 1970e: 23）。また日本共産党を代表し須藤委員から法案の一部修正案が提出され、その中で写真に関して、「写真を美

おり、またイタリア等で区別する規定があるならば、実際の現場の基準を調査すべきであると回答された（参院文教委 1970d: 24）。

共産党須藤五郎委員からは、写真の芸術的創造性及び、写真機と写真家との関係につき質問が出された。丹野参考人は、写真の創造性は、テーマ、モチーフといったものが「形式としての構成、構図、光の効果、そういうデテールを与えられて表現になる」と答えた（参院文教委 1970d: 34）。そして写真の機械性については、カメラは定規やコンパスと大きな違いはなく、そういったものを駆使して「すべての条件を人間がコントロール」し、自分の思想感情を盛り込んで表現していくことに疑問を抱くのは「いささかアナクロニズムではないか」とした（参院文教委 1970d: 34）。さらに丹野参考人は、野村参考人が示した写真に疑問を呈する諸外国の法学者の見解に対し、「これに劣らないほど多く、写真が何ら一般著作物と違いはないのだ、本質的な違いはないのだという説もたくさんあったはず」で、参議院において十分に検討いただきたいとした（参院文教委 1970d: 35）。

術作品と同様に評価することは現代の常識なのであって、他の芸術作品との制作過程の相違をもって、不当に差別する根拠は何もない」とし、写真の保護期間の起算点を「公表後」から「死後」に改めるという提案がなされた（参院文教委 1970e: 24）。採決では、いずれの修正案も否決され、多数をもって原案どおり可決すべきものと議決された（参院文教委 1970e: 24）。また、

自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党五党の共同による附帯決議案が提出され、全会一致で本委員会の決議とすることが決定した(参院文教委 1970e: 25)。附帯決議では、「写真の著作権の保護期間の問題……等について、早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」との項目が設けられた(参院文教

委 1970e: 25)。

同日に開催された参議院本会議で、文教委員長楠正俊から文教委員会での審査経過と結果が報告された(参議院本会議 1970: 17-18)。採決では過半数が賛成し、法案は可決され(参議院本会議 1970: 18)、現行著作権法が成立した。

6. おわりに

本稿では、主に戦後から1970年の現行著作権法制定までを対象に、旧著作権法全面改正作業の過程でなされた写真の保護期間をめぐる議論を検討してきた。立案担当者、著作権法研究者、写真家、写真を利用する側である出版社・印刷業者等、そして国会議員のそれぞれの思考様式や主張をみる中で、本稿の内容をまとめると、以下の2点となる。

第一に、著作権法案の策定や法解釈に携わる立案担当者や著作権法研究者は、写真と他の著作物との間で保護期間に差異を設けることが(少なくとも当時においては)妥当であると考えていた点である。発行後10年から公表後50年という大幅な保護期間の伸長は、一般著作物の保護期間を伸ばしたこととの均衡が主な理由とされており、他方で、機械を用いて創作を行うという写真の技術的特性や、報道写真等社会への早期還元が必要な写真の存在といった観点から、あらゆる写真に一般著作物のような生存中及び死後50年という長期の保護を与えるのは難しいと考えられていた。特に、写真は機械的・化学的操作により作成されるため一般著作物とは異なるという視点は、旧著作権法制定以

来根強く残っていたことがわかった。また今回の改正過程では、立案担当者において、著作者である写真家と著作物利用者である出版社等、双方の見解を聞きバランスを図ろうとした点も看取することができると思われる。

第二に、著作権法全面改正における議論において、立案担当者、著作権法学者、著作物の利用者側であった出版社、そして国会議員の一部も、美術と同等の保護に値する「芸術写真」と、「報道写真」や「記録写真」といったそれ以外の写真が区別できることをある種の前提としており、写真家がそれに反対し続けた点である。写真家は、写真は芸術的側面と記録的側面が一体となったものであって、その統一にこそ写真の創造性が見出されるため、区別がそもそも無意味であると主張し、意見書や要望書、答弁を通じて訴え続けた。

区分を巡る食い違いは、JPSのようなプロの写真家の仕事を社会的に問うものでもあった。写真家は写真を「芸術」と扱うことが保護期間の延長につながるという理解で、その芸術性を訴えているが、渡辺や丹野が強調したのは創造性であった。そのため写真の芸術性は美を表現す

ることに限らず、創造性の高い行いの結果もたらされるものだと説明された。仮に報道写真の芸術性が認められたからといって、それが芸術写真になるわけではないことを、写真家は理解して欲しかったのだと思われる。以上は、著作権改正運動の実態を明らかにしたことで見えてきた一面であり、法学の議論と並走することで社会におけるプロの写真家による写真位相を客観的に見つめられたことによる成果である。

本稿では、旧著作権法の全面改正過程で写真の保護期間に関してなされた議論の全容を把握することに努めたが、当時の写真と著作権に関する問題は、他にも肖像写真に関する問題という一大論点が存在する。さらに、1996年の著作権法一部改正で55条が削除されたことで、写真は他の著作物と同様に死後50年まで保護されるようになったが、この経緯を辿る必要も

あるだろう。以上の点については、別稿であらためて論じたいと考える。

また写真史の観点からは、「芸術」という点に注目した一方で、「記録」に関わる議論を掘り下げることや、写真家それぞれの写真観をその作品と照合せつつ検討することはできなかった。また、JPSのその後の展開も本稿の議論の延長として記述することができると考えられる。JPSが1968年に主催した「写真100年展 日本人による写真表現の歴史」で収集した作品の行き場として、写真を保存するセンター（美術館）を設立するため、JPSは東京国立近代美術館の館長となった安達健二に再び対峙することになる。著作権改正運動の次なる動きである美術館設立運動を通じ、さらに「芸術」の概念が向かった先を追いかけてみたい。

付記

本論文の一部は、JSPS 科研費 20K13381 の助成を受けたものである。

謝辞

本稿の執筆にあたり、公益社団法人日本写真家協会事務局の皆様には多くの資料を提供いただきました。厚く御礼申し上げます。特に高田しのぶ氏には適切なご指導を賜りました。ここに深謝の意を表します。

註

- ¹ なお、現在(2024年1月時点)の正式名称は「Japan Professional Photographers Society」である。JPS事務局によれば、JPS第25回定期総会(1974年5月26日開催)で会則一部改正の件として「名称にPROFESSIONAL挿入案」が「特記事項なく、絶対多数」で可決されたとのことである。
- ² 当日の進行について、1963年12月1日付の写真家団体による要望書(文部省1963:39-45)や、JPSの会報(JPS1963:3-5)に記録が残っている。
- ³ 1964年7月29日に第2小委員会で議論された審議結果概要(案)では、写真の保護期間につき、原則公表時を基準として25年とし、芸術的または学術的価値が顕著なものについては、公表後1年以内に登録等の公示手続をとることで、保護期間を公示の時を基準として50年とする、との方針が示された(著作権使用者団体協議会1964:83-84)。ただし登録等の手続については、第一小委員会を中心に登録制度に関する審議を行っており、その結論如何によっては再検討の必要が生じる可能性があることを留保していた(著作権使用者団体協議会1964:84)。
- ⁴ これらの学説の傾向は、20世紀前半に普及が進んだ映画の著作権との関係でより強まった。1931年の旧著作権法改正により、

映画の保護に関する同法 22 条の 3 が新設された際、「独創性ヲ有スル」映画は一般著作物と同じ保護期間、「独創性ヲ欠ク」映画は写真と同じ保護期間とする、という規定が設けられた。ここでいう「独創性」とは、「著作者ガ其ノ製作ニ独特ノ精神的工夫ヲ廻ラシタルモノ」（内務省警保局図書課 1931）であることを意味し、従来判例で確立しつつあった著作物たりうる要件を示す文言である。この規定によって、単なる実写映画の類は「単ニ光線ト機械ト化学ノ作用ニ依リ製作セラレタル」ため「製作者ノ労苦ヲ要スルコト少」なく、「独創性ヲ欠ク」映画として扱われることになる（内務省警保局図書課 1931; 三島 1931: 46）とともに、写真も光線と化学の作用で製作されるため制作者の労力が少なく、したがって保護期間も短縮されているのだ、さらには著作物たる要件である「独創性」を欠きうるのだ、という見方がより強まったと考えられる。例えば、勝本正見は、22 条の 3 の規定上写真は「独創性は之を欠くことを得る」とする（勝本 1940: 95）。

- 5 目島計一によると、当時は「年 2 回だそう」ということだったが「年 1 回ようやく出せた時もあり」不定期刊行であった（JPS 1965a: 54）。例えば、第 4 号（1959 年 2 月）が刊行されたあと第 5 号（1962 年 8 月）が出るまでは、3 年半も期間が空いていることを踏まえると、この 2 年間の発行号数は際立っている。
- 6 目島計一による発言に、記録上「昭和 25 年に至り、戦前より活躍していた日本報道写真協会の林忠彦や青年報道写真家協会の渡辺雄吉氏、朝倉隆氏などの接触が生じて、この日本青年写真家協会ができた」とある。この「日本青年写真家協会」は「青年写真家協会」のこと。「青年写真家協会」の設立より以前となると、昭和 25 年よりも以前から「青年報道写真家協会」が存在していたことになる。（JPS 1970c:23-36）
- 7 当時の会員である小崎恭太郎が会則を作成した（JPS 1970a:17-28）。会員増加に従い都度変更されたが、法改正時期に至る 20 年間の内、目的と事業内容に変更はない。
- 8 ただし、「そういうことを会則でうたうのはおかしい」ということで後年削除となった（JPS 1969:17）。
- 9 JPS 事務局で保管されていた最も古い名簿で、これには会則も掲載されている。なお、1950 年の発足時には会則が配られた。
- 10 伊奈信男は「戦前はプロ写真家というものが、あまりなかったんだよ。プロとアマチュアの区別がハッキリしなかったし、大体プロ写真家と言っても、ひとにぎりの報道写真家がいるだけで、あとは営業写真家ですよ」と戦前の写真界への雑感を述べている（JPS 1972: 19）。
- 11 この協議会は、53 年ごろから JPS が加盟していた同名の協議会とは別に組織化されたもので 1960 年 12 月 14 日に発足した。JPS は 61 年 8 月から加入している。
- 12 「36 年度事業報告」（JPS 1962: 巻末 ページ表記なし）による。メンバーは三木淳、長野重一、杵島隆、川口政雄、渡辺義雄、さらに写真評論家の伊奈信男、伊藤逸平、伊藤知己、渡辺勉ら。なお、JPS は委員会形式をとっていた。当時、他に総務、財務、広報、企画といった委員会があった。ともに VIVO のメンバーだった東松照明に誘われ、「改正運動」でスポークスマン的な役割を担うことになる丹野章は 36 年度に JPS に加入しているが、著作権委員としての活動は 38 年 7 月 5 日の記録が最初。同年に日本写真著作権協議会の委員にも加わっている。なお、企画委員会の仕事として JPS 主催の展覧会がある。改正運動と並行して、1968 年には「写真 100 年展—日本人による写真表現の歴史」展を企画し全国に巡回させた。
- 13 丹野章は「著作権残酷物語 偏見のなかにある『写真』」で、写真はその記録性において差別されていると述べている（JPS 1965a:6-7）。
- 14 団体数に関しては複数の記述がある。まず、会報 12 号では「7 月 28 日写真 7 団体にとって全日本写真著作者同盟が結成」とあるが具体的な団体名は無記載（JPS 1965:36）。次に 1966 年の同盟名義での『著作権制度審議会答申に対する意見書』には全日本写真連盟、東京写真事業共同組合、日本広告写真家協会、日本肖像写真家協会、社団法人日本写真文化協会、日本写真家協会の 6 団体が名を連ねている（文部省 1967: 25）。また、一般社団法人日本写真著作権協会の公式 web サイトには『意見書』のうち、東京写真事業共同組合を除いた 5 団体との説明がある（2024 年 1 月 25 日取得 <https://jpca.gr.jp/about/history/>）。ここでは公のはたらきかけである『意見書』の記名数から 6 とした。

参考文献

- 文化庁（1969）『著作権法案資料（昭和四十四年四月 第六十一回国会提出）』
- 文化庁（1970）『著作権法案資料（昭和四十五年三月 第六十三回国会提出）』
- 著作権使用者団体協議会（1963）『著作権制度の全面改正に関する参考資料（第 2 部）』
- 著作権使用者団体協議会（1964）『著作権制度の全面改正に関する参考資料（第 4 部）』
- 現行著作権法定時の検討過程に関する調査研究委員会（2021）『著作権及び隣接権に関する法律草案（文部省文化局試案）コンメンタール』著作権情報センター附属著作権研究所

- 蓼優美 (1961) 『条解著作権』 港出版社
 伊藤信男 (1966) 「著作権法改正の動向と要点—著作権制度審議会の答申を中心として—」 日本法学 32 卷 2 号 41 頁
 伊奈信男 (2005) 『写真に帰れ 伊奈信男写真論集』 平凡社
 JPS (1953) 『日本寫真家協會 1953』
 JPS (1956) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 1 号』
 JPS (1958) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 3 号』
 JPS (1962) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 5 号』 (昭和 37 年 8 月 25 日)
 JPS (1963) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 7 号』 (昭和 38 年 11 月 1 日)
 JPS (1964a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 8 号』 (昭和 39 年 4 月 1 日)
 JPS (1964b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 9 号』 (昭和 39 年 10 月 27 日)
 JPS (1965a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 10 号』 (昭和 40 年 2 月 10 日)
 JPS (1965b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 11 号』 (昭和 40 年 8 月 1 日)
 JPS (1965c) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 12 号』 (昭和 40 年 12 月 1 日)
 JPS (1966a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 13 号』 (昭和 41 年 8 月 15 日)
 JPS (1966b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 14 号』 (昭和 41 年 12 月 25 日)
 JPS (1967a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 16 号』 (昭和 42 年 9 月 15 日)
 JPS (1967b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 17 号』 (昭和 42 年 12 月 20 日)
 JPS (1968) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 18 号』 (昭和 43 年 4 月 20 日)
 JPS (1969a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 21 号』 (昭和 44 年 2 月 15 日)
 JPS (1969b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 24 号』 (昭和 44 年 12 月 10 日)
 JPS (1970a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 25 号』 (昭和 45 年 5 月 10 日)
 JPS (1970b) 『創立 20 周年 日本寫真家協會沿革史』 (1970 年 5 月 12 日)
 JPS (1970c) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 26 号』 (昭和 45 年 9 月 25 日)
 JPS (編) (1971) 『日本寫真史 1840-1945』 平凡社
 JPS (1972) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 30 号』 (昭和 47 年 1 月 1 日)
 JPS (2010) 『創立 60 周年 日本寫真家協會沿革史』 (2010 年 6 月 30 日)
 勝本正晃 (1940) 『日本著作権法』 巖松堂書店
 勝本正晃 (1949) 『著作権法改正の諸問題: 附 改正法試案』 法文社
 勝本正晃 (1974) 「著作権と工業所有権の諸問題」 『民法・著作権法上の諸問題』 創文社、462-514 頁
 城戸芳彦 (1943) 『著作権法研究』 新興音楽出版社
 城戸芳彦 (1950) 『著作権法改正私案』 文部省管理局著作権課
 国立国会図書館調査及び立法考査局 (1970) 『著作権法改正の諸問題—著作権法案を中心として—』
 三島誠也 (1931) 「著作権法改正の大綱 (二)」 警察研究 2 卷 5 号 41 頁
 水野鍊太郎 (1899) 『著作権法要義』 明法堂
 水野鍊太郎 (1974) 『著作権法 (法政大学特別法 36 年度講義録)』 法政大学
 文部省 (1962) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (一)』 昭和三十七年五月
 文部省 (1963) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (六)』 昭和三十九年一月
 文部省 (1965a) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (八)』 昭和四十年五月
 文部省 (1965b) 『著作権制度審議会 (第二小委員会) 審議結果報告』 昭和四十年五月
 文部省 (1965c) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (九)』 昭和四十年九月
 文部省 (1966) 『著作権制度審議会審議記録 1』
 文部省 (1967) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (十一)』 昭和三十二年一月
 文部省管理局 (1950b) 『著作権資料 (J- 第四号) 著作権法改正に関する請願および意見』
 内務省警保局図書課 (1931) 『著作権法中改正法律案逐条説明書』 内務省警保局
 参議院 (1967) 『第 55 回国会参議院會議録第 12 号』 (昭和 42 年 5 月 27 日)
 参議院 (1970) 『第 63 回国会参議院會議録第 14 号 (その一)』 (昭和 45 年 4 月 28 日)

参院文教委（1967a）『第55回国会参議院文教委員会会議録第4号』（昭和42年5月11日）
 参院文教委（1967b）『第55回国会参議院文教委員会会議録第5号』（昭和42年5月16日）
 参院文教委（1967c）『第55回国会参議院文教委員会会議録第6号』（昭和42年5月18日）
 参院文教委（1967d）『第55回国会参議院文教委員会会議録第8号』（昭和42年5月25日）
 参院文教委（1970a）『第63回国会参議院文教委員会会議録第3号』（昭和45年3月5日）
 参院文教委（1970b）『第63回国会参議院文教委員会会議録第9号』（昭和45年4月14日）
 参院文教委（1970c）『第63回国会参議院文教委員会会議録第10号』（昭和45年4月16日）
 参院文教委（1970d）『第63回国会参議院文教委員会会議録第12号』（昭和45年4月23日）
 参院文教委（1970e）『第63回国会参議院文教委員会会議録第13号』（昭和45年4月28日）
 白山真理（2014）『〈報道写真〉と戦争 1930-1960』吉川弘文館
 榛村専一（1936）『著作権法概論（訂再版）』巖松堂書店
 衆議院（1967）『第55回国会衆議院会議録第44号（一）』（昭和42年7月21日）
 衆議院（1970a）『第63回国会衆議院会議録第6号』（昭和45年3月2日）
 衆議院（1970b）『第63回国会衆議院会議録第19号（一）』（昭和45年4月10日）
 衆議院文教委（1970a）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第5号』（昭和45年3月11日）
 衆議院文教委（1970b）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第7号』（昭和45年3月18日）
 衆議院文教委（1970c）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第8号』（昭和45年3月20日）
 衆議院文教委（1970d）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第11号』（昭和45年4月8日）
 衆議院文教委（1970e）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第12号』（昭和45年4月9日）
 衆議院文教委小委（1970a）『第63回国会衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会会議録第3号』（昭和45年3月27日）
 衆議院文教委小委（1970b）『第63回国会衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会会議録第5号』（昭和45年4月2日）
 山本桂一（1969）『著作権法』有斐閣

粟生田 弓（あおた・ゆみ）

【専門】写真史

【主たる著書・論文】

著書『写真をアートにした男 石原悦郎とツァイト・フォト・サロン』（小学館、2016年）

小林杏との共編著『1985/写真がアートになったとき』（青弓社、2014年）

論文「日本写真における雑誌からオリジナル・プリントへのメディア変遷—ギャラリスト・石原悦郎と書簡のアーカイビングを通じて」（公益財団法人DNP文化振興財団、2023年、20-33頁）

【所属】東京大学大学院情報学環

【所属学会】日本映像学会、日本メディア学会

酒井 麻千子（さかい・まちこ）

【専門】情報法・著作権法

【主たる著書・論文】

・酒井麻千子「『視覚メディア』の多様性と『複製』概念への影響—19～20世紀前半日独著作権法における複製作品の保護に関する議論を対象に」著作権研究49号（近刊予定）

・酒井麻千子「写真の技術的特性に対する意識—被写体の決定と創作性判断をめぐる議論」田村善之・山根崇邦（編著）『知財のフロンティア 第1巻』（勁草書房、2021年）263-283頁

・酒井麻千子「18世紀後半～19世紀前半における絵画の複製と著作権—ドイツ（プロイセン）での議論を中心に—」著作権情報センター（CRIC）編『第10回著作権・著作隣接権論文集』（著作権情報センター、2016年）1-23頁

【所属】東京大学大学院情報学環

【所属学会】著作権法学会、日本メディア学会、情報ネットワーク法学会

Photography & Copyright, 1950-1970 : The Legislative Process and Photographers' Activities regarding the Term of Copyright Protection for Photographic Works in the Comprehensive Reform of the Japanese Copyright Law

Yumi Aota*, Machiko Sakai*

This article examines the legislative process of the provision on the term of copyright protection for photographic works in the comprehensive reform of the Japanese Copyright Act to find out the intentions of the law drafters and shows how photographers reacted to this legislative process and developed their arguments.

We find that law drafters and copyright scholars agreed that the term of copyright protection for photographs should be shorter than that for general works because photos are created by “mechanical and chemical processes” and do not deserve the same protection as general works. In the legislative process, particularly during the parliamentary deliberations, some suggested that “artistic photos” could be granted the same protection as general works. However, photographers responded that artistic and documentary qualities are indistinguishable in photography. Photographers also argued that using the camera was the same as using an auxiliary device in creating a work of art, so photography should be protected like other general works.

* Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : photography, the Japanese Copyright Law, terms of protection, JAPAN PHOTOGRAPHERS SOCIETY,
Japanese photography history

学術・科学技術分野における 女性研究者支援政策の現状と課題

A Study of the Current Status and Challenges of Policies to Support Female Researchers in Academic, Scientific, and Technological Fields in Japan

小川 真理子*
Mariko Ogawa

1. はじめに

科学技術が目覚ましく進展する中、国際社会では、多様な研究者が科学技術やイノベーション創出にかかわることの重要性があらためて認識されている。各国の大学等においても多様な研究者の確保が求められているが、とりわけ女性研究者の過小代表性（under-representation）が改善すべき課題として挙げられている。

諸外国と比べて日本の女性研究者比率は、18.3%で極めて低調である（総務省, 2022）。日本においては、戦前、女性博士は100名以上誕生し、その8割は医学博士であった（小川真¹, 2020）。女性初の博士号は、理学博士として授与されている。他方、理系分野以外の女性の博士号は取得者は戦後に出現することになる。その後、1986年の男女雇用機会均等法の施行を契機として、女性の専攻分野に多様性がみえるようになった（小川真, 2020）。しかし、学術・科学技術分野における女性研究者数及び比率の

増加のスピードは遅く、とくに自然科学系分野において、女性の参入が遅れている。また、研究者における水平的、垂直的なジェンダー・セグリゲーションの差も大きい。本稿では、ジェンダー・セグリゲーションとは、男女研究者における専門分野別（水平的）、及び、職階別（垂直的）な職域分離のことを指す。

政策面から、日本における女性研究者支援政策を論じてきた塩満典子は、2008年時点において、日本の女性研究者の研究者全体に占める割合が国際的にみて際立って低いことを指摘しており、このことを十分認識した上で、短期的・長期的な目標を立て、女性研究者の活躍のための効果的かつ持続的な支援施策を積極的に推進するよう警鐘を鳴らしてきた（塩満, 2009）。その後、2022年の時点では女性研究者支援施策は一定の成果をあげているとしながらも、国際的には日本の女性研究者の割合は依然として低

* 東京大学大学院学際情報学環

キーワード：女性研究者支援政策、科学技術政策、男女共同参画政策、大学、学術団体、ジェンダー

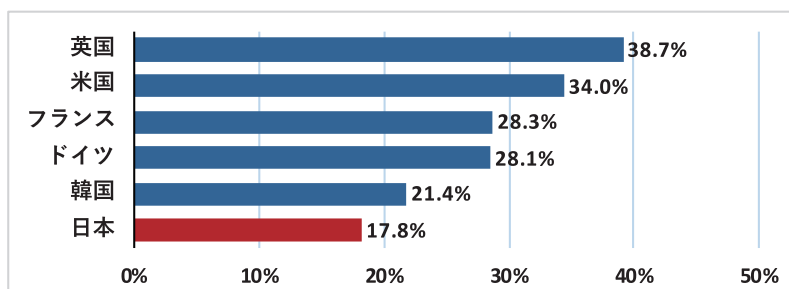


図1. 研究者に占める女性の割合
 出典：文部科学省「科学技術指標 2023」
 内閣府「男女共同参画白書令和4年版」より筆者作成

い状況であることに言及した（図1）。上位職階に上がると女性割合が減少すること、また女性が理工系を進路として選びにくい傾向が要因として考えられるが、女性研究者支援施策やプログラム等のフォローアップ調査の必要性を指摘している（塩満, 2022）。

本稿では、第1に、女性研究者の置かれた位置を確認し、第2に、日本における科学技術政

策、男女共同参画政策のもとで女性研究者への位置づけがどのように変化したのかを概観する。第3に、女性研究者支援政策の変遷をたどり、第4に、学術団体等の女性研究者に関する調査や支援活動、大学等の取組についてみていく。研究者の多様性が求められている現在、どのような女性研究者支援政策が模索されているのか、についても検討する。

2. 女性研究者の位置

女性研究者の位置について、①研究者数と割合、②所属機関別、③専門分野、④ポジションを確認する。第1に、科学技術研究調査によると、2023年3月31日現在の日本の研究者数（実数）は男女別では、男性が82万600人、女性が18万3300人で女性比率は18.3%である（総務省「2023年科学技術研究調査結果」）（図2）。時系列でみると、女性研究者数及び比率ともに徐々に増加傾向にあるが、男性研究者との格差は大きくOECD諸国の中で最低水準である（2023年3月31日現在）。

第2に、研究者に占める女性の割合を所属機

関別にみていく。諸外国と比較すると、我が国は企業が11.6%、公的機関が20.9%、大学等が28.6%、非営利団体が16.7%であり、いずれにおいても、女性の割合が低い。日本の「企業及び非営利団体」の女性研究者の割合は特に低いが、「大学」は28.6%で比較的高い。男性研究者が企業など多方面での雇用の道が開かれている中で、女性にとっては依然として高い壁がある（図3）。2020年度の学校基本調査によると、「大学」の内訳では、短期大学の女性教員比率は53.4%で半数を超えている。他方、4年制大学の女性教員比率は、国立大学²24.0%、公立

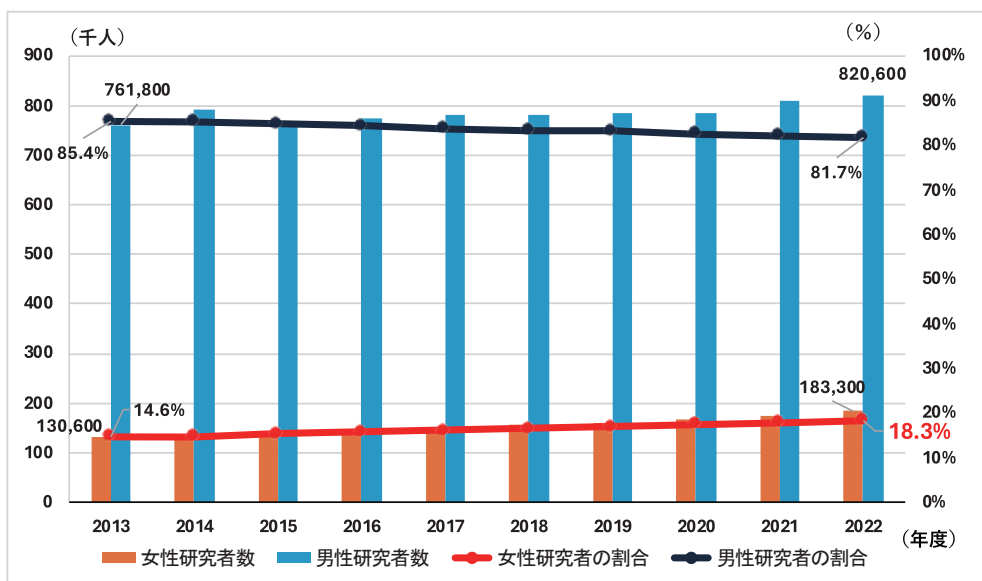


図2 日本における研究者数と比率
出典：総務省「2023年科学技術研究調査結果の概要」より筆者作成

大学 30.2%、私立大学 31.0%であり、短期大学と4年制大学の女性教員比率の差が大きい。また、4年制大学のうち、国立大学の女性教員比率は特に低い。一方、欧州における「大学」における女性研究者割合は4割を超えている。企

業に勤務する女性研究者は、英仏では2割であるが日本は1割である。

第3に、専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると(図4)、薬学・看護等の分野では女性が半数以上(53.2%)を占

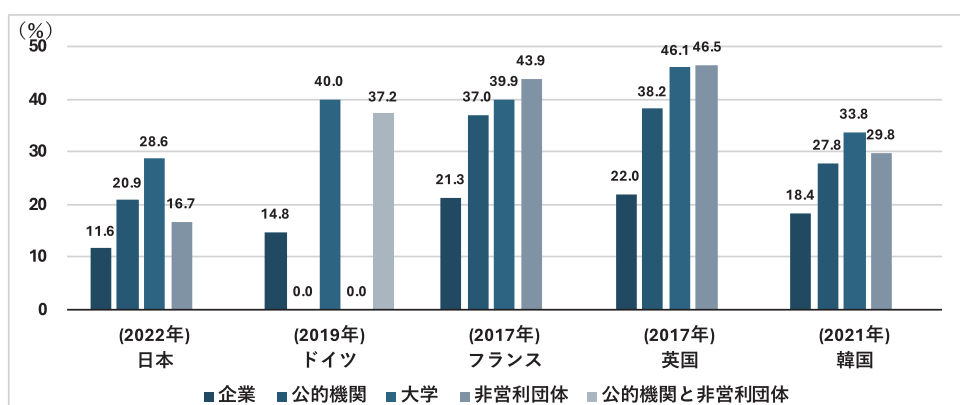


図3 主要国の女性研究者数の所属機関ごとの割合(国際比較)
出典：「科学技術指標2023 図表2-1-11」より筆者作成

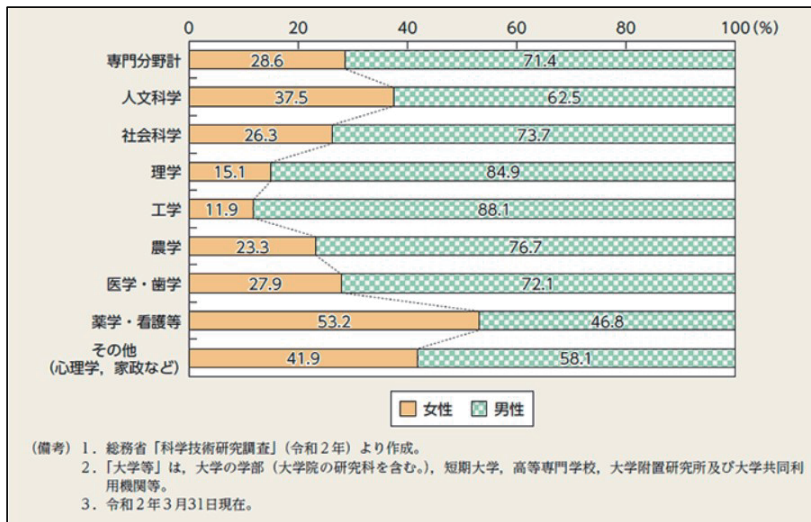


図4 専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合
 出典：男女共同参画白書令和3年版

める一方、工学分野は11.9%、理学分野は15.1%にとどまっている。また、人文社会科学系及び、その他に分類されている心理学、家政学などの文系分野では、心理学、家政学などにおける女性割合が最も多く41.9%、人文科学の37.5%、社会科学の26.3%と続いている。日本全体における研究者数についてみていく。大学等に約33万人、企業に約56万人であり、合わせて約89万人である(2020年時点)。

第4に、専門別の研究者数をみていくと、最も多いのは工学で約43万1千人である。次いで多いのは理学で約16万4千人である。一方で、女性研究者数をみると、いずれの分野において

も少なく、最も多い工学で約3万人、次いで医学・歯学の約2万6千人、理学約2万5千人、人文・社会科学約2万人、農学約9千人、最も少ない薬学は約6千人となっている(図5)。研究者の多くを占める工学、理学分野において、女性の割合が特に低い。

第5に、学校基本調査より4年制大学の男女別の職階をみると、男性教員の約4割が教授であるのに対し、女性教員の教授は約2.5割である。また、男性教員の2割、女性教員の3割が助教であり、男女教員において、垂直的なジェンダー・セグリゲーションがあることが明りようである。

3. 国内外の法制度と女性研究者関連研究

3.1 国内外の女性研究者をとりまく法制度

女性研究者をとりまく国内外の法制度の動向

を見ていく。1975年の「国際婦人年」、1976年

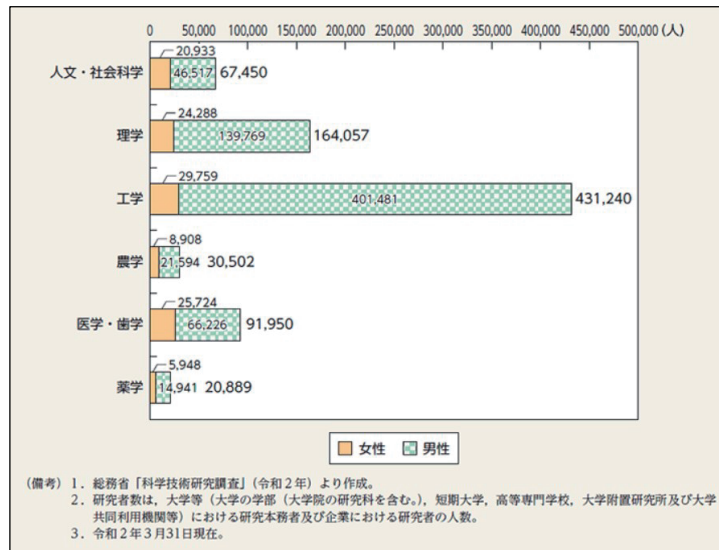


図5 専門分野別研究者数
 出典：男女共同参画白書令和3年版

から1985年の「国際婦人の10年」を契機として、世界各国で女性の地位向上の動きが始まった。1979年に採択された国連の女性差別撤廃条約(Convention on the Elimination of Discrimination against Women, CEDAW)は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障しており、189カ国が締約している(2020年時点)。日本も1985年に同条約を批准しており、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法律が整備された。制度面でのジェンダーの不平等や「機会の均等」は一定程度解消されたが、「結果の平等」という点でみると課題は依然として多く残っている。

1999年には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、その前文では、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要

課題」と位置付けると明言している。

なお、男女共同参画社会基本法が制定された1999年に、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために、女性差別撤廃条約選択議定書(以下、「選択議定書」を略す)が採択されている。選択議定書の締約国は、114カ国である(2020年時点)。日本は、ポジティブ・アクションの導入を含め、国連より繰り返し勧告を受けているが、選択議定書を批准していない(Ogawa&Tominaga, 2021; 横山ら, 2016)。ジェンダー労働法学者の浅倉むつ子は、選択議定書を批准しないというのは、法律は作るが遵守しないと宣言しているようなものであると指摘しており(浅倉, 2020)、このような状況も研究者をはじめとする女性の活躍が進まない要因のひとつになっていると考えられる。

日本よりも女性研究者比率が高い欧米など諸

外国では、女性研究者を取り巻く環境の改善や支援にいち早く取り組んできた。米国では、1964年の「公民権法第7編」(Title VII of the Civil Rights Act of 1964)において、人種、皮膚の色、性別、宗教または出身国(race, color, religion, sex, or national origin)を理由とする差別を禁止している。また、「公的高等教育機関における男女の機会均等を定めた連邦法の修正法」(Title IX of the Education Amendments of 1972。以下、「教育改正法第9編」と記す)では、米国内における全ての者は連邦政府の財政援助を受けているいかなる教育プログラム若しくは活動においても、性別に基づき、その参加を拒まれ、その利益の享受を拒否され、又は差別の対象となつてはならないと規定した。教育改正法第9編は、広く米国の高等教育機関等にも適用されており、大学等のスポーツ分野のジェンダー平等の推進やハラスメント防止等に影響を与えた(ヒューマンライツ・ナウ、フォーダム大学ロースクール, 2021)。「科学技術機会均等法」(Science and Technology Equal Opportunities Act 1980)においては、女性及び女児を対象とした科学技術分野の教育支援、科学技術分野における女性参加拡大のための研究支援、女性研究者支援、科学技術分野へのマイノリティの参加拡大等を定めている。米国では女性研究者支援政策は、このように法的根拠の上に取り組まれている(横山ら, 2016)。米国立科学財団(National Science Foundation, 以下、「NSF」と記す)は、基礎研究を支える理系人材の教育が十分ではないことを問題視し、科学、技術、工学、数学といった主に理工系分野の教育プログラムを科学技術関連政策の

重要課題として位置付けた。同時に、科学・工学系の女性研究者比率の低さを鑑み、支援施策として2001年よりADVANCEプログラム(Increase the representation and advancement of women in academic science and engineering careers、以下、「ADVANCE」と記す)を開始した³。ADVANCEは主に学術的な科学・工学分野における女性の割合と地位を向上させ、多様な科学・工学人材の育成に貢献することを目的としたプログラムである。これまで200以上の高等教育機関が助成を受けている。日本の女性研究者支援施策を創設する際にも参考となった制度である。

欧州においても、女性研究者支援政策が進められている。欧州連合(EU)の男女平等政策は、欧州憲法条約のもと「ジェンダー政策の主流化(mainstreaming)」が全面的に貫徹されている。機会の均等が必然的に結果の平等に結びつかないとするれば、社会背景も含めて是正する必要があるという認識のもとに調査研究や法制度が整備されてきた(柴山, 中曾根編著, 2004)。欧州委員会は、科学分野への女性の参画が著しく低い状況を踏まえて、行動計画に着手し、“Science Policies in the European Union : Promoting Excellence through Mainstreaming Gender Equality”(Osborn et al 2000)(=『欧州連合における科学政策－ジェンダーの主流化を通して長所を活かす』(リュープザーメン＝ヴァイクマン&ゾルベルク著, 小川・飯島訳, 2004:8)の報告書をまとめている。同報告書では、EUの政策として均等待遇、ポジティブ・アクション、平等政策の主流化の3つを進めている(村松, 2015)。同報告書は主に公的部門

における大学等を対象としており、女性は各職階において数の上で不均衡の状態であり、アカデミック・ヒエラルキーから脱落すると分析している (Osborn et al., 2000)。構造的な障壁は、制度的に女性を学術界でのキャリア形成から締め出し、その結果、大学や研究機関で行われる学術研究に対して、女性研究者が貢献する機会を奪うことになっていると指摘する ((リューパーメン=ヴァイクマン&ゾルベルク著, 小川・飯島訳, 2004)。このような状況を改善し、女性があらゆる分野に参画できるように、組織および環境を変化させていく一つの取組として、欧州では、ジェンダー主流化政策が取られている。具体的には、すべての組織とその環境に、政策やプログラム、企画、ものの見方、方法にジェンダー平等を組み込むこと (Ress, 1988) であり、不利な立場に置かれている集団の個別の要求の背景にある不利な状況を生じさせている慣習や方針を問題視し、改善していくことを提示している。

3.2 女性研究者及び女性研究者支援政策に関する研究

学術分野における女性研究者に関する研究では、加野芳正の著書『アカデミック・ウーマン－女性学者の社会学』(1988年)がある。加野は、日本の大学の女性教員の実証分析を行っている。女性の研究活動を阻害する要因として、男女の研究業績や研究者間のネットワークの形成の違いなど欧米の理論を早い段階で紹介している。

加野をはじめ、女性研究者の過小代表性や学術・科学技術分野におけるジェンダー・アンバランス等の要因について実証的に分析し、方策

アジアでは、韓国が2002年に「女性科学技術者の支援促進法」を制定した。2004年には、女性科学技術者の支援を目的とした全国的な機関である「NIS-WIST (全国女性科学技術人材支援センター、National Institute for Supporting Women in Science and Technology)」が発足した。NIS-WISTは政府機関であり、科学技術、工学分野の大学及び企業的女性研究者や女性学生、女子高校生を対象に、それぞれのライフステージに合わせた様々な支援はじめ科学技術分野への参加を促す積極的な活動を行っている (小川眞, 2008; 村松, 2015)。2004年には、政府の教育科学部による女性科学技術者人勢育成政策も開始されている。また、政府の科学技術部及び韓国女性開発院は、大学の女性教員の増加を目的とした大学教員両性平等養成任用制度を実施した。国立大学等は、女性教員の目標値を設定し、両性平等措置計画を策定し、計画の進捗状況を毎年韓国女性開発院に報告するという制度である (野依, 2015)。

を示すなどの研究が海外、国内で複数見られる。欧米等では、特に自然科学系、理工系分野における女性研究者の過小代表性の要因等を分析する研究もみられる。これらの研究では、男女研究者のライフイベントの差と研究環境、男女の研究テーマの違い、育児や介護等ライフイベントがキャリアに与える影響、研究と教育の時間配分と両立の困難等に言及している (加野, 1988; 原, 1999; The National Council for Research on Women, 2001; ホーン川嶋, 2004; National Academy of Science, National Academy

of Engineering, and Institute of Medicine, 2007; 河野ほか, 2008; 都河, 2009, 2011; National Research Council, 2010; 犬塚, 2017)。

本稿で扱う女性研究者支援政策に関する研究に関して、横山美和ら(2016)は、2006年に開始した女性研究者支援モデル育成事業以降を中心に、その成立経過、効果と課題をまとめている(横山ら, 2016)。科学技術とジェンダー研究において先駆的な研究を行ってきた小川眞里子らは、日本の女性研究者支援政策の歴史的経緯、女性研究者支援の包括的な取組を国際比較を通して丁寧に分析している。女性研究者をとりまく環境や研究との両立の困難等を分析している(河野, 小川眞編著, 2022)。また、学術、教育分野における女性の過小代表性に関する研究では、日本の高等教育から初等教育分野にいたるまで、管理職層に占める女性の少なさと、職階や職位が上がるごとに女性が減少する状況、その背景にある要因について検証した。特に高等教育分野における女性上位職の登用について、文部科学省の補助事業等を活用し、国内大学等では女性リーダーの育成に注力しているが、好事例などについて海外大学の取組を参照し研究を深め、国内大学の取り組みにフィードバックすることを提案している(Ogawa & Tominaga, 2021)。

以上の通り、学術・科学技術分野における女

性研究者に関して研究蓄積があるが、日本の女性研究者支援政策に関する研究は、文部科学省の女性研究者支援関連施策が2006年という比較的近年に本格的に始まったこともあり研究を積み重ねていく必要がある。また、学術、科学技術分野におけるジェンダー・バランスの不均衡(Gender Unbalance)を是正することに関して、様々な角度からの分析がみられる。女性研究者の過小代表性を是正していくとする点、社会的な公正または平等(equity)の視点から科学の分野においても男女平等を達成することが望ましいとする点、また、女性の差別的な処遇を人権問題として捉え、人権の保障の観点から問題を解消する等の傾向がみられる(Sonnert, 1999; 阪無, 2018; セナック著, 井上訳, 2021; 上野, 2022; 朴木, 2023)。「男女平等」が目的になっているにもかかわらず、政策過程や運用面において、その目的はしばしば後景化し、「手段」や「道具」として活用されてしまう実態があることにも留意する必要がある(内藤, 2015; 李, 2015; 阪無, 2018)。本稿では、先行研究の論点も検討しながら、女性研究者支援政策の現状と課題を明らかにする。次節では、日本の科学技術政策及び男女共同参画政策における女性研究者の位置づけの変遷についてみていく。

4. 科学技術政策、男女共同参画政策における女性研究者の位置の変遷

本節では、科学技術政策、男女共同参画政策における女性研究者の位置づけの変遷についてみていく。具体的には、科学技術基本計画及び

男女共同参画基本計画において、女性研究者どのように位置づけられてきたのかを明らかにする。

1995年に科学技術基本法が施行され、以後5年ごとに「科学技術基本計画」を策定することが義務付けられた。日本経済の低迷が続く中、日本社会が持続的な発展を成し遂げ、超高齢化社会の中でよりよい生活を実現するために、科学技術イノベーションを創出し、「科学技術創造立国」を目指すことが必要になったことが当時の立法化に至った背景である（乙部, 2019）。

「第1期科学技術基本計画」（1996～2000年度）では、国立大学等において女性研究者を育成することや勤務環境を整備すること等を掲げた。そして、「第2期科学技術基本計画」（2001～2005年度）において、初めて「男女共同参画の観点から」という文言が記載され、研究と育児を両立できる環境整備に向けて取り組むことが示された。その背景には、男女共同参画社会基本法（1999年）の制定と5年ごとに策定される「男女共同参画基本計画」の視点が取り入れられたという状況が考えられる。

政府は、2003年に、いわゆる「202030」目標を設定した。「202030」目標とは、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性比率が少なくとも30%程度となるよう期待するというもので、この目標に準拠した施策を講じることが明記された。女性に関する数値目標が明確に設定されたのは「第2次男女共同参画基本計画」（2005年）であり、「女性教員の割合の向上など」を大学に要請することが明記されている。さらに「第2次男女共同参画基本計画」の施策の基本的方向の一つとして「科学技術」が盛り込まれ、科学技術分野における多様性確保等のため女性研究者の採用・

登用を促進し、組織ごとの目安として、自然科学系全体における女性研究者の採用目標を25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%）に設定した。

「第3期科学技術基本計画」（2006～2010年度）では、「女性研究者の活躍促進」の項目が大幅に拡充し、女性研究者の登用や支援が本格化した（村松, 2015；横山ら, 2016；朴木, 2022）。「第2次男女共同参画基本計画」と同じ女性研究者に関する数値目標が示され、これ以降継続して数値目標が掲げられることとなった。また、第1期、第2期と同様に、女性研究者の研究環境の整備、出産・育児と等の両立支援が示されるとともに、次世代の女子生徒に理数系分野に興味・関心を喚起するような取組を強化するよう方針が提示された。

これら2つの基本計画に基づき開始されたのが2006年に文部科学省により創設された女性研究者支援施策である。女性研究者支援施策の創設の背景には、後述する男女共同参画学協会連絡会はじめとする各種学術団体による政策提言や要望活動も大きく影響している（塩満, 2022）。

「第4次科学技術基本計画」（2011～2015年度）においても第3期と同様に、女性研究者の数値目標に継続的に取り組むことが示され、自然科学系の早期達成とさらに「30%」へと上方修正されている。また、新たに医学・歯学・薬学系合わせて30%の目標を設定している。

「第5次科学技術基本計画」（2016～2020年度）では、これまでの数値目標が達成されていない状況を鑑み、女性が研究者等の科学技術イノベーションを担う人材として、より活躍で

きる取組を産官学の総力を結集して総合的に推進することが示された。また、女性リーダーの育成と登用に積極的に取り組む公的研究機関への一層の支援、及び、組織マネジメント層を中心とした意識改革等が盛り込まれた。「第5次男女共同参画基本計画」では、「第4次科学技術基本計画」で示された目標と同じ数値が掲げられた。

教育社会学者の河野銀子は、このような2つの基本計画における数値目標について、期が変わっても同じ数値目標が掲げられ、自然科学系全体の数値は上方修正されているものの、各専門分野の数値は、10年以上変わっておらず、数値目標を掲げる意義が問われる事態であると指摘している（河野，2018）。

2020年には、科学技術基本法が「科学技術・イノベーション基本法」に改正され名称を変更した（2021年施行）。これに伴い、科学技術基本計画も「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021～2025年度）に名称を変更した。大きく異なる点は、これまで対象とされてこな

かった人文社会科学系をイノベーション創出の柱と位置づけたことである。また、2025年までに大学の女性研究者の新規採用割合を理学系20%、工学系15%、農学系30%、医歯薬学系30%、加えて、人文科学系45%、社会科学系30%という数値目標に改訂した（表1）。また、第6期科学技術・イノベーション基本計画では、大学教員の教授等（学長、副学長、教授等）に占める女性割合を早期に20%とし、2025年度までに23%とするとした。管理職の業績評価にダイバーシティへの配慮を求める、男女研究者が育児・介護と研究が両立できる環境整備等についても示された。

政府は学術・科学技術分野をはじめ、あらゆる分野における「202030」目標の未達成を踏まえ、2020年の「第5次男女共同参画基本計画」においては2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性比率が30%程度になるよう目指すことを決定した。また、「第5次男女共同参画基本計画」では、第6期計画と同様の女性研究者割合の数値目標が設定された。

表1 第6期科学技術・イノベーション基本計画及び第5次男女共同参画計画における新規採用割合の数値目標

大学の研究者の新規採用に占める女性の割合 (2020年時点)	大学の研究者の新規採用に占める女性の割合 (数値目標、2025年)
理学系 14.5%	理学系 20%
工学系 16.3%	工学系 15%
農学系 20.6%	農学系 30%
医歯薬学系 25.3%	医歯薬学系 30%
人文科学系 42.5%	人文科学系 45%
社会科学系 28.8%	社会科学系 30%

5. 日本の大学等における男女共同参画、女性研究者支援の取組と女性研究者支援政策

日本においては、日本学術会議、国立大学協会等により女性研究者の活躍するための施策の必要性が示唆されてきた。先にみたとおり、国立大学における女性研究者比率は低い。このような状況を改善するために、国立大学協会等では早い時期から男女共同参画推進に取り組んできた。また、2002年には「男女共同参画学協

会連絡会」が大規模アンケート調査を行った結果を提言にまとめるなど、各方面の多様なアクターが科学技術分野における女性研究者の活躍促進に携わり、様々な施策の要望が政府に出されている。ここでは、各アクターがどのように男女共同参画や女性研究者支援等に取り組んでいるのかについて概観する。

5.1 学術界における動き：国立大学協会、日本学術会議、全国ダイバーシティネットワーク

国立大学においては、2000年に国立大学協会が公表した「国立大学における男女共同参画を推進するために」を皮切りに、具体的な数値目標、行動計画を示す「アクションプラン」を策定している。毎年の追跡調査の実施により、フォローアップを行っているが、2021年に「国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン（2021年度～2025年度）－」が公表され、2025年度までの目標が新たに設定された。アクションプランにおいては、研究環境や就業環境の具体的な改善策のみならず、男女の固定的な性別役割分担意識の解消にも言及しており、男女共同参画にかかる教育研究の推進、意識啓発の重要性を明記している。

日本学術会議においては、2000年に自己改革による重点項目の一つとして「女性会員比率を今後10年間で10%にまで高める」と定めた。それまではごく僅かの女性会員だったが、会員の選出方法が変わった2005年に女性会員比率は、約20%に増加した。目標値の設定が日本学術会議においては有効な結果となった(加野、

2007)。

2018年度に、文部科学省の科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ全国ネットワーク中核機関（群）」に採択された大阪大学では、女性研究者の活躍促進を通じた研究環境のダイバーシティ実現に向けて、各機関の取組を一体化するとともに、大学・企業や海外機関等との窓口となるなど全国ネットワークの構想を計画した。こうして創設された「全国ダイバーシティネットワーク」の加盟大学等は年々増加し、185機関になっている（2023年時点）。全国ダイバーシティネットワークは、全国を8つの地域ブロック（北海道、東北、東京、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、各ブロックの幹事大学が中心となって参加機関との意見交換や地域の特性を活かした取組などについて情報共有しネットワークを形成している。全国ダイバーシティネットワークでは、全国の大学、その他産官学の各機関と連携して、女性研究者を取り巻く研究環境整備や研究力向上に

取り組んでいる⁴。また、2019年度には、全国ダイバーシティネットワークの幹事機関である大阪大学と、日本学術会議科学者委員会男女共同参画分科会・同アンケート検討小分科会が「研究に関する男女共同参画・ダイバーシティの推進状況に関するアンケート調査（研究者対象）」を実施した。同調査結果を通して、次の①～⑤が明らかになった。①公立・私立大学では、国立大学に比べて男女共同参画の取組が遅れている。すべての分野において学生・大学院学生と教員の女性比率は均衡していない。②大学等がハラスメント防止体制を整えているにもかかわらず、被害経験を持つ者が特に女性に多く、大学等のハラスメント相談が十分利用されていない。③子育て世代の男女研究者の多くが育児期

5.2 2つの男女共同参画系学協会連絡会

自然科学系、人文社会科学系の2つの学協会の取組をみていく。

第1に、2002年に発足した自然科学系の学協会である男女共同参画学協会連絡会（The Japan Inter-Society Liaison Association Committee for Promoting Equal Participation of Men and Women in Science and Engineering, EPMEWSE, 以下、「学協会連絡会」と記す）⁵は、応用物理学会、日本化学会、日本物理学会などが理工学系学協会に呼びかけ、14学協会、計29名の参加の下、活動を開始した。2020年からは一般社団法人男女共同参画学協会連絡会と名称を改め、120以上の学協会が参加している（正式加盟54、オブザーバー68）。学協会連絡会の先駆的な活動は、女性研究者支援政策に大きく寄与してきた。

の処遇に不満をもっている。④大学等のダイバーシティ施策は不十分であり、SOGI 施策には不備な点が多い。若手研究者は任期制ポストに強い不安を持っており、女性研究者は次世代女性に研究者になることを勧めにくいと思っている。⑤研究環境に根強いアンコンシャス・バイアスが認められ、特に女性が差別や不平等感を強く感じている。日本学術会議は、これらの調査結果を踏まえ、女性研究者の増加に関して国、大学・研究機関は、採用・昇進・役職者選任などのあらゆるレベルにおいて実効性の高いポジティブ・アクションを活用して男女の不均衡を早期に是正すべきであり、女性研究者及び次世代女性のエンパワーメントを図ることが求められるとした（日本学術会議, 2023）。

学協会連絡会は、2003年に文部科学省の委託事業として、「21世紀の多様化する科学技術研究者の理想像 -- 男女共同参画推進のために --」と題した調査研究を行っている。本調査研究には自然科学系の39の学協会が参加し、約2万件の回答を得て調査結果報告書（平成15年度文部科学省委託事業報告書、2004）を取りまとめ文部科学省へ提出した。同報告書は、「科学技術指標2004」、また、2005年度に閣議決定された「第2次男女共同参画基本計画」、および、「第3次科学技術基本計画」の起草に当たって大きな役割を果たした（塩満, 2022）。同報告書では、男女の処遇差に関する研究者・技術者の意識、所属機関ごとの年齢による職位の推移、研究開発費の額及び部下の数、研究者の子育て状況等が分析されている（男

女共同参画学協会連絡会, 2004)。学協会連絡会では、これ以降もほぼ約5年ごとに大規模調査を実施し、提言要望活動を継続している。2021年度に実施された第5回大規模調査では次のような結果が示されている。①講師以上の大学・高専等教員の女性比率が増加しておらず新規採用・定着及び昇進が進んでいない。②男女の所得格差はどの職位でも依然と存在し、改善傾向が見られない。③任期・契約期間付き職の在職年数は女性の方が長い傾向がある。④今回の調査で、男女ともに「10年以内」が6%と激減しているが、「雇い止め」の影響がみられる(一般社団法人男女共同参画学協会連絡会, 2022)。この結果を受けて、女性研究者の雇用体制、研究費等の申請における年齢制限の緩和、任期付き職から任期なし職への定着促進等を要望している(一般社団法人男女共同参画学協会連絡会, 2023)。

第2に、学協会連絡会設立の15年後の2017年に発足した、人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会(Gender Equality Association for Humanities and Social Sciences, GEAHSS、以下、「ギース」と記す)⁶の取組を紹介するギースは、人文社会学系の男女共同参画学協会として初めて設立された。加盟学協会数は70を超える。ギースの設立の理由は2つある。ひとつは、2015年に、18歳人口の減少や「社会的要請」から、国立大学の人文・社会科学系学部、大学院に「廃止も視野に置いた組織改革」を求めた、文部科学大臣通知、いわゆる「6.8通知」の存在が大きい。人文・社会科学系学問の未来をめぐって議論が噴出し、「領域を横断する議論の場」が求められ、日本学術会議第一部(人文・

社会科学)の附置分科会として、「総合ジェンダー分科会」が発足した。第一部を構成する10の分野別委員会(言語・文学、哲学、心理学・教育学、社会学、史学、地域研究、法学、政治学、経済学、経営学)の代表から成るこの分科会がギース設立の母体である。もうひとつは、人文学、社会科学系の諸分野でジェンダー視点を意識した研究成果が着実に増えているにもかかわらず、研究者を取り巻く環境は変わっていないことである。人文社会科学系は女性研究者が多いと思われているが、統計では本務校をもつ女性研究者の割合は、理系平均とわずかにしか変わらず、3割未満である(永瀬ら, 2022)。人文・社会科学諸分野には、ジェンダーを意識した学術統計の基礎データがこれまでなく、女性研究者の課題を示すエビデンスがなかったのである(人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会 調査企画委員会・調査分析委員会, 2020)。こうした経緯により2018年、人文・社会科学系として初めての大規模調査「人文社会科学系研究者の男女共同参画実態調査(第1回)」を実施した。その結果、女性の仕事と家庭の両立の困難や不安、研究時間の確保の難しさなど性別役割分業に基づく課題が浮き彫りになった。約3000件の調査回答を踏まえて、「人文社会科学分野における男女共同参画推進に向けての要望」(2020)をまとめ、内閣府男女共同参画局に提出している。要望の内容は、①大学等における女性研究者の割合及び新規採用者における女性研究者割合の増加、②女性役職者・上位職割合の増加(ポジティブ・アクションの実質化)をはじめ、③人文社会科学系も視野に入れた女性研究者支援事業の拡充、④文部

科学省「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」等の人文社会科学系への拡充等である。

様々なアクターによる大規模調査は、女性研

究者の増加を目指す政策提言を行うことを目的としており、これまでの国の科学技術政策や女性研究者支援政策に反映されてきたことは特筆に値する。

5.3 女性研究者支援事業の変遷とダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ「女性リーダー育成型」

前述の通り、日本においては2006年度に、女性研究者関連施策の一つとして文部科学省科学技術振興調整費により、「女性研究者支援モデル育成事業」（2006～2012年度）が初めて予算化された。その後、民主党政権による事業仕分けにより科学技術振興調整費が廃止されたことから、2011年度からは科学技術人材育成費補助事業である「女性研究者研究活動支援事業」（2011～2016年度）と「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」（2015年度以降）に引き継がれた。これらの事業は、文科省が科学技術推進機構に委託している。

女性研究者関連施策は2006年より継続されてきている。2005年の女性研究者割合11.9%と比較して、2022年は18.3%で64ポイント増であり、繰り返しになるが、諸外国と比べると最低水準にある。特に上位職における女性割合は低水準である。このような背景がある中で、文部科学省は、2022年度より「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」に新たに「女性リーダー育成型」を新設した。「女性リーダー育成型」は、教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的

な数値目標を掲げる大学等の優れた取組に対して補助を行うもので、約7,000万円を5年間支給（事業期間は6年間）する。

2022年度は6大学（帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、日本医科大学）が採択された。なお、東京医科歯科大学、日本医科大学はそれぞれ共同実施機関1校とともに取り組んでいる。2023年度も6大学（北海道大学、名古屋大学、岡山大学、熊本大学、大阪公立大学、武庫川女子大学）が採択され、計12機関が取り組んでいる。12機関の内訳は、国立大学9校、公立大学1校、私立大学2校となっている。2022年度の「女性リーダー育成型」採択機関の取組概要がダイバーシティ研究環境イニシアティブのwebサイトにて公開されている⁷。各大学においては独自の施策を検討し、モデルプランを打ち立てている。たとえば、①ダイバーシティ研究環境の整備、②女性、若手研究者の研究力向上、リーダー育成、③女性研究者の上位職への積極的登用と幹部職養成等に取り組んでおり、地域の特性を活かした取組もみられ、今後、地域における波及効果も期待される。

5.4 東京大学における女性研究者支援と「UTokyo 男女⁺協働改革# We Change」の取組

ここでは「女性リーダー育成型」の一つの事

例として、筆者が所属する東京大学の取組を取

り上げる。

東京大学は2027年に創立150周年を迎えるが、女性が初めて東大に入学を許可されたのは戦後の1946年のことで、女性東大生の歴史は約80年しかない。特定有期雇用を含む女性教員の割合は2023年度で17.6%、女性教授の割合は10.1%である。2021年に就任した藤井輝夫東大総長は、本学が目指す理念と基本方針を示した「UTokyo Compass 多様性の海へ：対話が創造する未来」(2021年9月)⁸を公表し、「対話から創造へ」、「多様性と包摂性」、「世界の誰もが来なくなる大学」という3つの基本理念を掲げた。多様な背景をもつ構成員が相互交流や対話を通じて視野を広げ、新たな価値の創出に繋げることができる魅力あるインクルーシブ(包摂的)なキャンパスの実現を目指している。ここでは、東大の男女共同参画推進、また、上述した「女性リーダー育成型」の採択を受けて、2022年度より新たに開始した「UTokyo 男女+協働改革 # We Change」の取組について紹介する。

東京大学は、2003年12月に「男女共同参画基本計画」を策定し、2006年4月には、この基本計画を推進するために、総長直轄の男女共同参画室を設置した。2007年度に文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業(2007-2009年度)、2010年度には、科学技術人材育成推進費補助金「女性研究者養成システム改革加速」事業(2010-2014年)に採択され、ポジティブ・アクションの推進、保育園の開設、サポート要員配置支援事業の開始など、女性研究者支援および男女共同参画の取組を行ってきた。また、2度の「くるみん認

定」(2009年、2016年)を取得し、仕事と育児のサポートを行っている。

2021年には、「部局女性人事加速5カ年計画」を策定し、各部局において女性教員増加およびそれを可能にする環境整備等に関して5カ年に亘る計画を立て人事加速に取り組んでいる。

2022年6月には、多様性と包摂性を行動指針とする「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」⁹を策定し、ダイバーシティとインクルージョンを尊重することを明確に宣言した。性およびジェンダーの多様性に対しての支援を明示するとともに、UTokyo Compassや第4期中期目標・中期計画¹⁰(2022-2028年度)にも記載した固定的な性別役割分担意識の解消や少数者への配慮にかかわる意識改革について大学全体で取り組んでいる。

上記の基本方針にもとづき、「UTokyo 男女+協働改革 # We Change」では、3つの目標と行動計画を立て、施策を進めている。目標Iは「男女+協働改革への基盤整備—マジョリティ側の意識改革」、目標IIは「大学院生からシニアまでのシームレスな女性研究者キャリアアップ支援」、目標IIIは「女性教員の加速的増加」である。それぞれの目標に対応して、意識改革、女性活躍支援、女性採用増加という3つの行動計画が相互に関連し、好循環を生み出す仕組みを目指している。

UTokyo男女+協働改革 # We Changeの取組概要¹¹

目標I / 行動計画I

男女+協働改革への基盤整備—マジョリ

「ティ側の意識改革」

目標 II / 行動計画 II

大学院生からシニア研究者までのシームレスな女性研究者キャリアアップ

目標 III / 行動計画 III

女性教員の加速的増加

このように「UTokyo 男女⁺協働改革 # We Change」では、学内構成員の意識改革と女性研究者のキャリアアップ支援を実施し、それをもとに女性研究者比率の増加を加速する取組を行っている。2023年度は、役員等を対象とするD&I研修や全教職員必修のジェンダー・エキティ研修の実施、学生向けの関連講義の拡

充、各種啓発動画の作成、また男女研究者を対象としたリーダー育成研修や上位職女性を対象とした女性教員幹部養成コースの開発、男女別研究者活躍データの可視化などに取り組んでいる。2021年度に各部署が策定した「部局女性人事加速5カ年計画」に対しても、女性研究者の雇用経費支援を行い、各部署の執行部メンバーと担当理事等から成る意見交換会で継続的に情報共有を行っている。また、主に人事選考に関わる各部署の教職員に向けた「無意識のバイアス」確認シートを作成、配付し、各部署への周知と活用を促している。D&Iの推進にむけて様々な方策を絶え間なく続けることを目指している。

6. 実効性のある学術・科学技術における女性研究者支援政策に向けて

日本では、統計でみたように、男女の研究者の水平的、垂直的な偏りが大きく、女性研究者比率は停滞したままである。しかしながら、女性研究者の過小代表性を是正する試みが、当事者である女性研究者はじめ、学術団体、大学等高等教育機関により行われ、これまで数多くの調査や活動を通してジェンダー・バランスの不均衡の解消を求める見解や要望が出されてきた。科学技術政策の観点からは、イノベーションの創出のための人的資源としての女性研究者の確保が求められる一方で、先駆的に調査や提言を行ってきた自然科学系の女性研究者は、研究と出産、育児等の狭間にたち、研究を中断、あるいは、断念せざるを得ないという状況に置かれてきた。学術団体等の取組にみられるように、女性研究者支援事業が生まれた背景には、このように多様なアクターの声が反映されてき

たからだといえる。また、自然科学系だけでなく、人文・社会科学系の女性研究者も同様の問題に直面してきていることも確認された。

2006年に開始されて以降、女性研究者支援政策は国立大学を中心として拡がり、一定の役割を果たしてきたといえる。本稿では、大学の取組事例として、2022年度にダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ「女性リーダー育成型」に選定された東京大学の取組を紹介した。このほかにも全国ダイバーシティネットワークのWebサイトには、ポジティブ・アクションや採用、育成、上位職登用、研究環境整備、意識改革等について全国大学等の好事例集が掲載されている。女性研究者支援政策を実施する場となる大学等では、創意工夫を凝らした特色のある多彩な取り組みを展開していることがわかる。しかし、このような取組が、全国の大学等

高等教育機関に十分に波及しているとはいえない状況がある。今後は、このような取組が、各大学等の状況に即した形で実効性をともなうように取り入れられていくことが必要である。

本稿では、科学技術政基本計画及び男女共同参画基本計画における女性研究者の位置づけを概観した。日本の科学技術政策及び男女共同参画政策、女性研究者支援政策の特徴は、いずれも学術・科学技術分野の「男女平等」の達成を目指す際に、目標と期限を設ける方式で取り組まれてきた。男女共同参画社会基本法では、「積極的改善措置」(あるいは「ポジティブ・アクション」)を政策手段として明記した「女性限定公募」などに関しては、2009年に「女性研究者養成システム加速プログラム」に採択された機関等で実施されていたが、当時の民主党政権下において事業仕分けの対象となり削減された経緯がある(横山ら, 2006)。その際に女性限定は「逆差別」であるとの意見も出されていたが、一方で、女性のみ応募、採用は、男女雇用機会均等法8条や、上記の加速プログラムの一環としての例外的な措置であるため、暫定的特別措置として許容されるという見方もされている(辻村, 2011)。しかしながら、現在においても、女性限定公募の是非に関して議論が拮抗している状況である(2条)。ポジティブ・アクションの具体的な方法としては、「クォータ制」、「プラス・ファクター方式」、「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」などがある。クォータ制は一定の人数や割合を割り当てる方法、プラス・ファクター方式は、選考にあたり能力が同等の場合に性別を有利な考慮要素とする手法、あるいは、一方を優先的に採用する方法である。ゴー

ル・アンド・タイムテーブル方式は、「202030」目標のように、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方法である。学術・科学技術分野における女性研究者の増加に関しても、2020年の「第5次男女共同参画基本計画」、2021年の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」で提示されたように、2025年までに理工系、人文社会科学系等の各分野に大学の研究者の採用に占める女性割合の数値目標を設定し、期限を設けている。しかし、数値目標に届かなくてもペナルティは設けられていない。一部の大学等ですでに取り入れられているように、ゴール・アンド・タイムテーブル方式だけでなく、クォータやアワード、ペナルティ等を組み合わせ、実効性のあるポジティブ・アクションについて検討していくことも必要である。

女性の差別的な処遇を人権問題として捉え、人権の保障の観点から問題を解消する視点では、男女共同参画社会基本法の立ち戻る必要がある。男女共同参画社会基本法の第1条には、「男女の人権が尊重され」とあり、前文においても人権課題としての「男女平等」について言及しており、同基本法の目的は「男女平等」であることが確認できる。しかし、第1条では、その後、男性を社会の中核的な労働者とし、女性は家事労働と社会の補助的労働としている雇用慣行は、人権の面からだけではなく、経済システムとしても合理的でない、社会情勢としても必要性を増している、という文言が続き、目的は手段に位置を変えている。内藤は「男女共同参画社会の形成」(第1条)が目的としての面と手段としての面を併せ持ち、時として手

段が前面に出て、目的がかすんでしまうことがあると指摘する（内藤，2015）。女性研究者支援政策に必要なのは、「男女平等」の意味と目的を明確に設定し、政策推進の戦略として、ジェンダーの主流化の視点を取り入れた中長期的な計画を立てることが考えられる。本稿で取り上げたように、欧米では、ジェンダー主流化政策や法律を基盤として女性研究者支援政策に取り組んでおり、一定程度効果を上げている。欧州連合が強調するジェンダーの主流化は、多様な主体によってジェンダー平等の視点が統合されることが可能になる、ということである。

また、女性の研究者・科学者・技術者を支援

する法律の立法化について検討することも重要である。大学等の取組について、女性研究者支援政策がどのように具体化され、取り組まれているのか、また、多様な担い手の参加によって学術・科学技術分野がどのように活性化し、変革されるのかについても掘り下げて分析することも課題といえる。日本の女性研究者支援政策について、海外の取組を参照し、法制度との連関、研究者の状況を分析し、比較検討していくこと、教育や学術・科学技術における女性研究者支援の包括的な施策を、慎重に、かつ、確実に推進することが必要である。

註

- ¹ 小川眞里子氏は、三重大学名誉教授であり、筆者と一部氏名が重なっているため、「小川眞」と表記する。
- ² 本稿では、「国立大学法人」を「国立大学」と称する。
- ³ 米国国立科学財団 ADVANCE プログラム <https://www.nsf.gov/crssprgm/advance/awards.jsp>
- ⁴ 全国ダイバーシティネットワーク <https://opened.network/member/index/>
- ⁵ 一般社団法人男女共同参画学協会連絡会 <https://djrenrakukai.org/>
- ⁶ 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会 <https://geahssoffice.wixsite.com/geahss>
- ⁷ 文部科学省ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ https://www.jst.go.jp/shincho/josei_shien/
- ⁸ UTokyo Compass <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/utokyo-compass.html>
- ⁹ 東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言 <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/di01.html>
- ¹⁰ 東京大学第4期中期計画・中期目標 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400158043.pdf>
- ¹¹ UTokyo 男女+協働改革# We Change
- ¹² (日) <https://wechange.adm.u-tokyo.ac.jp/ja/> (英) <https://wechange.adm.u-tokyo.ac.jp/en/>

引用・参考文献

- 浅倉むつ子，2020，「女性差別撤廃条約選択議定書——批准の「障害」とは何か」、『国際女性』34:135-138.
- 独立行政法人国立女性教育会館，2015，『大学における男女共同参画の推進』悠光堂.
- 男女共同参画学協会連絡会，2014，『平成15年度文部科学省委託事業報告書 21世紀の多様化する科学技術研究者の理想像 --- 男女共同参画推進のために ---』。 <https://www.djrenrakukai.org/2003enquete/index.html>
- 男女共同参画学協会連絡会，2008，『科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査』男女共同参画学協会連絡会.
- 速藤悟，富田英美著，林幸秀編著，『米国国立科学財団 NSF』丸善出版.
- 原ひろ子編，1999，『女性研究者のキャリア形成——研究環境調査のジェンダー分析から』勁草書房.
- ヒューマンライツ・ナウ、フォーダム大学ロースクール Leitner Center for International Law and Justice, Walter Leitner International Human Rights Clinic, 2021, 『日本の教育機関における男女平等の推進』.

- 石澤有紀, 坂東良美, 住谷さつき, 丹黒章, 葉久真理, 2022, 「研究に関する男女共同参画・ダイバーシティの推進状況に関するアンケート調査: 全国の集計結果との比較から見える徳島大学の現状」『徳島大学人と地域共創尾センター紀要』31:17-31.
- 一般社団法人男女共同参画学協会連絡会, 2023, 『科学技術系分野における男女共同参画推進に向けての要望』.
- 一般社団法人男女共同参画学協会連絡会, 2022, 『第5回科学技術系専門職の男女共同参画実態調査』.
- 大塚典子, 2017, 『カナダの女性政策と大学』東信堂.
- 小貫美幸, 2023, 「大学における女性研究者支援施策——米国大学トップレベル研究者たちのインタビューを通じた考察——」『大学経営政策研究』13:165-181.
- 科学技術社会論学会編集委員会, 『科学技術人材のダイバーシティ研究 科学技術社会論研究』19.
- 科学技術社会論学会編集委員会, 2009, 『科学技術社会論研究第7号 特集=女性と科学技術』.
- 加野芳正, 2007 『女性教員の大学教授市場』山野井敦徳編『日本の大学教授市場』玉川大学出版部.
- 加野芳正, 1988, 『アカデミック・ウーマン—女性学者の社会学』東信堂.
- 河野銀子, 小川眞里子編著, 横山美和, 大坪久子, 大濱慶子, 財部香江, 2021, 『女性研究者支援政策の国際比較』明石書店.
- 河野銀子, 2018a, 「学術分野における男女共同参画政策とジェンダー統計の現状: 女性研究者の数値目標をめぐる政策課題を探る」『山形大学紀要社会科学』48 (2):21-39.
- , 2018b, 「女性研究者はどこにいるのか—アカデミアのジェンダー構造を探る」『学術の動向』58-62.
- 金京姫, 2015, 「ジェンダー主流化再考——韓国の事例」『ジェンダー研究』18:21-32.
- 公益財団法人日本学術協力財団, 2022, 『学術会議叢書 29 人文社会科学とジェンダー』.
- 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会調査企画委員会・調査分析委員会, 2020, 『人文社会科学系研究者の男女共同参画実態調査 (第1回)』
- 卷三矢紀, 2013, 「ポジティブ・アクションの目的と多様性 (1)」『千葉大学法学論集』27:1-19.
- 朴木佳緒留, 2022, 「女性研究者をめぐる今日の課題」『日本の科学者』57(4):05-11.
- 村松泰子, 2015, 「第1章 大学において男女共同参画をすすめる意義と具体的取組」国立女性教育会館『NWEC 実践研究』5:6-22.
- 内閣府, 2022, 『内閣府男女共同参画白書令和4年版』.
- 内藤和美, 2015, 「あらためて『男女共同参画社会形成』、『女性の活躍促進』を問う (立教大学ジェンダーフォーラム 2015 年度公開講演会)」『立教ジェンダーフォーラム年報』17:5-26.
- 永瀬伸子, 和泉ちえ, 仲真紀子, 青野篤子, 森山由紀子, 大串尚代, 川橋範子, 天野知香, 池田弘乃, 武田宏子, 江原由美子, 佐藤岩夫, 井野瀬久美恵, 室伏きみ子, 伊藤公雄, 上田貴子, 中西祐子, 滑田明暢, 二神枝保, 杉田真衣, カレン・シャイア, 久保 (川合) 南海子, 上野千鶴子, 梶田隆章, 2022, 『人文社会科学とジェンダー』公益財団法人日本学術協力財団.
- 日本学術会議, 2023, 「提言 大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言—日本学術会議アンケート調査結果を踏まえて—」.
- 信田理奈, 2017, 「学術分野の多様性と男女共同参画に関する社会学的考察—STEM 領域における女性研究者育成支援を中心として—」『秋草学園短期大学紀要』34:207-223.
- 野依 智子, 2015, 「女性研究者支援に関する日韓の成果と課題」『工学教育研究講演会講演論文集』0:28-29.
- 小川眞里子, 2021, 「日本のSTEMM 分野における女性人材の歴史」科学技術社会論学会編集委員会, 『科学技術人材のダイバーシティ研究 科学技術社会論研究』19:43-51.
- , 2008, 「アジアにおける女医の誕生と日本の女医の現状」『人文論叢 (三重大学)』25:181 - 191.
- 乙部良子, 2019, 『「労働」から学ぶジェンダー論—Society5.0でのライフスタイルを考える』ミネルヴァ書房.
- リュープザーメン=ヴァイクマン, ヘルガ&ゾルベルク, ランヒルト著, 小川眞里子・飯島亜衣訳, 2004, 『科学技術とジェンダー EU の女性科学技術政策』.
- 歴史学研究会編, 2022, 『アカデミズムとジェンダー』績文堂出版.
- セナック, レジャヌ著, 井上たか子訳, 2021, 『条件なき平等』勁草書房.
- 塩満典子, 2022, 「科学技術・イノベーション分野における男女共同参画・ダイバーシティ推進政策の歴史と多様性向上の意義」『STI Horizon』8(1):30-37.
- , 2009, 「女性研究者支援の現状と課題」『科学技術社会論研究』7:57-72.
- 柴山恵美子・中曽根佐織, 2004, 『EU の男女均等政策』日本評論社.
- 総務省, 2023, 「2023 年 (令和 5 年) 科学技術研究調査結果の概要」.

- 巽真理子, 2023, 『大学研究者へのワーク・ライフ・バランス支援—女性支援からケア支援へ』大阪公立大学出版会.
- 都河明子, 2009, 「今なぜ科学技術分野における女性研究者なのか?」『科学技術社会論研究』7:90-101.
- 都河明子, 2011, 「アカデミアにおける男女共同参画推進」『国際ジェンダー学会』9:31-48.
- 辻村みよ子, 2011 『ポジティブ・アクション』岩波書店.
- 戸部博, 2016, 『ポジティブ・アクションの実効性—その限界を超えるために』『学術動向』26-29.
- 上野千鶴子, 2022, 「ジェンダー研究はどこまで来たか?—成果と課題」『人文社会科学とジェンダー』312 - 322.
- 横山美和, 大坪久子, 小川眞里子, 河野銀子, 財部香江, 2016, 「日本における科学技術分野の女性研究者支援政策—2006年以降の動向を中心に」『ジェンダー研究』19:175 - 191.
- 横山美和, 河野銀子, 財部香江, 小川眞里子, 大坪久子, 大濱慶子, 2017, 者増加政策における「パイプライン理論」—2006～2015年のシステマチックレビューの検討から—『ポリモルフィア』2:94-113.
- 横山広美, 2022, 『なぜ理系に女性が少ないのか』幻冬舎.
- 吉田翔太郎, 2022, 「アメリカ女子高等教育の拡大に関する考察 Gender Balancing に関する議論に着目して」『教育学研究』89(4):683-691.
- National Academy of Science, National Academy of Engineering, and Institute of Medicine, 2007, *Beyond Bias and Barriers: Fulfilling the Potential of Women in Academic Science and Engineering*, Washington D.C.: The National Academies Press.
- National Science Foundation. ADVANCE: Increasing the Participation and Advancement of Women in Academic Science and Engineering Careers. 2009. <http://www.nsf.gov/pubs/2009/nsf0941/nsf0941.pdf> (accessed Jan.15,2024)
- National Research Council, 2010.
- Ogawa, Mariko., Tominaga, Takahiro., 2021, "Women in Leadership in Japan's Education Sector", Nakamura, T.Y., Horimoto, M., McLean, G. N. (ed), *Japanese Women in Leadership*, Cham, Switzerland: Palgrave Macmillan:193-212.
- Osborn et al 2000, *Science policies in the European Union Promoting excellence through mainstreaming gender equality, A Report from the ETAN Expert Working Group on Women and Science*, Luxembourg: Office for Official Publications of European Communities.
- Ress, T., 1988, *Mainstreaming equality in the European Union*, London: Routledge.
- Sonnert, Gerhard, 1999, "Women in Science and Engineering: Advances, Challenges, and Solutions," Cecily Cannan Selby ed., *Women in Science and Engineering: Choices for Success, Annals of the New York Academy of Sciences*, 869, New York: The New York Academy of Sciences: 34-57.
- The National Council for Research on Women, 2001, *Balancing the Equation: Where Are Women and Girls in Science, Engineering and Technology*, New York: The National Council for Research on Women.



小川 真理子 (おがわ・まりこ)

[専門] 社会学、ジェンダー研究

[主たる著書・論文]

Mariko, Ogawa (共著), 2023, Natalia Novikova, Julia Gerster, Manuela G. Hartwig, eds, 2023, *Japan's Triple Disaster Pursuing Justice after the Great East Japan Earthquake, Tsunami, and Fukushima Nuclear Accident*, Routledge.

Mariko, Ogawa, (共著), 2021, Nakamura, T.Y., Horimoto, M., McLean, G. N. eds, *Japanese Women in Leadership*, Palgrave Macmillan.

小川真理子(単著), 2015, 『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター——被害当事者支援の構築と展開』, 世織書房.

[所属] 大学院情報学環

[所属学会] 国際ジェンダー学会、日本社会学会、日本女性学会、日本フェミニスト経済学会、ジェンダー法学会、法社会学会、International Sociological Association

A Study of the Current Status and Challenges of Policies to Support Female Researchers in Academic, Scientific, and Technological Fields in Japan

Mariko Ogawa*

With the remarkable progress in science and technology, the international community has recognized the importance of having a diverse range of researchers involved in science, technology, and innovation creation. Universities worldwide are working to secure a diverse range of researchers, and the underrepresentation of female researchers is an issue that must be addressed.

Compared to other countries, the ratio of female researchers in Japan is extremely low, at 18.3% (Ministry of Internal Affairs and Communications, 2022). In Japan, before World War II, there were more than 100 female PhDs, 80% of whom were MDs. The first female Doctor of Engineering was born in 1957. Since then, women have made few inroads into the natural sciences. Later, with the enactment of the Equal Employment Opportunity Law in 1986, diversity began to emerge in the field of study of women (Ogawa, 2020). However, the increase in the number and ratio of female researchers has been slow, as well as the entry of women into the field of natural science, and the numerical target set by the government in 2006 for female researchers has not yet been achieved. In addition, there are large differences in horizontal and vertical gender segregation among researchers.

This study examined the support for female researchers at universities and other institutions from the above perspectives. First, I reviewed the position of female researchers. Second, I provide an overview of how the position of female researchers has changed under the gender equality and science and technology policies in Japan. Third, I examined the relationship between the policy for supporting female researchers and academic organizations and the measures being taken by universities and other organizations under the policy for supporting female researchers.

In Japan, there is a large horizontal and vertical bias between male and female researchers, and the ratio of female researchers remains stagnant. Policies to support female researchers have played a certain role. For correcting the underrepresentation of female researchers, numerous surveys and activities have been conducted by researchers, academic organizations, universities, and other higher education institutions, and views and proposals have been made to improve the gender imbalance.

* Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Policies for Supporting Female Researchers, Science and Technology Policy, Gender Equality policy, Universities, Academic organizations, gender.

From the viewpoint of science and technology policies, there is a need to secure female researchers as human resources for innovation. On the other hand, female researchers in the natural sciences have been placed in a situation where they are forced to suspend or give up their research because they are caught between research and childbirth or childcare. The background to the emergence of the Women Researchers' Support Program was a combination of the opinions of these diverse actors.

Viewing Japan's gender equality policies and policies to support female researchers from the perspective that it is desirable to achieve gender equality in the field of science from the viewpoint of social justice and equity, it is important to note that gender equality in the academic, scientific, and technological fields has been addressed by setting goals and deadlines. For instance, the Basic Law for a Gender-Equal Society was a milestone. One of the landmark points of this law was the specification of "positive improvement measures" (hereinafter referred to as "positive action") as a policy instrument (Article 2). Until now, positive actions in Japan have been addressed in a goal-and-timetable fashion, with no penalties.

Article 1 of the Basic Law for a Gender-Equal Society states that "the human rights of men and women shall be respected," and the preamble refers to gender equality as a human rights issue, confirming that the purpose of the Basic Law is gender equality. However, in Article 1, the purpose of gender equality in the Basic Law is repositioned as a means to an end, stating that employment practices that place men as the core workers of society and women as domestic and auxiliary labor in society are not only unreasonable from a human rights perspective but also as an economic system and are increasingly necessary in social conditions.

This study focused mainly on policies to support female researchers; however, a variety of unique, creative, and distinctive efforts are being made to support female researchers at universities and other institutions where they work, one of the examples as the University of Tokyo. The website of the National Diversity Network provides a collection of good examples of positive actions, recruitment, training, and promotion to higher positions, research environment improvement, and awareness reform at universities across Japan. In the future, it will be necessary to conduct an in-depth analysis of the initiatives of universities and other institutions to see how policies to support female researchers are embodied and addressed, as well as how the participation of a diverse range of bearers can revitalize academic, scientific, and technological fields. In addition, while Europe and the U.S. are working on policies to support female researchers based on gender mainstreaming policies and laws, it is also essential to refer to overseas examples of Japanese policies to support female researchers, analyze the linkage between the legal system and the situation of researchers, and conduct comparative studies. It is desirable to consider comprehensive measures in education and academia from a gender perspective.



查讀研究論文

REFEREED PAPERS

「悪」の団体を燃やす

— Colabo に対するハラスメントにはたらくネットワーク・ミソジニーの論理

Burn the “Bad” Organization:

The Logic of Networked Misogyny in Harassment Against Colabo

冷君暁*、唐井梓**

Leng Junxiao*, Karai Azusa**

1. はじめに——深刻化する性搾取にはたらくミソジニーの論理

フェミニストの社会運動において、オンライン空間は重要なものとなっている。2017年に#MeToo運動が世界中を席卷し、ハッシュタグによるアクティビズムは大きな成果をあげたといえるだろう。しかしながら、フェミニズムは常にバックラッシュと共にあり、オンライン空間でもフェミニズム運動に対するハラスメントや誹謗中傷は後を絶たない。そして、そのようなサイバー・ハラスメントの根底にはミソジニーの論理が働いており、その論理はフェミニストへの攻撃のシステムに組み込まれている。本稿では、オンライン空間におけるミソジニーの発生と拡大の論理、その論理を支える構造的な要素について探究する。そのために、女性支援団体が2022年末から直面してきた攻撃を取り上げ、当該事例の経緯と団体を攻撃するネットワーク・ミソジニーのアクターの動きを整理し、分析を行う。

一般社団法人 Colabo（以下、Colabo）は、

2013年に設立された支援団体で、虐待や性暴力被害などで家に居場所のない未成年女性のために主に東京・歌舞伎町周辺で活動している（Colabo 2016）。

Colaboは、「困難を抱える少女が搾取や暴力に行き着かなくてよい社会を目指して活動」し、「中高生世代の10代女性を支える活動」（Colabo 2016）を続けている。Colaboは、「難民高校生」であったColabo代表・仁藤夢乃氏の活動紹介に鑑みるに、若年女性が晒されるあらゆる暴力に対する社会問題化（問題意識喚起）と、民間シェルターとしての役割を果たしているといえる。

警察庁のデータによれば売春によって立件される少女の数は年々増加しているが、支援団体の資源とネットワークは限られており、問題を根本的に解決することは難しい。現在、Colaboは日本社会に深く根付き加速する性産業、そして女性の身体をカジュアルに商品化する消費環

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程、** お茶の水女子大学大学院博士前期課程

キーワード：ネットワーク・ミソジニー、フェミニズム、バックラッシュ、炎上、可視性の政治、Colabo

境という厳しい現状に直面している。この状況は、現在の日本社会における Colabo などの支援団体の重要性、そしてフェミニズム運動が直面する困難を示唆している。しかし、SNS 上の誹謗中傷にとどまらない物理的空間での攻撃により、Colabo は支援活動を継続させるための資源を失い、未成年女性への安全な環境の提供も妨害されている。また、貧困女性の支援という社会課題そのものも、その正当性が毀損され、周縁化された。

本稿では、Banet-Weiser が提唱する「ネットワーク・ミソジニー」の概念を、女性支援団体 Colabo の事例を通じて検討する。ネットワー

ク・ミソジニーの理論枠組みを概説し、ミソジニーに基づく炎上に係るアクターの動向や彼らを支えるインフラ構造の整理を通じて、日本社会におけるネットワーク・ミソジニーの特徴を明らかにする。そして、反フェミニスト的集団活動の形成とその発展過程、そしてそれらが社会的影響力を持つ要因を探索する。当該事例は、現在も係争中の訴訟なども含み、実態の分析に関してその射程には限界がある。しかしながら、激化するバックラッシュのなかでフェミニズム的社会運動がいかにしてこの波に抗していくかを思考する一助としたい。

2. ネットワーク・ミソジニーの理論枠組み

2.1 基本概念としてのミソジニー

まず、基本概念としてのミソジニー (misogyny) について説明する。ミソジニーは、「女性嫌悪」や「女性への敵意」という主観的感覚や態度だけでなく、「女性を男性よりも格下げ・過小評価し、私たちの社会において通常、価値があると考えられているものを女性たちの元から剥奪しようとする行為や欲望を指し示す」ものである (田中 2020)。そして「ミソジニー」という用語を再定義した哲学者である Kate Manne によれば、ミソジニーは、家父長制的な秩序の中での規範の遵守について監視・執行するための敵意と措定される (Manne 2018, 173)。

そして、オンライン空間におけるミソジニーについて、フェミニスト理論家の Banet-Weiser は新たに「ネットワーク・ミソジニー」として

定義する。これは「オンライン環境における女性に対する特に激しい暴力や敵意の一種」である (Banet-Weiser and Miltner 2015, 171)。本稿では、このネットワーク・ミソジニーの定義を拡張し、Colabo に対する攻撃をより明解に説明することを試みる。ネットワーク・ミソジニーは、オンラインでのミソジニー的な論述や言説だけでなく、ミソジニー的なイデオロギーを積極的に利用してアクターのネットワークがオンライン環境で形成されることを、ひとつの社会や政治活動として捉える。これらのアクターは、既存の男性優位の構造を基に、社会的および技術的なネットワークを利用し、「ウェブ上の特定の対象に対して批判が殺到し、収まりがつかないような状態」「特定の話題に関する議論の盛り上がり方が尋常ではなく、多くの

ブログや掲示板などでバッシングが行われる」状態である「炎上」の事例を作り出す。それによって、自身の支持者数（購読者数、フォロワー数）と経済的収益を獲得する（萩上 2007）。また、それだけではなく、かれらはそのイデオロギーの拡散を通じて、社会課題を排除する政治的立場を確立し、政治的地位を求める。言い換えれば、フェミニスト的社会課題は、一見ネットワーク・ミソジニーが排除したいと願う対象のよう

2.2 ネットワーク・ミソジニーの性質

ネットワーク・ミソジニーの概念は当初、北米および欧州において登場した。これらの地域では、フェミニストの存在や言説がオンライン空間でかなりの可視性を有するようになっており、とりわけ Twitter（現在は X に改称されているが、本事例の発生時の表記に合わせ、以降も当該 SNS を Twitter と呼称する）などのソーシャルメディアの普及に伴ってその潮流は形成された。2010 年代から現れ始めたこの文化現象は、ポピュラー・フェミニズムと呼ばれ、ネットワークに基づく文化とメディアが織りなす「ランドスケープ」として説明される（Rivers 2017, Banet-Weiser 2018）。これは、誰もがフェミニズムにアクセスが可能となったことで、志を同じくする社会集団の形成を通じて構築される。この枠組みにおいては、フェミニズムは信頼され、当然視され、さらには賞賛される価値基準として位置づけられている（Banet-Weiser 2018, 1）。

このようにフェミニズムの存在感が高まる一方で、フェミニズムの可視化や実践を脅威と見なす人々の間ではミソジニーが人気を獲得し

に見える。しかしながら、後者が前者から脱却すると、ネットワーク・ミソジニーのアクターは「炎上」事件を通じて政治的および経済的利益を得ることができなくなるため、結局は前者が後者に依存している。この矛盾に満ちたダイナミクスのなか、ネットワーク・ミソジニーは、絶えずフェミニズムとその実践の重要性と正当性を毀損し、関連する社会運動とそのインフラ構造の弱体化を可能とするのである。

た。「ポピュラー・ミソジニー」は、ポピュラー・フェミニズムの「対抗言説」として受動的に形成された概念である。しかしながら、これはオンライン空間でポピュラー・フェミニズムと同様に高い可視性を持つだけでなく、ポピュラー・フェミニズムよりも強力な政治的および経済的影響力を有しているといわれる（Banet-Weiser 2018, 3）。ドナルド・トランプ元米国大統領は任期中に、移民排斥を肯定するような言説と共にミソジニックな発言を継続して発信した。Twitter での該当発言を、アレクサンドリア・オカシオ・コルテス氏、ラシーダ・タリーブ氏、アヤナ・プレスリー氏、イルハン・オマール氏ら 4 名の非白人の野党・女性下院議員は強く批難した（BBC News Japan 2019）。欧米では、ミソジニーの信奉者が大きな権力を持っており、アメリカにおいてはその象徴がまさにトランプ氏の大統領選当選である。トランプ氏の当選を契機として執筆された Banet-Weiser の著作「Empowered: Popular Feminism and Popular Misogyny」における主要な目的のひとつは、ポピュラー・フェミニズムの特質を批判

的に検討することであった。

Banet-Weiser は、ポピュラー・フェミニズムはオンライン空間やメディアにおいて高い可視性を持ったが、その可視性に満足したことで実際の物質的空間において女性の生存状況を変えられる政治や経済の権力には変換されなかったことを指摘する (Banet-Weiser 2018, 23)。さらに、本著作の目的は、ポピュラー・ミソジニーが単なる言説から政治的な動員へとどのように進化し、いかにして父権制度を(再)確立するのかを明らかにすることにもあった。Banet-Weiser は、このプロセスの重要な要素として「ネットワーク化」を指摘する。ここでいう「ネットワーク化」とは、一見強いつながりのない集団や個人が互いに関連している際に、フェミニズムを共通の敵とみなしてハラスメントや誹謗中傷を連帯の手段とすることだと述べた (Banet-Weiser 2018, 118)。一方で、フェミニストである集団や個人は共通の目標を持っておらず (Kimmel and Wade 2018)、それゆえ生じた内部の競争や分断がフェミニズムの力を弱体化させると指摘する (Zack 2007)。ポピュラー・ミソジニーの脅威に直面したとき、フェミニストたちは連帯の重要性をより深く認識することとなった。

ポピュラー・ミソジニーの信奉者の主たる立場は、フェミニズムを社会の限られた公共資源を独占し、現在の男性の社会地位を揺るがし、現行の政治および文化の安定を脅すものと位置付ける (Banet-Weiser 2018, 5)。ポピュラー・フェミニズム、ポピュラー・ミソジニーを支持する両者の間では対話はほとんど不可能であり、特に対面での交流がない場合には完全に決

裂した状態となっている。ここで再び強調したいのは、ポピュラー・ミソジニーが、ポピュラー・フェミニズムに反応するかたちで生じたということである (Banet-Weiser 2018, 3)。ポピュラー・ミソジニーは、ポピュラー・フェミニズムに対抗する存在であり、両者の関係は一見対立しているが、実際には相互依存の関係にある。

本事例を分析するにあたって、「ネットワーク・ミソジニー」という概念を用いるのは、①ネットワーク化という特質の強調、②日本社会への適用可能性を検討することで、ポピュラー・ミソジニーと異なる「ネットワーク・ミソジニー」を描き出すためである。以下、2点を説明する。

まず、ポピュラー・ミソジニーではなく「ネットワーク・ミソジニー」を選んだ一つ目の理由は、ソーシャル・ネットワークがオンライン上のミソジニーの政治の重要な基盤となっていることを強調するためである。ミソジニーは単に昨今流行している論述や言説として機能するだけでなく、それを信奉する集団や個人によるオンラインでのソーシャル・ネットワーク構築の基盤となっている。自発的に形成されるこれらのネットワークは、個人が急速に共通のアイデンティティ——社会の安定を脅かす「フェミニストやその団体」からその安定を維持する「正義の擁護者」——でもって組織化され、短期間で膨大な資源とエネルギーを集めることができる。オンライン空間でのポピュラー・ミソジニーの言説が、現実空間で実権を獲得する過程を説明するために、Banet-Weiser は「ネットワーク・ポピュラー・ミソジニー」という用語を使用し

たが、この概念は著作中に一度しか登場しなかった (Banet-Weiser 2018, 9)。これは、ミソジニーの要素として①ネットワーク化と②ポピュラー・フェミニズムの対抗言説としてのポピュラー・ミソジニーという2点が想起されているということではないだろうか。つまり、オンライン上のポピュラー・ミソジニーにおいて、とりわけ「ネットワーク化」の要素を強調する際に、ネットワーク・ミソジニーと呼称することに瑕疵はないだろう。

第二に、Banet-Weiser が提起したポピュラー・フェミニズムという文化的前提は、日本の文脈において生じているといえない。とりわけ、上述した「フェミニズムが信頼され、当然視され、さらには賞賛されている」という条件を満たしているとは言い難い。日本では現在、フェミニスト集団や個人の一部が可視化されるようになり、フェミニズムに好意的なソーシャルメディアも増加している (田中 2020b)。しかしながら、フェミニストの活動はしばしば非常に強烈なミソジニーの攻撃に直面しており、その影響力を自ら減ぜざるを得なくなることがある。たとえば、職場で女性だけがハイヒール着用を強要されることに反対する #KuToo 運動においては、その提案者である石川優実氏は激しいサイバー・ハラスメントに遭遇し、自身の Twitter アカウントを非公開設定とするまでに追い込まれた。石川氏の支援コミュニティも、安全のために比較的クローズドな状況となり、以前のような発信の場ではなくなっている (Leng 2021)。2017年に勃発した #MeToo 運動は、韓国、中国などの東アジア諸国でも大きな社会的反響を引き起こしたが、日本の参加者数

は比較的少なく、抗議運動も小規模で社会的影響力は限られていた (Shin and Hasunuma 2020)。一度は性暴力に反対する立場を支持したが、社会的な圧力と既存の価値観に屈し、これを公にすることができなかった個人の事例も存在する (Mizoroki, Shifman and Hayashi 2023)。したがって、人気の獲得や男性優位構造への直接的な対抗は2010年代以降の日本のフェミニズム運動の主要な目標ではなく、どちらかといえば参加者の安全と幸福 (well-being) が最優先事項となってきた側面がある (Miura 2021)。

これらの状況に鑑みるに、フェミニズムという思想やそれを支持する言説は日本社会において全面的な支持を受けてきたとはいえない。とはいえ、「炎上」を引き起こすネットワーク・ミソジニーのアクターが、全面的な大衆の支持を受けているとは言い難いにもかかわらず、「炎上」を通じてフェミニストの集団や個人よりもさらに多くの収益を獲得したことは明らかである。ネットワーク・ミソジニーの根本的な性質のひとつは、オンライン空間を媒介としたビジネスであり、それゆえネットワーク・ミソジニーは可視性を目標としているといえる。そして、後述する通り、ネットワーク・ミソジニーというビジネスは、政治的に周縁化された集団および個人を抑圧し、搾取することで、「インターネットやSNSといった、誰の目にも表示された公開された場において」 (田中 2020b) 経済や政治的な収益を得ようとする。そして、これによって最終的に社会に引き起こされる影響は現在予測困難となっている。

これらを踏まえると、ポピュラー・ミソジニー

のなかの「ネットワーク化」という要素に着目して考察することで、その特質を日本の文脈においてさらに深く検討することができる。ネットワーク・ミソジニーは、ポピュラー・ミソジニーと重なりながらも、ポピュラー・フェミニズムという成立条件が満たされない日本社

会の文脈においてそのミソジニーの特質を説明する際に有用な概念といえる。以下、Colaboへの妨害活動の事例を通じて、日本社会にはたらくネットワーク・ミソジニーの概念を分析していく。

3. ネットワーク・ミソジニーのダイナミクス——Colaboの事例から

本事例は、2022年11月10日に暇空茜と名乗るTwitterアカウントが、Colaboに関する「不正会計」の指摘を行い、東京都に監査請求を申請したことに端を発する。以下、事例を整理する際にアクターについては本名での記載を行うが、それは殆どのアクターが本名以外のハンドルネームを使用しているためである、したがって、暇空茜は、以降本名の水原清晃氏（以下、水原氏）と呼称する。

監査請求とは、地方自治法第242条に基づき、知事等執行機関や職員による違法もしくは不当

な公金の支出、財産の取得、管理について、自治体による監査を請求する制度である。水原氏は2022年9月と11月に異なる請求内容で監査を請求し、前者は請求却下となったが、後者は一部の請求が認容され知事による措置の通知があった。しかしながら、監査結果によれば請求人である水原氏の主張が概ね妥当ではなく、本件清算は都に損害をもたらすという関係にはないことが明らかとなった。翌年の9件の請求は1件が理由なしでの請求棄却、他8件は請求却下となっている。

日付	アクター	出来事	内容・影響
2021年11月15日	仁藤氏	「温泉むすめ」に批判的に言及	オンラインで議論が活発化
2022年8月4日	水原氏	noteでColabo関連記事公開	「貧困ビジネス」の印象拡散
2022年10月18日	仁藤氏	バスカフェバスの傷について報告	
2022年11月10日	水原氏	Colaboに対する監査請求が通った旨発表	
2022年11月20日	Colabo	「ネット上の攻撃」への声明、提訴に関する記者会見	水原氏とColaboの訴訟開始
2022年12月7日	水原氏	Colaboとの訴訟に関する寄付金を募集	4時間で約2200万円の寄付
2022年12月12日	杉田氏	「正義の活動」を開始	Colaboの周囲徘徊、ヤジ
2023年1月11・12日	仁藤氏	バスの利用者半減、活動中のハラスメントについて発信	
2023年1月19日	仁藤氏	杉田氏によるバスカフェ活動妨害について発信	
2023年1月26日	杉田氏	自身の活動について水原氏との関与否定	水原氏も同じく関与を否定
2023年3月1日	河合氏	杉田氏とともにバスカフェ活動を妨害	
2023年3月3日	河合氏	Colaboへの行動発言について謝罪動画公開	3月6日に謝罪撤回
2023年5月30日	朝日新聞	河合氏の選挙活動に関する記事を公開(6月3日に削除)	
2023年6月1日	Colabo	東京都の対応に関する記者会見	
2023年10月16日	Colabo	水原氏らとの裁判進捗、追加提訴について報告会見	
2023年11月2日	Colabo	8ヶ月ぶりのバスカフェ活動再開	3月以来のバス設置での活動再開

図 1. Colabo に対する攻撃の時系列表

以上から、水原氏の Colabo の活動が違法性を有している、あるいは不正があるといった主張は、東京都の判断として妥当でないことがわかる。しかしながら、水原氏の発信はその検証を待つ間もなく拡散され、「Colabo の活動が違法、あるいは不正な公金の使用によって行われている」というイメージは SNS を中心に広がった。Colabo の会計管理について違法、あるいは不当な公金の支出が認められるのではないかと水原氏の主張の根拠が実証的なデータに乏しかったにもかかわらず「炎上」は続いた。この Colabo の「炎上」に関与したアクターらの言説は、どのような作用を有していたのだろうか。そして、そのような作用が水原氏のソーシャルメディアのフォロワーやそれ以外にも伝

3.1 「温泉むすめ」からみるネットワーク・ミソジニーのイデオロギー

2022 年 11 月 10 日に、水原氏は Twitter にて Colabo に対する監査請求が通った旨を発表した。水原氏が明確に Colabo に言及したのは、2022 年 8 月 14 日にブログサービス note に投稿された「仁藤夢乃さんの Colabo と共産党について調べてみました」においてである。当該記事は、Colabo の公式 Twitter やホームページなどから参照した写真を用い、「Colabo が生活保護を受けている少女たちからその受給額を搾取している」イメージを形成しようとするものであった。これを受けて、Colabo 側は水原氏の発信が事実在即しておらず写真や活動の文脈を捻じ曲げている「デマ」だと反論した。その後、2022 年 11 月に Colabo は水原氏の発信とそれに伴い生じた活動へのバッシングに応答する形で記者会見を行った。会見では、仁藤氏

播したことで、YouTube・Twitter のユーザー集団による Colabo に対する攻撃が実現したのだろうか。以下、経緯を追いながら、Colabo に対する攻撃に際して、いかにしてそのネットワークが形成されたのかについて検討する。

図 1 は本事例の時系列を表にまとめたものである。本事例は関与するアクターなどから大別して 3 期に分けることができる。したがって、以下では、2021 年 11 月から 2022 年 12 月上旬の第 1 期（3 章 1 節）、2022 年 12 月中旬から 2023 年 1 月末の第 2 期（3 章 2 節）、2023 年 3 月から 5 月末（3 章 3 節）までにかけてのアクターの発信を、ミソジニーの理論から分析を行う。

に対する「デマ拡散、誹謗中傷等インターネット上の攻撃が主に Twitter、YouTube、note において、激化」したことを受け、法的措置を講じるに至ったという経緯が説明された（Colabo 2022）。実際に、検証されていない情報の拡散数は膨大であり、Colabo 及び仁藤氏に対する名誉毀損ばかりでなく、現実の団体業務への支障をきたしていることが説明された（Colabo 2022）。その他にも支援者が水原氏の投稿を理由に寄付を中止するなどの影響が出ている（Colabo 2022）。

都が委託した事業の不正疑惑がこのような規模の「炎上」事例へと発展するなか、水原氏は仁藤氏が「温泉むすめ」の批判を行ったために Colabo に関する発信を行ったと自身の Twitter で述べている。2016 年に始動した「温泉むすめ」

は、122のキャラクターによって地方都市の魅力を発信するプロジェクトで、女性キャラクターを中心とする「男性向け」コンテンツに分類される。当該プロジェクトの「萌え」系キャラクター表象の不適切性について、2021年にオンライン空間で議論が活発化した。キャラクターの説明には、「夜這いを期待」「肉感がありセクシー」「癒しの看護キャラ」などの表現が用いられていたが、制服を身に纏い一見未成年に見えるキャラクターにこのような説明文を記載することの不適切性についてTwitterで仁藤氏は指摘した。その後、修正理由の説明なくキャラクターの説明文は修正された。この作品について批判的に言及したことが、仁藤氏を「調査する」動機となったと水原氏は述べる。水原氏は、「俺は作品（温泉むすめ）を燃やす奴を燃やします」と宣言し、仁藤氏以前にも、当該プロジェクトのキャラクターを批判的に扱った人について同様に「杭を打った」と説明する。以上から、水原氏は、この対立の発端は仁藤氏にあると述べ、その理由を自身のアイデンティティを形成してきたコンテンツのひとつである「温泉むすめ」を「攻撃」されたからだと説明しているとわかる。

このような水原氏の主張は、「問題含みかもしれない」と議論を呼び起こす表現の肯定とその批判に対する反発——「表現の自由」を推進する立場に当てはまる。これまでも日本社会で許容され、広く消費されてきた「萌え」的な表現に対しては、フェミニストから「女性のステレオタイプ化」、「搾取・消費されるだけの女性の表象」であるとして批判や指摘が集まることが増えてきた。しかしながら、そのような批判

や指摘を自身らの「表現の自由」を妨害するものだとして認識する人々が多い。このような認識に立って議論を展開する代表的な人物としては、元自民党議員の山田太郎氏、漫画家の赤松健氏が挙げられる（山田・赤松 2022）。「表現の自由」を市民の守られるべき絶対的な権利とみなすことで、彼らは実質的にフェミニズムとの対話を拒否し、「萌え表現」——とりわけフィクションにおけるそれらの表現が現実のジェンダー権力構造に影響を与える可能性についての批判的主張を無視している側面がある。内藤千珠子は、現代日本におけるナショナリズムにおいて、「アイドル」という表象が機能しているととらえる（内藤 2017）。内藤は、日本語空間のなかで日本が「アイドルの国」と呼ばれていることを指摘する。そして、その背景には、1990年代後半からのサブカルチャーを文化戦略として利用し、2010年代に「クールジャパン戦略」が打ち出した国家の姿勢があるという。ここにおいて、「アイドル」表象を含む萌え文化に偏在する、性的に商品化された女性表象、ならびにロリコン的ファンタジーを「あからさまな性差別そのもの」とし、これらを日本が「世界市場に売り出せる日本文化」だと定義したことに危うさを見いだす。また、内藤は、その危うさを含んだ「アイドル」の表象には、女の身体が情動（萌え、憧れなど）を呼び起こし、その情動という要素が身体の消費やそこにはたらく暴力を隠蔽するという論理がはたらいっていることを示す。本稿では、「萌え表現」「アイドル」の表象の是非自体を深く検討することはしないが、このような既存のジェンダー規範に基づく秩序に異議を唱えるような女性との議

論を拒否する姿勢は、前節におけるミソジニーの定義に当てはまるといえるのではないだろうか。以上の「表現の自由 VS ツイフェミ」と言った構図は Banet-Weiser が論じる「geek/nerd vs feminist」の構図にも合致する (Banet-Weiser 2016, 172)。したがって、本事例の水原氏の攻撃の動機は、日本におけるこれまでのいわゆる「表現の自由」を標榜し、彼らを批判するフェミニストたちに敵意を持ちミソジニックなアプローチで反論する人々と一致しており、「表現の自由」支持派とフェミニストとのオンライン上の対立の系譜に位置付けられるといえよう。

では、水原氏の主張は、どの程度受け入れられたのだろうか。朝日新聞によれば、2022年7月から11月28日までの間に、Twitterでは900件のツイート、noteでは27件の記事、YouTubeで30件の動画が、Colaboに関連するものである (朝日新聞 2023)。Colaboからの提訴を受け、2022年12月に水原氏はnoteにてColaboとの対立に関する寄付金の募集を行った。寄付金の使用目的について言及する際には「沢山の攻撃を行うため」と、自身に対する誹謗中傷、そしてColaboの訴訟に臨む姿勢につ

いて「攻撃」という表現を用いた。当該寄付には、4時間でおおよそ2200万円の資金が集まった。また、2024年1月の時点では寄付が総額約1億3000万円を超えていると、水原氏自身が発信している。

以上でみてきたように、水原氏によるミソジニーを背景とするColaboおよび仁藤氏に対する発信は、水原氏の指摘が真実であるという前提認識を通じて、金銭のやり取りや「応援」を通じて、ネットワークが形成されていると分析できる。ここでは、水原氏が事実を述べているかどうかは問われず、検証を経ずに彼の主張を受け入れる人々の存在が観察でき、水原氏を応援し支持する理由のひとつとして、社会の「正義」や「事実の究明・検証」ではなく、自身のアイデンティティとなっている文化的コンテンツを攻撃されたという水原氏への共感があるといえる。そして、このネットワークは金銭的な支持にとどまらず、拡大を続けている。次節では、金銭的支援の段階を超えて、どのようにColaboの活動が妨害されるに至ったのかについて分析していく。

3.2 ネットワーク・ミソジニーの形成——「煉獄コロアキ」の動機

水原氏がColaboおよび仁藤氏に関する発信を行い始めたことで、Colaboの「不正会計」についての議論が加熱した。自身のコンテンツの再生回数、アカウントのフォロワーが増加した水原氏の発信は、他のYouTubeユーザーにも影響を与え、それにより新たに妨害活動に参加したYouTuberらによって、Colaboはオンライン空間を超えて現実での加害を受けること

となった。また、本節ではColaboが監査要求をなされた経緯や都による当該検証結果について、報道メディアによる報道が十分でなかったことについても触れる。以下、2022年12月からのColaboへの妨害活動の動向を、新たなアクターを中心に整理する。2022年12月にColaboと水原氏の訴訟の応酬が始まって以降、「煉獄コロアキ」と名乗るYouTuberらによる

妨害行為が開始された。「煉獄コロアキ」(以下、本名である杉田一明から杉田氏と呼称する)はTwitter上で人気漫画「鬼滅の刃」の架空キャラクターである煉獄杏寿郎に扮し、YouTubeでの活動を行っていた。煉獄杏寿郎は物語において人喰いの鬼との戦いにおいて犠牲になったことでファンからは「正義」の化身としてみなされている。杉田氏は、Colaboが特に重要視し、アウトリーチ支援において重要な核をなしているバスカフェ活動を妨害した。

バスカフェ活動とは、2018年の活動開始当初は毎週水曜日の夜に渋谷、または新宿の繁華街近くにバスを駐車し、その周囲にテントやテーブルを並べたカフェスペースをオープンするもので、妨害活動が激化する直前までは月2回のペースで開催されていた。当活動において、食料や生活用品を提供することで、Colaboは繁華街で夜を明かすことを余儀なくされている未成年の少女たちにセーフスペースを提供してきた。2023年11月2日によくバスカフェ活動は再開し、現在も継続している。

当該アウトリーチ活動の妨害を行った人々は、前々よりColaboを攻撃していた人々、あるいは政治家、そしてこれまでColaboに関する問題について全く関心がなかったYouTuberなど多様だが、「注目・関心」を集めることを目的に妨害を行ったことが共通点として挙げられる。ここでは、継続して妨害を行い、東京地裁により接近禁止命令が下された杉田氏の動きを中心に経緯を追っていく。

杉田氏はYouTubeで動画を通じた発信を行うYouTuberであったが、2024年現在ではYouTubeアカウントは非公開となっている。

2020年代からSNSでの活動を行っており、2023年11月にはそれらの活動中に警視庁から名誉棄損の疑いで家宅捜索を受けて逮捕されている。12月には別件で再逮捕されたが、2024年1月16日に不起訴処分になっていたことが明らかになった。杉田氏とColaboとの関係は、杉田氏のnoteによれば、発端は杉田氏のTwitterにおける投稿へのフォロワーからのリプライであり、「Colaboや仁藤さんのことは正直ほとんど知らなかった」と述べている(杉田2022)。当該noteは、杉田氏がColaboをもじり、「COROBO」という団体を設立し、活動を開始する旨を説明するものであった。

俺はその時、とにかくどこかに凸したくてたまらなかった。凸できる場所を探していた。そんなタイミングで下りてきたのがZさんのツイートだった…

Colaboや仁藤さんのことは正直ほとんど知らなかった。

ただ、「未成年の買春撲滅」それが正義の活動であることはすぐ理解した。(2022年12月24日『COROBOの活動について』)

杉田氏は、SNSでの活動の一環として12月12日に「凸できる(突撃できる)」場を探し、SNSでのリアクションを通じて場所を決定し、12月13日に大久保公園周辺での「未成年の買春撲滅」、「正義の活動」を開始した。noteによれば活動に「賛同」し、名称をもじって名付けた団体の活動として、COROBOの活動には「未成年に買春をやめさせる」目的があり、正当性があると述べた。しかしながら、杉田氏が

行なった活動は、Colabo 側にとっては妨害行為と主張がなされた。その後、1月19日に仁藤氏から杉田氏らによる活動妨害を報告するツイートが発信される。仁藤氏によれば、杉田氏は12月から3度にわたり Colabo のバスカフェ活動に接近し妨害行為を行ったという。その内容は、毎日新聞の記事にもあるような周囲の徘徊や、ヤジを飛ばして動画撮影をするというものである。

「税金泥棒」「公金チューチュー」「不正会計」！男性らはそう叫び、仁藤さんらに接近し、スマートフォンで撮影を続けた。その後、動画配信も始める。バスカフェは少女らのシェルターとしての役割もあることから、撮影の中止を求める Colabo 側に、男性らが「公道の通行を妨害するな」などと主張。現場が騒然となった。こんな光景は2022年12月から頻繁に見られるようになっていた。

(毎日新聞 2023年5月1日『Colabo「バスカフェ」に相次ぐ妨害 活動再開も先行き不透明』)

毎日新聞の記事の内容と、仁藤氏の示した動画の内容は一致している。杉田氏を含む複数人によるこれらの妨害活動は水原氏の発信活動とは別個に行われ、2023年1月26日午後0:16のツイートにおいて、杉田氏は水原氏との関与を否定し、水原氏も杉田氏との関与を否定している。したがって、杉田氏を含む実際に妨害を行なった杉田氏らと水原氏は、それぞれ独立した行動を行っているものの、それぞれが「正義」を標榜し、Colabo の活動を否定するような発

信を行いながら、たびたび水原氏と杉田氏の間でも衝突が生じていた。

暇空さんと信者たちはなんか勘違いしてるけど、オレたちは完全別グループだし暇アノンでくくられて迷惑したとか言ってブロックしたりおかしいと思う！オレは買春者と児ポを撲滅したいだけ！コラボは見てるだけ、暇空は1億集めて裁判してるだけ！オレは声かけをしてる！完全別！ひとくくりやめろ！(2023年1月26日午後0:16 杉田氏のTwitterアカウントより)

杉田氏の活動による Colabo への影響は大きく、バスの利用者がいつもの半数となり、活動中に無断で撮影されるなどのハラスメントを受けたことを仁藤氏は報告している。

2023年末に、水原氏の申請した監査請求について、都が Colabo による経費の利用について不正使用となるような事実がないと判断した後も、杉田氏の妨害行為は継続した。2023年3月には複数人の集団がバスカフェの活動時間に現れた。集団には、埼玉県草加市の河合ゆうすけ市議会議員が含まれており、「フェミニストのせいで男が女嫌いになる」「みんなに嫌われているのは Colabo の責任」などのヤジを飛ばしたという(小川 2023a)。

以上を踏まえると、Colabo の「炎上」に関与したアクターの特徴を次のように整理できる。アクターは、YouTube などの SNS 上での関心・注目を必要としており、彼らの妨害行為は、資源の獲得が目的といえる。そしてその活動の根拠として、「正義」の追求が持ち出され

ているが、河合議員のヤジから明らかなように、その「正義」の行動にミソジニーの論理が融合している。アクターらは、それぞれの関与を否定し独立して行動しているが、Colaboを攻撃することによる資源獲得という目的を同じくしている。このことは、それぞれが競合しながらも、ゆるやかなネットワークを形成しているといえるだろう。

2023年6月の声明によれば、Colaboは活動現場への妨害について東京都に安全対策を求めているが、2023年3月に東京都にColaboは活動の中止を求められ、依然として妨害前の活動を行えない状況が継続していた。そして、2023年度からの若年女性支援事業が都による委託ではなく、補助金化に伴って団体による申請が必要となる形態へと変化することから、補助金申請を見送ったと説明した。都が公表した申請手続きに関する要綱によれば、東京都が求める場

合には支援を行う少女たちの情報の開示が必須となる。しかしながら、これまで都の行う支援事業の委託をColaboが受け入れたのは、過去に不適切な対応を受け、行政そのものに不安を感じている女性がふたたび行政と繋がることを目的としていたからである。新たな要綱においては、そうした女性たちが個人情報を開示しなければならない可能性を有しているために「安心して支援につながるができないもの」となっていると指摘した。このように、ネットワーク・ミソジニーを形成した妨害者らは資金や資源を獲得したが、Colaboは資源を奪われ、活動は休止に追い込まれた。

以下では、日本社会におけるネットワーク・ミソジニーの特質について、個人のアクターの行動はどのように既存の社会的ならびに政治的構造と共振するかを検討しながら、さらなる考察を述べる。

3.3 日本社会におけるネットワーク・ミソジニーの政治性——「日本のジョーカー」から

前章で述べたように、ネットワーク・ミソジニーの目的は情報の拡散によって、公衆の注目を集めることである。そして、これは「炎上」という事象を通じて、フェミニストの思想や実践を否定し、周縁化することを可能にする。ネットワーク・ミソジニーは「不正」の言説を用い、読み手の警戒心を喚起する。その警戒心（不確定性、恐れや不気味さ）はフェミニズムに汚名を着せるといった悪循環を招く。これは、政治といった領域が既存の家父長制秩序における強者によって独占されるべきであって、それ以外の他者の価値観を包摂すべきではないという見解を示している。歴史学者のMorris-Suzukiは、

持続的な経済低迷、地域情勢の不安定さ、そしてデジタル・メディアに浸透された現代社会での日常生活において、政治の簡略化や他者の排除を促す「エリート・ポピュリズム」が各地で支持を集めていることを説明した（Morris-Suzuki 2020, 8）。Morris-Suzukiによれば、エリート・ポピュリズムの代表的な人物には、政治世家の後継者であった前首相の安倍晋三氏や商界の巨頭、そして先述したアメリカ前大統領のドナルド・トランプ氏が挙げられる。そして、次のように指摘する：「日本も含む現代の民主主義の危機は、単にデジタル・ポピュリズムの台頭にあるのではなく、ある政治的グループがデ

デジタル・ポピュリズムの修辞技術を既存の党の権威的構造と結びつけ、成功させたことにある」(Morris-Suzuki 2020, 8)。これは、トランプ氏がデジタル・メディアを活用して白人ポピュリズムに迎合する「Make America Great Again」の選挙流行語を用いて、多くの支持者らに安定感を与えたことにつながっている。安倍氏においても、簡略的でわかりやすい政策名を採用した「アベノミクス」や「ウーマノミクス」などが期待に及ばなかったにもかかわらず、在任時間の最も長い首相となっている。トランプ氏と同様に、安倍氏もSNSを活用して自身のイメージを構築することを重視し、若い支持者から「親しみを感じる存在」と評価された(NHK 2022)。

政治を簡略化するエリート・ポピュリズムと、情報を大規模で流布するネットワーク・ミソジニーの親和性は何を意味しているのだろうか。ネットワーク・ミソジニーを追従するアクターは、大量の閲覧と転載を経て経済的利益を得るだけでなく、社会的な地位も獲得していく。この現象は「エリート」というアイデンティティの意味付けが変化していることを示す。特に、SNSが普及した2010年代以降には、可視性ならびに人気をオンライン空間で獲得し、多くの視聴者が共感できるコンテンツを作成した個人あるいは集団が「エリート」となる。ここで特筆すべきなのが、このような「エリート」が、既存の社会規範や倫理、評価基準からの、ある程度の逸脱が免責されることである。ソーシャルメディアや可視性の経済という文脈から生み出されたこの新しい「エリート」たちは、「情報強者」とも読み替えることが可能かもしれない。

物理的な体験世界（「身体」、「感性」、「開放ゆえ不確定」の世界）ではなく、デジタル情報世界（「頭脳」、「論理」、「制御」の世界）においてその支配的地位を有するものは、「情報強者」（林 2023）と呼ばれる。「情報強者」は、「炎上」による資源の獲得を目的として「炎上」に関心を持つ価値があることを大衆に対して証明するために、さらに多くの情報を収集、発信する必要がある。フェミニストがもたらす社会変革——つまりは既存のジェンダー秩序の変化に対する警戒心や恐れ、そしてそのような大衆の感情を煽動する言説や、視聴数などを金銭に変換する現行の資本主義システム、男性中心的な保守的政治権力、及びそのような「権力」に対するの恐れなどの要素が、ネットワーク・ミソジニーの血肉となり、信奉者を獲得する。このとき、自治体（東京都）は中立的姿勢をとり、主流メディアも当該「炎上」を社会問題化することなく既存の社会構造は維持された。以上に見てきたように、ネットワーク・ミソジニーは、デジタル世界と現実世界の境界線を超え、実際に女性の居場所を攻撃し、ホモソーシャルな男性共同利益が維持される働きをおこなったのではないだろうか。

オンライン空間で影響力を発揮する「情報強者」が現実社会に与える影響は予測困難である(林 2023)。しかしながら、その情報拡散能力が個人の政治的資本に転換される可能性があることは指摘できるだろう。前節で分析したように、これら個人の政治的資本は、実際にネットワーク・ミソジニーの集合的な力となっている。その結果、フェミニスト的社会的課題はオンラインおよび現実空間で継続的に攻撃され、

排除されるといった悪循環に陥る可能性がある。

前節で取り上げた河合市議は、Colaboの「炎上」を利用して政治的利益を得ようとした代表的な人物である。埼玉県草加市で市議会議員を務める河合市議は、人気漫画作品のキャラクターに扮した杉田氏と同様に、自身をアメリカDCコミックスのキャラクターの「ジョーカー」になぞらえた。作品の内容は、主人公・ジョーカーが精神病患者として社会的な蔑視と差別に晒され、徐々に自身を抑圧する権力に反抗する英雄的犯罪者（ダーク・ヒーロー）へと変貌するというものである。日本では、2021年に発生した無差別刺傷事件の犯人がジョーカーの衣装を身に纏っていたことから、ジョーカーのシンボル性は広く周知されているといえる。同年から顔や鼻を塗装して政治的発信を行っていた河合氏は「The Business Standard」や「New York Post」など一部の国際メディアから注目を集めた。そして、2021年の市議会議員立候補者による政見放送のYouTube動画でも、河合氏はジョーカーに扮して登場した。当該動画の再生回数は14万を超えた。

杉田氏との妨害行為後、河合市議はColaboに対する攻撃に関して謝罪を行った。2023年3月3日午後にTwitterにアップロードされた動画での発言によれば、河合市議の主な動機はColaboの不正疑惑を利用し自身の認知度を高めることであった。

このことは、ソーシャルメディアが主導するオンライン空間においてネットワーク・ミソジニーと「可視性の政治」が結びついていることを示す。注目や関心を集めて資源を獲得するネットワーク・ミソジニーの論理と同様に、「可視性の政治」の主な目的は、オンラインで注目や関心を集め、それによって政治的地位を獲得することである。このとき、資源獲得のための政治的価値の判断基準は、情報の質や真偽ではなく注目の程度である。

「可視性の政治」は当初、クィアや有色人種といったマイノリティグループが、自身の生が他者化されていることをマジョリティ社会に知らせるためのポリティクスを指していたという——「座して死を待つよりは何が何でも公衆の注意を引きつけようという意図があったのだ」（清水 2019, 17）。1980年代のアメリカにおけ



図2. 河合市議の政見発表動画1

るクィア運動では、同性同士が人目を惹く服装とメイクで集まってキスをしてみせたり、政治的なビラを配布したりすることでクィアの主流化を促した（清水 2019, 17）。しかしながら、これらの戦略はその歴史的な脈から脱文脈化され、反多様性の陣営に利用され得た。SNSの時代を迎え、「可視性の政治」はさらに抽象化されることとなり、政治そのものが現代社会において情報化されてきた。情報化された政治は、エリート・ポピュリズムの支持者にさらなる力を与えている。社会運動の研究者である Jen Schradie は、次のように述べる。

保守派の草の根、専門家、メディア団体は、いわゆる「フェイクニュース」を自身の政治情報で置き換える必要があると信じて統一されていた一方で、進歩派の団体は分断され、しばしば大衆参加を促進することに焦点を当てており、でもインターネットはそれに役立つことがまれだつた（Schradie 2019,8）。

Schradie の描写した状況は、Colabo の事例においても確認できる。保守派の YouTuber は、情報を大量に拡散することに注力が可能だが、攻撃の対象である Colabo は情報拡散についての専門性を有していない。支援団体としての Colabo の主たる目的は情報拡散ではなく、未成年女性への物資や社会支援の提供であり、SNS の「炎上」対応や管理は重視されておらず、それに充てることのできる資源や労力は限られている。さらに、シェルターを求める当事者の安全を考えれば、情報の拡散が活動に悪影響を与える可能性もあり、実践の視点から見れば、

支援団体は情報の発信について受動的な状況に直面させられている。

ネットワーク・ミソジニーとエリート・ポピュリズムの重なり、そして可視性の政治との関連に鑑みるに、河合氏は水原氏や杉田氏と同様に、日本社会におけるネットワーク・ミソジニーを説明するに不可欠な存在といえる。河合市議は、ネットワーク・ミソジニーのアクター、YouTuber、政治家、といった属性の交差点に位置しており、本事例においては「可視性の政治」を代表する典型的な例のひとりである。本稿では、河合市議を通じて、ネットワーク・ミソジニーが経済的な影響力のみならず、現実の政治構造に与える影響を簡潔に示すことを以下で試みる。河合市議の YouTube や Twitter のコンテンツは、2023 年 10 月現在登録者は数千人程度で、これまでの 5 度の立候補のうち 4 度目まではいずれも下位落選という結果であったが、2023 年 4 月の選挙においてはじめて市議会議員に選出された。結果をみると、河合氏の事例では可視性の政治は容易に政治地位に変換されるように解釈できる。ただし、注目すべきなのは、河合氏はネットワーク・ミソジニーを構成して「可視性の政治」の実現を試みたアクターのひとりに過ぎず、現実にはこれまで 4 度の落選を経ている、ということである。

フリージャーナリストの犬飼淳によれば、2023 年 4 月の統一地方選挙において、Colabo への攻撃を利用して SNS で注目を集めた候補者は 4 月 16 日の時点で 20 人おり、そのうち 2 人は女性候補者、現職議員は 6 人だった（犬飼 2023）。候補者たちは選挙中、相互に競争する状態にあるものの、彼らが共通して行った

Colabo に対する攻撃は、結果として女性たちに関する社会課題に汚名を被せ、周縁化する結果となった。Colabo の活動が制限されたことからこの試みは成功したといえ、これはネットワーク・ミソジニーの政治的結実とみなすことができるのではないだろうか。フェミニストの集団や個人、および女性たちに関連する社会課題は、ネットワーク・ミソジニーによって政治的・経済的資源が奪われる対象となり、可視性の政治においては単なる情報的価値として利用されている。しかしながら、統一地方選の結果

4. 結語

ここまで、ネットワーク・ミソジニーは、ソーシャルメディアが中心となるオンライン空間において生じ、フェミニストに対する攻撃や、それに伴い発生する「炎上」を特徴とした社会的なネットワークであることを明らかにしてきた。ネットワーク・ミソジニーのアクターは共通のアイデンティティを構築し、他者と共鳴する。そして、共鳴することによって形成されるネットワークが可能にする、「炎上」による大規模な情報拡散を通じて、経済的・政治的利益を獲得する。さらに、ネットワーク・ミソジニーは政治的立場の確立のための「燃料」としてフェミニストを必要とする。このネットワーク・ミソジニーの論理は、Colabo の例からみてきたように、ジェンダー不平等のダイナミックな構造を説明しうる。それゆえ、ネットワーク・ミソジニーという概念を用いてオンライン空間でのフェミニスト的社会課題についての「炎上」を分析していくことには一定の意義があるとい

においては、上述した 20 人のうち半数の 9 名が落選している。これはつまり、ネットワーク・ミソジニーを利用して政治的資本を求める戦略の効果については検討の余地があることを示唆する。現代の社会において影響力を有する「可視性の政治」は、歴史的・社会的な文脈や立場から分離したポリティクスである。このような前提を認識することを通じて、社会の対立や憎悪、分断を強化することなく、共感や連帯でもってお互いが直面している状況を理解し合う意義を考えていく必要があるだろう。

える。

本稿では、2022 年秋から始まった Colabo の「炎上」事例を通じて、ネットワーク・ミソジニーのアクターとなった水原氏、杉田氏、河合市議らのソーシャルメディア (YouTube、Twitter、note など) の内容分析をすることで、日本社会におけるネットワーク・ミソジニーのあり方を考察した。彼らはイデオロギーのレベルでは女性の身体の商品化を正当化する「表現の自由」を擁護する立場から、フェミニズムを推し進める集団および個人を「敵」として認める立場をとった。それゆえ、ネットワーク・ミソジニーのアクターは、水原氏によって発信された未検証の情報についてその真偽を問わず拡散を行った。その結果、発信者が視聴数や金銭などの政治的・経済的利益を得ることを可能にした。

ミソジニーの論理から生じたそれらの発信は、Colabo に関する多くの虚偽情報をオンラ

イン空間に波及させただけでなく、現実空間にまで影響を及ぼした。その結果、支援を必要とする未成年女性のためのアウトリーチ活動や、スタッフや支援者への攻撃が行われ、活動の資源が失われる結果となった。政治的なレベルでは、SNS上の影響力を政治的資本とみなす少数のYouTuberがColaboへの攻撃に参加し、大量の注目や関心を集めた。その結果、女性の権利を主張する集団や個人の活動は継続的に攻撃されることとなり、汚名を付与され、周縁化された。フェミニストがもたらす社会変革——つまりは既存のジェンダー秩序の変化に対しての警戒心や恐れ、そしてそのような大衆の感情を煽動する言説や、視聴数などを金銭に変換する現行の資本主義システム、男性中心的な保守的政治権力、及びそのような「権力」に対しての憧れなどの要素が、ネットワーク・ミソジニーの血肉となり、信奉者を獲得する。このとき、自治体（東京都）は中立的姿勢をとり、主流メディアも当該「炎上」を社会問題化することなく既存の社会構造は維持された。以上に見てきたように、ネットワーク・ミソジニーは、デジタル世界と現実世界の境界線を超え、実際に女性の居場所を攻撃し、ホモソーシャルな男性共同利益が維持される働きをおこなったのではないだろうか。

本稿では、ネットワーク・ミソジニーへの具体的な対応策を示さないこととする。Schradieによれば、経済状況が比較的安定している階級の参加、緊密で分業的な組織体制、そして明

確かつ単純な目標設定といった要素の組み合わせは、オンラインでの社会運動であるハッシュタグ運動の拡大を促進するという（Schradie 2019, 8）。とはいえ、日本のみならず世界のフェミニズム運動がこれらの三要素を実践レベルで満たせるか、そしてフェミニストたちがそのような目標を真に望んでいるかがさだかではない。フェミニズムの実践は多様であり、その目的ごとにアプローチや手段が設定されていくことが望ましい。しかしながら、本稿の執筆者らは、フェミニズム運動の研究が社会運動の実践と結びつくことで、ネットワーク・ミソジニーへの対応に効果的な処方箋を提供することを願っている。

最後に、Colaboが妨害に直面しているさなか、日本において伝統的な主流メディア（全国紙の新聞や放送局）がネットワーク・ミソジニーのアクターにより発信された未検証の情報を否定しなかったことに触れておきたい。この原因や背景の考察は本稿の射程にないが、この事実は特定のコンテキストにおいて、主流メディアがネットワーク・ミソジニーのアクターとなり、脆弱な立場の人々への攻撃に加担してしまうことを示唆する。本稿ではこの点について、紙幅の都合上掘り下げることはできないが、主流メディアの役割やその内部におけるダイナミクスの分析もまた、フェミニスト運動の実践を、より良い方向に導くことになることを期待している。

註

- ¹ このYouTube動画において河合氏の発言は以下のものである:「この放送をスマホで録画して、YouTubeやTikTokにアップロードして、どんどん再生回数を稼いでください。この放送には著作権がないので、どんどんアップロードしてください」。この発言に鑑みるに、河合氏が政治的利益を獲得する際の戦略とは可視性の活用であり、自身の動画をより多くの人々に拡散させ、知名度を得る意図が読み取れる。

参考文献

- BBC News Japan. 2019. トランプ氏、野党女性議員たちへ「もといた国へ帰ったらどうだ」 人種差別と批判高まる. 2019年7月15日. <https://www.bbc.com/japanese/48985809>.
- Colabo. 2022. 弁護団声明: Colabo 及び仁藤夢乃さんに対するネット上の攻撃について. 2022年11月20日. <https://colabo-official.net/seimei20221120/>.
- NHK. 2022. 若者が見つめた安倍氏の「国葬」. 2022年10月1日. <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221001/k10013840181000.html>.
- 荻上チキ. 2007. ウェブ炎上: ネット群集の暴走と可能性. 筑摩書房.
- 宮脇稜平. 2023. 「死刑になりたい」被告が「ジョーカー」に扮した理由京王線刺傷. 朝日新聞デジタル. 2023年7月18日. <https://www.asahi.com/articles/ASR7L6QMVR7LUTIL00X.html>.
- 煉獄コロアキ. 2022. COROBOの活動について. note. 2022年12月25日. <https://note.com/rengoku56771/n/n72a88072f808>.
- 林香里. 2023. 現実世界へと滲みだす混沌. 朝日新聞デジタル. 2023年2月23日. <https://www.asahi.com/articles/DA3S15563549.html>.
- 内藤千珠子. 2021. 「アイドルの国」の性暴力. 新曜社.
- 清水晶子. 2019. 「エスニック・フェア」のダイバーシティ——可視性の政治を巡って. 女性学, 26, 12-21.
- 犬飼淳. 2023. 統一地方選 2023: Colabo に対するサイバーハラスメントに加担する候補者一覧. <https://juninukai.theletter.jp/posts/ab09d430-cd4d-11ed-80a91babf40a6f87>.
- 山田太郎, 赤松健. 2022. 「表現の自由」の闘い方. 星海社.
- 狩野浩平. 2022. 女性支援団体 Colabo を「誹謗中傷」投稿繰り返し返した男性を提訴. 朝日新聞デジタル. 2022年11月29日. https://www.asahi.com/articles/ASQCY722VQCYOXIE018.html?iref=comtop_National_03%20https://colabo-official.net/seimei20221120/.
- 田中東子. 2020a. なぜ男性より女性のほうがインターネットで炎上しやすいのか. President online. <https://president.jp/articles/-/39767?page=3>.
- 田中東子. 2020b. 可視化されるフェミニズム: ポリティクスとエコノミーのはざままで. 三田社会学, 25: 15-29.
- 暇空茜. 2022. Colabo とコロアキ妨害禁止令について. note. 2023年4月5日. https://note.com/hima_kuuhaku/n/n9a7d43461f13.
- 暇空茜. 2022. 今回の戦いへのカンパを募集します. note. 2022年12月7日. https://note.com/hima_kuuhaku/n/ndf4f0452a4dd#85217c78-a5ee-4196-b3df-29caf7d97012.
- 小川たまか. 2023. 「バスカフェ」を妨害から守れ! 東京都の指示で委託事業中止に「Colabo」が抗議. 週刊金曜日オンライン. 2023年4月9日 <https://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2023/04/09/antena-1240/>.
- Banet-Weiser, Sarah and Miltner, Kate. M. 2016. “#MasculinitySoFragile: Culture, structure, and networked misogyny.” *Feminist Media Studies* 16(1): 171-174.
- Banet-Weiser, Sarah. 2018. *Empowered: Popular feminism and popular misogyny*. Durham: Duke University Press.
- Colabo. 2016. “Watashitachi ni tsuite” . <https://colabo-official.net/about/>.
- Hasunuma, Linda, and Ki-young Shin. 2020. “#metoo in Japan and South Korea: #wetoo, #withyou.” In *Me Too Political Science*, edited by Nadia Brown: 97-111.
- Kimmel, Michael, and Lisa Wade. 2018. “Ask a feminist: Michael Kimmel and Lisa Wade discuss toxic masculinity.” *Signs: Journal of Women in Culture and Society* 44(1): 233-254.
- Leng, Junxiao. 2021. “Painful Connections: The ‘Making’ of the #KuToo Online Feminist Movement in Japan/ 苦痛なつながり: 日本における #KuToo オンラインフェミニスト運動の「形成」.” *US-Japan Women's Journal*, 60(1), 52-83.
- Manne, Kate. 2018. *Down girl: The logic of misogyny*. Oxford: Oxford University Press.

- Miura, Mari. 2021. "Flowers for sexual assault victims: Collective empowerment through empathy in Japan's # MeToo movement." *Politics & Gender*, 17(4):521-527.
- Mizoroki, Saki, Limor Shifman, and Kaori Hayashi. 2023. "Hashtag Activism Found in Translation: Unpacking the Reformulation of #Metoo in Japan". *New Media & Society*, 1-25.
- Morris-Suzuki, Tessa. 2020. *Japan's living politics: Grassroots action and the crises of democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rivers, Nicola. 2017. *Postfeminism(s) and the arrival of the fourth wave: Turning tides*. Cheltenham: University of Gloucestershire.
- Schradie, Jen. 2019. *The revolution that wasn't: How digital activism favors conservatives*. Cambridge: Harvard University Press.
- The Business Standard. 2021. "Japanese candidate goes viral as he runs for office dressed as Joker." <https://www.tbsnews.net/offbeat/japanese-candidate-goesviral-he-runs-office-dressed-joker-215752>.
- Zack, Naomi. 2007. "Can Third Wave Feminism Be Inclusive?" In *The Blackwell Guide to Feminist philosophy*, edited by Linda Martin Alcoff and Eva Feder Kittay: 193-207.



冷 君暁 (れい・じゅんしゃお)

[生年月] 1996年1月生まれ

[出身大学または最終学歴] 北京大学大学院伝播学修士課程修了(2019年)

[専攻領域] ジェンダー論、文化研究、フェミニズム理論

[主たる著書・論文]

Leng, Junxiao. 2024. Collectivizing trauma: everyday experiences, empathy, and grassroots activism in Japan's Flower Demonstration against sexual violence. *Feminist Media Studies*, 1-19.

Leng, Junxiao. 2021. Painful Connections: The "Making" of the #KuToo Online Feminist Movement in Japan/ 苦痛なつながり: 日本における # KuToo オンラインフェミニスト運動の「形成」. *US-Japan Women's Journal*, 60(1), 52-83.

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程

[所属学会] カルチュラル・スタディーズ学会、アジア研究学会 (AAS)



唐井 梓 (からい・あずさ)

[生年月] 1996年2月生まれ

[出身大学または最終学歴] 早稲田大学法学部卒業(2019年)

[専攻領域] 政治学、メディア研究、フェミニズム理論

[所属] お茶の水女子大学大学院博士前期課程在籍

[所属学会] 日本女性学研究会

Burn the “Bad” Organization: The Logic of Networked Misogyny in Harassment Against Colabo

Leng Junxiao*, Karai Azusa**

Networked misogyny was originally defined as “an especially virulent strain of violence and hostility towards women in online environments” (Banet-Weiser and Miltner 2015, 171). In this case study, we extend this definition of networked misogyny to explain the large scale online and in-person harassment imposed on Colabo, a feminist organization providing shelter and resources for homeless young women who are vulnerable to sex exploitation. Since late 2022, Colabo was involved into a series of Enjō incidents that falsely charge it for misusing public funding received from the Tokyo Metropolitan Government, which then developed into lingering harassment and attacks. Consequently, the organization experienced a significant loss of financial and social resources necessary for sustaining supportive activities, with its capacities to build a safe shelter reduced. Feminist issues aimed at supporting disadvantaged young women were further stigmatized and marginalized in both online and physical spaces.

Based on that, we see networked misogyny not only as misogynistic discourses online, but also as a connective action, enabled by a network of actors who are influenced by and actively reinforce, misogynistic ideologies and male-dominated social structures. They utilized existing networked power—both social and technological—to benefit from the increased visibility of anti-feminist controversies. The concept of networked misogyny was first raised in the context of North America and Europe, where misogynist actors are seen as being reactive to the increasingly visible, and popular feminist issues (Banet-Weiser 2018).

In the case of Colabo, however, its feminist issue only became highly visible when it was accused of and violently attacked in the online flaming incidents created by professional YouTubers, blog writers, and politicians who rely on visibility in exchange for economic and political capital. Actors of networked misogyny on Japanese online spaces, as we argue, appear to be separated and compete against each other for more clicks and attention; but their actions, including massively disseminating simplified, sensational, and anti-feminist misinformation, violently attacking Colabo’s physical shelters,

* Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo,

** Graduate School of Humanities and Sciences Gender and Social Sciences, Ochanomizu University

Key Words : networked misogyny, feminism, backlash, online flaming, politics of visibility, Colabo

filming as well as further circulation of these in-person harassments, are repetitive and unified, which have significantly increased the collective influence of networked misogyny as an ideology, a desirable social identity, and a political standpoint.

Analyzing the social media footprints (mainly YouTube videos, Twitter and note posts) of several main actors (Himasora Akane, Rengoku Koroaki, and Kawai Yusuke, etcetera) who participated actively in the networked misogynist backlash against Colabo, we found that the attacks began from an ideological confrontation, where Colabo's feminist member warned the danger of over-sexualized manga images of teenage girls, whereas conservative YouTubers defended their consumption of these images as "the freedom of expression." The defense then developed into a massive wave of misinformation and cyber/physical violence against Colabo's members, organization, supporters, and the feminist issue they are dedicated to; meanwhile, the high visibility of misinformation was transformed into financial income for the actors. Finally, conservative YouTube politicians also joined the fray to establish their political position as "defenders of justice for the masses." Though their visibility was not directly transformed into political power, as we observed, it has damaged, exploited, and marginalized feminism and therefore reinforced existing patriarchal structures.

韓国男性にみる美容実践と男性性の位相

－ 軍隊におけるコミュニケーションに注目して

Beauty Practice and Phases of Masculinity among South Korean Men
: Communication in the Military.

小平 沙紀*

Saki Kohira

1. はじめに

本稿は、韓国において男らしさを生成する制度とされてきた軍隊を対象に、美容実践を介した男性同士の関係性とそのジェンダー化された意味を議論する。男性の美や外見に関する従来の社会学的研究では、身体が男性性の競争の場として機能する実態に焦点が当てられてきたが、その分析は西洋中心であり、なおかつ私的領域に内在した文化分析に留まりがちであった(佐藤, 2010; Taga, 2004)。他方、軍隊を対象とした男性研究では、軍隊を近代国家の男性性構築の場であり、マチズモを生成する制度ととらえてきたが、現在、見出されるような、従属的・女性的な要素を取り込んだ多様で新たな男性性のあり方⁽¹⁾と接合した研究は不足している。

それに対し本稿では、韓国の軍隊を事例とし、その社会における「ヘゲモニックな男性性」(Connell & Messerschmidt, 2005) の構築主体である軍人の美容実践および、それに付随する

コミュニケーションに目を向ける。義務兵役制度が存在する韓国では、成人男子の全員に約二年の兵役の義務を課している。なかでも、現役⁽²⁾と呼ばれる服務形態においては、軍事訓練だけでなく、兵舎での共同生活を通してジェンダー規範が身体化されていく。本稿では、兵舎での美容実践を男性性の視点から読み解くことで、美容実践を介した男性性の階層の様態を明らかにするとともに、軍隊経験が男性の身体意識に果たしうる意味の一端を提示することを目的としている。

複数の男性性のヒエラルキー的な関係に着目し、権力と結びついたジェンダー秩序をとらえた Connell (1987, 1995) は、男性性を複数形で捉え、それぞれの男性性の間に権力構造と階層関係を見出した。Connell の議論の重要な点は、男性性が集団や制度のような集合的な場で行使され、環境や条件に応じて能動的に構築される複雑な過程を描き出そうとしたことである。つ

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：韓国男性、美容実践、軍隊、義務兵役、男性性

まり、そこでは静態的で固定の「男らしさ」だけでなく、変化や矛盾を伴いながら、戦略的に構築されるジェンダー化された解釈にも焦点を当てている。本稿では、一見、男らしさを育むとされる軍隊の規範と矛盾するような男性の美容実践が、軍隊内の秩序のなかで有益な行為と認識され、矛盾なく織り込まれていく過程を精緻に検討する。それにより、個々の男性たちが女性的な行為とされてきたセルフケアとどのよ

うに出会い、コミュニケーションを介して受け入れていくのかというミクロな文脈を明らかにできると考える。このように、本稿で取り上げる韓国の軍隊における事例は、男性の美容と軍隊での男らしさという社会学分野で別々になされてきた議論を統合し、Connell が論じた現代の男性性の多様な実践を照射しようという点で、先行研究の不足を補う最適な研究対象であると考えられる。

2. 問題の所在

2.1. 軍隊と男性性

近代国家の男性性構築の場として欠かせない軍事領域の男性研究は、軍隊が暴力を正当化し、男らしい男を生成するイデオロギーだとする Enloe (2000) の議論や、ある社会、文化において、支配的な男性性と従属的な男性性が共犯関係として存在し、様々な社会関係を通して生産される構築物として男性性をとらえる Connell (1987, 1995) の議論を基礎に発展してきた (佐藤, 2010; 佐々木, 2005)。さらに、Connell の理論をもとにして軍隊と男性性を結びつけた「軍事的男性性」(military masculinities) の議論では、軍隊が求める「真の男」を身体化するプロセスのなかで、好ましくない男性性を女性化して排除することで軍事的男性性が達成されていく、複雑でパフォーマティブな構築過程が描かれている (Higate ed., 2003)。一方で、グローバル化時代においては、世界的な文脈での男性性の構造を考慮する必要があるにも関わらず、東アジアの事例は国際的な学問的作業の場で周縁化されてきた (Taga,

2004)。

本稿の調査対象である韓国では、「軍隊に行ってこそ一人前の韓国男児」と言われるなど、義務兵役がヘゲモニックな男性性を獲得する通過儀礼とされている (丕, 1993)。韓国における軍隊の男性研究では、男性中心の軍事文化が韓国社会に与える影響について強調されてきた (朴, 2008)。一方、軍隊における男性同士の関係性については、性的暴力や同性愛嫌悪に焦点を当てた研究が多く行われてきた。そこでは、軍隊における男性の絆が、同性愛者を他者化する相互行為によって成立し、権力構造を制御し特定の男らしさを生み出すための道具とされていく過程が描かれている (cf. 정, 이, 2018)。

しかし、これらの議論は、もっぱら軍隊が韓国社会に与える影響や軍隊内で生じる暴力と排除に焦点を当てており、軍隊経験を契機に兵士間で構築される関係性についてはほとんど言及してこなかった。言い換えれば、軍隊内におけるセクシュアリティや暴力などの否定的な側面

を照射してきた一方で、問題化されることのない軍隊生活での日常的な相互行為は、議論の範疇に含まれてこなかったのである。その要因として考えられるのは、韓国社会において兵役がその存在意義を問うことがないほど自明化しており、職業軍人と徴兵された男たちの経験を区別し、軍隊を職業軍人の集団としてだけ見る傾向があったことである（権，2006：220-222）。そして、軍事文化を強調するあまり、兵役経験の多様性を照射しきれていなかった点も指摘される（佐々木，2013）。

このように、軍事領域の男性研究は、軍隊制度と男性性との強い結びつきが国家によって維持されてきたこと、そして軍事主義が国家の政治的関心に沿うようにヘゲモニックな男性性を構築する過程を明らかにしてきた。一方で、一連の先行研究では、粗野な軍事的男性性に過剰

2.2. 韓国男性の美容実践

近年、男性の美容実践の活発化は世界的な潮流で、男性向け化粧品市場は年々拡大している。Persistence Market Research⁽³⁾のレポートによると、2016年から2020年まで平均3.5%の伸び率を示し、さらに今後10年間で市場規模は二倍になるとの見通しである。2000年代に入り、「メトロセクシュアル」(metrosexual)と呼ばれる、セルフケアやファッションを積極的に楽しむ男性たちが登場し、そうした男性像はメディアにより国境を超えて拡散され、男性の美容実践をより活発化・多様化させていった。なかでも、東アジアの儒教圏の男性たちの美容実践は活発で、Jung (2011)によると、彼らは儒教における中性的な男らしさ⁽⁴⁾に由来す

な説明力を与えることで、軍人男性を社会構造的な文脈から切り離し、彼らの主体性を捨象しているという問題があった (Higate, 2007)。また韓国においては、軍事文化が社会に与える影響についての議論に集中しており、維持・再生産される既存のヒエラルキーに注目しながらも、変化の側面を軽視しているという問題点があった (磯崎 2011 : 161-162)。これに対して、本稿では軍隊と社会を横断する美容実践という事象に焦点を当てることで、強靱性や暴力性が特徴とされてきた既存の軍事的男性性の議論に留まらず、社会的実践を用いた軍人たちの新たなダイナミクスを記述する。これにより、軍事的男性性の視座から眼差されてきた軍人の実践を、「社会的男性性」(Connell, 2002 : 35) と接合し、軍人たちの主体性や社会的文脈に即した新たな男性性のあり方を提示できると考える。

る「ソフト・マスキュリニティ」を体現してきた。とくに近年、韓国男性における美容実践の動向は注目に値する。韓国は、男性化粧品の一人当たりの消費額が世界第一位で、毎日経済2019年10月17日号によると、男性一人当たりが化粧品に使う費用は米国やフランスの10倍以上にもなる⁽⁵⁾。さらに美容整形も盛んで、韓国の大手リサーチ会社の調査によると⁽⁶⁾、20代男性の約6割に美容施術の経験があるという。こうした美容実践に積極的な男性は、韓国で「グルーミング族」(그루밍 족)⁽⁷⁾と呼ばれている。

男性の美や外見に関する社会学的研究では、男性たちは身体的魅力を高めるために化粧品使

用や身体改造を選択していると指摘され、これを新しい具体化された男らしさの出現として説明している (Atkinson, 2008 ; Holliday & Cairnie, 2007)。また、男性の美容実践について Gilman (1999) は、美容整形が女性的な行為としてジェンダー化されたのは 1990 年代に入ってからで、男性の美容整形は「真の」男 (“real” men) になる手段としての側面を持ち、男性性の顕在化であると指摘する (Gilman, 1999 : 36)。

しかしながら、韓国男性の美容実践についての先行研究では、経験的視座からの考察と義務兵役との関係性の議論が不足しているという問題があった。経験的視座からの考察については、須長 (1999) や藤田 (2005) の研究において、家族や友人との人間関係を通じて男性の理想の身体像が形成されたり、競争的な身体可変行為が行われていることが指摘されている。また、日本の美容整形について、日常的なコミュニケーションの位相から論じた谷本 (2018) は、男性は美容実践に関して身近な女性からの助言を重視していることを明らかにしており、日常的な関係性や相互作用に着目した考察は、韓国における男性の美容実践の考察にも有効であろう。さらに、Elfvig-Hwang (2020) は、韓国の男性会社員たちの身だしなみは、集団内の調和、職場での能力、社会的ヒエラルキーの維持への考慮であると指摘したが、同様に閉鎖的で、しかも女性が排除された軍隊という組織のなかで行われる美容実践に対しても、こうした先行研究は有益な知見となるのではないだろうか。

また、韓国男性の美容実践と義務兵役の関係

性については、韓国男性の多くが、軍隊を通じて美容実践に目覚めるという事実が徐々に美容産業にも取り込まれ、軍人は化粧業界の新たなターゲット層として注目され始めている⁽⁸⁾。一方で、軍人の美容実践に関する先行研究は、軍隊における美容実践の現状を記述した研究 (장, 2014) や、軍人の肌疾患と化粧品使用を統計的に明らかにした研究 (cf. 이, 권, 2021) などに留まり、社会学的な考察は管見の限り行われていない。しかし、軍隊のマチズモの規範と、一見、矛盾するような、軍人の活発な美容実践が生起するミクロな文脈の考察は、男性たちの女性的な行為とそれに付随するコミュニケーションを通して、男性の階層関係において最も文化的に優位にあるヘゲモニックな男性性を、その他の男性性を支配する既存の権力構造を逆説的に維持・強化している一例を示しうる。言い換えれば、こうした権力構造が軍隊的な「過剰な男らしさ」(hypermasculinity) と相反するかたちで再生産されていく、2000 年代以降の軍隊における男性性の組織的体構築の一様式を明らかにできるのではないだろうか。

ここにち、男性性の多様な構築過程を記述することは社会学的にも意味をもつ。Turner (1992) は、「身体社会学」(sociology of the body) という社会学の新たな下位分野において、「身体化」(embodiment) を提唱し、社会的実践が身体に働きかけると同時に、身体が文化・社会を変容させていく様々な過程を問う視座を拓いた。社会学的な議論が既に指摘しているように、グローバル化や性別役割規範の変容は、男性たちに新たなアイデンティティの獲得を促し、その結果、外見の美しさが男女問わず

資本として機能するようになった (Hamermesh & Biddle, 1994)。本稿では、軍隊内での美容実践を、現代韓国における男性性の先端的な局面として位置づけ、「軍隊制度のなかで、軍人たちの美容実践はどのように取り込まれ、男性性をどう変容・強化しうるのか？」という問いを立て、軍隊における美容実践のジェンダー化されたあり方を明らかにする。調査方法は、韓国の兵役経験者たちへのインタビュー調査のデータを用いて、軍人間で美容実践を通して構築される人間関係と身体意識を明らかにし、それが

3. 調査概要

3.1. 分析視座

以上をふまえて、本稿では、韓国男性の語りから軍隊での美容実践とそれに伴うコミュニケーションを明らかにする。その上で、そうした経験が彼らの身体意識やジェンダー規範に影響を与えているとしたら、それはどのようなものかを以下の分析視座から議論する。

第一に、須長 (1999) の分析を参考にし、軍隊での美容実践の特徴と、それを取り巻くコミュニケーション、およびそうした経験への意味づけを記述する。第二に、本調査においては、個人が自身の経験に付与する主観的な意味に焦点化するため、象徴的相互作用論に基づく考察を行う (Flick, 2009=2011)。Blummer (1969,

3.2. データ概要

本稿では、2021年7月～9月に筆者が行ったインタビュー調査から、一部のインタビュー・データを抜粋して使用する。インタ

もちうる意味を提示する。軍隊生活によって生成される関係性や身体意識という内在的な視点は、とくに軍隊のような閉鎖的空間に対しては適用が困難である。なぜなら、制度上の問題から参与観察はほぼ不可能であり、文献調査にも限界があるためである。そのため、ミクロな次元の考察には、当事者の語りを参照することが最適なアプローチであると考え⁹⁾。以下、3. では分析視座とデータ概要を示し、4. では、美容実践の様相を分析することを通して、その男性性の構築との関係性を論じる。

1991) によると、象徴的相互作用論では、「個人が、自分の出会ったものごとに対処するなかで、その個人が用いる解釈の過程によってあつかわれたり、修正されたりする」(Blummer, 1969=1991:2) という点を踏まえており、こうした立場は、軍隊での美容実践への意味づけを分析するのに最も適していると考えられる。本稿では、まず軍隊における美容実践とコミュニケーションの実態について、ジェンダー論の視座から考察を試み、さらに、そこに見いだされる軍隊での美容実践をめぐる主観的解釈について、象徴的相互作用論から分析を行う。

ビュー対象者は、大学進学、兵役、就職活動など多くのライフイベントを経験し、軍人の美容実践が目目され始めた2000年代以降に、現役

表1 インタビュー協力者の基礎情報

	年齢	居住地	学歴	職業	兵役の勤務形態	調査形式	使用言語 ⁰¹⁾
Aさん	31歳	ソウル市	大卒	会社員	KATUSA ⁰²⁾	オンライン	日本語
Bさん	22歳	大田市	在学中	大学生	陸軍	オンライン	韓国語
Cさん	22歳	大田市	在学中	専門学生	陸軍	オンライン	韓国語
Dさん	25歳	龍仁市	在学中	大学生	陸軍	オンライン	韓国語
Eさん	38歳	東京都	大卒	経営者	義務警察 ⁰³⁾	対面	日本語
Fさん	33歳	ソウル市	大卒	会社員	陸軍	オンライン	韓国語
Gさん	26歳	龍陽市	大卒	会社員	陸軍	オンライン	韓国語
Hさん	38歳	東京都	短大卒	求職中	陸軍	オンライン	日本語
Iさん	38歳	ソウル市	大卒	会社員	陸軍	オンライン	韓国語
Jさん	31歳	東京都	短大卒	飲食店勤務	陸軍	オンライン	日本語

※年齢は2021年当時の満年齢

として義務兵役を経験した20代～30代の韓国男性10名である⁰⁴⁾。協力者は、機縁法を用いて、筆者の友人および友人の紹介と、漢陽女子大学の平井敏晴助教授の紹介を通じて集めた。インタビュー形式は、回答の自由度が高く対象者の主観的視点に容易にアプローチできる半構造化インタビューを採用した。調査時間は、一人当たり1時間半～2時間程度であった。データ分析については、同意の上でインタビュー内容をスマートフォンに録音し、データ収集と同時期に調査者が日本語で書き起こした逐語録をテキスト分析の指標とした。分析方法は主題分析を参考に、逐語録のなかから軍隊での美容実践とそれに伴うコミュニケーションに関する語りを分類し、内容を代表するラベルを付し、具体から抽象へとコード化を行った。以下、表1に協力者に関する基礎情報を載せる。

なお、本調査の協力者は全員が高等教育を受けた若年層であり、兵役での所属部隊が陸軍に偏っているという特徴がある⁰⁴⁾。しかし、本研究の目的が、韓国社会において、ヘゲモニックな男性性を有すると予想される男性たちの多様な実践の考察であることから、属性の偏りは共時的な視点からの分析を可能にする特徴であると考えられる。また、兵役における勤務形態については、大韓民国防衛部発行の2023年版防衛白書によると、現役サービスの約73%が陸軍所属であり、もっとも一般的な勤務先である陸軍への偏りは、一枚岩に見なされる彼らの個人的な経験の機微を明らかにするうえで、有効であると考えられる。さらに、本研究は、母集団の特徴へと還元しがたい男性たちの個別具体的な検討を行う個性記述的研究であるため、データの代表性には重きを置いていない。

4. 事例の分析——軍人としての身体——

4.1. 美容実践とコミュニケーション

4.1.1. 仲間との情報交換

장, 한 (2014)によると、軍人は劣悪な環境要因による肌損傷から肌を保護するため、化粧品の使用頻度と種類が多い傾向にある。こうした環境を、彼らは実際どのように経験し、仲間と共有していたのだろうか。Cさんは、自身の美容実践を次のように述べた。

—美容実践はいつ頃から始められたんですか？

C：入隊してからですかね。

—入隊まではスキンケアとか外見を気遣ったりしてなかったんですか？

C：そうですね、入隊前まではそんな肌が悪くなかったので。入隊後始めました。

—そうなんですね。軍隊内では美容について情報共有したりしていませんか？

C：はい、例えば休暇に出て帰ってきた人とか、いい商品を買ってきたらみんなに分け与えて一緒に使ったりして。

—へー面白い。軍隊に行ってきて美意識は変わったと思いますか？

C：はい、行く前は美意識って言っても髪とか肌でしたけど、行ってきてからは、眉毛を整えたり、唇の色、肌のトーンとか気にする部分が多くなったと思います。

—それはどうして変わったと思いますか？

C：うーん、軍隊に入ると、想像より新しく知る情報が多かったんです。

—あー、先輩とか同僚とかから？

C：そうそう。

Cさんのように、入隊後に肌が悪化したため初めて化粧品を使用したという語りは、今回の調査で多く聞かれた。この肌の悪化とは、屋外訓練による日焼けや肌荒れを指す。そして、化粧品をもらったり一緒に使用するなど、仲間との美容実践を介したコミュニケーションも行われていた。さらに、「軍隊に入ると、想像より新しく知る情報が多かったんです」というように、軍隊は美容実践を始めるきっかけだけでなく、知識と関心を高める場となっているようだ。Cさんは、除隊した現在、化粧水やフェイスパックなどの基礎化粧品に加えて、出かける際にはBBクリームや色付きリップクリームなども使用するなど、積極的な美容実践を行っている。このように、軍隊の美容実践は、肌の悪化という共通の悩みをもつ仲間とのコミュニケーションによって促進されているようだ。例えば、同じく軍隊で初めて美容実践を始めたJさんは、「やっぱり軍隊だと日光の下にずっといるので、ある日訓練が終わってロッカーを開けて鏡を見た時に「えっ、誰？」って。軍隊入るまでこんな顔じゃなかったのにと衝撃を受けて。その時にヤバイって危機感を持つようになって、そういうのが多いと思います」と外見の急激な変化を振り返っている。また、「僕の軍隊の後輩なんか、入る前は化粧水とか乳液と

か一切してなかったんですが、軍隊内でみんなスキンケアとかパックを熱心にしてるから、「俺もしてみようかな」って始めていました」（Dさん）など、周りの影響を受けて美容実践を始める例も聞かれた。

さらに、義務警察に所属していたEさんは、化粧品使用についての質問の流れから、軍隊での美容実践を以下のように語った。

—色のついた化粧品は使用したことありますか？

I：兵役中に休暇で出た時に、友人から「これ塗ったら軍人っぽく見えならしいよ」ってBBクリームを教えてもらって、試しに塗って見たことがあります。それ以降は使っていませんが。

—なるほど。他の人で多かったのが、軍隊内で美容とかスキンケアの情報交換をして美意識が高くなるっていうのがあるみたいですが、Eさんはいかがでしたか？

I：それはありますね。やることもないし、他に話すこともないし。色々な人がいますから。とくに除隊1・2ヶ月前とかになると、社会に戻ったらモテたいし、軍隊っぽい感じが嫌だっとなつて色々な情報を取り入れて、仲間と共有しますね。一番の目的は軍隊っぽさを消すこと。軍人はモテないってのが一般的な認識なので。

—軍隊っぽさを消すというたとえば？

I：髪の色をもっとオシャレにするとか、軍隊っぽいのは、肌が黒くて、ケアされてない、清潔感がない、みたいな。なん

か臭そうっていうイメージがあるので、電車内でも軍人がいるとちょっと距離置くみたいな偏見にはあると思うので、そういうところですかね。

Eさんも、Dさんと同様に軍隊内では仲間と美容実践に関する情報を共有していた。「やることもないし、他に話すこともないし。色々な人がいますから」という発言からは、多様な出自を持つ男性たちが、ともに暮らす制限された環境において、美容情報が彼らの共通の関心事としてコミュニケーションの橋渡しとなつていたことがうかがえる。また、Eさんは、軍隊での美容実践の目的を「軍隊っぽさを消すこと」だとする。この「軍隊っぽさ」とは、「肌が黒くて、ケアされてない、清潔感がない」外見のことを指しており、「軍隊っぽい感じが嫌だっとなつて色々な情報を取り入れて、仲間と共有しますね」という発言からは、軍隊っぽさを忌避する意識が、軍隊内で共有されていたことがうかがえる。召（2020）は、20～30代の男性たちが、軍隊の有するマッチョな男らしさを、かなり古い旧時代の産物であると解釈していることを明らかにしている。これは、近代における男らしさが、家長としての生計扶養者と、兵士としての国家安全保障主体という肉体的な強さを象徴していたのに対して、2000年代以降は、新自由主義の流入や産業構造の変化、消費文化の発達により、ケア、化粧品、ファッションなどの非男性的要素が男性の公的領域に介入することで、柔らかい男らしさが求められるようになった変化に起因すると考えられる。とくに、非男性的要素である美容実践は、20～30

代男性たちにとっては自然な文化となり、自分の価値を高め、能力となりうると考えられている(召, 2010: 156)。さらに、この軍隊っぽさへの忌避は、「軍人はモテない」という認識によって生まれている。つまり、彼らの美容実践は単なる肌荒れへの対処としてだけではなく、「女性にどう見られるのか」を意識したジェンダー規範的行動であり、この意識は「男性同士の相互行為において極めて重要な働きをしてい

4.1.2. 上官との関係

こうした美容実践を介したコミュニケーションは、軍隊内の序列と関係があるのだろうか。以下は、軍隊における外見によるストレスの経験についてのHさんの語りである。

—軍隊で外見からのストレスを受けたりはしましたか？

H: 軍隊内で上官から「ブス」みたいに言われたりしたのを見たことがあります。イケメンとそうじゃない人が並んで歩いていたら「隣はイケメンなのになんで君はイケメンじゃないの？」みたいな。ただの冗談ですけど、見ていて気持ちよくはないじゃないですか。

—そうなんですか。軍隊でイケメンかどうかで気に入られるとかあるんですか？

H: 大部屋で共同生活をしてたんですけど、上官が気に入って可愛がっている後輩がいたら、「こいつは俺とフェイスバックするから、一緒に寝るから」みたいに連れて行く感じのことはありました。

る」(多賀, 1999:143)のである。ここでは、「常に根拠が問われることもなく登場し、そして当事者たちの言葉の拠り所として利用され」(多賀, 1999: 138)る〈フィクションとしての女性の目〉が持ち出されることで、軍隊における異性愛規範を基盤としたホモソーシャルな連帯感を高め、美容実践が促進されていると言える。

Hさんは、上官の外見にまつわる悪口を目撃し、ストレスを受けた経験として語っている。ここでは、「ただの冗談ですけど」と断り、正面からの反論を避けている。からかいを社会的に論じた江原(1985)は、からかいの言葉を真面目に受け止めてはいけないというルールが存在し、からかう側がからかわれる側に対して優位に立つという構造を説明している。정, 이(2018)によると、からかいを通じた相互行為は軍隊内で日常的に行われており、男性同士のからかいは階層的な男性性を整序するメカニズムをもち、好ましい男性性を共有し、そうでない男性性を排除する実践であると指摘している。Hさんの経験したような外見についてのからかいは、軍隊の強固な序列関係に下支えされながら、外見の重要性を男性たちが内面化していくジェンダー実践と捉えることはできないだろう。

さらに、美容実践を介したコミュニケーションについては、上官が気に入った後輩を連れ出す際に、「フェイスバックするから」と美容実践を口実に連れ出している。こうしたやり取り

については、Hさん自身も上官との美容実践を介したコミュニケーションがあったとして、軍から支給されたカモフラージュクリームを使用する際に、「僕は支給されたものを使っていたんですが、たまに上の方が「これは肌にいいんだよ」とか言って（市販品を、筆者補足）塗ってくれることもありました」と振りかえっている。このようなコミュニケーションは、親密さの確認の意味を含んでいると考えられる。つまり、「身体への言及は他者の領域（テリトリー）への侵犯であり、普段はそれは慎まれるべきもの。他方親密さには、よそよそしい状態から互いの領域に踏み込み、双方のテリトリーへの侵犯が相互に許し合える仲なのだ」という親密さの確認の意味も含んでいる」（須長，1999：168）と須長が指摘するように、平時は絶対的な序列を有する関係において、美容実践は私的な交流のきっかけとなり、さらには特別な関係性を周

4.1.3. 等級と美容実践

これに関して、Jさんは軍隊内でのフェイスパックの使用についての語りのなかで、等級との関係を以下のように述べている。

－軍隊内でフェイスパックを使ったりしましたか？

Jさん：ありましたね。自分の部隊では、等級によって使える人と使えない人がいたんですよ。一日の訓練が終わって自由時間の時に、フェイスマスクをつけてベッドにいて許されるかどうかというのがある。4等級あって、自分の部隊では上等兵からしか使えなかったんです。入っ

知らせる親密さの確認としても機能していることがわかる。こうしたコミュニケーションは、美容実践というグルーミング（grooming）行為によって、軍隊における権力の非対称性を利用し、ホモソーシャルな関係性を強化する行為としてとらえることができるだろう。

他にも、Jさんの場合は、美容情報の交換を主に上官と行っており、例えばフェイスパックについて上官に相談した際の会話では、「おまえもそういう時期が来たか。来るよね」みたいな。「これいいから使ってみな。めちゃくちゃいいよ」って」と言われたという。ここで注目すべきは、「おまえもそういう時期が来たか」という発言である。この発言からは、軍隊内での美容実践には、時期に応じたグラデーションがあることが示唆されている。では、この時期とはなにを意味しているのだろうか。

て一年と3～4ヶ月くらいしないと。

－それはどうやって確認するんですか？

Jさん：階級が上がってもできない人はできないです。日頃、作業とか仕事をサボらずに迷惑かけずに自分の任務をやったか、後輩からも「この人は先輩だ」って認められた人は「お前はそろそろいいんじゃないのか」みたいに言われますね。自分の場合は自分から聞きましたね。「そろそろ自分いいんじゃないですかね？」って。

Jさんの部隊では、フェイスパックの使用が

等級によって制限されていたことがわかる。韓国の軍隊では、勤務形態によって呼称や期間は異なるものの、陸軍の場合、部隊に配属されると、二等兵・一等兵・上等兵・兵長と昇格して除隊する流れが一般的である。Jさんの部隊では、入隊後一年3～4カ月経った上等兵以上のみにフェイスパックの使用が許可されていたという。他方で、「階級が上がってもできない人はできないです」との発言からは、等級とは別の判定基準が、同時に存在していたこともわかる。その基準とは、「日頃、作業とか仕事をサボらずに迷惑かけずに自分の任務をやったか、後輩からも「この人は先輩だ」って認められた人」であるかどうかである。ここでは、軍隊内で共有されている、上等兵に必要な要素を満たした者だけがフェイスパックの使用を許可されており、その等級の認定証のような機能を果たしている。こうした美容実践と等級の関係については、Iさんも「2007～2008年くらいですかね。僕がいた時は、外部の化粧品とか使っ

てはいけなかったんです。上の人たちは使っていたんですが、僕たちの少し前までは基本的に使えなかったです」と振りかえっている。ただし、こうした等級と美容実践の関係は、部隊によって異なるようである。Jさんは、こうした軍隊内でのフェイスパックの使用について、「韓国の男性って飲み場で「うちの部隊が一番辛かったんだよ」って語り合うことが多いんですけど、その話題の中で出てきますね。「うちは二等兵からできたよ」「え、うそ？」みたいな」と語っており、各部隊で異なるルールが共有されていることがわかる。

このように、軍隊内における美容実践には暗黙のルールが存在し、等級による制限や仲間からの認定といった基準を成員たちが共有していた。後述するが、こうした美容実践によるヒエラルキーの明示化は、男性性が多様化・複雑化している現代における「ヘゲモニックな男らしさ」の、ヘゲモニーの維持／獲得戦略のひとつであると考えられることができる。

4.2. 軍隊での美容実践への意味づけ

4.2.1. 美意識の変化

最後に、軍隊でのこうした積極的な美容実践は、身体意識や美容実践に対する考えにどのような影響を与えたのだろうか。以下は、美意識の変化についてのAさんの語りである。

– 軍隊から帰ってきて、美意識の変化を感じたりした？

A：軍隊行ってきてから、もっと健康な感じを目指すようになったかな。それまでは、自分の憧れを目指すような感じだっ

たけど。

– 健康美を目指すようになった感じ？

健康管理の意味、外見を作るのは自分の健康なんだという意識になって。だから運動が大事だってなるし、肌のケアとかも、健康を気にすることで肌が良くなると考えるようになったり。

– 外見についての気の使い方とかも変わった？

A：うん、筋トレをもっと気にするように

なったし、一番は肌を気にするようになった。やっぱり軍隊での紫外線がすごく影響があったと思う。

-それだと、現役の方が肌への美意識が高くなるってこと？

A：行ってきてすぐはそうだと思う。でも行ってきてない人もそういう周りの人たちから影響を受けて気にするようになるんだと思う。

-なるほど。インタビューする前は、軍隊に行くことで男らしくなって、「外見なんて気にしない」とか「化粧は女性がするものだろ」みたいな感じになるのかなと思っていただけ。

A：うん、確かに軍隊は「男らしさとはなにか」を考える機会にはなかったかな。でも同時に、「化粧をすることが男らしくない、というわけではない」ということも知った感じ。化粧とかスキンケアをすることが女々しいことではないと気づき始めるのもその時期だと思う。

-なるほど。

A：だって女性はみんな化粧とかスキンケアしているけど、男性がしてはいけない理由はないでしょ。お互い、男らしさ・女らしさを求めて方向性は違うけど、化粧はどちらもしていい。まあ最近の若い人たちは、男らしさに力強さというよりジェントルマンな感じを求めている感じがあるし。

-たしかにそうだね。

A：スキンケアとか化粧がジェンダーを問わないものになった感じ。恥ずかしいこ

とじゃないんだと気づいた感じ。だって軍隊行ったら、みんな日焼けした肌を治すために、訓練から帰ってきたら冷蔵庫に走って冷えたフェイスパックを顔に載せて寝転んでるんだし。

Aさんは、入隊前からスキンケアやBBクリーム、コンシーラーなどの化粧品を使用していたが、軍隊経験を経て、(1)肌への意識がより高まったこと、(2)健康的な外見を目指すようになったこと、(3)美容実践が「男らしさ」と矛盾する行為ではないという認識に変化したと語っている。(1)は、軍隊での紫外線の影響について述べられているように、急激な肌の悪化によるものであろう。これは、例えばDさんも軍隊前後での美容実践の変化について、「一番は日焼け止めをちゃんと使うようになりました」と述べており、視覚的な外見の変化は美容実践を促す直接的なきっかけとなり、除隊後も実践が継続される場合も多いようだ。(2)の健康志向の高まりは、軍隊での規則正しい生活や、筋トレなどの運動習慣によって健康管理の大切さを知り、筋肉や美しい肌といった外見的要素が健康と結び付けられて語られている。ここで、Aさんが目指す美しさとは、「健康な感じ」であり、そうした外見をつくる方法として、「肌のケア」が筋トレと同列で挙げられている。ここでの「肌のケア」は、「健康を気にすることで肌が良くなる」とあるように、運動や規則正しい生活を指すようだが、「外見についての気の遣い方」についての語りからは、紫外線を防いだり悪化した肌をケアする美容実践も、「健康な感じ」な外見のために大切であることが示唆されている。

る。(3)では、軍隊での経験によって、美容実践が男らしさと相反する行為ではないという認識が変わったことが述べられており、裏を返せば「化粧をすることは男らしくない」という意識が、入隊前まではあったことがうかがえる。一方で、「男らしさ・女らしさを求めて方向性は違うけど、化粧はどちらもしていい」と述べながらも、「確かに軍隊は「男らしさとはなにか」を考える機会にはなったかな。でも同時に、化

4.2.2. 象徴的相互作用論からの考察

上述したAさんの語りを、象徴的相互作用論に照らしてみると、「健康」というシンボルを用いた主観的意味づけと、美容実践と男らしさの関係を、相互作用から再解釈していく過程として分析することができる。まず、前半部分でAさんは、軍隊経験の前後で美意識の変化が起こるという筆者の期待を受けて、自分が置かれている状況や自分の行為の方向に照らしたうえで、外見の美しさを健康の表れであると意味づけるようになった変化を語っている。ここでは、従来、男らしさと結びつけられてきた筋肉(이, 권, 2007)と筋トレを挙げながら、肌と美容実践がそれらと等価の存在であるとして、健康管理という規範に則って美意識を説明している。後半部分では、美容実践と男らしさは相反するのではないかという筆者の提起に対して、軍隊での仲間たちとの美容実践の経験から、「美容実践=女性のもの」という解釈が変化していった過程が語られている。こうしたAさんの外見と美容実践への主観的な意味づけは、筆者の期待や社会の規範を主体的に受け止め、意味付与し、解釈したうえで再分類・修

粧をすることが男らしくない、というわけではない」ということも知った感じ」と述べている。つまり、美容実践は「男らしさ」と相反するわけではないが、「男らしい」行為であるとの認識ではないことがうかがえる。このように、男性の美容実践は、「女々しいこと」ではないが「男らしいこと」でもないという、アンビバレントな意識があるようだ。

正されており、筆者との社会的相互作用過程によって形成された産物であると言える。

このような象徴的相互作用に着目することで、Aさんが、入隊前は美容実践と男らしさに矛盾を感じていたことに加えて、軍隊経験から、そうした矛盾に対してジェンダー規範の再構築を行うことで受け入れていく、ミクロな文脈が明らかになった。Aさんと筆者との間で生じた、「健康」というシンボルをめぐる社会的相互作用過程は、同様に、入隊前と入隊後、また除隊後も、家族・友人・同僚などとの間で生じていたと考えられる。今後は、一個人の美容実践をめぐるミクロな諸関係に着目し、会話分析などを使って、社会的相互作用過程の複合的な考察を加え、そうした網の目がより合わされた結果として、韓国男性の身体構築がどのように行われるのかを検討したい。さらに、筋トレと美容実践の共通性は、近代の男性性が健康的な肉体美と結びつけられていった身体構築の歴史との連続性として、今後新たな議論の余地があるのではないだろうか。

5. 考察——美容実践と男性性の位相——

本稿では、韓国男性の軍隊という閉鎖的空間における日常実践の内在的経験にもとづく語りから、軍隊での美容実践およびそれに伴うコミュニケーションと、そうした経験への意味づけを、象徴的相互作用論の視点から考察してきた。軍隊内では、美容実践がコミュニケーションを介して積極的に行われ、ジェンダー規範との結びつきが見られた一方で、美容実践自体は必ずしも「男らしい」行為として認識されているわけではない、というアンビバレントな意識があることも示唆された。では、こうした知見は男性性の視点からはどのように捉えられるだろうか。

Hooper (2001) は、Connell (1995) の「複数の男性性」論に依拠して、国際関係論で用いられる男女二元論に異議を唱え、「覇権的な男らしさ」のヘゲモニーの維持／獲得のためには、しばしば女性的な価値も使用されることを指摘した(海妻, 2006)。Hooper (2001) は、例として欧米において家事育児を積極的に行う「ニュー・マン」(New Man) を挙げ、性役割にとらわれている男性に「過剰な男らしさ」(hypermasculinity) を付与することで、新たな「覇権的な男らしさ」を獲得していく過程を描いている。これは、行為の「男らしさ」の意味づけが、行為自体の性質ではなく、そのジェンダー化された解釈によっていかようにも変容することを意味する。軍隊においては、「下士官兵が要求されている、上官の命令への全面的な服従、念入りに装うこと、日常業務の繰り返しなどは、「男らしい」というよりはむしろ「女

らしい」性質に分類し得る」(佐藤, 2006: 273)。しかし、軍事任務における「男らしさ」との結びつきは、そうした振る舞いを「女らしい」と解釈されないよう入念な策略をめぐることによって達成されている脆い構築物」(佐藤, 2006: 273) なのである。つまり、従来の軍事任務と「男らしさ」の関係は、「女々しさ」(effeminate) や「過剰な男らしさ」を巧みに周縁化することで成立しているのである。

本稿で取り上げた韓国の軍隊における男性たちの一例では、美容実践が女性にモテない「軍隊っぽさ」を回避する方策として用いられ、円滑なコミュニケーションや親密さの証や、許可された者のみが行使しうる専有物とされるなど、ヒエラルキーの確認と強化の意味合いを含む行為として機能していた。この「軍人っぽさ」を、「女性らしさに不寛容である過剰な男らしさ」(Hickey, 2016) と仮定するならば、美容実践をしない／できない者を周縁化することで、男性性のヒエラルキーが再編されていると考えられる。そして、こうした構造は、男性間の序列関係だけでなく、同性同士の親密さ(=ホモソーシャルな関係)の確認行為としても美容実践がなされており、決して男性性と相反するものではないという規範の身体化を通して達成されるのである。つまり、本調査で語られた彼らの経験は、男性たちの美容実践という、一見「女らしい」行為が、軍隊内の男性性競争において優位にあることを示す、新しい男らしさとして戦略的に利用されることで、男性の権力構造が再生産されている一例であると考えられ

る。このような調査結果は、身体像が対人関係のなかで形成され、権力関係が維持される過程を示した先行研究を発展させることができたのではないだろうか。すなわち、美容実践という行為自体が集団内の調和に貢献し、権力維持のためではなくヒエラルキーの明示化として機能する、軍隊内でのコミュニケーションの独自性を明らかにした点で、新規性があるといえよう。

長い軍事政権を経験してきた韓国社会では、軍隊の存在は男性中心主義やジェンダー問題の根拠とされ、多分に政治的な話題として認識されてきた。こうした韓国の兵役について、本稿は、軍隊という義務的な制度に付随して自発的に生まれる美容実践という新たな習慣や、それに付随したコミュニケーションの存在を示唆したという点で、学術的意義があるといえよう。とくに本稿では、ジェンダーを社会的・文化的実践の遂行により反復的に構築される差異であるとみなす Connell (1995) の議論に加えて、階級ドミナンスの有無だけでは説明しきれない様々な政治的・文化的変動を、「複数の男性性」間でのヘゲモニー形成に影響を与えるものとして組み込んだ Hooper (2001) の議論から考察

を試みた。そこから、軍隊のような物質的基盤が有する独自のヘゲモニー力学のみならず、全く異なる力学を有する一般大衆文化（美容実践）という変数の相互規定性に着目した。これにより、階級的ドミナンス以外の要素も作用するかたちで、「覇権的な男らしさ」が形成される過程を明らかにすることができたと考える。さらに、従来の軍事分野の男性性研究が陥りがちだった、軍人たちを社会変化の文脈から切り離し均質化する議論を発展させ、軍人と非軍人の男性に関わる、横断的にジェンダー化された実践の共通性の一端を見出すことができたという点は、理論的貢献と言えるのではないだろうか。

一方で、本稿は軍隊と社会構造的な文脈との交差性を、共時的な個人の主体性から記述するに留まり、個人レベルの議論が歴史的な社会構造とどう結びつくかという通時的な議論にまで至っていないという限界がある。今後は、社会制度・政治制度が作り出す権力構造の可変的なイデオロギー過程として男性性を捉える歴史研究の視座 (Gail, 1995; 渡辺, 2021) を取り入れ、通時的でより広範な調査から男性性のダイナミクスを記述していきたい。

謝辞

この論文は、多くの方々の助けによって完成させることができた。

まず、インタビュー調査に協力してくださった方々にお礼を申し上げたい。突然のお願いにも関わらず、親切に引き受けてくださり、私の拙い質問に丁寧に答えてくださったその優しさによって、この研究を遂行することができた。その際に頂いた励ましの言葉は研究を続ける上で大きな支えとなった。そして、新型コロナウイルスの流行により、渡韓できず人集めが厳しい状況のなかで、現地の人集めにご協力くださった平井敏晴先生にもお礼を申し上げたい。先生のおかげで様々な背景を持つ方々への調査が可能となり、より有益な研究となった。

そして、この研究を遂行するにあたっては、多くの方々のご指導ご鞭撻を賜った。まず、いつも優しくも厳しく研究を見守ってくださった真鍋祐子先生に感謝を申し上げたい。先生は、自信を失いかけている私を温かく励ましてくださるだけでなく、韓国研究

の面白さを改めて教えてくださった。また、田中東子先生には、客観的で的確なご助言を頂き、散漫な論点を纏める手助けをして頂いた。

註

- (1) 現代の男らしさの変容とともに登場した、従属的で疎外された男性性や女性的な要素を組み込んだ男性のことを指す。「包括的男性性」(Anderson, 2009)や「ハイブリッド男性性」(Messner, 1997)などと称され、ファッションや性役割において柔軟な男らしさを表現することで既存の権力構造を再生産していることが指摘されている。
- (2) 徴兵身体検査で1～3級に分類され、実際に入隊し訓練を受ける男性たちを指す。
- (3) “Advancements in Men’s Personal Care Products Gaining Rapid Traction in the Market: Persistence Market Research Study” President Market Research 2021.7.30
<https://www.persistencemarketresearch.com/mediarelease/mens-grooming-products-market.asp> (最終アクセス 2023/9/25)
- (4) 儒教の教えに由来する男性像で、中国における「文」(wen)、韓国における「士人」(선비)など、学識が高く高貴な身分の男性たち特有の両性具有の美しさを指す。
- (5) “‘꽃중년’의 시작은 기미 없는 깨끗한 피부부터” 매일경제 2019.10.17 <https://www.mk.co.kr/news/business/view/2019/10/841139/> (最終アクセス 2023/9/25)
- (6) “그래서 나는 성형을 생각합니다.” 대학내일 20대연구소 2015.7.2 <https://www.20slab.org/archives/7132> (最終アクセス 2023/9/25)
- (7) 韓国では、2007年頃から、美意識を高く持ち美容実践に積極的な男性を、英語で「手入れ」を意味する“grooming”にちなんで、「グルーミング族」(그루밍족)と呼ぶ。
- (8) “[Video C]” 김병장도 화장한다” - 남자들 화장 전성시대” 中央日報 2015.11.5
https://biz.chosun.com/site/data/html_dir/2015/11/05/2015110500986.html (最終アクセス 2023/9/25)
- (9) 韓国の軍隊における美容実践についての先行研究は非常に手薄であり、化粧品使用に関する統計調査が主である。質的調査に関しては、管見する限り2.2.で示したジャン(2014)の研究のみで、断片化されているうえに美容実践への意識や軍隊内での相互作用については言及されていない。さらに、一次資料がほとんど存在しないか、入手が困難であるという事情も考慮すると、文献のみでの調査は困難であり、本研究の目的が美容実践という行為自体ではなく、行為への意味づけやそれを取り巻くコミュニケーションを探ることであるため、インタビュー調査によって彼らの経験世界を語られ方から理解しようとする手法が最適であると考えられる。
- (10) 本調査の対象者には最大16歳の年齢差があり、彼らが服務した時代の南北関係や国際情勢といった、軍隊や男性性にかかわる価値観に影響を与える変数については別稿を期したい。また、本調査では、軍隊における美容実践が2007年当時より行われていたとの証言は得られたが、いつから軍隊での美容実践が始まったのかという通時的な視点の考察については、より対象年齢を広げた調査を現在進行中である。
- (11) 使用言語の違いによるズレを最小限に留めるため、日本語の場合は、筆者が韓国語での表現の確認と言葉の補完を適宜行い、調査の再現性を担保できるよう努めた。
- (12) Korean Augmentation to the United States Armyの略。在韓米軍にて任務を行う。
- (13) 1967年に戦闘警察とともに創設され、1983年に独立した制度となる。主な任務は、派出所勤務、交通整理、治安維持で、非常時にはデモ隊の鎮圧なども行う(康, 2011)。
- (14) 韓国の義務兵役では、陸軍以外にも空軍・海軍・海兵隊・KATUSA・義務警察などの様々な部隊へ配属され、文化や勤務形態も多様で、美容実践のルールも異なることが予想される。本稿では陸軍を中心に議論を行うが、その他の部隊および社会服務要員と呼ばれる福祉活動を行う勤務を経験した男性たちへの調査を現在進行中である。博士論文では、これらの勤務形態における美容実践や身体意識の差異や共通項を洗い出すと同時に、調査対象を40代まで広げることで、通時的な考察を行う予定である。

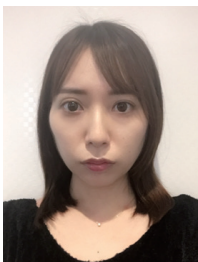
参考文献

- Anderson, E. 2009, *Inclusive masculinity: The changing nature of masculinities*, New York: Routledge.
- Atkinson, M. 2008, “Exploring male femininity in the “crisis”: Men and cosmetic surgery” , *Body & Society*, 14(1): 67-87.
- Blumer, H. 1969, *Symbolic interactionism : perspective and method*, Prentice-Hall. (= 後藤将之訳, 1991, 『シンボリック相互作用論 :

パースペクティブと方法』勁草書房.)

- Connell, R. W. 1987, *Gender and Power*, Cambridge: Polity Press. (= 森重雄他訳, 1993, 『ジェンダーと権力——セクシュアリティの社会批判』三交社.)
- . 1995, *Masculinities*, Polity, Berkeley: University of California Press. (= 伊藤公雄訳, 2022, 『マスキュリニティーズ—男性性の社会科学』新曜社.)
- Connell, R. W. & J. W. Messerschmidt, 2005, "Hegemonic Masculinity: Rethinking the Concept", *Gender & Society*, 19(6): 829-859.
- Enloe, C. 2000, *Maneuvers: the International Politics of Militarizing Women's Lives*, Berkeley: University of California Press. (= 佐藤文香訳, 2006, 『策略——女性を軍事化する国際政治』岩波書店.)
- Gail Bederman, 1995, *Manliness and Civilization*, University of Chicago Press.
- Gilman, S. L., 1999, *Making the Body Beautiful: A Cultural History of Aesthetic Surgery*, Princeton: Princeton University Press.
- Hamermesh, D. S. & Biddle, J.E., 1994, "Beauty and The Labor Market", *The American Economic Review*, 84(5):1174-1194.
- Higate, P. R., 2007, Peacekeepers, Masculinities, and Sexual Exploitation. *Men and Masculinities*, Sage, 10(1): 99-119.
- Higate, P. R. & Jeff, H., 2003, *Military Masculinities: Identity and the State*. Praeger.
- Holliday, R., & Cairnie, A., 2007, "Man made plastic: Investigating men's consumption of aesthetic surgery". *Journal of Consumer Culture*, 7(1):57-78.
- Holliday, R., & Elfving-Hwang, J., 2012, "Gender, globalization and aesthetic surgery in South Korea". *Body & Society*, 18(2):1-24.
- Hooper, C., 2001, *Manly States: Masculinities, International Relations, and Gender Politics*. Columbia University Press.
- Elfving-Hwang, J., 2020, "Man Made Beautiful: The Social Role of Grooming and Body Work in Performing Middle-aged Corporate Masculinity in South Korea", *Men and Masculinities*, 24(2): 207-227.
- Futoshi, T., 2005, "East Asian Masculinities" Kimmel, M. S. & Jeff, H & Connell, R.W, eds., *The Handbook of Studies on Men & Masculinities*. SAGE Publishment.
- Jung, S., 2011, *Korean masculinities and transcultural consumption: Yonsama, Rain, Old boy, K-pop idols*. Hong Kong University Press.
- Messner, M., 1993, "'Changing men' and Feminist Politics in the United States". *Theory and Society* 22 (5): 723-37.
- Nancy, A. N & Renee, C. H, ed. 2016, *The Wiley Blackwell Encyclopedia of Gender and Sexuality Studies*. John Wiley & Sons, Ltd.
- Turner, B. S., 1992, *Regulating Bodies: Essays in Medical Sociology*. London: Routledge.
- Flick, U., 2009, *An introduction to qualitative research*, SAGE Publishment. (= 小田博志他訳, 2011, 『質的研究入門：「人間の科学」のための方法論』春秋社.)
- 江原由美子, 1985 『女性解放という思想』勁草書房.
- 海妻径子, 2006 「フーバーの「マスキュリニズム」論の意義と課題—男性性研究におけるコンネル Masculinities 以降の理論展開—」『フィロソフィア・イワテ』38:1-12.
- 川口遼, 2012, 「男性性間の階層的関係とジェンダー秩序」『女性学』19(0):110-116.
- 権仁淑, 2006, 『韓国の軍事文化とジェンダー』お茶の水書房.
- 康熙奉, 2011, 『韓国の徴兵制 兵役経験者が吐露した真実』双葉社.
- 佐々木正徳, 2004, 「『韓国における男性性』研究の意義についての一考察」『九州教育学会研究紀要』(31):273-280.
- , 2013, 「代替服務という生き方——全韓国の男性性と兵役の多様性」『長崎大論叢』(17):93-104.
- 佐藤文香, 2010, 「テーマ別研究動向 (男性研究の新動向)」『社会学評論』(61)2:186-195.
- , 2006, 「軍事化とジェンダー」江原由美子、山崎敬一編著『ジェンダーと社会理論』有斐閣.
- 須長史生, 1999, 「ハゲを生きる——外見と男らしさの社会学」勁草書房.
- 谷本奈穂, 2018, 『美容整形というコミュニケーション——社会規範と自己満足を超えて』花伝社.
- 朴眞煥, 2008, 「韓国の大学における軍事文化と日常——徴兵制をめぐる言説と予備役、現役、女子学生の実践」『コンタクト・ゾーン』(2):89-108.
- 藤田智子, 2005, 「青年期における男性の身体像に関する考察」『ジェンダー研究』8: 79-98.
- 渡辺浩, 2021, 『明治革命・性・文明：政治思想史の冒険』東京大学出版会.
- 김고연주, 2010, 「'나 주식회사'와 외모관리」김현미, 강미연, 권수현, 김고연주, 박성일 『친밀한 적』 이후.

김엘리, 2020, 「20 ~ 30 대 남성들의 하이브리드 남성성」 『한국여성학』 36(1):139-173.
 대한민국국방부, 2023, 「2023 년국방백서」
 이윤정, 권순장, 2007, 「남성의 근육 만들기과 신체 이미지」 『한국심리학회 학술대회 자료집』 (1):128-129.
 장서원, 한경희, 2014, 「20 대 초반 남성군인과 민간인의 화장품과 피부미용에 대한 관심과 실천행위」 『한국지역사회생활과학회지』 25(2):193-205.
 장혜윤, 2014, 「20 대 남성의 군복무 경험에 따른 외모관리행동에 관한 질적 연구」 연세대학교대학원 의류환경학과 석사논문.
 정성조, 이나영, 2018, 「보이지 않는 군인들 : 한국 군대 내 동성애혐오와 성소수자 정체성」 『문화와 사회』 26(3):83-145.
 조혜정, 1993, 『한국의 여성과 남성』 문학과지성사. (= 春木育美訳, 2002, 『韓国社会とジェンダー』 法政大学出版局.)



小平 沙紀 (こひら・さき)

[専門] 社会学、地域研究、ジェンダー論

[主たる著書・論文]

小平沙紀, 2024, 「韓国男性の自己管理としての美容実践とスバック語り—動機の語彙を手掛かりに」 『東アジア研究』 32:1-18. (2024年3月)

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程

[所属学会] 日本社会学会、カルチュラル・スタディーズ学会、韓国・朝鮮文化研究会、日本出版学会、東アジア学会、関東社会学会

Beauty Practice and Phases of Masculinity among South Korean Men : Communication in the Military.

Saki Kohira*

Beauty practice among men has become more common globally in the recent years, which can be observed in the annually expanding market for men's cosmetics. In South Korea, the practice is not only limited to women but also among men; with South Korean men contributing to the highest global per capita sales of men's cosmetics. Some studies had suggested that there is a correlation between the male-dominated norms such as Confucianism and military service to beauty practice and the high aesthetic consciousness among South Korean men. This paper attempts to clarify some aspects of the correlation that may have been overlooked through an interview survey with focus on the South Korean men's military service experiences. The results offer a new insight in the South Korean men's beauty practices that are paradoxically fostered by the military, an institution that symbolizes masculinity.

* Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Korean men, Beauty practice, Military, Military service, Masculinity.



フィールド・レビュー

FIELD REVIEWS

北限のニホンウナギから気候変動を捉える

黒木 真理

ニホンウナギ *Anguilla japonica* の終着点は北海道の地にある。古くから日本人に食資源として利用されているニホンウナギだが、その卵が西部北太平洋の西マリアナ海嶺海域で発見され、孵化した本種の仔魚が数千キロも離れた地まで回遊するという全貌が明らかになったのは、2009年のことである (Tsukamoto et al., 2011)。

レプトセファルスと呼ばれるウナギ属魚類の仔魚は、高い遊泳力がなくとも遠くまで移動が可能である。それは木の葉のような扁平な形を呈し、体内のほとんどが水分で満たされており、海流に乗って運ばれやすいためである。ニホンウナギの仔魚は、産卵場から西向きの北赤道海流と日本列島に沿って北上する黒潮によって輸送される。数ヶ月間の海洋生活期を過ごした後、ガラスのように透き通った細長いシラスウナギ稚魚へと変態して、台湾、中国、韓国、日本などの東アジアの河口に接岸する。そのシラスウナギが到達する最北の地が北海道となっている。

その北海道は本州と津軽海峡によって隔たれている。ここにはブラキストン線として知られる生物地理上の境界があり、哺乳類などの動物相の分布が分かれている。ニホンウナギについても、北海道にはほぼ生息していないと捉えられて無視されてしまうことが多い。例えば、現

在日本においてニホンウナギの商業漁獲が行われているのは青森県以南の地域であり、最近まで北海道には本種に適用される漁業規則さえ存在しなかった。しかし、我々が北海道でニホンウナギに関する文献調査と野外調査を始めたところ、彼らはこの北限の地で密やかに生息してきたことが次第に浮かび上がってきた。

過去のニホンウナギの漁獲に関する記録をみると、北海道南部の太平洋沿岸において捕獲されたり、漁業対象とされていたという記述が残っている (野澤, 1892; 佐郷, 1926; 上野, 1966)。さらに、1879年以來日本では商業的な食用魚として養殖され、本州から北海道の湖沼や堀に移殖された記録もある (竹谷, 1961; 小林, 1967)。ニホンウナギは観賞魚やペットとしても各地で販売されていることも考慮すると、寿命が比較的長いニホンウナギが或る河川や湖沼に生息していることは、厳密には自然地理的分布の証拠とはならない。そこで、まず北海道南部においてシラスウナギの接岸状況の調査に取り組んだ。その結果、本州よりかなり遅い時期に北海道南部の河口にシラスウナギが来遊していることが確認され、天然個体の加入の実態が明らかとなった (Morita and Kuroki, 2022)。シラスウナギとして加入した後、厳冬の北海道で越冬可能かどうかさらに調査を進めていくと、低緯度域に生息する個体と比べて低成長で

あるものの、幅広い年齢の個体が生息しており、その一部では成熟が進んでいることもわかってきた。すなわち、北海道に辿り着いたニホンウナギは低水温に晒される環境で時間をかけてゆっくりと成長し続け、性成熟を開始する発育段階まで生存できるといえそうだ。しかし、こうした生物学的情報はこの数年間に得られた知見であり、2000年代の北海道南部における調査ではニホンウナギはほとんど捕獲されていなかったことから（森田，私信）、近年になってから生息数が変化してきている可能性も否めない。

このように、少なくともこの数十年間、北海道のニホンウナギは自然科学の分野では着目されていなかったが、人文的側面では人とニホンウナギの深い歴史が存在していたようだ。ニホンウナギは、北海道の先住民族であるアイヌ民族が使用していたアイヌ語でタンネ・チェブ（長い魚）、タンネ・イベ（長い食物）もしくはヌクリベ（食う気になれない魚の意）と呼ばれるとされる（更科・更科，2020）。ニホンウナギに似た形態のヤツメウナギ類と混同されたり、一見するとヘビのような様相も相まって気味悪がられる存在として扱われていたこともあるようだが、北海道のアイヌ民族文化に関する調査結果をまとめた『アイヌ民俗文化財調査報告書』では、北海道南部の複数の地域で延縄や仕掛けを使ったウナギ漁に関する記述があり（北海道教育庁社会教育部文化課，1983，1987）、サケのように頻繁に食べられていたわけではないものの、ニホンウナギは地域の人々に認知され、食用とされていたことがわかる。さらに、

ラムサール条約に登録されて水鳥のサンクチュアリとして知られるウトナイ湖では「鬼ウナギ」と呼ばれるほど巨大なニホンウナギが獲れたという記録がある（竹谷，1961）。駒ヶ岳麓の大沼では沼の主とされたニホンウナギにまつわる伝説が残っており、大沼に浮かぶ小島には供養するための鰻塚も建立されている（森田・黒木，2020）。

気候変動が種の分布に及ぼす影響を評価することは、生態系サービスに依存する人間社会にも直結する問題である。とくに、2014年から国際自然保護連合によって絶滅危惧種に指定されているニホンウナギにとって、東アジアに広範囲に分布する種全体の現在の地理分布やその個体群の特性を理解することは、種を保全するために不可欠である。しかし、絶滅危惧種はその分布の周縁部での生息数は少なく、生物学的調査は兎角分布の中央部に偏りがちである。また、ニホンウナギに限らずこうした生物の分布北上化の原因として、地球温暖化のみが目される傾向があるが、かつて北海道では海水温が高い時期もあった。そうした温暖な時期には、釧路近海はクロマグロの豊漁で賑わっており（渡辺，1988）、温暖な海洋環境はすべて地球温暖化のみに起因するとは限らない。ニホンウナギの生息分布についても、数十年単位で繰り返す気候変動の影響等も考慮して包括的な理解を深めていく必要があるだろう。今後、北限に分布するニホンウナギの研究を通じて、将来の気候変動に伴う本種の分布域の変化を予察し、長期的な生物多様性保全に資する研究を進めたいと考えている。

参考文献

- 北海道教育庁社会教育部文化課編 (1983) アイヌ民俗文化財調査報告書 (アイヌ民俗調査Ⅱ 旭川地方). 北海道教育委員会, 北海道.
- 北海道教育庁社会教育部文化課編 (1987) アイヌ民俗文化財調査報告書 (アイヌ民俗調査Ⅵ 十勝・網走地方). 北海道教育委員会, 北海道.
- 小林喜雄 (1967) 随筆 北海道の淡水魚. 北海道大学水産学部水産資料館, 北海道.
- 森田健太郎・黒木真理 (2020) 凋落する大衆回遊魚—サケとウナギ, 絶滅危惧種を喰らう (秋道智彌・岩崎望 編), pp. 65–88. 勉誠出版, 東京.
- Morita, K., Kuroki, M. (2021). Japanese eel at the northern edge: glass eel migration into a river on Hokkaido, Japan. *Ichthyological Research* 68: 217–221.
- 野澤俊次郎 (1892) 北海道産魚類総説. 動物学雑誌 4: 255–261.
- 佐郷郷一 (1926) 実験養鰻法. 博文館, 東京.
- 更科源蔵・更科光 (2020) コタン生物記Ⅱ 野獣・海獣・魚族篇. 青土社 (新版), 東京.
- 竹谷孫橘 (1961) 北海道のうなぎ. 魚と卵 91: 2–5.
- Tsukamoto, K., Chow, S., Otake, T., Kurogi, H., Mochioka, N., Miller, M.J., Aoyama, J., Kimura, S., Watanabe, S., Yoshinaga, T., Shinoda, A., Kuroki, M., Oya, M., Watanabe, T., Hata, K., Ijiri, S., Kazeto, Y., Nomura, K., Tanaka, H. (2011) Oceanic spawning ecology of freshwater eels in the western North Pacific. *Nature Communications* 2: 179.
- 上野達治 (1966) 北海道近海の魚 15 ウナギ・ハモ・アナゴ類. 北水試月報 23: 172–182.
- 渡辺栄二 (1988) 釧路の鮭漁について. 釧路博物館報. 313: 123–126.



黒木 真理 (くろき・まり)

[専門] 魚類生態学

[主たる著書・論文]

Kuroki, M., Miller, M.J., Tsukamoto, K. (2014) Diversity of early life history traits in freshwater eels and the evolution of their oceanic migrations. *Canadian Journal of Zoology* 92:749–770

Tsukamoto, K., Kuroki, M. Eds. (2014) *Eels and Humans*. Springer, Japan.

黒木真理・塚本勝巳 (2011) 『旅するウナギー1億年の時空をこえて』 東海大学出版会

[現在の所属] 東京大学大学院情報学環、農学生命科学研究科 (兼任)

[所属学会] 日本魚類学会、日本水産学会、生き物文化誌学会

CONTENTS

Opening essay

- "Origami" as a Medium of Information Transmission in Medieval Japan
[Motoo Endo] — i

Faculty Papers

- Art, Technology, and STS:
A Theoretical Reflection on Technology-driven Contemporary Art
[Masato Fukushima] — 1
- Progress and Impacts of the Farm-to-School Project:
The Case of Yamae Village, Kumamoto Prefecture
[Shino Namiki, Noboru Koshizuka] — 17
- The Regulation of Hate Speech and Inherent Limitations (2):
On the Nature of Illocutionary Norm-Enactment and Defeasibility
[Naoya Nagaishi] — 35
- Photography & Copyright, 1950-1970:
The Legislative Process and Photographers' Activities regarding the Term of
Copyright Protection for Photographic Works in the Comprehensive Reform of the
Japanese Copyright Law
[Yumi Aota, Machiko Sakai] — 57
- A Study of the Current Status and Challenges of Policies to Support
Female Researchers in Academic, Scientific, and Technological Fields in Japan
[Mariko Ogawa] — 91

Refereed Papers

- Burn the "Bad" Organization:
The Logic of Networked Misogyny in Harassment Against Colabo
[Junxiao Leng, Azusa Karai] — 113
- Beauty Practice and Phases of Masculinity among South Korean Men:
Communication in the Military
[Saki Kohira] — 135

Field Review

- An Approach to Understanding Climate Change from the Northern Limit of the Japanese Eel
[Mari Kuroki] — 155

東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究 No.106

発行日 令和6年3月31日

編集・発行 東京大学大学院情報学環

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

製作 株式会社創志